

博士論文

中国の気候変動外交

—国際関係におけるアイデンティティと国益追求の変遷—

令和4年3月

中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程後期課程  
飯嶋 佑美

## 目次

目次.....	I
略語・用語の説明.....	IV
<b>第 1 章 序論</b> .....	<b>1</b>
第 1 節 本論文の問題意識と構成.....	1
(1) 問題意識と課題.....	1
(2) 本論文の構成.....	4
第 2 節 中国と気候変動対応.....	4
(1) 中国の国際社会におけるステータス.....	4
(2) 脆弱性と対応コスト.....	8
(3) 権威主義的特徴を持つ体制や手法.....	14
第 3 節 国内のアクターと組織.....	18
(1) 官僚機構の調整.....	18
(2) 気候変動外交の参加者.....	21
(3) 一般市民の役割.....	23
<b>第 2 章 中国気候変動外交に関する先行研究の分析視点</b> .....	<b>28</b>
第 1 節 環境外交の分析.....	28
第 2 節 中国気候変動外交の段階.....	32
第 3 節 中国気候変動外交の影響要素.....	35
(1) 核心的利益.....	35
(2) 官僚政治.....	37
(3) 認識や理念.....	40
第 4 節 先行研究の現状.....	42
<b>第 3 章 気候変動外交の始動</b> .....	<b>47</b>
第 1 節 環境外交の始動と国内制度の整備.....	47
(1) 国際連合人間環境会議 (UNCHE) の開催とその影響.....	47
(2) 環境外交の戦略的意味.....	50
第 2 節 初期の気候変動外交 (1980 年代末から 2005 年).....	53
(1) 気候変動枠組条約の締結.....	53
(2) 京都議定書の採択.....	56
(3) 京都議定書の批准.....	60
<b>第 4 章 コペンハーゲン会議の教訓</b> .....	<b>66</b>
第 1 節 コペンハーゲン会議までの中国の歩み.....	66
(1) 環境保護の重視.....	66
(2) 気候変動対応の強化.....	67
(3) COP12 から COP14.....	70

(4) 削減目標の公表 .....	72
第2節 コペンハーゲン会議：西側の視点と中国の視点 .....	73
(1) コペンハーゲン会議 .....	73
(2) 西側の視点 .....	76
(3) 中国の視点 .....	78
第3節 中国のジレンマ .....	81
(1) 交渉のアクターと意思決定 .....	81
(2) 国際社会の期待との不一致 .....	83
(3) 非国家アクターとの協働 .....	85
(4) 対外発信の失敗 .....	86
<b>第5章 パリ会議に向けての自己変革 .....</b>	<b>89</b>
第1節 2010～2012年の気候変動交渉 .....	89
(1) 天津会議：はじめての気候変動に関する国際会議を開催 .....	89
(2) カンクン会議 (COP16) .....	90
(3) ダーバン会議 (COP17) .....	91
(4) ドーハ会議 (COP18) .....	94
第2節 習近平政権下の気候変動交渉（2013～2015年） .....	95
(1) ワルシャワ会議 (COP19) .....	95
(2) リマ会議 (COP20) .....	96
(3) パリ会議 (COP21) .....	98
第3節 コペンハーゲンからパリに向けての自己変革 .....	102
(1) 公共外交の強化 .....	102
(2) 非国家アクターの関与を促進 .....	106
(3) 先進国との対立から協力へ .....	108
<b>第6章 パリ会議後の気候リーダーシップの模索 .....</b>	<b>111</b>
第1節 パリ会議後の気候変動対応 .....	111
(1) パリ協定の発効 .....	111
(2) 持続可能な開発2030年アジェンダの重視 .....	112
(3) 気候変動対策の政治的重要度の向上 .....	115
(4) 行政機構改革 .....	119
(5) ボトムアップの可能性 .....	122
(6) グリーンリカバリー .....	125
第2節 中国の気候リーダーシップ .....	127
第3節 グリーン一帯一路の展開 .....	131
<b>第7章 結論 .....</b>	<b>136</b>
第1節 総括 .....	136
(1) 各章（第3章から第6章）のまとめ .....	136

(2) 中国気候変動外交の駆動力.....	139
(3) 中国の国際関係におけるアイデンティティ.....	141
(4) 気候変動問題と国益の追求.....	144
第2節 中国の気候変動対応の展望：2つの炭素目標.....	146
<b>参考文献</b> .....	<b>151</b>
【日本語文献】（五十音順）.....	151
【英語文献】（アルファベット順）.....	155
【中国語文献】（拼音順）.....	170

略語・用語の説明

- ADB：強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action)
- AGBM: ベルリン・マンデートに関するアドホック会合 (Ad-hoc Group on Berlin Mandate)
- AOSIS：小島嶼国連合 (Alliance of Small Island States)
- AWG-KP: 京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会 (Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol)
- AWG-LCA：条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会 (Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention)
- CBDR, CBDRRC：共通だが差異ある責任 (Common but Differentiated Responsibilities), 共通だが差異ある責任と各国の能力 (Common but Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities)
- CDM：クリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism)
- CO2：二酸化炭素 (carbon dioxide)
- COP：締約国会議 (Conference of the Parties)
- GEI：全球環境研究所 (Global Environmental Institute)
- GEIDCO: グローバル・エネルギー・インターコネクション発展協力機構 (Global Energy Interconnection Development and Cooperation Organization)
- IC：国際的な協議及び分析 (International Consultation and Analysis)
- INC：政府間交渉委員会 (Intergovernmental Negotiation Committee)
- IPCC：気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)
- LDC：後発開発途上国 (Least Developed Countries)
- LMDC：同志途上国 (Like-minded Developing Countries)
- MEF：エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム (Major Economies Forum on Energy and Climate Change)
- MOCA：気候行動に関する閣僚会合 (Ministerial Meetings on Climate Action)
- MRV：測定・報告・検証 (Measurement, Reporting and Verification)
- NbS：自然に根ざした社会課題の解決策 (Nature-based Solutions)
- NDC：国が決定する貢献 (Nationally Determined Contribution)
- NGO：非政府組織 (Non-Governmental Organization)
- PD：パブリック・ディプロマシー，公共外交 (Public Diplomacy)
- PM2.5：微小粒子状物質 (Fine particulate matter)
- tCO2e：CO2 換算トン (ton [tonne, metric ton] of CO2[carbon dioxide] equivalent)
- UNCED：国連環境開発会議，地球サミット (United Nations Environmental Development Conference)
- UNCHE: 国連人間環境会議，ストックホルム会議 (United Nations Conference on the Human Environment)
- UNEP：国連環境計画 (United Nations Environment Program)
- UNFCCC: 国連気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change)

## 第1章 序論

### 第1節 本論文の問題意識と構成

#### (1) 問題意識と課題

2015年に新たな気候変動の国際枠組みである「パリ協定」が誕生したことは、国際社会における気候変動対応の共同行動の1つのメルクマールとなっただけでなく、世界第2の経済大国であり、世界第1位の温室効果ガス排出国となった中国のグローバルガバナンスや国際制度<sup>1</sup>における役割に注目が集まる契機となった。西側の世界では、非民主主義国家であり、台頭する新興国である中国が国際秩序に与える影響（特に修正を試みる動き）に対して警戒心を持って捉える場合もあるが、気候変動領域においては中国による積極的な関与やリーダーシップ<sup>2</sup>の発揮を期待する声が高まっている。気候変動交渉では、特にポスト京都議定書交渉或いは京都からパリに至るまでの交渉が難航を極めたことから、気候変動制度のフラグメンテーション（断片化）やリーダーシップの欠如が指摘され<sup>3</sup>、恒常的に交渉の推進力が求められていた。パリ協定締結の際には、アメリ

---

<sup>1</sup> 環境問題に関するグローバルガバナンスやレジーム論に関してはオラン・ヤングの研究を参照。Young, Oran R. *International Governance: Protecting Environmental in a Stateless Society*. Ithaca: Cornell University Press, 1994; Young, Oran R., ed. *Global Governance: Drawing Insights from the Environmental Experience*. Cambridge, MA: MIT Press, 1997; Young, Oran R. *The Effectiveness of International Environmental Regimes: Causal Connections and Behavioral Mechanisms*. Cambridge, MA: MIT Press, 1999. 気候変動レジームの研究においては次の先行研究の影響力が大きい。Keohane, Robert O., and D.G. Victor. “The Regime Complex for Climate Change.” *Perspectives on Politics*, Vol. 9, No. 1, 2011, pp. 7-23. レジーム・コンプレックスとは、単一の問題領域に対して複数のレジームが併存することであり、「ゆるやかに結合したレジーム複合体」のこと。気候変動問題の領域では、UNFCCCの下でのレジームだけでなく、オゾン層保護の枠組みや、二国間のイニシアチブ、多国間の開発協力などの様々な協議・国際協力が連結している。R.O.コヘインとD.G.ヴィクターは、気候変動問題に対応する包括的な単独の国際レジームが構築されることは不可能と考えており、レジーム・コンプレックスの状態にメリットがあるとする。

<sup>2</sup> 国際的なリーダーシップやレジームとリーダーシップの関係については以下を参照。Ikenberry, G. John. “The Future of International Leadership.” *Political Science Quarterly*, vol. 111, no. 3, 1996, pp. 385-402; Young, Oran R., “Political Leadership and Regime Formation: On the Development of Institutions in International Society,” *International Organization* 45.3, 1991, pp. 281-308.

<sup>3</sup> Biermann, Frank, et al. “The Fragmentation of Global Governance Architectures: A Framework for Analysis.” *Global Environmental Politics* 9 (4), 2009, pp. 14-40; Gampfer, Robert. “Minilateralism or the UNFCCC?: The Political Feasibility of Climate Clubs.” *Global Environmental Politics*, Volume 16, Number 3, August 2016, pp. 62-88; Karlsson-Vinkhuyzen, Sylvia I., and Jeffrey McGee. “Legitimacy in an Era of Fragmentation: The Case of Global Climate Governance.” *Global Environmental Politics*, Vol. 13, 2013, pp. 56-78; Parker, Charles, et al. “Fragmented Climate Change Leadership: Making Sense of the Ambiguous Outcome of COP-15.” *Environmental Politics*, Vol. 21, No. 2, 2012, pp. 268-286; van Asselt, Harro. “From UN-ity to Diversity? The UNFCCC, the Asia-Pacific Partnership, and the Future of International Law on Climate Change.” *Carbon and Climate Law Review*, Vol. 1, No. 1, pp. 17-28, 2007; Vihma, Antto. “Friendly neighbor or Trojan Horse? Assessing the interaction of soft law initiatives and the UN climate regime.” *International Environmental Agreements: Politics, Law and Economics*, Volume 9, Issue 3, 2009, pp. 239-262; Zelli, Fariborz, and Harro van Asselt. “Introduction: The Institutional Fragmentation of Global Environmental Governance: Causes, Consequences, and

かと中国という 2 大排出国が協調したことにより、交渉妥結の大きな推進力となった。しかし、パリ協定の発効後にアメリカのトランプ政権がパリ協定からの離脱を予告・表明してからは、再び推進力を失いかねない事態となり、中国に対しリーダーシップの欠如を補完するさらなる貢献が期待されている。

中国から見た気候変動外交は、こうした国際社会からの積極的対応や貢献を求める圧力に対し、中国自身の発展の空間を確保し、国内問題を優先するための利益追求の過程であったとも言える。中国の初期における気候変動交渉の主な立場は、国際的な排出削減義務の負担を拒否することであり、その目的を追求するために防衛的かつ強硬な態度で交渉に望んだ。それにより、外交戦略の目的を達成する一方で、非協力的なプレーヤーとみなされて他の交渉国などから批判を受け、国際的なイメージが損傷した。こうした国際社会の視点から見た中国の非協力的な外交態度は、リアリズムや経済的利益、或いは国内政治を重視する観点から比較的説明が容易であったと言える。しかしながら、時代や気候変動交渉の流れとともに中国が気候変動外交の戦略を調整し、パリ会議で見られたようなより協調的な姿勢や、積極性と消極性<sup>4</sup>、或いは両面性や矛盾を含む交渉姿勢を見せるようになると、中国の交渉立場を理論的に説明することが一層困難となっていった。

本論文では、国際的な気候変動交渉における中国の外交的立場と、中国に対する国際社会の期待が大きく変化<sup>5</sup>するダイナミズムである、中国の気候変動外交のプロセスを整理し、歴史的な経緯を明らかにすることを第一の課題としている。なお、本論文では、主に気候変動枠組条約 (UNFCCC) に基づく国連プロセスでの外交交渉を中心に検討する。中国の気候変動外交をはじめとする環境外交に関する先行研究は日本において乏しく、また近年の動向を含めた長いスパンでの俯瞰的な研究は中国や英語圏でも限定的であるため、本論文には一定の学術的な意義が存在すると考える。プロセスやスタンスの変遷については、関連の先行研究の中でも比較的研究が蓄積されている内容ではあるが、各研究者が独自の時期区分や枠組みに基づいて整理を試みているため、統一的な見解が構築されているわけではなく、重ねて議論を行う余地が存在する。約 30 年の気候変動交渉の歴史がある中、どのような時期区分を採用するかによって中国の気候変動外交の変遷をどのように理解するべきかの枠組みが決定付けられるため、時期区分の提示は重要であると言える。本論文では、気候変動交渉における重要なイベントである条約や議

---

Responses.” *Global Environmental Politics*, Vol. 13, 2013, pp. 1-13 ; 李慧明「秩序転型，霸權式微与全球氣候政治：全球氣候治理制度碎片化与領導缺失的根源？」『南京政治学院学報』第 6 期，2014 年，56-65 頁；李慧明「全球氣候治理制度碎片化時代的國際領導及中国的戰略選択」『当代亚太』第 4 期，2015 年，128-156 頁。同一の問題に対して複数の国際制度が重複する形で併存する状態は、「フォーラム・ショッピング」（既存のレジームに不満を持つ国家が他のレジームを選択）や「レジーム・シフティング」（既存のレジームに不満を持つ国家が現行レジームの変容を迫るか，対抗する他のレジームを形成・利用する）の帰結であることがある。

<sup>4</sup> Wu, Fuzuo. “Shaping China’s Climate Diplomacy: Wealth, Status, and Asymmetric Interdependence.” *Journal of Chinese Political Science* 21, 2016, pp. 199–215.

<sup>5</sup> Sprinz, Detlef F., et al. “Major Countries.” in Luterbacher, Urs and Detlef F. Sprinz eds., *Global Climate Policy: Actors, Concepts, and Enduring Challenges*, The MIT Press, 2018, p. 182.

定書、協定の採択・発効と、中国の気候変動外交にとって転換点となったと考えられるイベントの発生の両方を考慮して、中国の気候変動交渉への関与の歴史を4つに区分し、第3章から第6章でそれぞれ整理を行う。

中国の交渉立場がどのように変化していったか、或いは維持されたかを明らかにしたのちに、こうした変遷がどのような原因で発生したかについて探究することが本論文の第二の課題である。中国の気候変動交渉の駆動力や影響要素について、先行研究では様々な視点から検討がなされているが、特に中国の対外政策を検討する際には、パワーバランスの変化といった国際システムの構造だけでなく、国内政治への配慮が重要であると言える。中国の外交は内政の延長と言われることも多く、またその体制上の性質から国内で受け入れ不可能な条件が先に国際的に約束されるといった現象が起きる可能性が低い。そのため、国際交渉での立場の変化が確認される前に、国内政治における変化が先行している可能性が高く、国内要素の検討は不可欠である。そして、国内政治に目を向けると、官僚政治、国家指導者や政策決定者の認識などの要素が重要な研究対象となるであろう。つまり、中国の気候変動外交の駆動力や影響要素を検討する際には、単一のレベルや理論、要素に依拠するだけではなく、複数の要素や複合的な影響に注目する必要があると考える。この点では、国際関係学におけるネオクラシカルリアリズム（新古典的現実主義）が国家の対外政策の決定において、国際システムの構造だけでなく、国内の要因や国家指導者といった個人レベルの認知的要素にも着目していることが参考となる<sup>6</sup>。本論文でも中国の気候変動外交を多角的に分析することに重きを置き、国際的な要素と国内の要素の影響に配慮することとし、一部では個人の認識についても言及する。ただし、約30年の歴史をできる限り同一の枠組みで説明することを目指して、最終的には、中国の国際関係におけるアイデンティティや自己認識、及びそれに基づく国益追求という視点から、中国の気候変動外交の変遷について分析する。

本研究を行うに当たり使用した資料は、主に日本語と中国語、及び英語での気候変動交渉に関連する先行研究と、実際の気候変動交渉の資料（国連の資料やIISDの議事録<sup>7</sup>、各国政府の公開資料）や、中国の政治文書（文件）や報告書、国家指導者や重要な関係者の発言記録（演説やインタビューなど）、新聞記事、現地で参加した研究会やフォーラムなどで取得した情報などである<sup>8</sup>。特に中国側の視点に立った外交的立場や主張を明らかにするために、中国の国家指導者や重要幹部の演説や発言、関連分野の中国研究者の論文や言説、気候変動政策の決定に深く関与しているとされる特定の専門家の論文や言説、気候変動外交や政策形成に関与しているシンクタンクや研究所の報告書を多用し、テキスト分析を行なった。

---

<sup>6</sup> Rose, Gideon. "Neoclassical realism and theories of foreign policy." *World politics* 51.1, 1998, pp. 144-172; Ripsman, Norrin M., Jeffrey W. Taliaferro, and Steven E. Lobell. *Neoclassical realist theory of international politics*. Oxford University Press, 2016.

<sup>7</sup> Earth Negotiations Bulletin (ENB). IISDのウェブサイト (<https://enb.iisd.org/enb/vol12/>) で閲覧可能。

<sup>8</sup> 中国側の資料を調査するにあたり、中国の気候変動関連の情報（2002年頃からの情報）が多く集約されている「中国気候変動信息网」というウェブサイトを特に参考にした。

## (2) 本論文の構成

本論文の構成について説明すると、本章である第1章の第2節からは、中国の気候変動外交を理解する上で重要と考えられる前提条件について言及することとし、中国の国際関係における特殊な位置や国内の状況を把握することに努める。第2章では、本格的な議論に入る前に、中国気候変動外交に関する先行研究がどのような視点を用いて分析を行なってきたのかについて簡単に整理を行なった。

第3章から第6章までは、中国の気候変動外交のプロセスについて説明及び分析を行う部分であり、4つの時期に分けて、俯瞰的に中国の気候変動外交の歴史を検討する。具体的には、第3章では、中国の気候変動交渉での基本的な立場が確立する中国環境外交の創成期を振り返り、その後は1980年代後半からの国際社会における枠組条約締結に向けた準備交渉が始動し、1997年の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3、京都会議）で成立した「京都議定書」が発効する2005年までを対象として、中国の初期における気候変動外交を整理する。第4章では、中国国内において環境対策が本格的に重視される2006年を起点とし、2009年のコペンハーゲン会議（COP15）開催までを対象とする。対象となる期間が短くなっているが、本論文はコペンハーゲン会議が中国の気候変動外交の転換点となったと考えているため、コペンハーゲン会議について詳述する章とした。第5章では、2010年から2015年に開催されたパリ会議（COP21）までを対象とし、中国がコペンハーゲン会議での教訓を活かし、パリ会議までに自己変革を行なっていく様子について説明する。第6章では、2016年から2021年9月現在までを対象とし、パリ協定採択後の中国の歩みと最近の動向について気候リーダーシップと関連させて整理する。

第7章は本論文の結論部分となり、第3章から第6章までの気候変動外交の変遷についての議論を要約し、中国が「遅参者」(laggard) から「先導者」(torchbearer) へと変貌する背景にコペンハーゲンの失敗を契機とした中国の自己変革があったことなどの主要な研究成果を示し、最後に今後の中国による気候変動対応の展望についての見解を提示する。

## 第2節 中国と気候変動対応

### (1) 中国の国際社会におけるステータス

中国は「世界で最も環境に優しい国であると同時に、最も汚染されている国である (The country is both the greenest in the world, but also the most polluting)」<sup>9</sup>との評価は、中国の抱える矛盾と、中国政府が経済成長と環境保護との間で舵取りに奮闘してきた成果を現している。

歴史を遡ると、中国の環境問題は長らく国際社会が懸念を抱く対象であり、中国の国内社会では関心の対象から除外されていた。毛沢東時代には環境は人間に支配されるも

---

<sup>9</sup> Hook, Leslie. "Climate change: how China moved from leader to laggard." *Financial Times*, November 25, 2019. <https://www.ft.com/content/be1250c6-0c4d-11ea-b2d6-9bf4d1957a67>. Accessed August 22, 2021.

のであるとの思想により多大なる環境破壊が引き起こされた<sup>10</sup>。周恩来国務院総理は日本人記者から公害の話聞いたことで環境問題に関心を寄せていたと知られ、1972年の国際連合人間環境会議（ストックホルム会議、UNCHE）に代表団を派遣して環境外交を始動した。その当時、中国国内では環境問題は政治体制に起因すると信じられ、環境問題は資本主義国家の問題であり中国には存在しないものと考えられていた。また、環境保護という概念自体が馴染みのないもので、環境と言えば公衆衛生の問題であった。ストックホルム会議に参加したことを契機に、中国国内でも環境問題への対応が始まったが、環境行政機関や制度、環境基準等が整備されても環境政策が完全に実施されることはなく、1979年に成立した33条からなる「環境保護法（試行）」は1989年まで試行状態であった。1970年代後半から始まった改革開放政策により、経済発展が急速に進む一方、中国は「世界の工場」として主要な汚染物質排出国となり、生態系が劣化し、産業公害や都市生活公害も深刻化した。また、「先に発展してから後で対処する」（先発展後治理）との開発理念は長らく中国社会を支配しており、官僚政治において環境対策を主管する行政機関の権限が小さいことや人材やキャパシティ不足などの要因もあり、多くの環境問題が真剣に対処されることなく放置された。21世紀に入ってから、胡錦濤政権下で「持続可能な開発（発展）」（sustainable development、中国語では「可持続発展」という概念が普及するようになり、「科学的発展観」に基づいて資源を有効活用し、経済成長と環境保全の両立を目指す環境と調和した社会が次第に希求されるようになる。2008年の北京オリンピック開催時には、大気汚染を理由にマラソン競技から辞退する選手が出るなど北京の大気汚染は世界から懸念されていたが、「グリーンオリンピック」のスローガンのもと環境対策が進められ、工場の操業停止や移転、交通規制、人工降雨などの手段で青い空が作り出された<sup>11</sup>。地球環境戦略研究機関（IGES）北京事務所所長小柳秀明<sup>12</sup>による『環境問題のデパート中国』と題する著作が日本で出版されたのが2010年のことである<sup>13</sup>。本著作では、中国の環境問題の規模の大きさと、ローカルな環境問題とグローバルな環境問題に同時に取り組まなければならない中国の困難が描かれた。グローバルな環境問題の1つである気候変動問題を巡る外交交渉においては、中国は長年に亘り非協力的な参加者、「laggard」（遅参者）<sup>14</sup>などと表現され、1987年の京都会議では合意の妨害者<sup>15</sup>、2009年のコペンハーゲン会議では交渉を「乗っ取る

---

<sup>10</sup> Shapiro, Judith. *Mao's war against nature: Politics and the environment in revolutionary China*. Cambridge University Press, 2001.

<sup>11</sup> Mead, Robert W., and Victor Brajer. "Environmental cleanup and health gains from Beijing's Green Olympics." *The China Quarterly* 194, 2008, pp. 275-293 ; 小柳秀明「北京オリンピックと中国環境問題」『東亜』第487号、2008年1月、2-35頁。

<sup>12</sup> 環境行政に長年従事し、中国政府から中国の発展に寄与した外国人専門家に贈られる「国家友誼獎」を授与されている。

<sup>13</sup> 小柳秀明『環境問題のデパート中国』蒼蒼社、2010年。小柳の他の執筆物等を見ると、2007年頃から中国に対して「環境問題のデパート」という表現を使用している。

<sup>14</sup> Harrington, Jonathan. "'Panda Diplomacy': State Environmentalism, International Relations and Chinese Foreign Policy." in Paul G. Harris, ed. *Confronting Environmental Change in East and Southeast Asia: Eco-politics, Foreign Policy and Sustainable Development*. Tokyo: United Nations University Press, 2005, p. 116.

<sup>15</sup> 田邊敏明『地球温暖化と環境外交——京都会議の攻防とその後の展開』時事通信社、

うとした」<sup>16</sup>と揶揄された。

以上のように、中国はかつて「グリーン」な国というよりは、環境問題が山積みの国として認識され、中国の急速な経済発展の陰にある環境問題の深刻さやその対応の欠陥に関心が集まり、国際社会からの積極的な対応を求める圧力に晒されてきた。現在でも中国は、深刻な環境問題を数多く抱えているものの、「環境問題を否定したり矮小化したりする時代は過ぎ去り」<sup>17</sup>、その環境問題への取り組みは一定の「成功」を収めていることから、学术界においても新たな研究対象として注目が集まっている。それでは、いつ頃から、中国の環境問題対応の「成功」が国際社会で認識され、中国を描写する際に環境関連の功績が付け加えられるようになったのであろうか。

中国による植林への取り組みには長い歴史があり、世界を牽引する緑化大国として成長しているが<sup>18</sup>、恐らく中国が環境分野で評価されるようになったのは、太陽光発電や風力発電に代表される再生可能エネルギーへの取り組みであろう。中国企業が再生可能エネルギー市場に参入し、中国政府からの手厚い補助金を受けながら、国内外において激しい競争を繰り広げた結果、世界では再生可能エネルギーの価格破壊が引き起こされ、中国の変革がグローバルなインパクトを伴う代表的な事例となった。もともと中国企業が太陽光発電市場に乗り出すことになった商業的な契機は、1990年代後半にドイツでの増大するソーラーパネル需要に対応する製造者として、中国企業に白羽の矢が立ったことであった<sup>19</sup>。その後中国企業が世界の太陽光発電市場を席卷しただけでなく、持続可能な発展を目指す中国政府の方策により国内市場も急速に拡大し、中国は2007年に再生可能エネルギーの総利用量で世界第1位となった<sup>20</sup>。中国は現在、「再エネの導入量、蓄積量、投資額は世界一」<sup>21</sup>に成長している。エネルギーミックスも着実に進展し、未だに石炭に大きく依存したエネルギー構造を持ちながらも再生可能エネルギー大国として認知されるようになった。

一方、気候変動交渉において、中国のリーダーシップに注目が集まるようになったのは2015年前後であり、1997年の「京都議定書」の採択から実に18年ぶりの気候変動に関する国際制度となった「パリ協定」の成立と発効に貢献したことが契機である。中国がこれまでの受動的な参加者から、より能動的な参加者に変化したことを世界が目撃

---

1999年、167頁。

<sup>16</sup> Vidal, John. "Ed Miliband: China tried to hijack Copenhagen climate deal." *The Guardian*, December 20, 2009. <https://www.theguardian.com/environment/2009/dec/20/ed-miliband-china-copenhagen-summit>. Accessed June 14, 2021.

<sup>17</sup> Mol, Arthur PJ, and Neil T. Carter. "China's environmental governance in transition." *Environmental Politics* 15.02, 2006, p. 165.

<sup>18</sup> Chen, Chi, et al. "China and India lead in greening of the world through land-use management." *Nature sustainability* 2.2, 2019, pp. 122-129.

<sup>19</sup> Fialka, John. "Why China Is Dominating the Solar Industry." *Scientific American*, December 19, 2016. <https://www.scientificamerican.com/article/why-china-is-dominating-the-solar-industry/>. Accessed August 25, 2021.

<sup>20</sup> 人民日報「利用総量居世界首位 中国成為可再生能源大国」中国気候変化信息网, 2008年9月8日, <<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=10195&TId=57>> (最終アクセス: 2021年8月27日)。

<sup>21</sup> 明日香壽川『グリーン・ニューディール：世界を動かすガバナリング・アジェンダ』岩波書店, 2021年, 218頁。

し、中国が気候変動ガバナンスにおけるリーダーを目指すのではないかという議論も拡大した。中国政府もこうした外交的成果に自信を付けて、自己認識を更新し、気候変動ガバナンスにおける「参加者、貢献者、先導者」を自称するようになった<sup>22</sup>。ただし、国際社会からリーダーシップの発揮を期待される一方で、国内における気候変動対策についての評価は必ずしも高くない。例えば、国際的な専門家組織であるクライメート・アクション・トラッカー（CAT）からはパリ協定と整合性のない不十分な政策・目標と評価されており<sup>23</sup>、ドイツの環境非政府組織（NGO）であるジャーマンウォッチが公表している「気候変動パフォーマンス・インデックス（CCPI）」の2021年版では「低評価」の世界33位（1～3位は該当国なし）にランク付けされている<sup>24</sup>。

一度は「遅参者」（laggard）と呼称されていた中国が、「先導者」（torchbearer）を自称するようになったのは大きな変化であるが、中国のステータスの変化はこれだけではない。現在中国は、世界第2位の経済大国、世界第1位の温室効果ガス排出国（世界の二酸化炭素排出量については図1を参照）、世界第1位の一次エネルギー消費国となっており、2018年の一人当たりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は7.4 tに達し、世界やEUの平均、またイギリスやフランスなど一部の先進国を超える水準となっている（図2を参照）<sup>25</sup>。最近では、原子力発電量がフランスを超え、世界第2位の原発大国になったことも明らかになった<sup>26</sup>。他にも国際社会におけるステータスとして、外貨準備高が世界第1位であり、国連分担金負担率と国連平和維持活動（PKO）予算分担率で世界第2位、3つの国連専門機関（全15）<sup>27</sup>で中国国籍保有者がトップを務めるなど国連における影響力も拡大している。このように、世界銀行の基準では上位中所得国に該当する発展途上国であるものの、中国はもはや単なる発展途上国とは言えないほどの国際的な地位を築いている。そして、気候変動問題への対応は、中国が発展途上国としてのアイデンティティに固執しながらも、リーダーシップの発揮に最も自信を付けている領域の1つとなっている。

<sup>22</sup> 「習近平氏：小康社会の全面的完成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利をかち取ろう——中国共産党第19回全国代表大会における報告」新華社、2017年10月28日、<[http://jp.xinhuanet.com/2017-10/28/c\\_136711568.htm](http://jp.xinhuanet.com/2017-10/28/c_136711568.htm)>（最終アクセス：2021年8月21日）。

<sup>23</sup> Climate Action Tracker. "China." Climate Action Tracker, September 21, 2020. <https://climateactiontracker.org/countries/china/>. Accessed August 28, 2021.

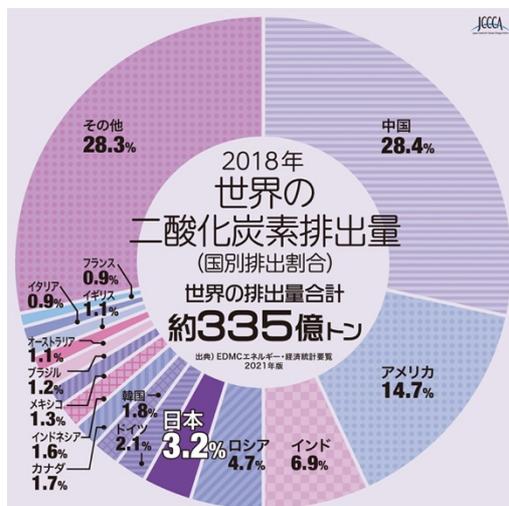
<sup>24</sup> Burck, Jan, et al. *Climate Change Performance Index 2021*. Germanwatch, 2020.

<sup>25</sup> “CO<sub>2</sub> emissions (metric tons per capita).” The World Bank. <https://data.worldbank.org/indicator/EN.ATM.CO2E.PC>. Accessed August 28, 2021.

<sup>26</sup> 「中国原発発電量、米国に次ぎ2位」『毎日新聞』2021年10月1日、<<https://mainichi.jp/articles/20211001/ddm/012/030/057000c>>（最終アクセス：2021年10月2日）。

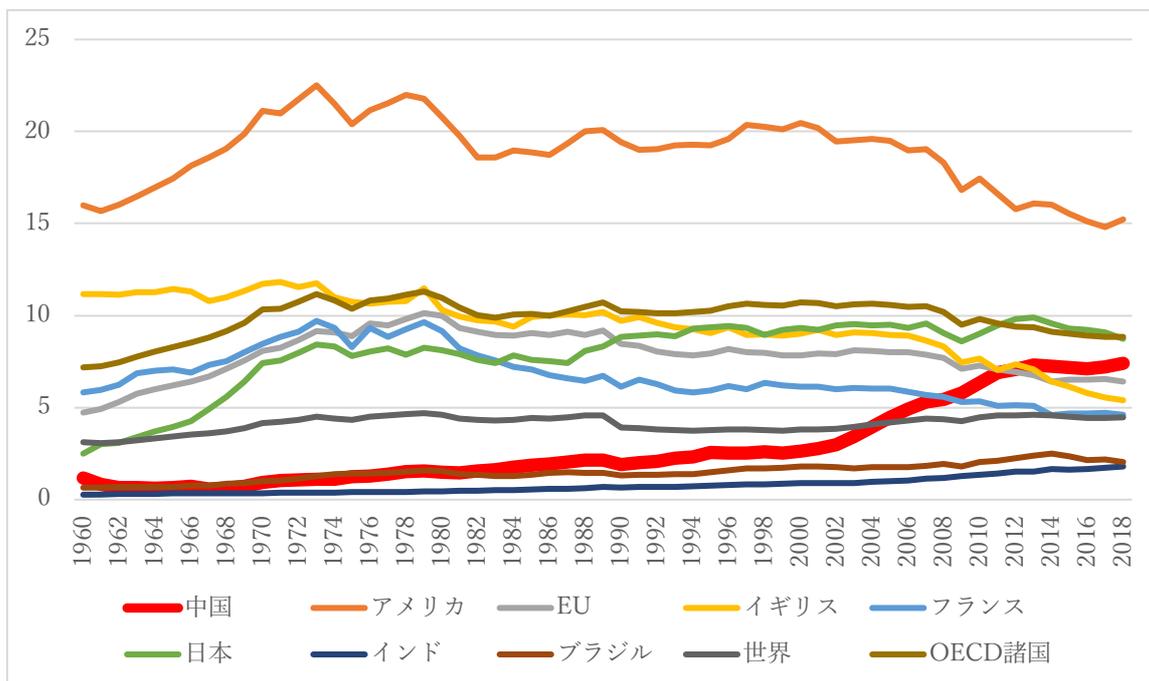
<sup>27</sup> 3つの国連専門機関とは、国際電気通信連合（ITU）、国連食糧農業機関（FAO）、国連工業開発機関（UNIDO）である。2021年8月1日までは国際民間航空機関（ICAO）を含めた4つの専門機関のトップが中国出身者であった。

図 1-1 世界の CO2 排出量 (2018 年)



(出典) EDMC/エネルギー・経済統計要覧 2021 年版 [温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より] [\*排出量の単位は[百万トン-エネルギー起源の二酸化炭素(CO2)]]

図 1-2 一人当たりの CO2 排出量の推移 (単位：トン)



(出典) World Development Indicators (<https://data.worldbank.org/indicator/EN.ATM.CO2E.PC>) のデータを使用して筆者作成。

(2) 脆弱性と対応コスト

各国の環境外交における立場を分析するモデルの 1 つに、デトレフ・シュプリンツ

(Detlef Sprinz) とタパニ・ヴァハトランタ (Tapani Vaahtoranta) (1994 年)<sup>28</sup>に代表される利益モデルが存在する。この分析モデルによると、国家は利己的なアクターであり、利益とコストを比較して合理的に行動を決定すると仮定され、環境外交交渉において各国は生態的な脆弱性と排出削減コストの度合いを考慮して環境外交政策を方向付ける。具体的には、国家は 4 つに類型化することができ、脆弱性が高くコストが低い国家は「推進者」(pushers)、脆弱性が高くコストも高い国家は「中間者」(intermediates)、脆弱性が低くコストが高い国家は「反対者」(draggers)、脆弱性が低くコストも低い国家は「傍観者」(bystanders) となり得るとしている。推進者が国際的な環境規制に積極的な一方で、反対者は消極的である。中間者は、国際的な環境規制に参加するインセンティブを有するが、大きなコストの負担には消極的である可能性があり、傍観者はインセンティブが小さいもののコストの低さから反対者よりも積極的な立場を取る可能性がある。

中国の気候変動外交の立場にこの利益モデルが必ずしも当てはまるとは言えないものの、気候変動に対する脆弱性や対応コストに関する認識は、中国の気候変動対策を決定付ける基本的な情報として重要であると言える。そのため、以下では中国の気候変動に対する脆弱性の把握や認識、及び気候変動対応コストについて整理する。

中国が気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 評価報告書<sup>29</sup>の中国版の作成を目指して執筆プロジェクトを開始したのは 2002 年 12 月のことである。「気候変動評価報告編制指導グループ」が成立し、グループ長に李学勇科学技術部副部長、副グループ長に秦大河中国気象局局長と陳宜瑜中国科学院副院長が就任して、科学技術部、中国気象局、中国科学院、外交部、国家発展改革委員会、国家環境保護総局、教育部、農業部、水利部、国家林業局、国家海洋局、国家自然科学基金委員会の 12 の組織がプロジェクトに参加した<sup>30</sup>。そしてプロジェクトの成果は 2006 年 12 月に中国で初めての「気候変動国家影響報告」<sup>31</sup>としてようやく対外的に公表された。本報告書は、「気候変動の歴史と将来の傾向」、「気候変動の影響と適応」、「気候変動の緩和に関する社会経済的評価」の 3 つのセクションから成り、既に発生している気候変動の影響として 1950 年代以降中国

<sup>28</sup> Sprinz, Detlef, and Tapani Vaahtoranta. "The Interest-Based Explanation of International Environmental Policy." *International Organization*, vol. 48, no. 1, 1994, pp. 77-105.

<sup>29</sup> IPCC 評価報告書の作成に参加した中国人研究者は、第 1 次報告書 (1990 年) では 9 人、第 2 次報告書 (1995 年) では 11 人、第 3 次報告書 (2001 年) では 19 人、第 4 次報告書 (2007 年) では 28 人、第 5 次報告書 (2013~2014 年) では 43 人であった。中国政府は官僚や科学者を大規模に動員して IPCC 評価報告書の分析や検討作業を行い、政府にフィードバックを提出させたり、IPCC 評価報告者の筆者に政府部門や研究機関、大学などで講演会を実施させたりするため、政府や科学者、社会全体の気候変動問題に関する知識が向上する契機となっている。高雲「巴黎気候変化大会後中国的気候変化対応形勢」『気候変化研究進展』第 13 卷第 1 期、2017 年、90 頁。

<sup>30</sup> 中国新聞網「我国将在两年内編制気候変化国家評価報告 (2002.12.17)」中国気候変動信息网、2002 年 12 月 17 日、<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=7496&TId=57>> (最終アクセス: 2021 年 8 月 28 日); 中国気象報「我国首次發布気候変化領域国家級評価報告」中国気候変動信息网、2006 年 12 月 27 日、<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=7922&TId=57>> (最終アクセス: 2021 年 8 月 28 日)。

<sup>31</sup> 作者は計 88 名。高雲、前掲書、90 頁。

沿岸の海面が毎年 1.4mm～3.2mm 上昇していること、今後の予測として 2020 年には中国の年平均気温が 1.1～2.1℃上昇し、北部の水不足や異常気象が深刻化することなどが示された<sup>32</sup>。そして、翌年に公表された 2008 年度の「中国気候変動対応に関する政策と行動」の中では、中国は「気候変動の悪影響に対して最も脆弱な国の 1 つ」との認識が示されている<sup>33</sup>。

「気候変動国家影響報告」は、その後第 2 次報告書の編集作業が 2008 年 12 月に始動し、2011 年 11 月に成果が公表された。「第 2 次気候変動国家影響報告」<sup>34</sup>では、①1951 年から 2009 年の間に、中国の陸地表面の平均気温は 1.38℃上昇、②気温の上昇により、中国の大部分の氷河が 1950 年代から 10%以上縮小、③2030 年には、2009 年に比べて中国沿海部の海面は 80～130mm 上昇し、天津、上海、広東の沿岸部で海面上昇が最も大きくなることが予測される、④適応策を考慮しない場合、地球の気温が約 2.5℃上昇すると中国では穀物収量が最大で約 20%の減少が見込まれるが、適応策を考慮すれば温暖化の影響が部分的に相殺されるとの予測などが示された<sup>35</sup>。

そして現時点で最新の「第 3 次気候変動国家影響報告」<sup>36</sup>は 2012 年 8 月から編纂事業が開始され、2014 年 12 月に開催されたリマ会議（COP20）において中国の主催したサイドイベントで公表された。この第 3 次報告書では、以下の点が主要な研究成果として挙げられた。

- ①中国の陸地の平均気温は過去 100 年間（1909 年～2011 年）で 0.9～1.5℃上昇し、ここ 15 年は気温上昇が鈍化しているものの最も高い水準である。
- ②過去 100 年と過去 60 年の全国平均降水量には大きな傾向の変化はないが、地域差があり、西部の乾燥・半乾燥地域では過去 30 年間継続的に降水量が増加している。
- ③中国沿岸部の海面は、1980 年から 2012 年の間に世界平均よりも高い 2.9mm/年の割合で上昇しており、1970 年代から今世紀初頭にかけて氷河の面積は約 10.1%後退し、永久凍土の面積は約 18.6%減少した。
- ④今世紀末まで中国での温暖化、降水量の増加、海面上昇の傾向は続くと予測される。
- ⑤今世紀末までに中国では 1.3℃～5.0℃温暖化する可能性があり、降水量は全国的に平均 2～5%増加し（北部では 5～15%増加、南部では大きな変化なし）、海洋区域の海面が 21 世紀末には 20 世紀に比べて 0.4～0.6m 上昇する。

<sup>32</sup> 中華人民共和国科学技術部「《気候変化国家評価報告》解説」中華人民共和国科学技術部、2007 年 4 月 9 日、<[http://www.most.gov.cn/ztzl/jqjnjp/jnjpgzjz/jnjpgzjz/bm/200704/t20070409\\_55762.html](http://www.most.gov.cn/ztzl/jqjnjp/jnjpgzjz/jnjpgzjz/bm/200704/t20070409_55762.html)>（最終アクセス：2021 年 8 月 28 日）。

<sup>33</sup> 中華人民共和国国務院新聞弁公室「中国应对气候变化的政策与行动（白皮书）（2008）」中華人民共和国国務院新聞弁公室、2008 年、6 頁。

<sup>34</sup> 作者は計 158 名。高雲、前掲書、90 頁。

<sup>35</sup> 人民日報「第二次気候変化国家評価報告發布」中国気候変動信息网、2011 年 11 月 16 日、<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=15807&TId=57>>（最終アクセス：2021 年 8 月 28 日）。

<sup>36</sup> 計 536 名を動員して制作。高雲、前掲書、90 頁。

- ⑥気候変動は中国にプラスとマイナスの両方の影響を与えるが、全体的にはメリットよりもデメリットの方が大きい。
- ⑦気候変動の悪影響には穀物の収量と品質、水資源、海洋環境と生態系、都市などへの影響があり、例えば1980年から2008年の間に小麦の収量が1.27%、トウモロコシの収量が1.73%減少し、中国の食料自給率に影響を与えた。
- ⑧自然災害のリスクのうち異常気象や気候変動に関連する災害が70%以上を占める<sup>37</sup>。

このように中国では、関連の政府部門と科学者が影響評価報告書の編集に関与して（動員されて）、定期的に気候変動から受ける影響に関する科学的知見を更新している<sup>38</sup>。気候変動に対する脆弱性の認識から、また発展途上国において緩和策と同様に適応策が重要であるとの認識が高まったことから、2013年には中国で初めての適応策に関する政策文書である「国家気候変動適応戦略」が公表されている<sup>39</sup>。「国家気候変動適応戦略」の中では気候災害に関する被害について、「1990年代以降、中国で発生した異常気象などの気候災害による年間平均直接経済損失は2,000億人民元を超え、2,000人以上の死者を出している」と言及されている<sup>40</sup>。

中国の気候変動に対する脆弱性については、こうした影響評価プロセスによって科学者や指導層の間で広く認識されていると言えるが、近年中国国内でも頻発する異常気象は、気候変動の影響や脆弱性に関して一般市民にも実感を与えている。近年中国で発生した異常気象について、デビッド・サンダロー（David Sandalow）（2019）が整理したものを一部抜粋すると、高温については2015年7月24日に新疆ウイグル自治区トルファン市アイディン湖で50.3度を記録した事例、豪雨については2018年の8月から9月にかけて広東省の一部地域での降雨により20万人が避難を余儀なくされ27.6億人民元の損失を出した事例、干ばつについては2017年に内モンゴル自治区の一部地域で過去最悪の深刻な干ばつを記録した事例などがある<sup>41</sup>。さらに最近の事例を付け加えれば、2021年7月には中国河南省の一部地域で「1000年に一度」と呼ばれる大雨被害が発生し、300万人以上が被災、約38万人が緊急退避、約26万人が緊急避難、33人が死亡、農作物の被害面積も21万haを超えた<sup>42</sup>。こうした大規模な気候災害の発生により、インタ

<sup>37</sup> 「中国発表《第三次気候変化国家評価報告》」国家応対気候変化戦略研究和国際合作中心、2014年12月8日、<[http://www.ncsc.org.cn/zt/2014lmlhgqhbhdh/xwbd\\_870/201412/t20141208\\_609877.shtml](http://www.ncsc.org.cn/zt/2014lmlhgqhbhdh/xwbd_870/201412/t20141208_609877.shtml)>（最終アクセス：2021年8月28日）。

<sup>38</sup> 2021年には第4次報告書が公表予定となっている。

<sup>39</sup> この文書も、ポーランド・ワルシャワでの締約国会議（COP13）開催中に中国が主催したサイドイベントで発表された。編集には、国家発展改革委員会、財政部、住宅都市農村建設部、交通運輸部、水利部、農業部、林業局、気象局、海洋局の9部門が参加した。

<sup>40</sup> 中華人民共和国国家発展和改革委員会「国家適応気候変化戦略」2013年11月、3頁。なお、「国家気候変動適応戦略」は2020年までの目標であったことから、現在は「国家気候変動適応戦略2035」の編集作業が進められている。

<sup>41</sup> Sandalow, David. *Guide to Chinese climate policy 2019*. Columbia University SIPA Center on Global Energy Policy, 2019, pp. 27-29.

<sup>42</sup> 新華社「河南省、豪雨被害の死者は33人に」新華網日本語、2021年7月22日、

一ネット上では地方政府の緊急対応や防災対策に批判が起こる事態となっている。

気候変動が人類の健康に与えるリスクに関しては近年大きな警鐘が鳴らされており、世界で最も影響力のある医学雑誌の1つである『ランセット』(The Lancet)が主宰して気候変動と健康に関する共同研究プロジェクト「ランセット・カウントダウン」が実施されている。「ランセット・カウントダウン」では、主に気候変動の影響として生じる熱波、異常気象(山火事、洪水、干ばつ)、感染症、穀物収量の変化などの健康との関連についての分析が示されている。「ランセット・カウントダウン」の中国に関する最新の2020年レポートによれば、中国における気候変動による健康へのリスクは増大している。例えば、熱波関連の死亡率は1990年から2019年にかけて4倍に上昇し、2019年には死亡者数が26800人に達しており、デング熱などの感染症リスクも継続的に高まっている<sup>43</sup>。一方、中国政府による大気汚染対策の効果も現れており、2015年から2019年にかけて都市部における年平均のPM2.5濃度が28%減少したことにより、PM2.5関連の早死に年間9万人減少している<sup>44</sup>。補足情報として、中国では環境大気汚染により毎年100万人以上が死亡していると言われていた<sup>45</sup>。

一方で、気候変動に対応するコストに関しては、「第3次気候変動国家影響報告」の中では、第11次5カ年計画期間中にCO2排出量を1t削減するごとに167億人民元の財政投入が必要であり、2010年から2030年の間に全国の干ばつに適応するコストは5000億人民元に達することが示されている<sup>46</sup>。

また、中国の気候変動対策は、主に産業とエネルギー構造の転換に依拠しているため、最大の対応コストは石炭産業や重工業における失業問題にあると考えられる。中国社会の失業問題とは、社会不安に繋がり、最終的には中国共産党の統治の正統性を脅かすことにもなり得る一大問題である。もともと中国では、他の多くの国と同じように石炭や鉄鋼業などは斜陽産業であり、過剰生産能力の解消が重要課題となっていた。また、石炭や鉄鋼業に依存した地域は資源の枯渇や廃業を原因に失業率が極端に高い傾向にあり、雇用転換が進まず慢性化した社会問題となっている<sup>47</sup>。

2016年には、人力資源社会保障部から余剰生産能力の解消を通じて石炭業で150万、鉄鋼業で50万程度の人員整理が行われる見通しが示され、国務院からは「鉄鋼業の過剰生産能力解消・苦境脱出・発展実現に関する意見」と「石炭業の過剰生産能力解消・苦境脱出・発展実現に関する意見」(今後5年程度のスパンで1~1億5000万tの過剰

---

<[http://jp.xinhuanet.com/2021-07/22/c\\_1310077542.htm](http://jp.xinhuanet.com/2021-07/22/c_1310077542.htm)> (最終アクセス: 2021年8月28日)。

<sup>43</sup> Cai, Wenjia, et al. "The 2020 China report of the Lancet Countdown on health and climate change." *The Lancet Public Health* 6.1, 2021, pp. e64-e81.

<sup>44</sup> *Ibid.*

<sup>45</sup> "Air pollution in China." WHO. <https://www.who.int/china/health-topics/air-pollution>. Accessed August 29, 2021.

<sup>46</sup> 人民網「中国発布《第三次気候変化国家評価報告》」中国気象局, 2014年12月7日, <[http://www.cma.gov.cn/2011xwzx/2011xqxxw/2011xqxxyw/201412/t20141207\\_269047.html](http://www.cma.gov.cn/2011xwzx/2011xqxxw/2011xqxxyw/201412/t20141207_269047.html)> (最終アクセス: 2021年8月28日)。

<sup>47</sup> 丸川知雄「地域的な高失業の発生要因と対策」『社会科学研究』66(1), 2014年, 53-74頁。

な鉄鋼生産能力と 5 億 t の過剰な石炭生産能力を解消) が発表され、また李克強首相が政府活動報告の中で雇用転換のために 1000 億人民元を当てることを明言した<sup>48</sup>。2017 年には、人力資源社会保障部が 28 省 1905 社に及ぶ 72 万 6000 人の雇用転換が終了したことを明かし、2017 年には約 50 万人の再配置を行う予定であることを示した<sup>49</sup>。また、国家発展改革委員会からは「2017 年鉄鋼・石炭業の過剰生産能力解消・苦境脱出・発展実現作業に関する意見」が示され、「ゾンビ企業」の排除や古い生産設備の廃棄、新規建設事業の厳格管理、再就職支援や社会の安定化の促進、債務問題の解決などが重点業務に指定された<sup>50</sup>。2018 年には、2016 年に設定した石炭と鉄鋼業の過剰生産能力の解消目標を 2 年早い 3 年で達成する見込みであることが発表された<sup>51</sup>。

構造転換が進む中、2019 年に実施された「第 4 回全国経済センサス」の調査結果によると、現在でも石炭採掘・洗浄業には 1.3 万の法人が存在し、347.3 万人が従事している<sup>52</sup>。一方で、中国では現在 1000 基を超える石炭火力発電所が稼働中である。中国電力企業連合会 (CEC) のデータによると、2020 年末時点で国内の石炭火力発電の総設備容量は 10 億 7,912 万 kW に達し、総発電設備容量の約 49%、総発電量の約 60% を占めている<sup>53</sup>。過去と比べて石炭への依存は軽減されたものの、今後も当面の間は石炭が発電用エネルギー源の中心となることが予想される。

このように炭素集約型産業に多くの労働力が配置され、電源構成の中で石炭火力発電の割合が依然として高い構造を考慮すると、中国が急激な脱炭素化路線を採用するには大きなコストが存在することがわかる。

ただし、一部の研究では比較的低い経済コストで石炭からの脱却が可能であるとするものもある。例えば、2020 年 1 月に、メリーランド大学グローバル・サステナビリティ・センター (CGS) は中国国家発展改革委員会エネルギー研究所 (ERI)、華北電力大学との共同研究の成果として「中国における野心的な石炭の段階的廃止：包括的なプラ

---

<sup>48</sup> 中国網財經「2016 两会全面吹響供給側改革号角 各行業克難攻堅」中華人民共和國中央人民政府，2016 年 3 月 19 日，<[http://www.gov.cn/xinwen/2016-03/19/content\\_5055520.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2016-03/19/content_5055520.htm)> (最終アクセス：2021 年 8 月 29 日)。

<sup>49</sup> 「人社部：今年去産能大約需安置職工 50 万人」人民網，2017 年 3 月 1 日，<<http://finance.people.com.cn/n1/2017/0301/c1004-29116189.html>> (最終アクセス：2021 年 8 月 29 日)。

<sup>50</sup> 中華人民共和國國家發展和改革委員會「關於做好 2017 年鋼鐵煤炭行業化解過剩産能實現脫困發展工作的意見」中華人民共和國國家發展和改革委員會，2017 年 4 月 17 日，<[https://www.ndrc.gov.cn/fzggw/jgsj/yxj/sjdt/201705/t20170512\\_986944\\_ext.html](https://www.ndrc.gov.cn/fzggw/jgsj/yxj/sjdt/201705/t20170512_986944_ext.html)> (最終アクセス：2021 年 8 月 29 日)。

<sup>51</sup> 經濟參考報「“十三五”去産能有望提前兩年超額完成」新華網，2018 年 11 月 14 日，<[http://www.xinhuanet.com/2018-11/14/c\\_1123708917.htm](http://www.xinhuanet.com/2018-11/14/c_1123708917.htm)> (最終アクセス：2021 年 8 月 29 日)。

<sup>52</sup> 國家統計局「第四次全國經濟普查公報 (第三号)」國家統計局，2019 年 11 月 20 日，<[http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201911/t20191119\\_1710336.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201911/t20191119_1710336.html)> (最終アクセス：2021 年 8 月 29 日)。

<sup>53</sup> 中国電力企業聯合會「中国電力行業年度發展報告 2021 (電力消費与生産供給)」中国電力企業聯合會，2021 年 7 月 8 日，<<https://www.cec.org.cn/detail/index.html?3-298423>> (最終アクセス：2021 年 8 月 29 日)。

ントごとの評価による実現可能な戦略」と題する研究報告書を公表し、2050年までに2°C及び1.5°C対応の石炭火力発電の段階的廃止が比較的小さな経済的影響で実現可能であると分析した<sup>54</sup>。当該報告書は、中国国内でも理論上可能かどうかという問題を越えた大きな議論を呼んだ。付け加えると、中国はクリーンコールテクノロジーの活用を推進しているため、石炭火力発電の全面撤廃には大きな抵抗力が存在している。

いずれにせよ、中国の気候変動に対する脆弱性と対応コストは決して低くないため、上述した利益モデルに単純に当てはめれば「中間者」(intermediates)に位置する。脆弱性とコストに関しデータを使用してさらに詳細に検討するとすれば、デトレフ・シュプリンツ (Detlef Sprinz) 等 (2018) では2020年時点の中国の気候変動に対する脆弱性は比較的低く、温室効果ガス排出削減による経済損失は大きいため、「dragger」(反対者)になると結論付けた<sup>55</sup>。この分析モデルでは、中国の交渉立場が消極的であった時代を説明することは可能であるが、中国の積極化(「laggard」から「torchbearer」への転換)を説明することは困難であると言える。

### (3) 権威主義的特徴を持つ体制や手法

中国の気候変動政策がどのように形成され、実施されるのか、または国際社会での約束が国内で実現可能であるのかといった観点から、中国の政治体制<sup>56</sup>の特徴を考慮することは重要である。中国が環境問題に取り組む具体的な方法は、民主主義国家のそれとは異なる場合がある。そのため、中国が環境問題への対応で成果を上げるにつれて権威主義的な統治手法に関心が集まり、「民主主義と環境保全の親和性」の暗黙の前提に疑問が投げかけられるようになった<sup>57</sup>。

これまでも環境政治学の領域では、政治体制が政府の環境保護におけるパフォーマンスに与える影響についての研究がなされてきた。その主流の見解は、民主主義体制の政府の方が環境保護の面で優れている、或いは民主主義のレベルと環境保護のパフォーマ

<sup>54</sup> Cui, Ryna, et al. *A High Ambition Coal Phaseout in China: Feasible Strategies through a Comprehensive Plant-by-Plant Assessment*. The University of Maryland Center for Global Sustainability (CGS), 2020. 段階的廃止の達成には、石炭発電所の新規建設を行わず、老朽化した非効率な発電所を速やかに停止し、石炭発電をベースロードからピークロードに移行させることが必要条件であるとしている。

<sup>55</sup> Sprinz, Detlef F., et al. "Major Countries." in Luterbacher, Urs and Detlef F. Sprinz eds., *Global Climate Policy: Actors, Concepts, and Enduring Challenges*, The MIT Press, 2018, pp. 171-216.

<sup>56</sup> 中国の政治体制をどう規定するかについては様々な議論があるためここでは詳述を避けるが、民主主義体制には当てはまらない点で権威主義体制と規定される場合が多く、政治体制の類型化を行なったホアン・リンスによればポスト全体主義型権威主義体制に分類される可能性が示された(参照:リンス, ホアン・J (高橋進監訳)『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社, 1995年。)。中国の学術界では、中国の政治体制を権威主義体制に分類することに反対し、国家・政党・社会の三者関係を軸とする「党国体制」(party-state system, 政党国家体制)という分類を支持する立場がある。(参照:景躍進「将政党帯進來——国家与社会関係範疇的反思与重構」『探索与争鳴』第8期, 2019年, 85-100頁。)

<sup>57</sup> 佐藤仁「第3章 アジアの環境権威主義——依存関係からみた環境政策と反転——」寺尾忠能編『「初期」資源環境政策の形成過程——「後発の公共政策」としての始動——』日本貿易振興機構アジア経済研究所, 2021年, 75頁。

ンスにはプラスの関係があるというものであった。理由として主に挙げられるのは、民主主義体制では説明責任、情報開示と透明性、市民の参加、環境権、環境正義などをより保障し、環境保護分野の国際協力や環境条約の署名にも積極的という点である。例えば、C. B. シュルツと T. R. クロケット (1990)<sup>58</sup>や R. A. ペイン (1995)<sup>59</sup>は、民主主義国家では政治的権利と情報の自由が保障され環境利益団体が活動しやすく、それによって市民の環境意識が高まり環境関連立法が促進されると共に、民主主義国家の市民の方が権威主義国家のエリートよりも環境問題に詳しく、環境問題に対して行動を起こそうとする可能性が高いために環境の質が改善すると主張した。一方で、民主主義の環境保護へのプラスの効果に疑問を投げかける研究もある。M. I. ミッドラルスキー (1998) の定量分析の結果は、民主主義の程度と環境保護との間には正の関係があるのではなく、主に負の関係があるか、存在しないことを示しており、森林破壊、CO2 排出、水による土壌侵食には負の影響、淡水の供給量と化学物質による土壌侵食については有意な関係がなかったことを明らかにした<sup>60</sup>。

こうした政治体制と環境保護との関係性の議論は、21 世紀に入ってから民主主義国家が気候変動問題等の差し迫った環境危機に有効に対処できなかったことを契機として再燃した。民主主義体制の環境ガバナンスにおける優位性を前提とした「環境民主主義」の議論を批判する形で、権威主義的な体制の方が環境問題への対応に適していると考える「環境権威主義」(environmental authoritarianism)<sup>61</sup>が登場し、中国や東南アジアでの環境対策に関心が向けられた。環境権威主義の主張とは、権威主義的な体制では、政治システムが高度に中央集権化され、政治的エリートや科学者などの少数の専門家が政策を決定し、企業の関与と市民の参加、個人の自由や言論を制限することで環境政策を強制的に実施できるなどの利点があり、環境対応のパフォーマンスが高いというものである。

環境権威主義の議論が登場した背景には、いわゆる民主主義の「失敗」或いは「限界」<sup>62</sup>があり、2007 年にはデビット・シェアマンと J. W. スミスによる『気候変動の挑戦と民主主義の失敗』(*The Climate Change Challenge and the Failure of Democracy*) と題する書籍が出版され、2009 年には中国でも翻訳版が出版された<sup>63</sup>。そして 2010 年には、マ

---

<sup>58</sup> Schultz, Cynthia B., and Tamara R. Crocket. "Economic development, democratization, and environmental protection in Eastern Europe." *Boston College Environmental Affairs Law Review* 18(1), 1990, pp. 53-83.

<sup>59</sup> Payne, Rodger A. "Freedom and the Environment." *Journal of Democracy* 6(3), 1995, pp. 41-55.

<sup>60</sup> Midlarsky, Manus I. "Democracy and the Environment: An Empirical Assessment." *Journal of Peace Research*, vol. 35, no. 3, 1998, pp. 341-361.

<sup>61</sup> 同様の議論を展開する際に、「権威主義的環境主義」(authoritarian environmentalism), 「生態権威主義」(ecological authoritarianism, ecoauthoritarianism) などの用語が使用される場合もあるが、本論文では中国の学术界で近年より広く使用されている「環境権威主義」を採用する。

<sup>62</sup> Bell, Daniel A. *The China Model: Political Meritocracy and the Limits of Democracy*. Princeton University Press, 2015.

<sup>63</sup> Shearman, David and Joseph Wayne Smith. *The Climate Change Challenge and the Failure of Democracy*. Praeger Pub Text, 2007. 希爾曼, 史密斯 (武錫申, 李楠訳) 『気候変化的挑戦と民主的失霊』社会科学文献出版社, 2009 年。

ーク・ビーソンによる論文「環境権威主義の到来」(“The Coming of Environmental Authoritarianism”)が発表され、増大する環境問題や喫緊の環境危機に直面した世界(特に東南アジア諸国)では、民主主義の定着が阻まれ、国家を権威主義的な方向に向かわせる可能性があることが指摘された<sup>64</sup>。

また、権威主義的な体制の方が環境保護の面で優れているという議論において、中国はその理論の有効性を示しうる事例であると見なされている。ブルース・ギリー(2012)は、中国政府の気候変動対策は環境権威主義的な特徴を有しており、政策の制定(アウトプット)の面でより効率的であると指摘した<sup>65</sup>。ただし、環境権威主義的対応は非参加型のプロセスであることが環境民主主義との最大の区別であるが、中国では許容範囲内での限定的な参加が存在しており、また集権的でありながらも政策の実施過程では権力が分散していることから環境権威主義の本来の想定とは異なる点があるとした<sup>66</sup>。他方、中国の環境政治学者である冉冉(2014)はこうした環境民主主義と環境権威主義の議論に関わる研究を整理し、環境権威主義論は環境民主主義論の批判から出発しているものの「仮説」の段階に留まっており、実証的な研究と有効な事例に欠けていると指摘している<sup>67</sup>。冉冉によれば、環境民主主義は理論として合理的であり、実際にも環境民主主義国家の環境パフォーマンスの方が高いことが証明されているとし、中国は環境権威主義の有効な事例になりえないことを示唆した。

環境権威主義の議論では、政策形成者の専門性の高さやトップダウン式的意思決定の速度、リソースの動員力などを優位な特徴とみなしており、中国もそうした特徴を持つと言えるが、一方で中国の環境保護対策の弱点が環境権威主義の有効性に対する反証ともなっている。中国の環境ガバナンスの問題点として最も多く指摘されるのが、環境政策の実施が徹底されないことである<sup>68</sup>。「政令は中南海を出ず」(中央政府の命令や政策決定が実施の過程で歪められる)や「土政策」(国の政策と矛盾する地方独自の政策)という中国の慣用語に表されるように、中央で決定された政策が地方で実施される過程で形を変え、本来の目的が達成されないという現象は珍しくない。実際に、政策の実施主体であり、実施の面で大きな裁量権を与えられている中国の地方政府にとって、環境保護は長らくインセンティブの低い政策領域であり、本格的に実施されるまで多くの環

---

<sup>64</sup> Beeson, Mark. "The coming of environmental authoritarianism." *Environmental politics* 19.2, 2010, pp. 276-294.

<sup>65</sup> Gilley, Bruce. "Authoritarian environmentalism and China's response to climate change." *Environmental politics* 21.2, 2012, pp. 287-307.

<sup>66</sup> Gilley, Bruce. *Ibid.*, p. 292.

<sup>67</sup> 冉冉「政体類型与環境治理績效：環境政治学的比較研究」『国外理論動態』第5期，2014年，48-53頁。

<sup>68</sup> 環境政策の地方での実施に関しては次の文献に詳しい。Ran, Ran. "Perverse incentive structure and policy implementation gap in China's local environmental politics." *Journal of Environmental Policy & Planning* 15.1, 2013, pp.17-39；冉冉『中国地方環境政治：政策与執行之間的距離』中央編訳出版社，2015年；北川秀樹編『中国の環境法政策とガバナンス——執行の現状と課題』晃洋書房，2012年。また、気候変動政策の地方での実施における困難について説明したものは以下を参照：Qi, Ye, and Tong Wu. "The politics of climate change in China." *Wiley Interdisciplinary Reviews: Climate Change* 4.4, 2013, pp. 301-313.

境問題が放置されて悪化を続けた<sup>69</sup>。五カ年計画などで中央から分配された環境保護に関する数値目標を地方政府が達成するというシステムには、目標の硬直性や独立した監督機関の不在などの欠陥があり、設定された目標と実際の結果にギャップが生じることもしばしばである<sup>70</sup>。ただし、近年では環境保護の政治的・政策的優先度が向上し、環境保護目標の不達成は幹部の昇進に直接結びつくなどインセンティブが付与され<sup>71</sup>、かつては不問に付されていた環境データの操作などの違反行為も厳しい処罰の対象となることが多い<sup>72</sup>。

また、環境権威主義が環境民主主義よりも有効だとする議論に反対する立場は、環境権威主義の特徴である政策の実施過程で個人の権利や自由が軽視される点を警戒している。例えば、近年の中国における大気汚染対策は短期間で成果を上げた一方で、2013年から2017年までの期間で設定された目標を最終年に追い込みで達成するために一部地域では厳しい操業停止命令が出され、また無計画に石炭式の暖房設備が撤去されたため、関連企業の経営難や天然ガス不足の発生、住民が暖房設備なしで冬を過ごす事態となってしまった<sup>73</sup>。このような規制手段はコストが非常に高く、場当たりの政策実施は日常的な法制度の執行メカニズムの構築や長期的な法令遵守を妨げ、法の支配を損なう可能性がある<sup>74</sup>。そして、こうした強行的な手段による環境政策の実施が、環境保護以外の領域にまで波及して市民の権利を剥奪していること、或いは政治権力の集中化の強化に利用されていることも指摘されている<sup>75</sup>。

上述のように、「環境権威主義の到来」後、西側の民主主義国家以外の環境対策の成

<sup>69</sup> 楊海生，陳少凌，周永章「地方政府競争与環境政策——来自中国省份数据的証据」『南方經濟』第6期，2008年，15-30頁。

<sup>70</sup> Kostka, Genia. "Command without control: The case of China's environmental target system." *Regulations & Governance* 10(1), 2016, pp. 58-74.

<sup>71</sup> Wang, Alex L. "The search for sustainable legitimacy: environmental law and bureaucracy in China." *Harvard Environmental Law Review* 37(2), 2013, pp. 365-440; 孫偉增，羅党論，鄭思齋，万広華「環保考核，地方官員晋升与環境治理——基于2004—2009年中国86个重点城市的經驗証据」『清華大學學報(哲學社會科學版)』第29卷第4期，2014年，49-62頁。

<sup>72</sup> Kostka, Genia, and Chunman Zhang. "Tightening the grip: environmental governance under Xi Jinping." *Environmental Politics* 27, 2018, p. 774.

<sup>73</sup> 韓家慧「“煤改氣”，沒暖氣？供不上暖的原因是它！」新華網，2017年12月5日，<[http://www.xinhuanet.com/politics/2017-12/05/c\\_129757398.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2017-12/05/c_129757398.htm)>（最終アクセス：2021年9月24日）；朱洪園「取暖期已開始20天，供暖改造工程仍未完工 河北曲陽多所鄉村小學至今未供暖」中國青年報，2017年12月05日第3面（[https://zqb.cyol.com/html/2017-12/05/nw.D110000zgqnb\\_20171205\\_6-03.htm](https://zqb.cyol.com/html/2017-12/05/nw.D110000zgqnb_20171205_6-03.htm)）；Li, Jing. "What caused China's squeeze on natural gas?." *China Dialogue*, December 22, 2017. <https://chinadialogue.net/en/energy/10322-what-caused-china-s-squeeze-on-natural-gas/>. Accessed September 24, 2021; Feng, Hao. "China softens approach to home heating switch." *China Dialogue*, December 6, 2018. <https://chinadialogue.net/en/energy/10964-china-softens-approach-to-home-heating-switch/>. Accessed September 24, 2021.

<sup>74</sup> van der Kamp, Denise Sienli. "Clean Air at What Cost? The Rise of Blunt Force Pollution Regulation in China." PhD dissertation, UC Berkeley, 2017; van der Kamp, Denise Sienli. "Blunt force regulation and bureaucratic control: Understanding China's war on pollution." *Governance* 34, pp. 191-209.

<sup>75</sup> Li, Yifei, and Judith Shapiro. *China goes Green: coercive environmentalism for a troubled planet*. Polity, 2020.

功例や対応手法に注目が集まる一方、権威主義的な環境保護が民主主義のそれにとって替わる「魅力的な代替案」ではないことも多数指摘されてきた<sup>76</sup>。それと同時に、中国では環境権威主義的な統治手法が実施されながらも、限定された領域では NGO などの市民社会がアドボカシー活動を盛んに行なっていたり、地方政府の能力開発や政策実施の面で支援を行なったりと、政府と協働して活躍できる領域が広がりつつある状況も報告されている。

一方で、中国の環境保護対策が数値目標の達成というシステムに依拠し、目標の達成過程ではなく達成結果を重視している<sup>77</sup>ことは、国際社会において宣言した気候変動関連の数値目標はある程度のレベルで達成される可能性が高いことを意味する。実際に、2009年に国際的に宣言された「2020年目標」は、国内において拘束性のある目標として位置付けられ、前倒しで達成された。中国の気候変動政策は、専門家コミュニティの全面的バックアップのもと策定されており、数値目標は入念なシナリオ分析を経ている。中国の外交の連続性と政策の継続性は比較的高く、気候変動問題の政治的位置付けは習近平政権下においてかつてないほどに高まっている。また、これまでも採択した気候変動関連の条約は国内において比較的速やかに批准され、国際的な環境規範は国内の政策にも反映されている。こうしたことから、地方ごとに気候変動対応の実績に差が出る可能性がある一方で、国際的に宣言された国内における気候関連数値目標が全体として達成される見込みは高いと考えられる<sup>78</sup>。

### 第3節 国内のアクターと組織

#### (1) 官僚機構の調整

本節では、具体的な議論に入る前に、気候変動外交に関わる国内のアクターと組織に関して簡単に整理して、国内に多様なアクターが存在し、また専門家の役割が重視され、一般市民の監視の目が気候変動対策に向けられ始めた現状について言及しておきたい。なお、本論文では30年以上に亘る気候変動外交の過程を追跡するため、その間には指導者の変更、個人の役職の変更、行政組織の改組などが起きている。本節では、行政組織の改組についても言及するが、以降の本文中に示される名称は、その当時のものとする。

まず、中国政治の前提として、重要な意思決定は中国共産党中央政治局常務委員会のメンバー（現在7名）の協議で行われる。つまり、狭義の意味での中国の外交政策の決定はこうした少数のリーダーらによって行われ、共産党組織の中では中央政治局（常務

---

<sup>76</sup> Shahr, Dan Coby. "Rejecting Eco-Authoritarianism, Again." *Environmental Values*, vol. 24, no. 3, 2015, pp. 345-366.

<sup>77</sup> Ahlers, Anna L., and Yongdong Shen. "Breathe easy? Local nuances of authoritarian environmentalism in China's battle against air pollution." *The China Quarterly* 234, 2018, pp. 299-319.

<sup>78</sup> 中国政治において数値目標の達成は共産党支配の正統性に関わる重要事項であり、通常国内においても達成不可能な目標は設定されずらく、国内で実行不可能な約束が国際的に表明される可能性は低いとされる。

委員会)と中央書記処が中心的役割を果たす<sup>79</sup>。しかしながら、イシューの複雑性や専門性が高まる中、日常的に煩雑な政策決定が必要になっており、国務院の元にある専門の官僚機構が政策決定において大きな権限を有するようになってきている。ただし、官僚機構はそれぞれ利益を異にする集団であり、「分断化された権威主義体制」(fragmented authoritarianism)モデルと言われるように、権限を分担する官僚機構の駆け引きにより政策決定が行われ、実施機関の利益が反映される形で政策は変化する<sup>80</sup>。さらには、リンダ・ヤーコブソン(Linda Jakobson)とディーン・ノックス(Dean Knox)(2010)が指摘したように、外交部の外交政策への影響力が相対的に低下する一方で、意思決定過程には企業や金融機関、シンクタンク、ネチズンなど多様なアクターが影響力を行使しようとしている<sup>81</sup>。そして、中国が国際的により大きな役割を果たすべきだと考える関与者も増えてきている<sup>82</sup>。

このように、外交政策を含む各種政策領域には多くのアクターと利害関係者が存在する。そのため、日常的な業務を担当する国務院システムの元でも、特定の事柄に関する意思決定や部門間の調整を行うために、多くの場合、「指導グループ」(領導小組)と呼ばれる調整メカニズムが設置される。気候変動問題に関しても、2007年6月に、国務院総理をグループ長とする「国家気候変動及び省エネ・排出削減対応指導グループ」が設置された<sup>83</sup>。当該指導グループは数回の調整を経て、現時点では李克強国務院総理を含む34名のメンバーから成り、30の組織<sup>84</sup>の調整を行う形となっている<sup>85</sup>。当該指導グループは1つの組織でありながら、気候変動対応(国家戦略、指針、対策の研究・策定、業務統括、国際協力・交渉案の研究・検討、主要課題の調整・解決)と省エネ・排出削減対応(国務院の指針・政策の整理・実施、業務統括、主要な政策案の調査・検討、主要課題の調整・解決)の2種類の領域に関与している。

2007年以前の国務院機構間での利害調整について見ると、1990年に国務院環境保護委員会の下に設置された「国家気候変動調整グループ」が国際交渉への参加と国内の気

---

<sup>79</sup> 毛里和子『現代中国外交』岩波書店、2018年、60-61頁。

<sup>80</sup> Lieberthal, Kenneth, and Michel Oksenberg. *Policy Making in China: Leaders, Structures, and Processes*. Princeton University Press, 1988.

<sup>81</sup> Jakobson, Linda, and Dean Knox. *New foreign policy actors in China*. Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), 2010. (ヤーコブソン, リンダ/ディーン・ノックス [岡部達味監修/辻康吾訳]『中国の新しい対外政策—誰がどのように決定しているのか』岩波書店、2011年。)

<sup>82</sup> *Ibid.*

<sup>83</sup> 国務院弁公庁「国務院關於成立国家対応気候変化及節能減排工作領導小組的通知」中国気候変化信息网, 2007年6月19日, <<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=28014&TId=60>> (最終アクセス: 2021年8月31日)。

<sup>84</sup> 外交部, 發展改革委, 教育部, 科技部, 工業信息化部, 民政部, 司法部, 財政部, 自然資源部, 生態環境部, 住宅都市農村建設部, 交通運輸部, 水利部, 農業農村部, 商務部, 文化和旅游部, 衛生健康委, 人民銀行, 国資委, 稅務總局, 市場監管總局, 統計局, 国際發展協力署, 国管局, 中科院, 氣象局, 能源局, 林草局, 鐵路局, 民航局。

<sup>85</sup> 国務院弁公庁「国務院弁公庁關於調整国家対応気候変化及節能減排工作領導小組組成人員的通知(国弁函〔2019〕99号)」中華人民共和國中央人民政府, <[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/12/content\\_5438830.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/12/content_5438830.htm)> (最終アクセス: 2021年8月31日)。

候変動対策を調整していた。当該グループの事務機構は中国気象局に設置されていた。その後、当該グループは1998年に「国家気候変動対策協調グループ」へと改組され、グループ長は国家発展計画委員会（国家発展改革委員会の前身）の主任が務めた。このように国の発展を主な任務とする国務院機構が気候変動問題を主管するようになり、2003年には国家発展計画委員会は国家発展改革委員会に改組され、協調グループの日常業務は国家発展改革委員会の地区経済司が担当した。2007年に「国家気候変動及び省エネ・排出削減対応指導グループ」が成立すると、具体的な業務を司る「国家気候変動対応指導グループ弁公室」と「国務院省エネ・排出削減指導グループ弁公室」が国家発展改革委員会のもとに設置され、国家発展改革委員会主任が両弁公室主任を務めた。2008年には、国家発展改革委員会内部に「気候変動対応司」という専門部門が新設され、指導グループ弁公室の業務を含め気候変動関連業務全般を担当するようになった。そして、2018年に国務院改革が行われて気候変動対応業務が新しく新設された生態環境部に移管されるまでは、国家発展改革委員会が気候変動対応において大きな役割を果たした。

以上のように、気候変動対応には多くの部門の意思疎通や利害調整が必要とされるため、指導グループなどの調整メカニズムが設置されてきた。そして官僚機構やその他部門の調整においては、長い間国家発展改革委員会（国家発展計画委員会時期も含む）が具体的な業務を担当しており、気候変動対応を主管してきた。2018年以降は、生態環境部の気候変動対応司が気候変動関連の業務を担当し、指導グループの具体的な業務は生態環境部と国家発展改革委員会が役割に合わせて分業している。なお、生態環境部気候変動対応司の現在の業務内容は以下のようになっている。

気候変動と温室効果ガス排出削減への対応に責任を持つ。気候変動が経済・社会の発展に与える影響を総合的に分析し、気候変動に積極的に対応するための国家戦略を編成・実施し、中国における温室効果ガス排出量の抑制、グリーン・低炭素開発の促進、気候変動への適応のための主要な目標・政策・計画・制度の策定と実施の調整を主導し、部門・産業・地方が関連する実施作業を行うよう指導する。国連気候変動枠組条約の国内実施を率先して行い、国際交渉や関連国際会議への参加を関連部門と共同で主導・組織する。気候変動対応についての二国間、多国間、南南の協力と交流を組織・促進し、気候変動対応に関するキャパシティビルディング、科学的調査、広報活動を組織・実行する。クリーン開発メカニズム（CDM）の組織と実施。国内の炭素排出権取引市場の構築・運営に関する業務を行う。「国家気候変動及び省エネ・排出削減対応指導グループ」の具体的な業務を遂行する<sup>86</sup>。

気候変動外交交渉においても同様に、長年に亘り国家発展改革委員会が主導してきた。気候変動枠組条約締結以前の交渉においては、多分に科学的・技術的な内容が含まれていたため、中国気象局や国家環境保護局（国家環境保護総局、環境保護部、生態環境部

---

<sup>86</sup> 「気候変動対応司」中華人民共和国生態環境部、< <https://www.mee.gov.cn/zjhb/bjg/qhs/> >（最終アクセス：2021年9月28日）。

の前身)、国家科学技術委員会(科学技術部の前身)の権限と役割が大きかったが、国際交渉の議論が政治的な内容に及ぶにつれ、国家発展改革委員会(国家発展計画委員会)と外交部の権限が強まっていった。気候変動交渉において、中国が「発展の権利」(或いは開発権)を主張し、いかなる削減義務の負担も拒否する交渉立場は、国家発展改革委員会の利益を反映していたと考えられている。気候変動政策をめぐる官僚政治については、第2章の先行研究の整理で詳述する。

## (2) 気候変動外交の参加者

国連の気候変動会議に派遣され実際に交渉を担う中国代表団は、通常、行政部門の官僚と専門家の複合体であり、その他に社会公益団体(「事業単位」など)や現地の大使館職員、メディア関係者などが参加者として含まれる場合もある。また、2009年のコペンハーゲン会議(COP15)には、当時の国務院総理である温家宝首相が、2015年のパリ会議(COP21)には習近平国家主席が参加してハイレベル会合に参加した。

国務院の各部門からの参加者については、2018年までは、国家発展改革委員会と外交部からの官僚が多数を占め、環境保護部、財政部、科学技術部、農業部、気象局などの部門から数名程度が参加している。国務院改革後の2019年のマドリッド会議(COP25)へは、生態環境部から7名、外交部から3名、科学技術部から1名、財政部から1名、国家林業草原局から1名、気象局から1名が派遣された(マカオからの参加者を除く)<sup>87</sup>。

気候変動問題を国家発展改革委員会(国家発展計画委員会)が主管していた時期は、COPに派遣される中国代表団の団長は国家発展改革委員会の副主任を務めることが多かった。2007年のパリ会議(COP13)から2018年のカトヴィツェ会議(COP24)までは、国家発展改革委員会副主任(2015年からは気候変動事務特別代表)の解振華が毎年中国代表団団長を務めており、国内外で「気候部長」として知られていた。解振華は、以前は国家環境保護局、国家環境保護総局の局長を務めており、2005年に発生した大規模環境事件<sup>88</sup>の影響で離職するも2006年に国家発展改革委員会副主任に就任し、その後は主に省エネルギー政策や気候変動対応に従事してきた。2011年のダーバン会議(COP17)では、解振華が声を荒げながら先進国に対しコミットメントの履行を求める動画が中国国内で話題となり、民衆の間では物言う外交官(現在で言う「戦狼」としての印象が強い<sup>89</sup>)。また、オバマ政権期の米国国務省トッド・スターン気候変動担当特使とは、激しい折衝を経験しながらも、個人的に良好な関係を築いていたことで知られる<sup>90</sup>。2004年には国連環境計画(UNEP)の笹川環境賞を受賞、2017年にはパリ協定の

<sup>87</sup> “List of Participants (FCCC/CP/2019/INF.4).” UNFCCC. December 13, 2019. [https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp\\_inf4.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp_inf4.pdf). Accessed September 1, 2021.

<sup>88</sup> 松花江汚染事故。中国吉林省にある石油化学工場が爆発したことで、化学物質が中国東北部を流れる松花江に流入し、汚染された事件。

<sup>89</sup> 「徳班：解振華怒斥西方国家“只說不做”」中新網，2011年12月12日，<<http://www.chinanews.com/shipin/2011/12-12/news48446.html>> (最終アクセス：2021年9月1日)。

<sup>90</sup> 李婧「解振華和他留下的気候外交資産」中外対話，2019年12月9日，<<https://chinadialogue.net/zh/3/44312/>> (最終アクセス：2021年9月1日)。

成立に貢献したとして「LUI Che Woo Prize—世界文明賞」を受賞し、賞金全額の2000万香港ドル（約2.8億円）を母校である清華大学に寄付した。解振華の引退後、2019年のマドリード会議（COP25）は生態環境部副部長の趙英民が中国代表団団長を務めている。

気候変動交渉は非常に複雑で、高い専門性を要求されることから、官僚の他に主要なプレーヤーとなるのが専門家である。そして、中国政府による国連の気候変動会議への専門家の派遣人数は初期の頃よりも増加していることが指摘されている。気候変動領域に関わる専門家は、多くの場合、国務院直属の研究機関（中国科学院や中国農業科学院、中国社会科学院など）や、国家発展改革委員会や気象局といった部門の直属の研究機関（エネルギー研究所、国家気候センターなど）、そして大学（清華大学、中国人民大学など）などに所属している<sup>91</sup>。これらの研究機関や専門家は、気候変動関連の基礎研究や温室効果ガス排出の観測やモデリング、気候政策の制度設計、農業や林業、経済的な影響の分析などに関与しているが、中には気候変動交渉に参加して技術交渉を担当したり、代表団に提言を行ったりしている専門家もいる。

初期のCOPには、発展改革委員会に直属する研究機関であるエネルギー研究所の専門家が1名参加していただけであったが、COP8からCOP14はエネルギー研究所、清華大学、中国農業科学院、中国社会科学院、中国科学院などの機関から約10～15名の専門家（COP15では40名）が参加し、代表団の3分の1程度を占めるようになった<sup>92</sup>。また、2007年には「気候変動専門家委員会」が指導グループの下に諮問機関として成立しており、専門家委員会のメンバーは日常的に提言を行うだけでなく、外交交渉に参加する場合もある。この気候変動専門家委員会は、直接上層部に提言することができることとされ、影響力も大きい。代表的なメンバーの一人は気候変動専門家委員会の副主任であり清華大学教授の何建坤<sup>93</sup>で、気候変動会議にも数多く参加している。2012年に国家発展改革委員会の下に「国家気候変動対応戦略研究国際協力センター」（National Center for Climate Change Strategy and International Cooperation）が新設されて以降は、当該研究機関が研究面だけでなく気候変動関連の国際交流の窓口を担うなど、大きな役割を果たすようになり、外交交渉にも複数の職員（専門家）を派遣している。なお、2018年の国務院改革に伴い、当該センターは生態環境部所属に変更になっている。2019年のマドリード会議（COP25）への専門家の参加状況は、国家気候変動対応戦略研究国際協力センター（生態環境部所属）から5名、清華大学から3名、中国農業科学院から1名、国家

<sup>91</sup> 中国における専門家やシンクタンクの政策形成に果たす役割に関する研究は以下を参照されたい。Zhu, Xufeng. "The Influence of Think Tanks in the Chinese Policy Process: Different Ways and Mechanisms." *Asian Survey*, vol. 49, no. 2, 2009, pp. 333–357; Zhu, Xufeng. "Government advisors or public advocates? Roles of think tanks in China from the perspective of regional variations." *The China Quarterly* 207, 2011, pp. 668–686; 朱旭峰「中国社会政策変遷中の専門家参与模式研究」『社会学研究』第25巻第2期, 2011年, 1-27+243頁; 朱旭峰「構建中国特色新型智库研究的理論框架」『中国行政管理』第5期, 2014年, 29-33頁。

<sup>92</sup> Wübbecke, Jost. *The Power of Advice: Experts in Chinese Climate Change Politics*. FNI report 15/2010, Lysaker: Fridtjof Nansen Institute, 2010, p. 32.

<sup>93</sup> 第1回の頃から気候変動専門家委員会のメンバーで、COPにも数多く参加。主な研究テーマはエネルギーシステム工学と気候変動への対応。再生可能エネルギー法の起草の責任者の一人。

気候センター（気象局所属）から1名、中国社会科学院から1名であった<sup>94</sup>。

一方で、近年、中国代表団のメンバーの専門性や英語力の向上が指摘されている。解振華は、中国代表団を「狼の集団」と言い表し、「チームの大半は、外国語に精通し専門性が高く、名門大学を卒業」しており、「交渉時には、句読点の位置まで議論することができる」と述べている<sup>95</sup>。解振華のリーダーシップの下、数年の時間をかけて1970年代生まれと1980年代生まれを中心とした、平均年齢が他国の交渉チームよりも10歳程度若い100人規模の交渉チームを育成してきた<sup>96</sup>。こうした若いチームは睡眠時間を削った交渉や作業が続く気候変動会議において体力面で有利であり、また専門性も高く、交渉にも長け、パリ会議の最終段階ではUNFCCC事務局の作成した合意文書の英語の使用ミスを発見した。2019年のマドリード会議（COP25）の例を見てみると、代表団として65人（主要な交渉担当者は約30名）が派遣されたが、その平均年齢は35歳に満たないという<sup>97</sup>。

### （3）一般市民の役割

中国における気候変動政策の意思決定過程において、一般市民の参加は基本的には排除されている。しかしながら、環境政策や外交の観察者或いは監督者として、政府や汚染企業にプレッシャーをかける存在となっている<sup>98</sup>。

1990年代以降、インターネットや通信技術の発達、ソーシャルメディアの登場などにより、中国では表現と言論の空間が一定程度拡大するとともに、インターネット上では民族主義的な言論が市民権を得るようになった。ネチズンの民族主義的感情は、時には現実の行動に発展し、外国政府に対する抗議や外国製品のボイコットを訴えるデモ活動がたびたび発生している。こうした中国社会におけるナショナリズムやオンライン世論の外交政策への影響に関しては多くの議論がある。例えば、民衆の民族主義的主張は、中国政府の外交政策を制約し、合理的な利益追求を困難にしているとの指摘がある<sup>99</sup>。

<sup>94</sup> “List of Participants (FCCC/CP/2019/INF.4).” UNFCCC. December 13, 2019.

[https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp\\_inf4.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp_inf4.pdf). Accessed September 1, 2021.

<sup>95</sup> 郝建榮「解振華 一輩子只乾一件事的部級幹部」『法制日報』2018年12月26日、第4面。

<sup>96</sup> 解振華「堅持積極應對氣候變化戰略定力 繼續做全球生態文明建設的重要參與者，貢獻者和引領者——紀念《巴黎協定》達成五周年」『環境與可持續發展』第46卷第1期，2021年，3-10頁。

<sup>97</sup> 「在史上最長氣候大會為中國談判的年輕“老兵”們」中國新聞網，2019年12月16日，<<https://www.chinanews.com/gj/2019/12-16/9034734.shtml>>（最終アクセス：2021年8月31日）。

<sup>98</sup> 世論の圧力は地方政府による環境規制の実施と環境サービスの提供を促すインセンティブとなっている。Wang, Hua, and Wenhua Di. “The Determinants of Government Environmental Performance: An Empirical Analysis of Chinese Townships.” *Policy Research Working Paper No. 2937*, World Bank, 2002. 市民による汚染企業の監視に関しては以下を参照：Guo, Jin, and Junhong Bai. “The Role of Public Participation in Environmental Governance: Empirical Evidence from China” *Sustainability* 11, no. 17: 4696, 2019.

<https://doi.org/10.3390/su11174696><https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/19197>.

<sup>99</sup> Gries, Peter Hays, Derek Steiger, and Tao Wang. “Popular nationalism and China’s Japan policy: the Diaoyu Islands protests, 2012-2013.” *Journal of Contemporary China*, 25(98), 2016, pp. 264-

また、中国政府は国民のナショナリズムをコントロールできているが、世論により耳を傾けるようになってきているため強硬的な外交姿勢を選択する傾向があるとの研究もある<sup>100</sup>。一方、A. I. ジョンストン (Alastair Iain Johnston) (2017) の研究では、「ナショナリズムの台頭」という現象が実際に起きているかは根拠に乏しく、中国政府が外交政策を決定する際には、民族主義的世論よりも、社会的エリートの意見、トップリーダーの個人的な好み、安全保障上のジレンマの力学、組織の利益、或いはそれらの組み合わせなどの要因を重視していると指摘している<sup>101</sup>。

民生領域においては、中国政府がインターネット上での民衆の議論や拡大した世論の要求に対応したり、行動を変更させたりすることはより顕著に確認することができる。インターネット上の個人やグループの声は、時に迅速かつ大規模に拡散し、広く社会の注目を集め、世論形成を促進することがある。研究者の中には、サイバースペースは公共圏のようになってきている（或いは将来的になるだろう）と主張し、権威主義国家においてソーシャルメディアは市民の政治参加を促進することができると思う者もいる<sup>102</sup>。つまり、ネチズンはオンラインで世論を形成し、オフラインの議題に異議を唱え、政府に政策の変更を迫ることができると考えられている。

権威主義体制にとって、インターネット上の公共圏は自身への脅威や挑戦となる可能性があり、「アラブの春」のような民主化運動の引き金にもなり得るが、中国の政治的自由化に対するインターネットの効果については懐疑的な見方も存在する<sup>103</sup>。他方、インターネット時代に対する中国政府の適応力を評価する研究も多い。例えば、マルチレベルの検閲による集団行動の抑制能力<sup>104</sup>、インターネット上の世論を段階的に抑制し国民の政治参加意欲に対処する能力<sup>105</sup>、インターネットを通じて得られた民衆の提案や政策選好に対する政治指導者の受容性<sup>106</sup>などが挙げられる。このように、中国政府はインターネットの脅威にうまく順応しており、これらの特徴は中国の政治体制のレジリエン

---

276.

<sup>100</sup> Zhao, Suisheng. "Foreign Policy Implications of Chinese Nationalism Revisited: The Strident Turn." *Journal of Contemporary China* 22(82), 2013, pp. 535-53.

<sup>101</sup> Johnston, Alastair Iain. "Is Chinese Nationalism Rising? Evidence from Beijing." *International Security*, 41(3), 2017, pp. 7-43.

<sup>102</sup> Zheng, Yongnian. *Technological empowerment: The Internet, state, and society in China*. Stanford University Press, 2007; Yang, Guobin. *The power of the Internet in China: Citizen activism online*. Columbia University Press, 2009; Shen, Fei, et al. "Online network size, efficacy, and opinion expression: Assessing the impacts of Internet use in China." *International Journal of Public Opinion Research* 21(4), 2009, pp. 451-476; Diamond, Larry, and Marc F. Plattner, eds. *Liberation technology: Social media and the struggle for democracy*. JHU Press, 2012.

<sup>103</sup> Leibold, James. " Blogging alone: China, the internet, and the democratic illusion?". *The Journal of Asian Studies* 70(4), 2011, pp. 1023-1041.

<sup>104</sup> King, Gary, Jennifer Pan, and Margaret E. Roberts. "How censorship in China allows government criticism but silences collective expression." *American political science Review* 107(2), 2013, pp. 1-18.

<sup>105</sup> Reilly, James. *Strong society, smart state: The rise of public opinion in China's Japan policy*. NY: Columbia University Press, 2011.

<sup>106</sup> Meng, Tianguang, Jennifer Pan, and Ping Yang. "Conditional receptivity to citizen participation: Evidence from a survey experiment in China." *Comparative Political Studies* 50(4), 2017, pp. 399-433.

スを示している。

環境問題に関しては、現在では、生活ゴミ分別条例が一部地域で施行されるなど環境保護対策が身近なものとなり、日本の処理水問題に強く反対するなど、中国の人々の環境意識は過去と比べて高まっていると言える。また、化学工場や発電所、ゴミ焼却場の建設反対などの環境関連の抗議活動も多数発生しており<sup>107</sup>、環境関連の陳情書、苦情や通報（情報提供）の投書が激増していると言われている<sup>108</sup>。

そして、都市部を中心とした市民の環境意識の高まりが政府による大気汚染対策を促す大きな要因となっている。中国市民の間で大気汚染が健康被害に繋がる懸念すべき問題として浮上した契機は、在中国アメリカ大使館が敷地内で観測していた PM2.5 濃度等の大気質データを 2011 年秋頃から Twitter 上で公開したことから発展した<sup>109</sup>。当時、中国では PM2.5 ではなく PM10 の測定結果が公表されていたが、市民の間では公開される結果と実際の空気の状態に開きがあることが実感されており、またアメリカ大使館の公表する数値とは異なることからインターネット上で議論を呼んだ。中国当局の当初の対応は、内政干渉だとして公開の停止を求めていたが<sup>110</sup>、市民からの要求が高まるにつれ方針を転換し、全国での PM2.5 の測定と公開に踏み切った。

2013 年 1 月に、北京を含む広範囲の地域で大規模な大気汚染が発生したことも、市民の関心を高めた。これまで存在していた空気中の白い霧に「霧霾」（ヘイズまたはスモッグの意）との名前が付き、この新しい用語は「PM2.5」とともに急速に定着した。空気の質や空の色は人々の日常会話に頻繁に登場する話題となり、ソーシャルメディアに共有する対象となった。人々は当局が一時的に作り出す青い空（「APEC ブルー」や

---

<sup>107</sup> 栄婷，謝耘耕「環境群体性事件的発生，伝播与应对：基于 2003~2014 年 150 起中国重大环境群体事件实证分析」『新聞記者』第 6 期，2015 年，72-79 頁；汪偉全「風険放大，集体行動和政策博弈—環境類群体事件暴力抗争的演化路径研究」『公共管理学报』第 12 卷第 1 期，2015 年，127-136+159 頁；張萍，楊祖嬋「近十年来我国环境群体性事件的特征简析」『中国地质大学学报(社会科学版)』第 15 卷第 2 期，2015 年，53-61 頁。

<sup>108</sup> 生態環境部が公表している「2019 年生態環境統計年報」によると，2019 年は全国各級の環境行政機関は国民から 133 万 4,712 件の電話通報，19 万 5,950 件の WeChat 通報，6 万 2,239 件のオンライン通報を受け，全国人民代表大会から 7,486 件の提案と中国人民政治協商會議から 7,827 件の提案を処理した。中華人民共和國生態環境部『2019 年生態環境統計年報』中華人民共和國生態環境部，2021 年 8 月 27 日，45 頁，<<https://www.mee.gov.cn/hjzl/sthjzk/sthjtnb/202108/W020210827611248993188.pdf>>（最終アクセス：2021 年 8 月 30 日）。「2003 年環境統計年報」によると，2000 年は約 24.7 万の陳情書，約 6.2 万の訪問陳情，2001 年は約 36.9 万の陳情書，約 8 万の訪問陳情，2002 年は約 43.5 万の陳情書，約 9 万の訪問陳情，2003 年は約 52.5 万の陳情書，約 8.5 万の訪問陳情があった。参照：「2003 年環境統計年報」中華人民共和國生態環境部，2009 年 10 月 30 日，51 頁，<<https://www.mee.gov.cn/hjzl/sthjzk/sthjtnb/201605/U020160604795641148935.pdf>>（最終アクセス：2021 年 8 月 30 日）。

<sup>109</sup> 在北京アメリカ大使館で計測された大気質のデータは Twitter アカウント@BeijingAir (<https://twitter.com/BeijingAir>) で公開されている。

<sup>110</sup> 「米大使館の大気汚染度公表，中国が『内政干渉』と批判」ロイター，2012 年 6 月 6 日，<<https://jp.reuters.com/article/tk0821474-china-environment-idJPTYE85500P20120606>>（最終アクセス：2021 年 8 月 30 日）。

「軍事パレードブルー」など)<sup>111</sup>と測定不能ほどの劣悪な大気汚染状態(「爆表」)を経験しながら、本来あるべき空の色と健康のための空気を強く求めた。

こうした市民の要求に応えるように、2013年から大気汚染対策が本格化し、「大気汚染防治行動計画」(大気10条)が出されて2017年までの大気汚染の改善目標が示され、2014年には李克強首相が活動報告の中で大気汚染に対し宣戦を布告した。2015年2月には環境保護部長にアカデミアから清華大学学長が就任し、大気汚染対策の実施が科学的に行われることが期待された。同時期に、元中国中央テレビ(CCTV)の著名キャスターである柴静が私費を投じて制作した大気汚染に関するドキュメンタリー動画「アンダー・ザ・ドーム(穹頂之下)」がインターネット上にアップロードされ、1日で1億5000回再生されるなど大きな反響を呼んだ<sup>112</sup>。この動画は後に閲覧禁止となるが、中国の南京市で実施した調査によると、この動画の影響により市民の大気汚染改善のための支払い意欲(WTP)が24.9%増加(一人当たり1226人民元の増加に相当)した<sup>113</sup>。2017年には、新たなスローガンとして「青空防衛戦」が提唱された。そして、数十年単位の時間が必要との予測に反して、10年未満の取り組みによって大気汚染は大幅に緩和されており、「北京の青空が『貴重品』だ」という感覚はもうなくなっている<sup>114</sup>。

一般大衆からの大気汚染改善の要求の高まりは、気候変動問題にも関連する問題である。中国政府が実施した大気汚染対策(石炭からの転換)が気候変動対策でもあることに加え、大気汚染への関心の高まり(2013年以降)と気候変動問題への関心の高まり(2015年前後<sup>115</sup>)が同時期に起こったことにより、市民からは気候変動問題への積極的な対応が支持されている。実際問題として、中国の人々の間では、大気汚染と気候変動の区別が曖昧であることも、気候変動問題を政府が積極的に対応すべき環境問題の1つとして認識していることの背景にあると考えられる。2017年に全国の18~70歳の市民を対象として実施された意識調査によると、「気候変動」という単語を聞いて連想されるキーワードとして2番目に多いのが「霧霾」であり、気候変動の影響として最も心配される事柄で1番多いのが「大気汚染の悪化」となっている<sup>116</sup>。また7割以上の回答者

<sup>111</sup> Sun, Ying, and Jia Guo. "The Operation Process and Genetic Mechanism of Chinese Campaign-Style Governance Model: The Case Study of APEC Blue." *American Journal of Industrial and Business Management* 7.4, 2017, pp. 372-385.

<sup>112</sup> 「ネットで大ヒットの大気汚染映画、動画サイトで視聴不可に 中国」AFP BB NEWS, 2015年3月8日, <<https://www.afpbb.com/articles/-/3041832>> (最終アクセス: 2021年8月30日)。

<sup>113</sup> Tu, Meng, et al. "Mass media, information and demand for environmental quality: Evidence from the 'Under the Dome'." *Journal of Development Economics* 143, 2020, pp. 1-13.

<sup>114</sup> 「PM2.5の「深刻汚染日」、北京で2年連続でゼロに」人民網日本語版, 2020年10月30日, <<http://j.people.com.cn/n3/2020/1030/c94475-9775091.html>> (最終アクセス: 2021年8月30日)。

<sup>115</sup> パリ協定採択前の2015年5月に実施されたピュー研究所の意識調査によれば、中国市民の気候変動への問題意識は低い。Stoke Bruce, Richard Wike, and Jill Carle. "Global Concern about Climate Change, Broad Support for Limiting Emissions: U.S., China Less Worried; Partisan Divides in Key Countries." Pew Research Center, November 5, 2015. <<https://www.pewresearch.org/global/2015/11/05/global-concern-about-climate-change-broad-support-for-limiting-emissions/>>. Accessed August 30, 2021.

<sup>116</sup> 王彬彬等『中国公衆気候変化与気候伝播認知状況調研報告』中国気候伝播項目中心,

が、気候変動と大気汚染は関連性があるものと認識しており、14.3%の回答者が「気候変動が大気汚染を引き起こす」、12.8%の回答者が「大気汚染が気候変動を引き起こす」との認識を示している<sup>117</sup>。他方、政府が気候変動問題に積極的に対応すること（パリ協定への参加と実施、国際協力の実施、温室効果ガスの削減政策の実施）に対しては9割を超える回答者が賛同している<sup>118</sup>。

近年、世界では若者による気候変動関連の活動が目立っているが、中国でも若い世代の方が全体と比べると気候変動への理解があり、環境意識が高く、当事者意識や行動意欲も強い。2020年に中国のNGOが実施した中国の青年（18～24歳）を対象とした意識調査の結果を見てみると、回答者の46%が「気候変動」を現在最も深刻なグローバル・イシューと考えており、次いで「社会的不平等」（12.9%）、「公衆衛生」（8.3%）、「大規模な紛争や戦争」（8.2%）となっている<sup>119</sup>。また、前述の2017年の調査では、気候変動は政府が対応するものと考えている人が最も多い一方で、この2020年の青年に対する調査では気候変動対策の担い手（責任を負うべき主体）として第一に「一般市民」を挙げており（36%）、次いで「政府」（34%）、「企業/ビジネス」（18%）となっている。さらに、回答者の大多数（85.6%）は、気候変動に関する国際的枠組みの合意の達成に最も重要な役割を果たしてきたのは中国であると考えており、加えて気候変動関連の政府のパフォーマンスに対しても高い評価を与えている<sup>120</sup>。

中国において、2013年前後に大気汚染への懸念が市民の間で高まる以前は、中国の気候変動外交や気候変動対策には下からの圧力がほとんど存在しなかった。しかし、以上のように、市民の関心が高い問題は政府のアジェンダに入りやすく、また政府も世論に対して応答的になる。つまり、一般市民の気候変動政策の形成過程への参加は限定的であるものの、世論は政府による積極的な気候変動政策の実施と気候変動外交における貢献を支持しており、市民による大気汚染改善への関心は間接的に中国の気候変動対策を促進している。ただし、市民の気候変動意識は発展途上にあり、具体的な気候変動の影響に関する知識は浅く、また政府への積極的対応を求める一方で、個人の緩和行動の実践には十分に繋がっていない段階である。

---

2017年、4頁。

<sup>117</sup> 王彬彬等、同書、5頁。

<sup>118</sup> 同上。

<sup>119</sup> 白宇楠等『中国青年気候意識と行為調研報告2020』青年応対気候変化行動ネットワーク（CYCAN）、2020年、19頁。

<sup>120</sup> 白宇楠等、同書、22、24頁。

## 第2章 中国気候変動外交に関する先行研究の分析視点<sup>1</sup>

### 第1節 環境外交の分析

中国の気候変動外交について議論する前に、気候変動外交とは環境外交の1分野であるため、まずは環境と外交に関する議論を整理する。過去において環境問題に関しては、国際協力や国際レジームの角度から研究が盛んになされる一方で、外交政策についてはあまり関心が寄せられてこなかった<sup>2</sup>。通常、外交政策は国境を越える事柄や外国との関係についての国家政策を指す場合が多い。より詳細に検討すると、外交政策とは「明白な目標、コミットメント、指令の形で提示され、主権国家の立場としての政府代表により追及され、影響を与えたいと考える国外の目的、条件、政府・非政府アクターに向けられた活動」と定義される<sup>3</sup>。また政策の内容に着目すると、外交政策は「官僚が達成しようとする目標や、そうした目標の根底にある価値や原則、目標が求められる手法、それらの目標や原則、手法が発展し実施される過程、こうした性質を形成する国内外のアクターや勢力」を含むものと解釈される<sup>4</sup>。

1972年に環境問題が国際政治のアジェンダと登場して以来、グローバルなレベルで環境問題に関する外交交渉が行われるようになった<sup>5</sup>。こうした環境外交の展開に伴い、外交政策と環境問題の結びつきは強められた。外交政策と環境問題の関係は、環境政治や国際政治、外交政策研究における様々な観点から異なるアプローチにより捉えられている（表2-1を参照）<sup>6</sup>。

---

<sup>1</sup> 本章は次の既出論文から一部を抜粋し、加筆・修正した内容となっている。飯嶋佑美「環境外交交渉へのアプローチ」『中央大学大学院研究年報』(43), 2013年, 291-308頁；「中国における気候変動政治の研究(グローバル・エコロジー)」『中央大学社会科学研究所研究報告』(27), 2018年3月, 121-142頁；「第7章 中国の気候変動政策に関する研究」星野智編著『グローバル・エコロジー(中央大学社会科学研究所研究叢書37)』中央大学出版部, 169-197頁。

<sup>2</sup> Harris, Paul G. "Environmental Foreign Policy in Theory and Practice." in Harris, Paul G., ed. *Environmental Change and Foreign Policy*. Oxford: Routledge, 2009, pp. 1-7.

<sup>3</sup> Carlsnaes, Walter. "Foreign Policy." in Carlsnaes, Walter, et al., eds. *Handbook of International Relations*. Los Angeles: Sage Publications, 2002, p. 335.

<sup>4</sup> Harris, Paul G., *op.cit.*, p. 3.

<sup>5</sup> 環境問題が政治的にグローバルな問題である所以は、その越境性・脱国境性により一国だけでは解決が困難であり、またグローバル・コモンズ(グローバル公共財)を害するために共同行動を取る必要があることである。G. ハーディンの「共有地の悲劇」の比喻で示されたように、各々が自らの利益のためにグローバル・コモンズを使用し続ければ、生態系の破壊や資源の枯渇といった悲惨な帰結を招きかねない。したがって地球環境問題を解決するためには、国際的なルールを共同で制定する必要がある。そのため、国際社会は国際条約を締結して国際的な制度作りを試みることになる。Hardin, Garrett. "The Tragedy of the Commons." *Science* 162, 1968, pp. 1243-1248. (「共有地の悲劇」シュレーダー=フレチェット編(京都生命倫理研究会訳)『環境の倫理(下)』晃洋書房, 1993年, 445-470頁。)

<sup>6</sup> Papa, Mihaela. "Environmental Foreign Policy: Towards a Conceptual framework." in Harris, ed., *Environmental Change and Foreign Policy*, Oxford: Routledge, 2009, p. 203.

表 2-1 外交政策と環境の関わりについての見方

	理論と実践の観点からの説明と具体例
環境外交政策 Environmental foreign policy	ローカル，リージョナル，グローバルの各レベルでの気候変動に対処するための国際的取組みにおける外交政策過程を理解する；環境問題に関し国家の行動を制約又は形成する，国内的・国際的なアクターや制度を分析する；どのように気候変動が外交政策決定過程に影響を与えるかを明らかにする；環境外交政策を批判的に評価するために用いられる（Harris 2000, 2005, 2007）。
環境外交／ グリーン外交 Environmental diplomacy/ Green diplomacy	国家の交渉人への圧力が効果的に及ぼされるよういかに世界の環境交渉を構築するかを探求する交渉ベースアプローチ（Susskind 1994: 5; Porter et al. 2000）；多くの画期的な合意を導いた交渉に直接の見識を与える（Tolba 1998）。「グリーン外交」という用語は，環境外交の同義語としても使われる場合がある（Broadhead 2002）。EUにおける実践面では，外務省内部に環境専門家の非公式なネットワークを形成することを通じた分野横断的なカテゴリーとして，環境をEUの外交関係に統合するため，グリーン外交ネットワークが設立された。
外交政策の環境 配慮化 Greening of foreign policy	環境保護の懸念がどのように国内省庁の元来の目的をより環境に配慮した（greener）目的に移行させるかを説明し，また主流の環境要素が，防衛，貿易，投資，開発協力や外交的な他の取組みの様な外交政策の様々な側面に入りこむ機会や課題について議論する（Anderson and Miller 2000）。気候変動を外交政策に統合することは，国内・国際レベルでの気候変動に対処するより効果的な取組みへの可能性を高める方法として推奨される（Drexhage et al. 2007）。外交政策の環境配慮化は概念的に環境政策統合の幅広い問題に分類される（Lafferty and Hovden 2003）。
外交政策への環 境安全保障を含 む人間の安全保 障的アプローチ Human security approach to foreign policy, including environmental security	特定の国家の軍事や戦略利益ではなく，世界中の人間の保護とエンパワメントを考慮し，人間の安全保障は人権や人間開発と結びついている（UNDP 1994; Glasius and Kaldor 2005）。実践面では，外務省は外交政策ネットワークや，国連の主要な活動の中に人間の安全保障を入れてイニシアティブを作る等様々な方法で国際問題を人間の安全保障の観点から定義し推進している。環境面では，人間の安全保障は，戦争や武力対立，戦争以外の災害，地球の持つキャパシティの低下の結果である環境圧力から人間を守ることに繋がっている。しかし人間の安全保障は，持続可能な居住地や天然資源へのアクセスを確保するといった幅広い問題にも及び得る（Gleditsch 2001）。
環境に関する和 平と災害の外交	環境協力を，紛争解決を達成するための外交政策上の機会と見る。環境和平文献は，環境協力が複数の不安全要素——大部分は狭義の

Environmental peacemaking and disaster diplomacy	環境上のものよりも、政治的、経済的、社会的なもの——を取り除くことによって国際平和をもたらす有効な装置となるかどうかを尋ねる (Conca and Dabelko 2002)。災害外交文献は伝統的に敵対関係にある国家間で、自然災害が国際協調へと誘導するかどうかを尋ねる (Kelman and Koukis 2000)。実践面では、環境と安全保障イニシアティブ (ENVSEC) のような環境紛争予防プログラムを実施する国際団体がある。
持続可能な開発に関する新しい外交 New diplomacy of sustainable development	社会が世界的相互依存の環境、経済、社会的側面に取り組んでいるので、狭義に定義された国益を追求することを基本とした外交の伝統的形式は不適切になったと主張する。エネルギーや、持続可能な開発、環境が主権や領土に挑戦することを含む新たな問題は、複数の国際的なフォーラムの中で、複数で非常に多様な主体を含む (Moomaw 2005; Kjellen 2007)。

(出典) Papa, Mihaela. *Op. cit.*, p. 204.

国家の外交政策は対外的な側面を持つ一方で、国内的な要素と切り離すことができず、国際政治と国内政治の相互作用で形成されるものであると言える。またグローバリゼーションの進展により、国際的なものと国内的なものとの区別も曖昧になっており、かつては国内の問題であったものが今では国際的な問題となっている場合もある。環境問題も多分に国内外の要素を併せ持つ問題であり、そのために環境外交政策も対外的要素と国内的要素を併せ持つものと考えられる。このような理解から、P. G. ハリス (Paul G. Harris) によると環境外交政策とは以下のように定義される。

環境政策の決定や環境政策の実施に携わる国内の勢力・組織・アクターと、環境変化自体や、環境変化と他の勢力 (例えばグローバリゼーション) との相互作用、国際機関や国際レジーム、環境変化への対応を形作る役割を担う影響力のある政府や企業、非政府機関といった国際的な勢力・組織・主体との間の相互作用<sup>7</sup>。

更に地球環境問題の性質を考慮すると、環境外交政策は国際と国内の要素の相互作用により形成されるだけでなく、ローカルとグローバルの相互作用や、リージョナルとグローバルの相互作用などの多様なレベルにおける相互作用の影響を受けると考えられる。そのため環境外交政策の決定過程は非常に複雑であり、その過程には多様なアクターが関わっている。

このように複雑な環境外交政策を分析するためには、様々な観点と手法によるアプローチが検討可能である<sup>8</sup>。J. バークダール (John Barkdull) と P. G. ハリスは、2002年

<sup>7</sup> Harris, Paul G., *op.cit.*, p. 7.

<sup>8</sup> 以下の議論では次の参考文献を参照している。Barkdull, John, and P. G. Harris.

“Environmental Change and Foreign Policy: A Survey of Theory.” *Global Environmental Politics* 2-2, 2002, pp. 63-91; Harris, Paul G. “Environmental Politics and Foreign Policy in East Asia: A

の論文「環境変化と外交政策——理論の調査」(“Environmental Change and Foreign Policy: A Survey of Theory”)において、外交政策への広範な理論やアプローチを検討し、環境外交政策へのアプローチを類型化した(表 2-2 を参照)<sup>9</sup>。J. バークダルと P. G. ハリス (2002) は、G. J. アイケンベリー (G. John Ikenberry) 等 (1988)<sup>10</sup>を参考に、外交政策への理論的アプローチはシステムの、社会的、国家中心的なものに分類できると考えた<sup>11</sup>。そして、このような3種類の外交政策の分析アプローチを、パワーと利益、アイディアの働きにそれぞれ注目することで、類型化の更なる精緻化を図った<sup>12</sup>。つまり、システム、社会、国家という3つのスキームと、パワー、利益、アイディアという3つの変数を組み合わせて外交政策へのアプローチを分類した結果が表 2.1 である。この分類は環境外交政策にも当てはめるとしている<sup>13</sup>。

表 2-2 (環境) 外交政策の類型

分析レベル 変数	システム Systemic	社会 Societal	国家 State-centric
-------------	---------------	-------------	------------------

Survey of China and Japan.” in Harris, Paul G., ed. *Confronting Environmental Change in East and Southeast Asia: Eco-politics. Foreign Policy and Sustainable Development*, Tokyo: United Nations University Press, 2005, pp. 17-40; Barkdull, John, and P. G. Harris. “Theories of Environmental Foreign Policy.” in Harris, Paul G., ed. *Environmental Change and Foreign Policy*. Oxford: Routledge, 2009, pp. 19-56.

<sup>9</sup> Barkdull, John, and P. G. Harris, *Ibid.*

<sup>10</sup> Ikenberry, G. John, et al., eds. *The State and American Foreign Economic Policy*. Ithac: Cornell University Press, 1988.

<sup>11</sup> システム理論は外交政策を、システムの要素が国家に与える役割、アイデンティティ、利益に起因するものと考え。社会理論は国内アクターの選好が政府により採用され実施される政策に変化すると考え、外交政策は社会勢力や政治集団間における政策決定への影響力をめぐる争いが反映されるものと見る。国家中心的なアプローチは、政府組織や政府組織内の個人の選好、利益、アイディアが外交政策を形作ると考える。

<sup>12</sup> パワーに着目するアプローチは、覇権国が自らの利益に資するレジームを作り、他国にレジームへの参加を強制すると考える。このような発想から外交政策は、その決定過程に最も影響を与えるアクターが誰かに関わりとする。利益に焦点を当てたアプローチは、国家がある特定領域における利益の増大を望むことが国際協調に繋がり、覇権国なしでも国家は共同利益のために協力し合うと考える。また外交政策は、アクターにとって物質的利益は何かに関わりとする。アイディアを重視するアプローチは、アイディアは国際社会のアクターを新たな利益追求方法へと向かわせることが可能であるとする。このような立場からは、社会における変化する知識や認識、価値が外交政策に影響を与えると考える。

<sup>13</sup> 利益という変数を用い、システム論の立場から環境外交政策を分析したものとしては D. スプリンツらの利益モデル研究がある。アイディアを基礎としたシステム論により環境外交政策を分析すると、例えば世界経済秩序に重度に依存している国家は、積極的な環境保護を不利益なものと認識しているため、締約国に多くの経済的制約を課す環境条約に加盟するような政策は採りにくくなるとする。他にも利益を基礎とした社会理論による分析手法に当てはまるものには、国際的な環境保護への取組みに参加を望まない産業利益集団と参加を望む環境保護利益集団の影響に着目する研究がある。国家中心的なアプローチにおいてパワーを変数とした研究には、大統領が環境条約に署名したとしても、議会の反対を受け条約を批准することができないといったように、立法府と立法府の力関係に注目するものがある。

パワー	覇権安定論, 勢力均衡, ネオ・リアリズム	エリート理論, 階級分析	行政府と立法府の関係
利益	国益モデル	利益集団政治, 多元主義者モデル	官僚政治モデル
アイディア	レジームと外交政 策, 社会学的アプ ローチ, 認識の普及	メディア研究, 社会運動, 世論, イデオロギ ー	外交政策決定者

(出典) Barkdull, John, and P. G. Harris. *Op.cit.*, 2002, p. 69; Harris, Paul G. *Op.cit.*, p. 20; Barkdull, John, and P. G. Harris. *Op.cit.*, 2009, p. 20. 以上を参照して筆者作成。

## 第2節 中国気候変動外交の段階

中国の気候変動外交に関する先行研究を整理すると、その多くが気候変動外交の変遷を説明するものであり、理論的なアプローチを採用している研究は多くない。しかし、上述の環境外交政策の分析に関する分類を参照して、理論的な分析を含む先行研究を整理すると、その多くが利益という変数に着目しており、国家を合理的な単一アクターと捉えて国益モデルを使用するか、国内の官僚機構の利益をめぐる争いに注目して官僚政治モデルを使用するものが主流である。

本節ではまず、気候変動外交の変遷を説明する先行研究について整理したい。中国の気候変動外交に関する研究が関心を寄せてきたのは、気候変動交渉において中国がどのように立場を採用してきたのか、中国の気候変動外交はどのような変化と発展をみせたのか、中国はいつ温室効果ガスの排出削減義務を国際的に承諾するのかといった問題である。このような問題意識を持ちながら、これまでに多くの研究者が中国の気候変動外交の歴史を説明することを試みてきた。先行研究が採用する説明の方法にはいくつかの種類が存在するが、多くはその歴史を何段階かの時間軸に分け、その特定のフェーズにおける特徴的な中国の立場や戦略などについて分析している。本節では先行研究を時期区分の方法に従って3つに分類した上で、中国の気候変動外交が多様な形で説明されてきたことを示したい。

まず1つ目は、中国の気候変動外交を環境外交の発展プロセスにおける一部分としてみなし、気候変動外交を中国環境外交の大きな枠組みから捉えるものである。このような視点から中国の気候変動外交を捉えると、過去と比べてより積極的かつ戦略的になった姿が説明される。中国の環境外交の始まりは、一般的には1972年にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議であると考えられている。長年国際環境

外交に従事し、中国初の中国環境外交をテーマとした書籍である『中国環境外交』<sup>14</sup>を著した王之佳（2012）は、中国環境外交を3つの段階——開闢段階（1972–1978年）、深い発展の段階（1979–1992年）、徐々に成熟していく段階（1992年以降）——に分けて回顧している<sup>15</sup>。この分類によれば、気候変動外交は「段々と成熟していく段階」に属することになり、王之佳はこの時期の特徴として外交官の質の向上などを挙げ、この時期から中国は独自の戦略に基づいた環境外交の道を歩み出したと分析している<sup>16</sup>。また、中共中央党校法学博士の黄全胜（2008）は、中国環境外交を4つの段階に分けているが、王と分類とは異なり、1992年以降の進展を2つの段階に分け、2006年以降の変化を強調している。黄によると、2006年以降中国では国内の環境悪化や国際社会の圧力が強く意識され、資源節約型・環境友好型社会の建設が提起され、環境外交の面でも次第に成熟していったと分析している。そして中国を積極的な参加者としてみなし、「主要な発展途上国として、“77+1”グループに依拠し、絶対多数の発展途上国の立場と利益を代表し、積極的に気候変動外交に取り組み、建設的に気候変動分野の国際協力に参加してきたと評価している<sup>17</sup>。

2つ目は、国際的な気候変動交渉の進展に基づき、中国の気候変動政策の発展を分析・整理しているものである。このような時期区分は、気候変動枠組条約や京都議定書などの国際的な気候変動制度の誕生が中国の気候変動外交政策の節目でもあると認識している。例えばI. ビョルクム（Ida Bjørkum）（2005）<sup>18</sup>は、国際気候変動交渉のプロセスやP. G. ハリスと于宏源（2005）<sup>19</sup>の時代区分を参考にしながら中国気候変動政策の段階を分析している。I. ビョルクムは、気候変動問題が中国の政治的アジェンダに入った段階（1988～1992年）、リオの地球サミットから地球温暖化防止京都会議までの段階（1992～1997年）、ポスト京都時代（1997年以降）に時代分けし、各段階の中国気候変動政策の傾向を分析したのち、15年間の気候変動交渉において中国の立場は固定的で一貫性がある一方、積極性は低いと結論付けた。

一方で中国の環境政治学者である馬建英（2011）は、自身による国際気候変動交渉の

<sup>14</sup> 王之佳『中国環境外交』中国環境科学出版社、1999年。

<sup>15</sup> 王之佳『中国環境外交（上）』中国環境科学出版社、2012年；王之佳『中国環境外交（下）』中国環境科学出版社、2012年。

<sup>16</sup> 王之佳『中国環境外交（上）』中国環境科学出版社、2012年、157頁。

<sup>17</sup> 黄全胜『環境外交総論』中国環境科学出版社、2008年、202頁。

<sup>18</sup> Bjørkum, Ida. *China in the International Politics of Climate Change: A Foreign Policy Analysis*. FNI Report 12/2005, Lysaker: Fridtjof Nansen Institute, 2005.

<sup>19</sup> Harris, Paul G., and Hongyuan Yu. “Environmental Change and the Asia Pacific: China Responds to Global Warming.” *Global Change, Peace & Security*, vol. 17, no. 1, 2005, pp. 45-58.

進展段階の区分<sup>20</sup>に基づいて中国の態度を4つの段階に分けている<sup>21</sup>。すなわち、第1に1990～1992年の積極的な参加の段階、第2に1992～1998年の慎重な参加の段階、第3に1998～2005年の参加を深化させる段階、第4に2005～2010年の全面的な参加の段階である。他にも厳双伍と肖蘭蘭（2010）では国際気候変動制度の発展に基づいた上で調整を加え、1990～1994年を「受動的だが積極的な参加の段階」、1995～2001年を「慎重で保守的な参加の段階」、2002年以降を「活発かつオープンな参加の段階」と時期区分して中国の交渉態度を形容している<sup>22</sup>。馬建英や厳双伍と肖蘭蘭のどちらの分析も、区分は異なるものの中国の立場が積極的な参加から慎重な参加へ、そしてさらに参加を深化させていく段階に推移したと説明している。彼らによると、中国が慎重な立場を取っていた原因には、発展途上国にも削減義務を負担させようとする先進国の政治的意図に対する不信や、新しく誕生した気候制度による国内経済への影響に対する懸念などがあると述べている。

3つ目は、北京大学の環境政治学者である張海浜（2006）が採用した方法で、気候変動交渉の歴史をいくつかのフェーズに分けるのではなく、特定の年における中国の立場を比較・分析している<sup>23</sup>。張海浜は1991年、1999年、2001年、2005年という4つの時期を選択して中国の立場の比較を行い<sup>24</sup>、中国の気候変動外交の立場を安定的であるとともに変化も存在していると要約した。すなわち、中国は一貫して温室効果ガスの排出削減義務を負わない姿勢を堅持しているが、「過去に比べるとより柔軟になり、より協力的な態度で国際気候変動交渉に参加する」ようになっているとした<sup>25</sup>。

上記では主に中国の気候変動外交研究の初期と中期の主要な研究成果を整理したが、研究者ごとに説明方法に加え、時期区分も異なり、中国の気候変動外交の発展と変化は多様な形で説明されていった。ただし、これらの説明には共通点も存在し、中国の立場が過去と比べてより積極的になっていることは共通認識であると考えられる。長年に亘って国際的な削減義務の負担を拒否していたため、中国の立場は比較的固定的であると

---

<sup>20</sup> 馬建英「全球気候外交的興起」『外交評論』第26巻第6期、2009年、30-45頁。

<sup>21</sup> 馬建英「国内結構与制度影響：国際気候制度在中，美両国的影響研究（1990-2010）」復旦大学、国際関係博士論文、2011年。

<sup>22</sup> 厳双伍、肖蘭蘭「中国参与国際気候談判的立場演变」『当代亚太』第1期、2010年、79-90頁。

<sup>23</sup> 張海浜「中国在国際気候变化談判中的立場:連続性与变化及其原因探析」『世界經濟与政治』第10期、2006年、36-43頁。

<sup>24</sup> 張海浜はこれらの4つの年の選出理由を明確には述べてはいないが、これらの4つの年は中国が気候変動交渉に参加する初期、中期、そして最近という時期をカバーしているとした。

<sup>25</sup> 張海浜、前掲書、38頁。

考えられてきたが、先行研究が指摘するように中国の立場には変化も存在していた。そして 2015 年のパリ協定採択前後には、中国の立場は目に見える形で大きく変化したため、近年の研究では中国はさらに積極的な参加者として位置付けられている。例えば薄凡と庄貴陽（2018）では、中国の気候変動外交を①1979～2006 年、②2007～2014 年、③2015 年以降で区分し、2015 年以降の中国を「発言力を高め、グローバルな気候ガバナンスをリードする」存在であると説明している<sup>26</sup>。

### 第 3 節 中国気候変動外交の影響要素

#### (1) 核心的利益

上記では中国の気候変動外交の流れがどのように説明されているかについて述べたが、本節ではどのような要素が中国の気候変動政策に影響を与えているかについて分析を行っている先行文献を見ていきたい。中国の気候変動政策の決定要素に関しては様々な観点から研究が行われているが、第 2 節の冒頭でも述べたように、多くの先行研究が利益の変数に注目して利益モデル或いは国内での官僚政治に着目している。そしてそれ以外の説明変数としてアイデアを採用している研究も登場してきている。そこで本節では、①国家は合理的な行為主体であり、国家が自国の利益の最大化を追求するため、中国の国益がその気候変動政策（外交）に影響を与えると考える研究、②政策は国内の官僚らによる競争と妥協の産物であるとの観点から、中国の官僚政治が気候変動政策（外交）に影響を与えていると考える研究、③主に知識や情報、理念などのコンストラクティビズムの要素に注目するもので、こうした要素が政策決定者の見解や観念を変化させ、結果的に気候変動政策の変化に繋がると考える研究に着目する。以上の 3 つの類型に当てはまる研究を紹介しながら、中国気候変動政策の変化や発展がどのような要因によるものなのかについて検討していきたい。

1 つ目は、気候変動政策（外交）における中国の国益は何なのかに関して探究している研究である。2003 年の論文執筆当時、国際連合工業開発機関（UNIDO）において中国のエネルギー効率プログラムに従事していた張志宏（Zhihong Zhang）は、中国の気候変動政策は外交政策の影響を受けていると考え、国益の向上、国家主権の維持、国際的イメージの向上の 3 つが主要な考慮要素であるとした<sup>27</sup>。張志宏によると、中国の政策決定者にとって経済の発展が何よりも重要な原則（国益）であり、これが中国が経済に

<sup>26</sup> 薄凡，庄貴陽「中国気候変化政策演進及階段性特徴」『閩江学刊』第 10 卷第 6 期，2018 年，14-24+133-134 頁。

<sup>27</sup> Zhang, Zhihong. “The Forces behind China’s Climate Change Policy.” in P. G. Harris, ed. *Global Warming and East Asia: The Domestic and International Politics of Climate Change*. London: Routledge, 2003, pp. 66-85.

損害を与えかねない一切の行動を拒否している要因である。つまり、中国の政策決定者は温室効果ガスの排出削減義務を負うことは自国の経済成長に悪影響を及ぼすと考えており、そのため中国は一貫して削減義務を拒否していると考えられる。また、経済面での利益に加え、主権の不干渉や国際的なイメージの向上は常に中国外交の主要な利益であり、これらの要素が中国気候変動政策の方向を決定付けているとした。

同じように H.C. リー (Ho-Ching Lee) (2005) も利益の観点に着目し、国益が中国の気候変動交渉における立場を代表していると考え、発展途上国である中国にとって経済発展が最重要の利益であるとした<sup>28</sup>。H.C. リーによると、気候変動交渉中、中国は温室効果ガスの主要排出国の 1 つとして大きな影響力を持っており、さらに他の発展途上国と連携することで影響力を拡大し、先進国から資金援助と技術移転を獲得することを目指してきた。それと同時に、発展途上国の代表として振る舞うことで、自らの国際的評価の向上に努めてきたという。

さらに、利益モデルの代表的な研究は D. スプリンツと T. ヴァハトランタ (1994)<sup>29</sup> であるが、張海浜 (2007) はこの利益モデルに修正を加えて中国の気候変動交渉における立場を分析しようとした<sup>30</sup>。張海浜は脆弱性とコストの要素に衡平の原則を加えた 3 点が中国の交渉立場を決定付けると考え、中国がこれまで温室効果ガスの排出削減義務を拒否してきたのは、気候変動に対する脆弱性への認識が比較的 low、排出削減のコストが高く、気候変動レジームにおいて締約国間の責任の衡平性が十分でないと認識されているからであると分析した。そのため、脆弱性への認識が高まり、コストが安くなり、責任の衡平性がより確保されるような状況になれば、中国が削減義務を負う決断に至る可能性が高くなると主張した。

利益に着目した多くの研究が示唆しているのは、中国にとって何よりの核心的利益は経済発展であるということだ。中国政府にとっては経済発展や、それに加えて貧困の減少、社会の安定の促進などが優先課題であり、経済に負の影響を与えかねない気候変動を含む環境問題への対処には長い間真剣に取り組むことはなかった。利益の観点から見れば、国際的に削減義務を負うこと或いは国内において積極的な気候変動政策を展開することは、中国の国益に沿わないのであった。このように利益に注目した研究は、中国

---

<sup>28</sup> Lee, Ho-Ching. "China and the Climate Change Agreements: Science, Development and Diplomacy." in Harris, Paul G., ed. *Confronting Environmental Change in East and Southeast Asia: Eco-politics, Foreign Policy and Sustainable Development*, Tokyo: United Nations University Press, 2005, pp. 135-150.

<sup>29</sup> Sprinz, Detlef, and T. Vaahoranta. "The Interest-Based Explanation of International Environmental Policy." *International Organization*, vol. 48, no. 1, 1994, pp. 77-105.

<sup>30</sup> 張海浜「中国与国际气候变化谈判」『国际政治研究』第 1 期，2007 年，21-36 頁。

の初期の気候変動外交における非積極的な態度に合理的な説明を提供したと言える。

## (2) 官僚政治

2つ目に分類した研究は国内の官僚政治に着目し、中国の気候変動政策（外交）の分析を行っている。こうした研究は、国家が単一な行為主体であるとの考えに基づいて中国の政策決定過程を分析することに反対しており、中国の政策決定過程において国内の要素への関心は欠くことのできない重要な要素であると考えている。著名な中国研究者である K. リーバーサル (Kenneth Lieberthal) と M. オクセンバーグ (Michel Oksenberg) は、中国の政策決定モデルを「分断化された権威主義体制」(fragmented authoritarianism) と呼び、様々な政府部門やアクターが関与し、比較的分散された意思決定体系であることを指摘したが<sup>31</sup>、このような「分断化された権威主義体制」或いは官僚政治に中国気候変動政策の研究も多くの関心を寄せている。

官僚政治の観点からの分析は、特に中国環境外交の初期段階についての研究に多く見られる。例えば、中国の環境外交の代表的な研究者である E. C. エコノミー (Elizabeth C. Economy) (1997) は、初期 (1990 年代前半) の中国気候政策の形成過程を官僚政治の観点から分析し、以下のエピソードを紹介している<sup>32</sup>。第 2 次気候大会に向けての交渉立場について議論を開始すべく、1990 年春に国家科学技術委員会、国家計画委員会、外交部、国家環境保護局がエネルギー部、林業部、農業部の代表を招集し会議を開催した際に、大部分の参加者は、気候変動の農業に対する悪影響への憂慮から、中国が積極的に気候変動問題に対処し、国際社会に貢献すべきだという意見であったという。ただし、気候変動問題への対処が経済発展を制限すべきではないと考えたとともに、気候変動問題は先進国が引き起こした問題であり、その責任は西側諸国にあると認識していた。その一方、国家科学技術委員会と国家環境保護局はより積極的な立場であり、中国は積極的に気候変動ガバナンスに参加すべきであり、積極的な参加は国際的なイメージを向上させると同時に、関連する技術や管理方法を学ぶ機会を得ることもできると考えていた。しかしながら、この会議で最終的に決定された原則はより保守的 (非積極的) な政策の実行であり、この決定は国家計画委員会と外交部の意向を強く反映していると考え

---

<sup>31</sup> Lieberthal, Kenneth, and Michel Oksenberg. *Policy Making in China: Leaders, Structures, and Processes*. Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1988; Lieberthal, Kenneth, and David M. Lampton, eds. *Bureaucracy, Politics, and Decision Making in Post-Mao China*. Berkeley: University of California Press, 1992.

<sup>32</sup> Economy, Elizabeth C. "Chinese Policy-making and Global Climate Change: Two-front Diplomacy and the International Community." in Schreurs, Miranda A., and E. Economy, eds. *The Internationalization of Environmental Protection*. Cambridge: Cambridge University Press, 1997, pp. 19-41.

られた。つまり、より環境意識の高い国家科学技術委員会と環境保護局は気候変動問題を巡る官僚政治の中での権力が小さく、経済発展と主権の擁護を職責とする国家計画委員会と外交部の意見が優先され、非積極的な気候変動対応の原則が採用されたというわけである。

このように官僚政治に着目すると、中国国内における行政アクターはそれぞれ異なる利益と立場を有していると想定する。そして多くの研究が、1998年から本格的に国内における気候変動対応を主管するようになった国家発展計画委員会（後に国家発展改革委員会）が最大の権力を有し、気候変動外交を含む気候変動政策に大きな影響力を行使してきたと見る。そして気候変動外交においては、外交部が2番目に大きな権限を持ち、気候変動対応の主導的役割を消失した気象局の権限は弱まった（Conrad, 2010）<sup>33</sup>。ただし、気候変動対応の 이슈によっては、国家発展改革委員会以外の国務院機関も大きな影響力を持ち、例えば IPCC 関連の交渉やより技術的な対応に関しては気象局が（Gippner, 2020）<sup>34</sup>、エネルギー産業関連の R&D においては科学技術部の影響力が大きい（Gallagher & Xuan, 2019）<sup>35</sup>。また、カーボンプライシングの政策オプションに関しては、国家発展改革委員会が排出権取引を支持し、財務部は炭素税を支持したが、国家発展改革委員会の意向通り排出権取引が採用されている（Gallagher & Xuan, 2019; Gippner, 2020）<sup>36</sup>。

国際的な要素と国内的な要素（官僚政治）のどちらが中国の気候変動政策（外交）に与える影響力が大きいかに関しては、M. T. ハッチ（Michael T. Hatch）（2003）は、気候変動に関する国際交渉が与える中国への圧力や国際的な要素が、気候変動問題を中国国内の政治議題に組み込ませ、中国がグローバル・イシューや国際社会の決定に対応せざるを得ない状況を作り上げたと考える一方で、中国の気候変動政策の形成過程は官僚政治モデルによって分析されるべきだと主張した<sup>37</sup>。M. T. ハッチによると、中国の国内政治において環境問題の重要性は低く、また国家計画委員会と外交部が気候変動交渉に関わる意思決定を支配しているため、積極的な気候変動対策の実行を望む勢力の影響力は抑制され、こうした国内政治の制約が中国の気候変動レジームへの協調的参加を制限

<sup>33</sup> Conrad, Björn. "Bureaucratic Land Rush." *Harvard Asia Quarterly* 12, 2010, pp. 52-64.

<sup>34</sup> Gippner, Olivia. *Creating China's Climate Change Policy: Internal Competition and External Diplomacy*. Edward Elgar Publishing, 2020, pp. 96.

<sup>35</sup> Gallagher, Kelly S., and Xiaowei Xuan. *Titans of the Climate: Explaining Policy Process in the United States and China*. Cambridge: The MIT Press, 2019, pp. 133-148.

<sup>36</sup> Gallagher, Kelly S., and Xiaowei Xuan, *Ibid.*, pp. 133-148; Gippner, Olivia, *op.cit.*, pp. 104-131.

<sup>37</sup> Hatch, Michael T. "Chinese Politics, Energy Policy, and the International Climate Change Negotiations." in Paul G. Harris, ed. *Global Warming and East Asia: The Domestic and International Politics of Climate Change*. London: Routledge, 2003, pp. 43-65.

している。ただし、M. T. ハッチは、京都議定書が採用した柔軟性措置、特に共同実施（JI）とクリーン開発メカニズム（CDM）に対する中国の態度の軟化と積極化が中国の政策決定過程にも一定の流動性が存在することを示していると指摘する。言い換えれば、政策形成者が気候変動問題に対処する国際共同行動が自国の経済発展に有利であると判断した場合、中国は気候変動外交及び国内の気候変動対策に積極的に取り組むようになるということである。

同様に、G. ヘッゲルンド（Gørild Heggelund）（2007）も、国際的な圧力といった国際的要素が中国の気候変動政策に与える影響は限定的であり、エネルギー問題と気候変動への脆弱性の程度も中国の気候変動政策を有効に促進できていないと考えた<sup>38</sup>。G. ヘッゲルンドは気候変動問題に関与する部門の推移に着目し、中国の気候変動対策が非積極的である要因について以下の分析を行った。1998年の国务院の改組以前は、気象局が気候変動問題に関する部門間の調整を担当していたが、気候変動問題の焦点が科学的問題から経済への影響に移るとともに、気象局の影響力が低下した。その後、社会科学院や中国人民大学などの経済学者が気候変動政策の形成に関与するようになり、経済学者の影響力が高まった。さらに、その後の行政改革により、経済発展を職是とする国家計画委員会（後に国家発展改革委員会）が気候変動問題を担当するようになり、気候変動問題は経済・政治問題と認識され、国家の発展を阻害しかねる温室効果ガスの削減は積極的に推進されなかったと説明している。

一方で、H. K. チョンと S. S. ユン（Hyung-Kwon Jeon & Seong-Suk Yoon）（2006）は国際的な要素と国内的な要素の影響力の大きさは時期によって異なるとし、また国際的な要素の影響力が強い時期にはより協力的な交渉態度が選択されるとした<sup>39</sup>。H. K. チョンと S. S. ユンは、初期の気候変動交渉過程において国際的なリンケージ（international linkage）が中国の気候変動政策形成過程において重要な要素であったが<sup>40</sup>、その後は国内の制約（社会主義市場経済、階級官僚制）が国際的要素の影響力を限定化させたことにより中国の交渉態度が非協力的になったとしている。

---

<sup>38</sup> Heggelund, Gørild. "China's Climate Change Policy: Domestic and International Developments." *Asian Perspective*, vol. 31, no. 2, 2007, pp. 155-191.

<sup>39</sup> Jeon, Hyung-Kwon, and Seong-Suk Yoon. "From International Linkages to Internal Divisions in China: The Political Response to Climate Change Negotiations." *Asian Survey*, vol. 46, no. 6, 2006, pp. 846-866.

<sup>40</sup> 具体的には、80年代末において国内の環境保護勢力は国外の認識共同体と結びつき影響力を強めたが、気候変動交渉の議論が科学的な問題から政治問題に移った後、中国の気候変動外交の主体は官僚となり、気候変動外交に参加する目的は、先進的な環境技術と資金を獲得すること、及び主権の擁護と国際的な干渉を阻止することへと変化した。また、中国の特色ある市場経済も外部からの圧力と国際的な影響力を避ける作用を果たしたと説明している。

以上のように、官僚政治に着目する研究は、気候変動問題を担当するようになった国家発展改革委員会の権力が最も大きいことと、その利益が経済発展の促進にあること、反対に環境保護部や科学技術部、気象局などの気候変動対策に比較的積極的な部門の権力が小さいことを指摘した。その結果、中国の気候変動外交は消極化し、慎重な態度を採るようになり、国内においても積極的な対応がとられることはなかったことを説明している。

### (3) 認識や理念

上記では、一時期において中国の気候変動政策が慎重に展開されたことが何度か指摘されたが、2000年代の後半になると中国の気候変動政策はより積極的な方向に進んでいく。現在の中国の立場は気候変動問題に対応する国際社会の共同行動を支持するというものであるが、20年前までは、中国指導層においてこのような積極的な共通認識は存在していなかったと考えられる。それでは、中国の政治指導者の間で認識が改められ、このような積極的な認識が共有されるに至った原因はなんなのであろうか。どのような要素が中国の気候変動政策を変えたのであろうか。このような疑問に対し、コンストラクティビズムの観点から分析を行った研究者は、認識や知識、理念などの要素の役割及び、専門家コミュニティやNGOなどの市民団体の影響力に着目している。これが第3に分類した研究であり、以下でいくつかの研究について見ていきたい。

I. ステンスダル (Iselin Stensdal) の研究レポート (2012) では<sup>41</sup>、中国には核心的理念 (core idea) を共有した気候変動政策を推進する勢力「気候変動アドボカシー連合」<sup>42</sup>が存在すると考えた。「気候変動アドボカシー連合」とは、IPCC の評価報告書を信じ、気候変動が中国に対する脅威であり、中国は温室効果ガスの排出削減を実行すべきであると認識している人々の共同体である。I. ステンスダルは、社会経済発展という外部の変化に加えて、「気候変動アドボカシー連合」の蓄積した知識と戦略により、中央の政策決定者の気候変動問題への認識を中国に対する脅威であるという認識に変更させることに成功し、政策形成・決定過程に影響を及ぼし、結果的に2007年の「中国気候変動対応国家方案」の成立に導いたと分析した。

上記の研究と同様の関心から、中国国内における「認識共同体」(エピステミック・

<sup>41</sup> Stensdal, Iselin. *China's Climate-Change Policy 1988-2011: From Zero to Hero?*. FNI-report 9/2012, Lysaker: Fridtjof Nansen Institute, 2012.

<sup>42</sup> 気候科学者、環境NGO、環境メディア (例えば中国緑色新聞、中国緑色時報)、官僚 (国家発展改革委員会、環境保護部、科学技術部、気象局)、地方公務員及び企業から構成されるという。

コミュニティ)<sup>43</sup>についての研究も存在する。J. ヴューベック (Jost Wübbeke) (2013)<sup>44</sup>によれば、気候変動問題において、「半官半民」の研究機関や一部の大学の専門家<sup>45</sup>は政府に対して定期的な政策提言を行う機会を有し、こうした専門家らの小さなコミュニティは気候変動政策に大きな影響力を持ち<sup>46</sup>、気候変動に対する脆弱性の認知を普及させ、現在中国が掲げる削減目標の設定にも貢献した。ただし、J. ヴューベックは気候変動政策の形成過程における専門家の影響力を高く評価する一方で、専門家が入り込めない高度な政治領域が存在することも指摘した。例えば、中国が堅持している基本的な原則である「共通だが差異ある責任」(CBDR) の概念に影響を与え変更させることは難しく、また拘束力のある削減目標の採用を促すこともできなかったとしている。

一方で、中国の環境 NGO や市民社会については、徐々に研究が蓄積されている状況であり、これまであまり知られていなかった市民社会の政策形成過程への影響力に関する研究も登場してきている。例えば、J. テーツ (Jessica Teets) (2017) はインタビュー調査に基づいて、中国の市民社会組織 (CSOs) がいかに政策ネットワークを形成し、政策を変更させることに成功してきたのかについて分析した<sup>47</sup>。J. テーツによると、中国の社会組織が二重管理体制という社会組織の管理方法<sup>48</sup>を利用し、自らの監督機関

---

<sup>43</sup> Haas, Peter M. “Epistemic Communities and International Policy Coordination.” *International Organization* 46-1, 1992, pp. 1-35. 認識共同体とは認識に基づく共同体の国境を越えたネットワークであり、IPCC は代表的な気候変動分野における認識共同体である。

<sup>44</sup> Wübbeke, Jost. “China's Climate Change Expert Community: Principles, Mechanisms and Influence.” *Journal of Contemporary China*, vol. 82, issue 22, 2013, pp. 712-731.

<sup>45</sup> こうした専門家は政府との距離が近く、ほぼ政府職員のような性質を有する (J. ヴューベックは「専門家公務員」、「専門家官僚」と表現する)。

<sup>46</sup> J. ヴューベックは、気候変動分野の専門家の政策への影響力を、無知、参加、重大な意義、行動の4段階に分け、中国の専門家は最低でも重大意義のレベルにあり、時には政治行動を変化させ得るレベルに達すると評価した。影響力の4つの段階について、無知のレベルでは、専門家と政治との交流はなく、参加のレベルでは専門家は時おり政治領域との接触があるものの、彼らの意見は政策形成過程においてあまり重要であると認識されていない段階である。重大な意義のレベルになると、政治家は科学の共通認識が政策決定の基礎であると認識するようになり、専門家は政府に対する政策提言などで影響力を発揮し、政治家と官僚の交流が制度化されている段階になる。そして、行動のレベルにおいては、専門家の意見は革新的な政策に繋がり、科学知識が政治行動を変化させる作用を果たすようになる。

<sup>47</sup> Teets, Jessica. “The Power of Policy Networks in Authoritarian Regimes: Changing Environmental Policy in China.” *Governance*, 2018, vol.31, pp.125-141.

<sup>48</sup> かつて中国では民政部が二重管理体制と呼ばれる方法で社会組織を管理しており、社会組織が民政部に登録を申請する際には必要条件として監督機関 (スーパーバイザー) を要求していた。この監督機関は社会組織の業務内容に関連する機関である必要があり、1つの監督機関は1つの社会組織しか担当できないことになっている。そして監督機関は、社会組織の財政や人事、研究活動や国外機関との接触、資金援助などを監督する。この二重管理体制は社会組織の発展と自立性を抑制することを目的に設置された制度であった。

及びその指導者を通じて人的ネットワークを広げ、関心分野の政策決定者に接触することに成功し、さらには彼らと政策目標を共有することで政策ネットワークを形成し、最終的には政策変更に影響力を行使するようになったという。J. ティーツが事例の 1 つに採用した中国の NGO である全球環境研究所 (GEI) は、自らのネットワーク内に取り込んだ政策決定者の利益を変更するのではなく、彼らの問題意識や解決方法の選択肢についての認識を変化させたことで政策形成過程に影響を及ぼすことに成功したという。この論文では気候変動政策については言及されていないものの、GEI が作り出したネットワーク内の人物として解振華が紹介されている。この解振華は気候変動分野における最重要幹部の一人であり、GEI が気候変動政策に対しても影響を及ぼすことができる環境を形成していたことが伺える。

以上のように認識や理念などに着目する研究では、認識や理念を共有するコミュニティが政策ネットワークを形成していく様子や、政策決定者の認識を変更していく影響力を持つことが指摘された。こうした研究は、気候変動政策の変化を利益や官僚政治に着目する研究とは違った第 3 の説明を提供していると言える。

#### 第 4 節 先行研究の現状

上記では、主要な先行研究とその分析の視点に関して整理したが、気候変動制度を巡る新たな動きが起こったことで中国の気候変動外交を巡る研究にも変化が起きている。

国連のもとでの気候変動交渉の歴史の中で、国際社会は世界の平均気温の上昇を 2°C 以内に抑えるために排出国に法的拘束力のある排出削減数値目標を課すことに尽力してきたものの、このような理想を追求したトップダウン型のガバナンスは早くから行き詰まりを見せていた。そこで、国際社会はボトムアップ型のガバナンス<sup>49</sup>を採用する方向に傾き、2015 年には新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。パリ協定は国際社会が過去に目指してきた形とは異なり、それぞれの国が自身で決定する自主的な

---

<sup>49</sup> C. F. サベルと D. G. ビクター (Charles F. Sabel & David G. Victor) (2017) によると、実験と学習を行いながらボトムアップ式にガバナンスを行っていくのも 1 つの良い方法であるという。ボトムアップ式の気候変動ガバナンスが有効に機能するためには、彼らは実験主義ガバナンス (experimental governance, XG) の視角から、しっかりとした検証と評価制度を確立して、国家の温室効果ガス削減に向けた行動を管理することが必要であると考ええる。ただし、実験主義ガバナンスは、暫定的な目標を設定し、検証を経て修正したのち普及へと向かうといった制度化のプロセスを必要とするが、現在の気候変動レジームにはこのような制度化がなされていないと指摘している。ボトムアップ型の気候変動ガバナンスが有効に機能するには、今後削減目標の設定や審査メカニズムなどを改善し、国家の行動を促し、審査機能を担う NGO などの市民社会の参加を同時に促していく必要があるという。Sabel, Charles F., and David G. Victor. "Governing global problems under uncertainty: making bottom-up climate policy work." *Climatic Change* 144.1, 2017, pp. 15-27.

貢献目標に依拠している。李慧明（2017）は、パリ協定を「自らが定める貢献+5年ごとの検証」を中核としたボトムアップ型のガバナンスモデルと要約し、京都議定書の附属書I国と非附属書I国の二分化を取りやめ、事実上、国家を先進国、新興発展途上国、そして後発開発途上国と小島嶼開発途上国の3つに分けたシステムであると説明している<sup>50</sup>。

以上のように2015年に採択されたパリ協定は、気候変動レジームの在り方を変えるとともに、中国の義務にも変化をもたらした。気候変動問題をめぐる国際交渉において中国は長らく、①先進国に気候変動問題に対処する主要な責任があり、率先して行動を採るべきである、②発展途上国には発展する権利があるため、削減義務を負う必要はない、③先進国は発展途上国に資金援助と技術移転を提供すべきである、④共通だが差異ある責任の原則を尊重すべきである、⑤主権の擁護と内政不干涉、を主に主張してきた。しかし現在では、中国はパリ協定を批准し、自ら定める削減目標を約束し、長年拒否していた国際的な測定・報告・検証（MRV）制度の成立を容認し、南南協力への資金提供を表明している。さらには、アメリカのトランプ政権がパリ協定の離脱を予告し、実際に表明しても、EUと共同するなどして国際社会の気候変動に対処する共同行動を推進することを支持している。国際的な動きとともに、中国は国内においても気候変動への対応を加速している。

このような新たな動きは、中国の気候変動政策研究の志向にも変化をもたらした。新たに生まれた研究の潮流の1つは、米中関係への着目である。多くの研究者がパリ協定締結の背景に中国とアメリカの協力があると着目したことにより、気候変動分野における米中協力の研究が盛んになった<sup>51</sup>。もう1つの潮流は、気候リーダーシップへの着目

---

<sup>50</sup> 李慧明「全球気候治理新变化与中国的氣候外交」南京工業大学学報（社会科学版）第16巻第1期，2017年，29-39頁。李慧明はパリ協定が中国にもたらした責任と義務の変化について、現在の中国は環境技術の面では優勢ではないものの、全体的に見れば気候変動交渉において世界最大の影響力を持つ国家であるため、国際社会の中国に対する削減要求は日に日に強くなる一方、中国の自身への能力についての評価は低く、国際社会の期待と差があることが中国を苦境に陥らせていると分析している。

<sup>51</sup> 米中協力に関する研究としては例えば以下のものがある。李志東『『パリ協定』の合意形成における米中の『率先垂範』とCOP21後の課題』『環境経済・政策研究』第9巻第1号，2016年3月，93-97頁；鄭方婷『重複レジームと気候変動交渉：米中対立から協調，そして「パリ協定」へ』現代図書，2017年；康曉「多元共生：中美氣候合作的全球治理觀創新』『世界經濟与政治』第7期，2016年，34-57頁；陳定定「合作，衝突与過程建構主義—以中美新型大国關係的建立為例』『世界經濟与政治』第10期，2016年，59-74頁；李強「中美氣候合作与《巴黎協定》』『理論視野』第193巻第3期，2016年，69-72頁；Cheng, Fang-Ting, “The Strategic Partnerships on Climate Change in Asia-Pacific Context: Dynamics of Sino-U.S. Cooperation.” in W. L. Filho, ed. *Climate Change in the Asia and Pacific Region*. Cham: Springer, 2015, pp. 227-244.

である。パリ協定の締結後、中国の果たす役割に対する関心が高まるとともに、中国が国際レジームにおいてリーダーシップの追求するのではないかという議論が高まっている<sup>52</sup>。過去において、中国が既存の国際制度にどのように参加するのかに関する研究は多くなされてきたが<sup>53</sup>、近年においては国際政治における台頭に伴って、中国は国際的な規範形成に関心を示すようになっており、中国が国際制度にどのような規範を反映させようとしているのかといった視点<sup>54</sup>も今後ますます重要になってきていると言える。そして、パリ協定の発効後、アメリカの離脱により米中の協力による推進力が消失したことを背景に、再び中国とEUの協力やその気候リーダーシップについて検討する研究が登場してきている<sup>55</sup>。

以上を要約すると、中国の気候変動外交及び政策に関する先行研究は、中国の気候変動政策が固定的で変化のない時期の背後にある原因の探究、及び気候変動政策に変化が生じた際の背後にある原因（中国の態度が積極化した要因）について探究してきた。中国が長期に亘って同じような外交立場を堅持していることにより、研究者は中国の気候

---

<sup>52</sup> Economy, Elizabeth C. "Why China Is No Climate Leader." *POLITICO Magazine*, June 12, 2017. < <https://www.politico.com/magazine/story/2017/06/12/why-china-is-no-climate-leader-215249/>>. Accessed August 23, 2021 ; Chao, Zhang. "Why China Should Take the Lead on Climate Change." *The Diplomat*, December, 14, 2017. < <https://thediplomat.com/2017/12/why-china-should-take-the-lead-on-climate-change/>>. Accessed August 18, 2021; Bo, Yan. "China's Role in Global Climate Governance and Causal Analysis." in Wang, Weiquang, and Yaming Liu eds. *Annual Report on China's Response to Climate Change (2017): Implementing the Paris Agreement*. Springer, 2020, pp. 27-38; 陳志敏, 周国荣「国際領導与中国協進型領導角色的構建」『世界經濟与政治』第3期, 2017年15-34+156-157頁; 李昕蕾「全球氣候治理領導權格局的變遷与中国的戰略選擇」『山東大學學報(哲學社会科学版)』第1期, 2017年, 68-78頁; 龐中英「中国面臨的國際領導悖論及其克服」『探索与争鳴』第12期, 2017年, 119-124頁。

<sup>53</sup> 例えば次のような研究が存在する。Economy, Elizabeth and M. Oksenberg. *China Joins the World: Progress and Prospects*. NY: Council on Foreign Relations Press, 1999; Jacobson, Harold K., and M. Oksenberg. *China's Participation in the IMF, the World Bank, and GATT: Toward a Global Economic Order*. Ann Arbor, MI: The University of Michigan Press, 1990; Johnston, A. Iain. *Social States: China in International Institutions 1980-2000*. NJ: Princeton University Press, 2008; Oksenberg, Michel, and E. Economy. "China's Accession to and Implementation of International Environmental Accords 1978-1995." Occasional paper, Asia/Pacific Research Center, Stanford University, 1998 ; 謝喆平『中国与聯合國教科文組織的關係演進』教育科学出版社, 2010年。

<sup>54</sup> 山口信治「中国の国際秩序認識の基礎と変化」『防衛研究所紀要』18(2), 2016年2月, 45-63頁; 山口信治「中国の国際秩序観——選択的変容からルール設定をめぐる競争へ」『国際安全保障』第45巻第4号, 2018年3月, 48-67頁; 山口信治「国際秩序をめぐる競争を激化させる中国: 強硬化をもたらすその自己認識(先鋭化する米中対立)」『外交』62, 2020年, 114-119頁。

<sup>55</sup> 薄燕「全球氣候治理中的中美欧三边關係:新变化与連續性」『区域与全球發展』第2巻第2期, 2018年, 79-93+157頁; 劉宏松, 解单「再論欧盟在全球氣候治理中的領導力」『國際關係研究』第4期, 2019年, 94-116+157頁; Kalantzakos, Sophia. *The EU, US and China Tackling Climate Change Policies and Alliances for the Anthropocene*. Routledge, 2018.

変動外交の核心的な原則や利益、政策形成を主導する国内アクターを探究し、なぜ中国は非協力的な態度を採るのか、なぜ積極的に参加しないのか、中国はいつ削減義務を負うのかなどの問題について考察した。2000年代後半から中国の気候変動外交に変化が見られるようになり、中国国内においても気候変動問題に対処する取り組みが本格的に開始され法制度の整備が進められるようになると、研究者はこのような変化に着目し、認識の変化やこれまで研究の対象ではなかった信念を共有するコミュニティなどの非国家アクターの作用に注目して考察する研究も登場した。そしてパリ協定に関連した中国の立場の変化は、米中関係の視点から説明されることが多い。

他方、気候変動対応の複雑性が顕著になると同時にアクターも多様化した現在、政府部門間での協調に加えて、外部の参加者との協調方法や、ステークホルダーの関与方法や影響力の程度に関しても研究の余地が存在している。かつてよりも中国社会が多様化し、政策形成過程に一定の影響力を持つアクターも多様化していることは間違いない。しかしながら、中国の気候変動ガバナンスがどの程度の参加を許可しているのか、外部のアクターがどの程度の影響力を持っているのかなどについては未だ不確かな部分が多い。

そして、中国の気候変動外交政策の決定に際し、国際的な構造や要因と国内的な要因のどちらに重きが置かれるかに関しては、国内的な要素に着目する研究が多いものの、時期によって異なる場合など、両方の要素に着目する必要性も示唆されている。こうした先行研究を踏まえて、本論文の射程である約30年の中国気候変動外交を検討すると、代表的な国際的な要因である国際的な圧力は、強まっていると考えられるものの初期の頃から存在しており、国内的な要因である官僚政治に関してはそのほとんどの時期を国家発展改革委員会<sup>56</sup>の優位で決定付けられていたと言える。変化に着目するとすれば、国際レベルのシステムの変化では中国の台頭による先進国の相対的な衰退と途上国間の格差の拡大であり、国内政治においては国家発展改革委員会や政策決定者の認識の変

---

<sup>56</sup> 気候変動政策の発展過程における国家発展改革委員会の役割をどのように捉えるかという問題については、官僚政治における国家発展改革委員会の優位な地位が気候変動政策の積極的な発展を妨げ、交渉上の中国の立場を非積極的なものにしたと分析した研究がある一方で、国家発展改革委員会の役割を積極的に捉える研究も存在する。例えば、田村賢太郎（2011）は国家発展改革委員会が先に省エネ政策を推進し、監督報告体制を整備しておくことで条約の履行を確保できる環境を作り出せると考えている。つまり、エネルギー政策やその他の開発政策を担当し、比較的大きな権力を有する発展改革委員会が気候変動対策を担当することは有効な気候変動対策の実施に繋がるということが示唆される。田村賢太郎「国際気候変動レジームにおける中国の交渉ポジションと国内政治」亀山康子／高村ゆかり編『気候変動と国際協調——京都議定書と多国間協調の行方』慈学社、2011年、278-309頁。

化<sup>57</sup>が重要となるであろう。

中国の政策決定過程は不透明な部分が多く、情報公開も制限されていることなどの要因もあり、気候変動政策の形成過程はブラックボックス状態が続いている。そのために先行研究では様々な要素<sup>58</sup>に着目して断片的な解明が試みられてきた。先行研究の整理を通して、中国の気候変動外交を複数の視点から補完的に検討する必要性が確認され、特に、中国の消極的な態度を説明した研究は中国の積極的な変化を説明できず、また米中関係のみで中国の積極化を説明することも不完全のように思われる。また、近年の中国の態度の変化を説明するには中国国内におけるハイレベルな政治決定、気候変動レジームそのものの変化の影響などを踏まえた複合的な説明がなされる必要があるように感じられる。そのため、本論文では、中国の利益や、国際政治と国内政治の検討を組み合わせ、新たに登場してきたアクターと既存のアクターとの関係にも着目しながら、中国の気候変動外交のプロセスとその影響要素について解明していきたい。

---

<sup>57</sup> 上述した I. ステンスダルの研究では、「気候変動アドボカシー連合」が政策形成者の認識に変化をもたらしたことにより気候変動対策の積極化が発生したと説明したが、この見方によれば、かつては気候変動対策に消極的であった国家発展改革委員会も、外部の影響を受けることにより認識を改め、対応を積極化させたということである。しかしながら、国家発展改革委員会の気候変動政策における役割が消極的なものから積極的なものへと転換したと説明することは可能であるものの、実際には国家発展改革委員会の気候変動対応には積極的な面と消極的な面が同時に存在する。例えば国家発展改革委員会は「気候変動対応法」の起草作業を行なっても、その成立には至っていない。

<sup>58</sup> 他にも二国間の気候変動交渉や UNFCCC の役割、規範の役割などの中国気候変動外交に与える影響に関する研究が存在する。

### 第3章 気候変動外交の始動

#### 第1節 環境外交の始動と国内制度の整備

##### (1) 国際連合人間環境会議（UNCHE）の開催とその影響

1972年6月5日から16日、スウェーデン・ストックホルムで「かけがえのない地球（Only One Earth）」をキャッチフレーズに国際連合人間環境会議（UNCHE、ストックホルム会議）が開催された。UNCHEは環境問題を扱った初めての大規模な国際会議であった。当時の中国社会において「環境保護」という概念が一般的に認識されていない中、逸早く環境問題の重要性を認識していた周恩来国務院総理<sup>1</sup>が代表団<sup>2</sup>を派遣し、中国環境外交がここに幕を開けた。

UNCHEの開催された1972年は中国にとって、環境面、外交面の双方において重要な年であった。環境面では、環境外交の出発点であるだけでなく、中国国内において深刻な環境汚染被害が生じた年でもあり<sup>3</sup>、中国の指導層が環境問題を強く意識し、その対策の必要性を認識するようになっていた。また外交面においては孤立していた中国が国際社会の表舞台に立つようになった年であり、前年1971年にアルバニア決議が採択され、台湾政府に替わって国連の中国代表の座を獲得し、1972年2月にはアメリカのニクソン大統領が訪中してアメリカとの関係改善が図られ、同年8月25日に国連安全保障理事会の常任理事国に就任することとなる。このような背景下、中国は資本主義国家の抱える環境問題を学ぶ意欲と、世界各国との政治経済関係を再建する決意を持って、UNCHEに参加した<sup>4</sup>。

会議中、中国代表団は自国の環境問題に対する立場を表明し、「全面的に計画、合理的に配置、総合的に利用、害を利にする、大衆に依拠する、皆で着手する、環境を保護する、人民を幸福にする」（いわゆる「32文字方針」<sup>5</sup>）という政府の環境保護方針を発

---

<sup>1</sup> 周恩来首相は環境問題を積極的に採り上げた指導者であると評され、環境保護事業の創始者とも言われる。1970年に日本社会党の訪問団が訪中した際に、周恩来首相は公害問題を専門に扱う日本人記者と面会して日本の環境汚染状況を聞いたことをきっかけに環境問題を重視し始めたと言われている。

<sup>2</sup> 当時中国社会における一般的な認識では環境問題は衛生問題であったため、会議に参加する代表団は衛生部を主体として組織する計画であったが、周恩来首相が環境問題は経済など多領域に関わる問題であるので国家計画委員会を含める多部門で構成される必要があると提言したことにより、燃料化学工業部や国家計画委員会、外交部、農業部、衛生部などを含めた20数名（人数については諸説あり）の代表団が組織された。参照：曲格平「新中国環境保護工作的開創者和奠基者——周恩来」『党的文献』第2期，2000年，86頁。

<sup>3</sup> ①北京市郊外の官庁ダムの汚染。市場に売り出された魚から異臭が発生して発覚。②大連湾の汚染。魚介類が死滅、堤防が腐食、航路が泥で塞がれた。③松花江の汚染。汚水の垂れ流しにより水銀が蓄積し、魚の死骸が大量に発見され、魚を食した人々から水俣病に似たような症状が確認された。中国環境保護行政20年編委会『中国環境保護行政20年』中国環境科学出版社，1994年，4-6頁。

<sup>4</sup> エコノミー、エリザベス（片岡夏実訳）『中国環境レポート』菊地書館，2005年，98頁。

<sup>5</sup> 原語「全面規劃，合理布局，综合利用，化害為利，依靠群衆，大家動手，保護環境，造福人民」

表した。またこの方針に従い、工場から排出される排ガス、排水、廃棄物の3つを合わせた「三廃」問題の予防と除去に取り組み始めていることを紹介した。会議の最終宣言を調整する際には、中国代表団は草案を修正し、以下の10項目の原則を考慮するよう要求した。

- ①まず発展途上国が発展する権利を保証し、それからその環境問題に一つ一つ取り組むこと。
- ②人口増加と環境保護の関係について、根拠のない他国と「悲観的見解」を排除すること。
- ③生物化学兵器を禁止し、すべての核兵器を禁止、放棄すること。
- ④収奪、侵略、戦争のような「帝国主義的」政策によって人間環境を破壊した責任を超大国に帰すること。
- ⑤発展途上国の環境を収奪または破壊した国に制裁を課すこと。
- ⑥共同して汚染と戦うこと。
- ⑦他国に汚染された国は賠償を受けること。
- ⑧科学・技術的知識の自由な移転を支持すること。
- ⑨先進工業国は他の国々の環境保護を支援する国際基金を作ること。
- ⑩天然資源については国家主権を保証すること<sup>6</sup>。

これらの原則からは、当時の中国が既に環境問題を「発展途上国と先進国の対立」或いは責任の区別という枠組みの中で捉えていることがわかる。発展途上国の発展する権利の確保や、国家主権の尊重、先進国は環境問題を引き起こした責任があり、発展途上国に対して技術や資金を提供する義務があることなどは、以後の中国環境外交でも主要な主張として脈々と受け継がれていくこととなる。

UNCHEでは、最終的に「人間環境宣言」と「環境国際行動計画」が採択され、これらを実施に移す機関として同年の国連総会決議に基づき国際連合環境計画（UNEP）が設立された。UNCHEに参加して各国と環境保護への取り組みに関し交流を行った結果、中国代表団は中国国内にも環境問題が存在すること、そして自らの環境問題に対する理解が著しく不足していることに気付いた。中国代表団はベトナム戦争でのアメリカによる一連の環境破壊行為を非難したが、当時中国が環境問題として主に認識していたのは「三廃」問題のみであり、国際社会が既に議論していた様々な環境問題について無知であった<sup>7</sup>。また、人口と環境問題の関係に対する科学的な認識を持ち合わせていなかった<sup>8</sup>。

代表団の帰国後、UNCHEに関する報告を受けた周恩来首相は、国内の環境保護事業の検討に乗り出した。まず周恩来首相は、1973年8月5日から20日にかけて中国初の「全国環境保護会議」<sup>9</sup>を開催した。この会議の成果の一つは、中国に深刻な環境問題が

<sup>6</sup> エコノミー、前掲書、98-99頁。

<sup>7</sup> 黄全勝『環境外交総論』中国環境科学出版社、2008年、215頁。

<sup>8</sup> 人口増加と環境問題が無関係であるという主張を行い、反論を受けた。

<sup>9</sup> 開催の準備を担当したのは国家計画委員会であり、國務院の承認を得て開催された。

存在することを正式に認めたことである。当時文化大革命の最中であった中国では、環境問題は政治体制の影響を受けると信じられ、資本主義こそが環境問題の根源であると考えられ、社会主義国家には環境問題は存在しないと喧伝されていたのである。中国政府は環境問題が存在することを認める一方で、環境問題への対処においては社会主義の優位性を信じていた。全国環境保護会議の開催前に、周恩来首相は以下のように述べている。

資本主義が工業汚染の公害を解決できないのは、私有制による社会であることと、生産についての政府規制がない状態のもとで企業が最大利潤を追求するためである。我々が必ず工業汚染を解決できるのは、社会主義計画経済が人民のためのサービスだからである。我々は経済建設をすると同時に、この問題の解決を急ぐべきであり、子孫や後世に害を残すようなことは絶対にしてはならない<sup>10</sup>。

また全国環境保護会議では、UNCHE で公表した環境保護方針である「32 文字方針」が承認され、この方針に基づき「環境の保護と改善に関する若干の規定（試行草案）」（「73 年規定」）が採択された。10 条から成る「73 年規定」は中国で初めての総合的な環境保護法規であった。また、「三同時」制度という中国独自の環境管理制度も承認され、「73 年規定」にも明記された。この「三同時」制度というのは、建設プロジェクト（新築、改築、増築の一切を含む）の計画、建設、操業の三段階において、環境保護施設を本体工事と同時に設計し、施行し、稼働することを義務付けるものであり、新しい汚染源の発生を未然に防ぐという予防を第一目的とした制度である<sup>11</sup>。また 1973 年には、国家計画委員会、国家建設委員会、衛生部が中国で最初の環境基準である「工業『三廢』排出試行基準」を公布した<sup>12</sup>。

中国では 1973 年以前も若干ながら「三廢」問題や水質汚染問題への取り組みが始められていたものの、このように UNCHE への参加が環境保護行政を加速させ、第一回全国環境保護会議で環境問題への対処の必要性が政府レベルで共有され、環境法政策の整備が開始された。

第一回全国環境保護会議の開催準備や環境法政策の立案は国家計画委員会が行っていたが、環境保護事業を全国レベルで展開することに伴い、環境保護事業を主管する専門行政機関創設の必要性が高まった。そこで 1974 年 10 月 25 日に、中国で初めての中央レベルの環境保護組織である国務院環境保護指導グループが設立された。この指導グループは、国家計画、工業、農業、交通、水利、衛生などの関係部門の指導者から成る組織で、それらの部門が協調して環境保護に取り組むことを目的としていた。国務院環境保護指導グループは環境汚染を「5 年で抑制し、10 年で解決する」という管理目標を提出し、環境保護事業を開始させた。しかしながら、設立から廃止までの 9 年間の間に

<sup>10</sup> 包茂紅『中国の環境ガバナンスと東北アジアの環境協力』はる書房、2009 年、42 頁。

<sup>11</sup> 孟根巴根「中国における環境汚染未然防止法制度——『三同時』制度の特色と機能を中心に」『北海道大学法学論集』第 61 号 4、2010 年 11 月、108 頁。

<sup>12</sup> 森晶寿／植田和弘／山本裕美編『中国の環境政策——現状分析・定量評価・環境円借款』京都大学学術出版会、2008 年、371 頁。

わずか2回ほどしか会議が開催されず、必ずしも組織が機能していたとは言えなかった<sup>13</sup>。実質的に関係部門の調整を担っていたのは、同グループの事務機構である国務院環境保護指導グループ弁公室であった<sup>14</sup>。中央レベルだけでなく、同時に地方においても環境保護の制度化が進められ、全ての省、自治区、直轄市に環境管理、研究、監視機関を設置することが命ぜられた。それによって地方では幾つかの環境調査や汚染源調査が行われ、地方の環境問題の状況も少しずつ明らかになっていった<sup>15</sup>。

しかしながら、1973年から環境保護政策や制度の整備が開始され、1970年代中頃を通じて若干の環境保護の取り組みが為されたものの、環境保護行政は本格的には実施されていないに等しかった。環境保護が進展しなかった原因は、第一回全国環境会議において中国にも環境問題が存在することを公に認めたものの、社会主義に環境問題はないとするイデオロギーの影響が根強く残っていたことや<sup>16</sup>、文化大革命の政治的混乱や大規模な開発キャンペーンが環境保護を妨げていたと考えられている<sup>17</sup>。1970年代後半からは、1978年に「改革開放」政策が打ち出される一方で環境保護の重要度も高まり、憲法に環境保護の規定が加わり、党中央により始めて環境保護の指令が出され、1979年には環境保護法（試行）が成立するなど、環境法整備が進められていった。

## (2) 環境外交の戦略的意味

UNCHE以降、中国はUNEP関連の会議や国連教育科学文化機関（UNESCO）の自然資源の管理に関する研究計画である「人間と生物圏計画」（MAB計画）に参加するなど、国際社会との繋がりを深め外交慣習を学ぶとともに、環境問題に関する情報や知識を獲得し、国内の環境問題に対応する際の示唆を得ていた。

その後の1980年代後半から90年代の国際環境の中では、中国にとって環境外交は外交的孤立を打開する目的をもって推進されていく。こうした背景には、1989年6月4日に発生した天安門事件により中国の国際的イメージが失墜し、その後も西側諸国からの非難と制裁に苦しみ、国際的な孤立を経験したことがある。冷え込んだ西側諸国との関係を改善するため、中国は事件関係者の釈放や、アメリカ大使館に保護されていた方励之夫妻の出国を認めるなどの宥和政策に努めた。また外交交渉においても、交渉の決裂を避けるために立場を変更したり、妥協を進んで試みたり、他国の外交態度を軟化させる「鍵」を探し求めるようになった<sup>18</sup>。譲歩の外交政策も次第に策が尽きる中、中国は孤立を打破する新たな外交戦略として環境外交をその「鍵」として選択することにする。

環境保護は人権などの敏感な問題とは異なり、中国の指導層にとっても都合の良い問

<sup>13</sup> 曲格平『中国的环境管理／曲格平文集四』中国環境科学出版社、2007年c、293頁。

<sup>14</sup> 同上。

<sup>15</sup> 1973年に北京市郊外での環境の質の調査、1974年に天津市蘆運河と河北省白洋淀の汚染調査、1976年に湖北省鴨儿湖の汚染調査、1977年には渤海と黄海の汚染調査が実施された。曲格平、同書、293-294頁。

<sup>16</sup> 片岡直樹『中国環境汚染防治法の研究』成文堂、1997年、19頁。

<sup>17</sup> エコノミー、エリザベス、前掲書、100頁。

<sup>18</sup> Kreisberg, Paul H. "China's Negotiating Behaviour." in Robinson, Thomas W., and D. Shambaugh, eds. *Chinese Foreign Policy: Theory and Practice*. Oxford: Clarendon Press, 1994, p. 458.

題であった。それだけでなく国際社会にとっても、国土・人口ともに大きな中国の貢献は環境問題解決の為に不可欠であり、中国を排除することが現実的ではない分野であった。更に環境問題への影響力を利用して国際社会で大きな発言権を持つことも可能であり、天安門事件以降減少傾向にあった先進国や国際組織からの経済的・技術的援助も環境保護目的であれば獲得できるという利点も存在していた。そこで中国は 80 年代後半から環境外交を積極化し、環境外交はその他の外交政策目標達成のための外交チャンネルともなった<sup>19</sup>。

更に東側陣営の崩壊と冷戦の終結という国際情勢の変化は中国の外交政策に大きな影響を与えた。それまでの冷戦構造の下での国際情勢認識や、80 年代の「中米ソ大三角関係」といった軸となる関係構造認識は変更を余儀なくされ、中国は新たな国際情勢に対応する外交関係の基盤を作る必要性に迫られた。天安門事件により西側諸国との関係が冷え込んだ中国は、第三世界との関係の重要性を再認識し、特に周辺のアジア諸国との関係改善に力を入れ始めた。しかしながら第三世界はそれぞれが様々な問題を抱え、利益を異にする集団であり、一枚岩的な単一のアクターではないことを認識し始めていた中国は、第三世界の共通の利益を探し出す必要性を感じていた。そこで共通の利益、関心問題として焦点を当てられたのが地球環境保護問題であり、「発展の権利」(The right to development) と関わる問題であった<sup>20</sup>。

中国を含む多くの途上国にとっては、環境保護よりも国内の貧困の改善や経済成長などが喫緊の優先課題であり、環境保護のための十分な財源もなければ、技術も有していなかった。また環境問題の中では、地球環境問題よりも河川や土壌の汚染といったローカルな環境問題に多くの関心を寄せていた。その上、地球環境問題は豊かな先進国が引き起こしたものであり、先進国が途上国に対しその対応を要求することは、途上国の成長を阻む「環境帝国主義」であるとも考えられていた。このように、地球環境問題の対処にあたり、先進国により途上国が不利な立場に置かれていることは途上国の共通認識と言え、発展する権利の剝奪を回避することは共通の利益であると考えられた。

そこで中国は環境問題での共通の利益を軸に途上国の意見統一を図ろうとし、1990 年には第三世界から 25 人の指導者を北京に招待し<sup>21</sup>、1991 年には 6 月 18、19 日に「環境と発展に関する発展途上国閣僚級会議」を開催し、同年 8 月 12～24 日には「発展途上国と国際環境法シンポジウム」を開催した。中国は貧しい途上国の立場を支持することで第三世界との関係を改善し、その影響力を強めていった。また先進国に対して、地球環境問題の主要な責任は先進国にあり、先進国が率先して問題の解決にあたるべきであり、先進国は途上国が環境問題を解決するための十分な資金と技術を提供すべきであると主張した<sup>22</sup>。

<sup>19</sup> Hao, Yufan. "Environmental Protection in Chinese Foreign Policy." *Journal of Northeast Asian Studies* 11-3, 1992, pp. 32-33.

<sup>20</sup> Hao, Yufan. *Ibid.*, p. 34.

<sup>21</sup> Hao, Yufan. *Ibid.*, p. 35.

<sup>22</sup> 「環境と発展に関する発展途上国閣僚級会議」では途上国としての主張をまとめた「北京宣言」を採択した。「発展中国家環境と発展部長級会議《北京宣言》」『中国人口・資源と環境』第 2 期, 1991 年, 81-84 頁。

このように、天安門事件とその後に相次ぐ東側陣営の崩壊、そして冷戦の終結を通し、中国は国際社会に積極的参与するという外交戦略の転換を行った<sup>23</sup>。これは改革開放政策を更に推進し、外資導入による社会主義市場経済化を図るという経済面での政策転換だけでなく、前述の通り環境外交面でも見られた転換だったのである。

他方国際社会では、1972年にUNCHEが開催されて以来、環境問題への関心が高まり、海洋汚染の防止、絶滅危惧種の保護、熱帯雨林の保護などの環境問題に次々と取り組んでいった。1980年代にはヨーロッパにおける緑の党の伸張に代表される環境勢力の台頭もあり、80年代後半には冷戦構造の解体が起こり、戦争に替わる新たなグローバル・イシューとして環境問題が議論される土台が出来上がった。

国際社会は中国国内の厳しい環境破壊の状況にも関心を寄せるとともに、80年代になるとオゾン層の破壊や気候変動問題に対する中国の影響にも厳しい目が向けられるようになった。当時中国のオゾン層破壊物質消費量と生産量は比較的少なく、世界の年間消費量の3%<sup>24</sup>、生産量の2%以下<sup>25</sup>を占めるだけであり、オゾン層の破壊にはほとんど影響を与えていなかった。しかしながら国土の大きさと11億人もの人口、80年代の開発の速度と規模から、将来的にオゾン層破壊の主要原因国になることは明らかであった。気候変動に関しては1980年以前に中国が与えた影響は少なかったものの、80年代後半には第3位の原因国、90年代半ばには第2位の原因国となっていた<sup>26</sup>。将来的に、中国による温室効果ガスの排出は更に増加し、第1位のアメリカを抜く日が来ることも当時から予想されていた。このように潜在的な主要原因国である中国に対し、国際的な枠組みに参加してこれらの問題の解決に寄与することを強く求める国際的な圧力は高まった。また国内外の専門家による研究により、地球環境問題が中国国内に与える影響が大きいことも認識され始めていた。

中国はオゾン層保護等の環境外交の経験を積むにつれ、交渉において自身が大きな影響力を行使し得ることと、途上国連合の形成という外交戦略の有効性を実感した<sup>27</sup>。更に環境外交交渉に積極的に関与することで、自国に有利な条件を引き出すことが可能であることを学んだ。また、地球環境問題への関与は先進国から資金的・技術的支援を引

<sup>23</sup> 国分良成「序論 中国の政治外交——天安門事件とその後」『国際政治』第145号、2006年8月、1-2頁。

<sup>24</sup> エコノミー、エリザベス、前掲書、187頁。

<sup>25</sup> Tyson, James L. "Why China Says Ozone Must Take Back Seat in Drive to Prosperity. WHAT PRICE PROGRESS?". *The Christian Science Monitor*, March 23, 1989. <<http://www.csmonitor.com/1989/0323/ozone.html>>. Accessed September 10, 2021.

<sup>26</sup> エコノミー、エリザベス、前掲書、187頁。

<sup>27</sup> 中国を含む途上国の主張の根幹である「共通だが差異ある責任」(CBDR)の原則は、その原型はストックホルム会議などの初期の環境外交における中国の主張に存在していたが、オゾン層保護外交を通じて確立されていき、1992年にはリオ宣言に明記され、気候変動枠組条約にも規定された。中国とCBDRの関係については以下の文献を参照されたい。薄燕「“共同但有区别的責任”原則与中国環境外交話語」『復旦国際関係評論』第1期、2013年、192-217頁；大塚健司「第1章 中国の初期環境外交と地球環境問題をめぐる国際交渉——「共通だが差異ある責任」原則の形成過程——」寺尾忠能編『「初期」資源環境政策の形成過程——「後発の公共政策」としての始動——』日本貿易振興機構アジア経済研究所、2021年、23-44頁。

き出し、中国の環境面での科学技術レベルを向上させ、国内の環境を改善するためにも役立つと捉えられるようになっていった。そして中国の関心は環境外交を通し、先進国から無償または少ない支出で環境技術を獲得し、国際機関等からの財政的支援を受けて国内における環境プロジェクトを実施することへと移っていった。こうして環境外交は経済的利益とも結び付けられ、外交政策の中でも重要な地位を占めることとなった。

## 第2節 初期の気候変動外交（1980年代末から2005年）

### （1）気候変動枠組条約の締結

気候変動問題は、1970年代頃から異常気象の増加とともに注目を集め、国際社会としても世界気象機関（WMO）を中心に研究が進められていた。1988年には、一連の気候変動に関する国際会議の成果を踏まえ、WMOとUNEPが「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）を設立し、更に国連総会において「人類の現在及び将来の世代のための地球的規模の気候の保護に関する決議（総会決議43/53）」が採択され、WMOとUNEP、IPCCは気候変動問題に対処するための法的枠組みの作成を検討することとなった。また、1990年にIPCCによって公表された第一次評価報告書では、人間の活動に起因した温室効果ガスの排出による地球の温室効果に関して警鐘が鳴らされ、世界に大きな衝撃を与えると同時に、国際社会による気候変動への取り組みを加速させた。

中国は国際社会の助けを借りながら枠組条約交渉前の科学的折衝に参加し<sup>28</sup>、特に科学者や専門家らの間では国際的な気候変動問題への取り組みに貢献することの重要性が認識されていた。また条約締結の事前準備として、1990年2月に国務院環境保護委員会はIPCCの組織構造に習い①科学的評価、②影響評価、③対策、④国際条約という4つの作業部会から成る「国家気候変動協調グループ」を設置し、事務作業を担当する「国家気候変動協調グループ弁公室」を中国気象局の下に置いた<sup>29</sup>。しかしながら、気候変動交渉の議論が科学から政治へと移るにつれて、中国は気候変動対応に関与するこ

---

<sup>28</sup> エコノミー（2005）によると、条約交渉が始まる以前に行われていた一連の科学者らによる国際会議や協議会には、中国の科学者らも参加していた。こうした国際会議では各国の専門家に調査とデータ収集を求めていたため、中国政府は大規模な調整機関を設置し、科学的議論に必要なデータの収集を行わせた。そして1989年には40の事業を網羅した約20の部局と500人の専門家から成る気候変動調査プログラムが組織された。この科学的調査に対し国際社会は資金提供をし、特に世界銀行、アジア開発銀行、UNEP、UNDP、日本政府、アメリカ政府は温室効果ガスの検出機器を提供、コンピュータ・モデリング技術を共有、対応策の開発を技術的に支援、環境官僚の訓練を行うなど積極的に支援した。このように国際社会は中国が国際条約を締結する支援を行なった。エコノミー、エリザベス、前掲書、188-189頁。

<sup>29</sup> 1998年には国務院の機構改革により、「国家気候変動対策協調グループ」に改組され、グループ長には国家発展計画委員会主任の曾培炎が就任した。2003年には新たな「国家気候変動対策協調グループ」が国務院により承認され、グループ長には国家発展改革委員会主任馬凱が就任し、国家発展改革委員会副主任の劉江が常務副グループ長、外交部副部長張業遂、科学技術部副部長鄧楠、中国気象局局长秦大河、国家環境保護総局副局長祝光耀が副グループ長となった。

とに慎重な態度を見せるようになる<sup>30</sup>。中国国内における気候変動対応の主導機関や権限も、気候変動対応に積極的な中国気象局や国家環境保護局、国家科学技術委員会といった行政部門から、より消極的な国家計画委員会や外交部へと移っていき<sup>31</sup>、経済成長と主権侵害への懸念が国内の議論を支配していった<sup>32</sup>。

当時の中国の地球環境問題に対する立場は、1990年に国務院環境保護委員会が制定した「地球環境問題に関する原則的立場」で示されている。この文書では、①環境と経済の協調発展を堅持する、②先進国が現代の環境問題を引き起こした主要な責任者である、③地球環境問題の解決には発展途上国の利益を守ることに気を配る必要がある、④発展途上国の利益に一致した国際経済秩序を築き、地球環境問題を処理する中で発展途上国の影響を十分に発揮する、⑤中国は積極的な態度で地球環境問題の挑戦を迎える、という5つの原則が掲げられた<sup>33</sup>。気候変動問題に対する中国の立場も、これらの原則に則ったものである。中国は、少数の先進工業国によって大部分の温室効果ガスが排出されてきたことを指摘し、歴史的にも現実的にも気候変動の責任は先進国にあるため、先進国が率先して問題に対処すべきであり、一人当たりの排出量の少ない中国はその点を考慮されるべきであると主張した<sup>34</sup>。また、将来的な経済成長とエネルギー需要の拡大から自国における温室効果ガスの排出量の増加は避けることができず、国際的な枠組みは途上国の経済発展の権利とある程度の一人当たりのエネルギー消費量の増加が保証されなければならないと考えていた<sup>35</sup>。

気候変動問題に関する法的枠組みの作成については、1990年10月29日から11月7日にスイス・ジュネーブで開催された第2回世界気候会議の閣僚宣言を受けて、12月の国連総会において気候変動枠組条約の作成のための「政府間交渉委員会」(INC)の設立が決定し、INCは1992年6月に開催予定の国連環境開発会議(地球サミット、UNCED)までに交渉を終了させて当会議中に条約の署名を行うようにすべきとの決議(総会決議第45/212)が採択された<sup>36</sup>。INCの設立により条約交渉が開始され、1992年5月9日のINC第5回会合の再開会合<sup>37</sup>において「気候変動に関する国際連合枠組条

<sup>30</sup> エコノミー、エリザベス、前掲書、189頁。

<sup>31</sup> Economy, Elizabeth C. "Chinese Policy-making and Global Climate Change: Two-front Diplomacy and the International Community." in Schreurs, Miranda A., and E. Economy, eds. *The Internationalization of Environmental Protection*. Cambridge University Press, 1997, pp. 19-41; Heggelund, Gørild. "China's Climate Change Policy: Domestic and International Developments." *Asian Perspective*, vol. 31, no. 2, 2007, pp. 155-191; Conrad, Björn. "Bureaucratic Land Rush." *Harvard Asia Quarterly* 12, 2010, pp. 52-64; Gippner, Olivia. *Creating China's Climate Change Policy: Internal Competition and External Diplomacy*. Edward Elgar Publishing, 2020.

<sup>32</sup> エコノミー、エリザベス、前掲書、189頁。

<sup>33</sup> 中国環境保護行政二十年編委会『中国環境保護行政二十年』中国環境科学出版社、1994年、54-55頁。

<sup>34</sup> 王之佳『中国環境外交 上』中国環境科学出版社、2012年、129-130頁。

<sup>35</sup> 同書、129頁。

<sup>36</sup> "A/RES/45/212: Protection of global climate for present and future generations of mankind." United Nations, December 21, 1990. <<https://undocs.org/en/A/RES/45/212>>. Accessed September 12, 2021.

<sup>37</sup> INC会合は、1991年2月に第1回会合(ワシントン郊外)、同年6月に第2回会合(ジ

約」(気候変動枠組条約, UNFCCC) が採択された。

そして同年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた地球サミットにおいて気候変動枠組条約の署名式が行われ、155 か国が署名した。中国は、発展途上国には歴史的責任がないことを理由に、排出制限に関するいかなる目標値やタイムテーブルの検討も拒否していたため国際合意の妨害者として見られていたが<sup>38</sup>、署名式には李鵬國務院総理<sup>39</sup>が参加して署名し、1993 年 1 月には全国人民代表大会常務委員会が条約を批准した。これは世界で 5 番目の批准であり、主要排出国の中で 1 番目であった<sup>40</sup>。枠組条約は 1993 年 12 月 21 日に 50 か国目の批准が行われたことを受け、1994 年の 3 月 21 日に発効した。

気候変動枠組条約は、前文と全 26 条、2 つの附属書から成っている<sup>41</sup>。同条約は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととまらない水準で、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することを究極の目的としている(第 2 条)。そのための基本原則として、①衡平の原則及び「それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」の原則、②開発途上締約国への特別な状況への十分な配慮、③予防的措置により気候変動の影響を緩和、④持続可能な開発、⑤協力的かつ開放的な国際経済体制の確立が定められた(第 3 条)。同条約は全ての加盟国に対し、温室効果ガスの排出削減と吸収源の保護拡大を図る一般的義務を課している(第 4 条 1 項)。そして附属書 I 国<sup>42</sup>に対しては、気候変動を緩和するための国家政策を採用し、これに沿った措置をとる義務を課した。また、温室効果ガスの排出量を 1990 年代の終わりまでに 1990 年レベルに回帰させることが長期の排出傾向を修正することに寄与するものであると認識され、温室効果ガスの排出を 1990 年レベルに回帰させることを目指して、政策及び措置並びにその結

---

ュネーブ)、同年 9 月に第 3 回会合(ナイロビ)、同年 12 月に第 4 回会合(ジュネーブ)、1992 年 2 月に第 5 回会合(ニューヨーク)、同年 4 月から 5 月に第 5 回の再開会合(ニューヨーク)が開催された。

<sup>38</sup> エコノミー、エリザベス、前掲書、103, 305 頁。

<sup>39</sup> 地球サミットの期間中、中国代表団は発展途上国の利益を守るため、様々な議論に積極的に参加した。12 日の首脳級会合において國務院総理の李鵬は中国政府の主張として、①経済発展は環境保護と協調しなければならない、②地球環境問題の解決は各国の共同任務であるが、先進国は主要な責任を負う、③国際協力の強化は国家主権の尊重を基礎としなければならない、④発展の促進と環境の保護は世界の平和と安定と切り離すことが出来ない、⑤環境問題の処理は各国の現実的な実際の利益と世界の長期的利益とを併せて考慮しなければならない、という 5 項目を強調して演説を行った。「在聯合國環境与發展大会首脳會議場的講話」国家環境保護總局、中共中央文献研究室編『新時期環境保護重要文獻選編集』中央文獻出版社/中国環境科学出版社、2001 年、182-186 頁。

<sup>40</sup> Kobayashi, Yuka. “The ‘Troubled Modernizer’: Three Decades of Chinese Environmental Policy and Diplomacy.” in Paul G. Harris, ed. *Confronting Environmental Change in East and Southeast Asia: Eco-politics, Foreign Policy and Sustainable Development*. Tokyo: United Nations University Press, 2005, p. 97.

<sup>41</sup> 日本語訳は有斐閣発行の 2021 年版国際条約集の翻訳に依拠する。「気候変動に関する国際連合枠組条約(抄)」岩沢雄司/植木俊哉/中谷和弘編『国際条約集——2021 年版』有斐閣、2021 年、605-610 頁。

<sup>42</sup> 附属書 II 締約国(OECD 諸国)と移行期経済国(旧ソ連、東欧諸国)。これに対し気候変動枠組条約の附属書に記載されていない途上国を非附属書 I 国と呼ぶ。

果の予測に関する詳細な情報を提出することなどを求めた（第4条2項）。

気候変動枠組条約の交渉時には、上記の先進国の排出削減義務を巡り激しい議論が展開されたとされる。田邊敏明（1999）によれば、EU諸国が温室効果ガスの排出削減義務を「概ね2000年までに1990年レベルで『安定化』させることにコミットする」と提案したところ、アメリカは2000年以降も1990年レベルに排出量を維持する必要がある「安定化」義務は受け入れることができないと拒絶した。最終的には1990年レベルでの「安定化」ではなく、1990年レベルに「回帰」させることを目指すという形で妥結した。これに対し中国を始めインドや小島嶼国連合（AOSIS）諸国は、先進国の排出削減義務が弱まったとして失望の意を表した。更に中国とインドなどは先進国の義務が弱くなったのであるから途上国の義務も一層弱くするべきであると主張し、全ての締約国の一般的義務（第4条1項）についても「それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して」義務を履行すればよいとの文言が追加され、譲歩を引き出すことに成功した<sup>43</sup>。

気候変動枠組条約はその名の通り枠組条約方式を採用しており、取り組みの具体的措置等の詳細はその後の議定書の採択や議定書の改正により定められ、強化されていく方式の条約である。中国の気候変動枠組条約の批准は全体で5番目の早さであったが、この素早い条約の批准の要因の一つはこの枠組条約方式が採用されたことにあるとも言われている。80年代のオゾン層保護交渉において、中国はウィーン条約やモントリオール議定書に加盟していなかったため、締約国にアジェンダの設定を許してしまい、また締約国のみ参加できる会議に出席することができなかつたため、最大限に自国の利益を追求する機会を得られなかつた。こうしたオゾン層保護外交の反省から、後から参加して不利益を被るのではなく最初から参加することで、具体的措置を議論する過程において自国の意見を積極的に反映させようと考えた。また、中国は一般的原則につき合意を締結し、その後で自国に有利なように詳細を詰めていく交渉スタイルを好む<sup>44</sup>ため、枠組条約方式に適しているという理由も指摘されている。そして、中国としては、UNCHE以降、途上国の権利を確保するために重視してきた公平性の議論が「共通だが差異ある責任」の原則<sup>45</sup>という形で気候変動枠組条約の基本的な原則の1つとして規定された意義は大きく、今後の気候変動外交において中国が自国の主張を展開する際の拠り所となった。

## (2) 京都議定書の採択

気候変動枠組条約が採択された後、条約に規定されていない2000年以降の温室効果ガスの削減に関する議論が開始された。1994年2月に開催された政府間交渉委員会（INC）第9回会合では、枠組条約が2000年以降の削減を具体的に定めていないため長期的視野に欠け、改善する措置を取る必要があり、より詳細な義務、努力目標等を盛り込んだ

<sup>43</sup> 田邊敏明『地球温暖化と環境外交——京都会議の攻防とその後の展開』時事通信社、1999年、29頁。

<sup>44</sup> Kreisberg, Paul H. *op.cit.*, pp. 461-469.

<sup>45</sup> Stalley, Phillip. "Principled strategy: the role of equity norms in China's climate change diplomacy." *Global Environmental Politics* 13.1, 2013, pp. 1-8.

議定書交渉を早急に開始して条約の強化を図るべきであるという意見が多数を占めた。また、多くの先進国は、途上国を含めた全ての締約国が 2000 年以降の追加的コミットメントに参加すべきであると考えていた。こうした意見に対し、途上国はまず先進国が現状の削減義務を果たすべきであり、途上国への義務の強化はなされるべきではないと主張し、「先進国責任論」を力強く展開したため、先進国と途上国の対立は激しさを増すこととなる。

気候変動枠組条約が発効した翌年の 1995 年 3 月 28 日から 4 月 7 日に第 1 回締約国会議 (COP1) がドイツのベルリンにおいて開催された。条約第 4 条 2 項 (a) 及び (b) の妥当性について検討すべきであることが同条同項 (d) に定められていたため、COP1 での主要な議論は現状の義務の強化に関してであった。中国は、先進国の義務の強化に伴って途上国に対し新たな義務が課されることを警戒していた。この頃、中国は既に世界第 2 位の排出国となっており<sup>46</sup>、先進国責任論或いは途上国としての立場を主張しても、大排出国として義務を課されることを危惧していたため、枠組みの強化には極めて消極的な姿勢を取っていた。実際、これまで途上国に理解のある態度を取っていた EU でさえも、当初の案には途上国も削減目標を持つべきであるという内容が含まれていた<sup>47</sup>。そこで途上国グループである「G77+中国」は共同で記者会見を開き、「途上国に新たな負担を課するような提案には一致団結して反対する」と宣言して先進国を牽制した<sup>48</sup>。

このような途上国と先進国の対立に加え、先進国グループ、途上国グループの内部での意見の相違もあり、交渉は膠着状態が続いた<sup>49</sup>。しかし、産油国以外の途上国が「グリーン・グループ」を形成して、先進国のみ削減義務を強化するなどの内容を盛り込んだ「グリーン・ペーパー」を提出し、EU が早くから支持に回ったことが会議の流れを動かした。このグリーン・ペーパーに基づいて非公式協議が進められ、先進国側による譲歩が為され、「ベルリン・マンデート」として合意に至った。

ベルリン・マンデートでは、条約第 4 条 2 項 (a) 及び (b) の現状の義務が不十分であり、議定書或いはその他の法的文書の採択により、先進締約国の義務の強化を含めた 2000 年以降の適切な措置を締約国会議が取ることを可能にするプロセスの開始が合意

---

<sup>46</sup> 中国は 1995 年時には世界の CO<sub>2</sub> 排出量の約 13.8% を占め、アメリカ、EU に次いで 3 番目に多く、国としては第 2 位であった。

<sup>47</sup> 田邊敏明、前掲書、39 頁。

<sup>48</sup> 周璋生／銭学鵬／大家允文「中国における気候変動政策の歴史的変遷に関する研究——ローカル環境問題からグローバル環境問題へ」『政策科学』第 49 号、2012 年 2 月、20 頁。

<sup>49</sup> 途上国グループでは、小島嶼連合 (AOSIS) 諸国や中国、インドなどは先進国の義務の強化を主張したが、AOSIS 諸国は「CO<sub>2</sub> の排出量を 2005 年までに 20% 削減」することを実現すべく、自らの議定書案を交渉のたたき台として議定書交渉を早期に開始するよう主張するなど枠組み全体の強化にも積極的であった。しかし、中国やインドなどの大排出国は追加的な義務を負うことを恐れて議定書交渉には消極的であり、またサウジアラビアなどの産油国は石油消費が減退することを嫌い対策の強化に一貫して反発するなど足並みが揃わなかった。先進国グループでは EU は先進国の義務の強化を訴え COP1 で議定書交渉開始に向けた決議を行うべきだと主張したが、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど (JUSCANZ 諸国) は議定書交渉の開始に反対した。

された。そして1997年開催予定の第3回締約国会議（COP3）において数量目標の設定を含む議定書を採択することを目指すこととされた。このベルリン・マンデートでも「共通だが差異ある責任」の原則が堅持され、1997年に採択予定の議定書では途上国に新たな義務を課さないことが約策された。また懸案であった共同実施<sup>50</sup>に関しては、共同実施活動（AIJ）<sup>51</sup>を試行的に実施することが決定された。

このベルリン・マンデートに基づき、COP3での議定書採択を目指して1995年から1997年には「ベルリン・マンデートに関するアドホック会合」（Ad-hoc Group on Berlin Mandate, AGBM 会合）が開催され、準備交渉が重ねられていった<sup>52</sup>。AGBM 会合で話し合われた将来の議定書の内容についての主な争点は、①数量目標は差異化すべきか、またどのように差異化すべきか、②数量目標の抑制削減ほどの程度にすべきか、ということにあり各国から様々な提案が為された。準備交渉が重ねられるうちに、数値目標の内容を構成する要件が決定されていたが、実際の数値目標を巡っては日本やアメリカ、EUから提案が為されたものの合意はなされなかった。また政策・措置や途上国の扱いなど、議定書の本質的内容に関しても決定が為されず課題は多く残った。

2年に渡る準備交渉で議論された課題に決着をつけるべく、1997年12月1日から11日まで第3回締約国会議（COP3）が日本の京都にて開かれた。COP3におけるG77+中国の議長国はタンザニアが務めたが、12月1日の本会議において以下のような発言を行った。

先進国の努力が不十分であることは明らかである。先進国の温暖化問題への取り組みがなければ、途上国にとって、単に経済的な打撃にとどまらず、生命の存続にかかわる重大な問題が生じる。交渉の進捗を「G77+中国」がブロックしているとの意見はいわれのない非難である。途上国にとって重要な資金供与、技術移転は京都以後のプロセスで縮小されてはいけない。「G77+中国」は京都で真の成功となる結果を達成したいと考えている<sup>53</sup>。

COP3では議定書の採択を目指し、議定書の内容を①政策・措置、②数量目標、③途上国参加問題、④組織及び手続き条項の4項目に分けて複数の議題の交渉が並行して進められた。3番目の途上国の参加問題に関しては、G77+中国は従来通り削減義務を負うことに強く反発した。途上国の自発的なコミットメントについては、もともとAOSIS

<sup>50</sup> 枠組条約には温室効果ガス排出抑制のための手法として共同実施が明記されていた。先進国は全ての国を共同実施の対象とすることで認識が一致していたが、途上国は先進国間に限定して実施すべきであると主張し、意見が対立していた。

<sup>51</sup> 各国が有する温室効果ガスの削減、吸収及び固定化などの技術やノウハウ、資金を適切に組み合わせ、共同プロジェクトを実施し、世界全体として地球温暖化対策を費用効果的に行うことを目指す手法。1999年末までに見直しを前提として開始されることとなった。

<sup>52</sup> 1995年8月AGBM第一回会合（ジュネーブ）、10月第二回会合（ジュネーブ）、1996年3月第三回会合（ジュネーブ）、7月第4回会合（ジュネーブ、COP2と同時開催）、12月第5回会合（ジュネーブ）、1997年3月第6回会合（ボン）、7月第7回会合（ボン）、10月第8回会合（ボン）。

<sup>53</sup> 田邊敏明、前掲書、167頁。

諸国が提案したものであったが、タンザニアは G77+中国として反対を表明し、先進国と鋭く対立した<sup>54</sup>。その他の項目においても議論は白熱し、交渉が複雑化したため細かいテーマごとの非公式会合がもたれて連日深夜まで話し合いが続けられた。

各国の利益がぶつかり合い交渉は困難を極めたが、参加国がそれぞれに妥協した<sup>55</sup>ことにより、最終的には「京都議定書」が採択され会議は成功裏に終わった。京都議定書は、基本的に 1990 年を基準年とし<sup>56</sup>、目標年は複数年方式を採用して 2008 年から 2012 年の 5 年間の第一約束期間において、附属書 I 国は全体として 1990 年から少なくとも 5%削減し、EU は 8%削減、アメリカは 7%削減、日本は 6%削減と数量目標が定められた。また途上国の参加問題については、アメリカは途上国が参加しない限り自国も参加しないと主張して、将来の途上国の参加（エボリューション）を提案したが、中国を始めとする途上国からの強い反対により、途上国に対しては新たな義務が課されることはなかった。議定書は削減対象となる温室効果ガスを、CO<sub>2</sub>、メタン、亜酸化窒素、代替フロン等 3 ガス（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）の 6 つに定めた。第一約束期間において削減義務を柔軟に達成するための措置として、共同実施、クリーン開発メカニズム（CDM）、排出量取引という 3 つの制度<sup>57</sup>が利用できることになった。

中国は COP3 においてアメリカの提案したエボリューションや、自発的コミットメントに強い抵抗を見せただけでなく、最終的には容認するものの柔軟性措置である排出量取引や共同実施にも反対していた。こうした柔軟性措置の導入を許してしまうと、先進国が自国内の削減を疎かにする可能性があるだけでなく、途上国の削減の義務化に繋がりがねないと考えたからであった。また柔軟性措置に抵抗することで自発的コミットメント等の途上国に対する新たな義務の提案を撤回させる狙いもあった様である<sup>58</sup>。中国は途上国に新たな義務を課すような動きに対し、途上国に対し新たな負担を課さないことで合意されたベルリン・マンデートに違反すると非難した。中国代表団の謝紹雄は「ベ

---

<sup>54</sup> 田邊敏明，前掲書，170 頁。

<sup>55</sup> 例えばアメリカは、排出量取引や CDM を獲得する一方、7%の削減目標と途上国が削減義務を負わない決定を承諾した。途上国は排出削減義務回避を達成したが、排出量取引制度を承認した。そして日本は、アメリカの参加の実現と、アメリカと EU よりも低い削減率を獲得する代わりに、6%という負担の大きい削減率を承諾した。

<sup>56</sup> 基準年は選択制とし、CO<sub>2</sub>、メタン、亜酸化窒素は 1990 年を基準年として選択されたが、代替フロン等は基準年を 1995 年にすることも認められた。

<sup>57</sup> この 3 つの制度は COP4 以降「京都メカニズム」と称されるようになる。COP3 では排出量取引と共同実施については先進国間の取引であることが明確化され、先進国と途上国間の制度として CDM が創設された。排出量取引とは、排出管理をしなくてはならない 2 つの先進国間で排出割当量の一部を売買できる制度。共同実施とは、先進国間で温室効果ガス削減の共同プロジェクトを実施し、その結果生じた削減量の一部をホスト国から投資国に移転できる制度。CDM とは、先進国が途上国において実施した温室効果ガス排出削減の共同プロジェクトにより、途上国の持続可能な開発を促進するとともに、生じた削減量を先進国の数値目標達成にも活用できる制度。他方、次期約束機期間への繰り越しであるバンキング制度は認められたが、次期約束期間からの借り入れであるボローイング制度は認められなかった。

<sup>58</sup> 田邊敏明，前掲書，208 頁。

ルリン・マンデートを遵守すべきだ。議長は日本は、途上国の立場をもっと理解すべきだ<sup>59</sup>と議長国日本にも配慮を要請した。COP3の終了後、中国政府のスポークスマン唐国強は「中国は自国の持続可能発展戦略に基づいて排出削減を努力する。中国経済が中進国並になり排出削減能力が備わってから積極的に中国の削減義務について考慮する。それ以前は不可能だ」と述べた<sup>60</sup>。

このようなCOP3での中国による自発的な削減目標さえも受け入れない姿勢は、1998年5月13日に行われたアメリカ下院国際関係委員会の公聴会「京都議定書——アメリカの主権と途上国の参加が不十分である問題」においてベンジャミン・ギルマン委員長によって「3ない政策（スリーノー政策、a policy of the “Three Nos”）」と揶揄された<sup>61</sup>。3ない政策とは「中国に義務はない、中国による自発的コミットメントはない、中国を拘束する将来的な交渉はない<sup>62</sup>」ということを意味している。中国にとって途上国に対し義務を課そうとするアメリカの態度は不公平で他国の主権を侵害する行為であったが、他方アメリカの目に中国は非協力的な合意の妨害者として映っていた。

アメリカだけでなく、多くの先進国や国際組織、環境NGOなどもまた、中国が気候変動問題に対しより柔軟な態度を取ること望み、以後働きかけを強めていく。中国の削減に関する目標を検討することさえも拒む態度は、結果として国際社会による中国に対する圧力を更に高めることとなった。

### (3) 京都議定書の批准

京都議定書は先進国に法的拘束力のある数値目標を設定できた点で意義ある合意であったが、原則のみを定めて詳細が未定である部分も多く、課題を残した<sup>63</sup>。そのためCOP3以後も、京都議定書の運用について引き続き交渉が行われた<sup>64</sup>。

<sup>59</sup> 周瑋生／銭学鵬／大家允文，前掲書，21頁。

<sup>60</sup> 同上。

<sup>61</sup> “The Kyoto Protocol: Problems with U.S. Sovereignty and the Lack of Developing Country Participation.” US House Committee on International Relations Hearings Index, 49–425 CC, May 13, 1998. [http://commdocs.house.gov/committees/intlrel/hfa49425.000/hfa49425\\_0.htm](http://commdocs.house.gov/committees/intlrel/hfa49425.000/hfa49425_0.htm). Accessed July 31, 2021.

<sup>62</sup> 原語：“No obligations on China, no voluntary commitments by China, and no future negotiations to bind China”

<sup>63</sup> 京都メカニズムの制度設計、吸収源の取り扱い、議定書の遵守規定、途上国参加問題などの課題が存在していた。

<sup>64</sup> 1998年11月2日から11月13日にアルゼンチンのブエノスアイレスで開かれた第4回締約国会議（COP4）では、枠組条約及び京都議定書上の今後解決すべき残された課題について具体的取り組みを規定する「ブエノスアイレス行動計画」が取りまとめられ、COP6までに京都議定書の運用細則を作成することを目指すことが合意された。1999年10月25日から11月5日にドイツのボンで開催された第5回締約国会議（COP5）においては、多くの国が2002年までの京都議定書の発効が重要であるとの見解を表明した。2000年11月13日から24日までオランダのハーグにて開催された第6回締約国会議（COP6）では京都議定書の運用細則について決定が為される予定であったが、第1週の事務レベル協議においては主要な論点がほぼ議論されずに第2週の閣僚レベル会合に持ち越され、その後も交渉は進展せずに会期は終盤に近づいた。COP5で形成された環境十全性グループ

（Environmental Integrity Group, EIG）、COP6で形成されたCG11（Central Group 11）、アン

他方で2001年3月には、気候変動に対処する国際的枠組みに大きな穴が開く事態が起こった。アメリカのJ.W. ブッシュ大統領が、国内経済に悪影響を及ぼすことや、中国とインド等の途上国に削減義務が課されていないことなどを理由に京都議定書の不支持を表明したのである<sup>65</sup>。当時世界第1位のCO2排出国であったアメリカの京都議定書からの離脱は、世界に衝撃を走らせた。

2001年7月16日から27日にドイツのボンにて開かれたCOP6再開会合では、COP5の失敗やアメリカの議定書離脱などの困難を乗り越え、「ブエノスアイレス行動計画の実施のための中核的要素」に関する合意が、環境大臣レベルでの政治決断として達成された（「ボン合意」）。ボン合意では途上国支援のために技術移転に関する専門家グループや3つの基金<sup>66</sup>の設立が合意され、附属書II国などが政治宣言により十分な資金提供にコミットすることを表明した<sup>67</sup>。例えばEUはカナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー及びスイスと共同で、途上国支援に2005年まで毎年4億1000万米ドルを拠出するという旨の「途上国に対する資金援助に関する政治宣言」を提出した<sup>68</sup>。日本やアメリカも途上国支援を表明し、途上国支援の面で進展が見られたボン合意をG77+中国は歓迎した。G77+中国を代表してイランは、これは歴史的偉業と「一国主義に対する多国間交渉の勝利」を表す「名誉ある協定」であると述べた<sup>69</sup>。

2001年10月29日から11月9日にモロッコのマラケシュで行なわれた第7回締約国会議（COP7）では、COP6再開会合で達成された政治合意を国際法文書に書き換える作業が進み、最終文書として「マラケシュ合意」が成立した。これにより、京都議定書の実施に係るルールが決定し、京都議定書の批准が促進される見通しとなった。また、途上国支援のために3つの基金が設立等も実現された。COP7でのG77+中国は、議定書の早期発効を支持する一方、COP7は「途上国による新たな又は追加的なコミットメントを問題とするのには適切ではない」と発言し、自らのコミットメントに関して従来通

---

ブレラ・グループ、EU、G77+中国といった交渉グループそれぞれの利害衝突により、COP6は合意に至ることができずに閉幕した。

<sup>65</sup> 2001年1月に成立したブッシュ新政権は「ゴアズ・ベイビー」とも言われた京都議定書に対し否定的な態度を取ることが懸念されていた。そして2001年3月中旬にブッシュ大統領からヘーゲル上院議員らにあてた書簡において京都議定書を支持しない方針が明確に示され、京都議定書の実施に向けた交渉を進めようとしていた世界各国に衝撃を与えた。浜中裕徳編『京都議定書をめぐる国際交渉——COP3以降の交渉経緯（改訂増補版）』慶應義塾大学出版社、2009年、59頁。

<sup>66</sup> 適応基金（京都議定書の下の資金供与）、気候変動特別基金、最貧途上国基金（枠組条約の下の資金供与）。

<sup>67</sup> UNFCCC. "FCCC/CP/2001/L.7: Review of the implementation of commitments and of other provisions of the Convention. Preparations for the first session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol (Decision 8/CP.4). Decision 5/CP.6. Implementation of the Buenos Aires Plan of Action." UNFCCC, July 24, 2001. <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/docs/cop6secpart/107.pdf>. Accessed September 13, 2021.

<sup>68</sup> 浜中裕徳編、前掲書、105頁。

<sup>69</sup> IISD Earth Negotiations Bulletin. "COP 6 BIS Issue #172: Report of main proceedings for 21–23 July 2001." July 24, 2001. <https://enb.iisd.org/events/unfccc-cop-6-part-ii/report-main-proceedings-21-23-july-2001>. Accessed September 13, 2021.

りの頑な姿勢を見せた<sup>70</sup>。中国代表団の主要な交渉プレーヤーである劉江国家発展計画委員会副主任は閣僚級会議において「中国は人口が多く平均収入の少ない途上国である。貧困の解消と経済発展が中国のまず解決しなければならない課題である」と発言し<sup>71</sup>、「発展の権利」を主張して依然として削減義務を負わない意向を示した。

2002年8月26日から9月4日には、南アフリカ共和国のヨハネスブルグにおいて、国連主催による持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット、WSSD）が開催され、リオの地球サミットから10年が経過したことを機に、「アジェンダ21」の実施促進のための議論が為された。そして、持続可能な開発を進めるための各国の指針となる包括的文書である実施計画と、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言が採択された。

COP5以来、ヨハネスブルグ・サミットまでに京都議定書を発効させることが目指されてきた。2001年に開催されたCOP7までに84の締約国中、40か国が批准を済ませ<sup>72</sup>、EUや日本もヨハネスブルグ・サミットまでに批准手続きを終えた。京都議定書の発効要件の一つは、議定書を批准した附属書I国の1990年のCO2総排出量が全附属書I国の最低でも55%となることであったが、アメリカが離脱したことによりこの条件を満たすにはロシアによる批准が必要であった。しかしながら、実質的な発効要件であるロシアはヨハネスブルグ・サミットまでに批准せず、2002年までの発効は達成されなかった。そこで採択されたヨハネスブルグ実施計画のパラグラフ38には「京都議定書を批准した国は、まだ批准していない国に対し、タイムリーに批准することを強く求める」との文言が盛り込まれた<sup>73</sup>。

一方、中国はこのヨハネスブルグ・サミットにおいて京都議定書の批准を宣言した。いかなる義務も頑なに拒否していた中国が議定書を批准したことは大きな進展であり、多くの締約国に歓迎された。会議では、中国政府を代表して朱鎔基国務院総理が演説を行い、その中で以下のように述べた。

最大の発展途上国であり、環境大国である中国は、国際的な環境協力において重要な勢力である。私たちに課せられた責任は十分に認識している。中国が国内の問題を解決すれば、それは世界の持続可能な発展に貢献することになる。中国は、人口が多く、一人当たりの資源が少なく、生態環境が脆弱で、地域経済の発展が不均衡で、全体的に質の低い国民経済を抱えているため、持続可能な発展戦略を実行する上で、かなりの圧力と困難に直面している。私たちは、たゆまぬ努力と責任を果た

<sup>70</sup> IISD Earth Negotiations Bulletin. “COP 7 Issue #179: Report of main proceedings for 29 October 2001.” October 30, 2001. <https://enb.iisd.org/events/unfccc-cop-7/report-main-proceedings-29-october-2001>. Accessed June 8, 2021.

<sup>71</sup> 周瑋生／銭学鵬／大家允文，前掲書，21頁。

<sup>72</sup> IISD Earth Negotiations Bulletin. “COP 7 Issue #178: Curtain raiser.” October 29, 2001. <https://enb.iisd.org/events/unfccc-cop-7/curtain-raiser>. Accessed on June 8, 2021.

<sup>73</sup> UN Department of Economic and Social Affairs Division for Sustainable Development. “Johannesburg Plan of Implementation IV. Protecting and managing the natural resource base of economic and social development.” [https://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD\\_POI\\_PD/English/POIChapter4.htm](https://www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/POIChapter4.htm). Accessed June 8, 2021.

し、約束したことを行動で実践し、持続可能な発展の道を揺るぎなく歩んでいく<sup>74</sup>。

ヨハネスブルグ・サミットから2年後の2004年11月4日、ロシアのプーチン大統領が京都議定書批准法に署名し、同月18日に批准文書を国連に寄託したことにより、京都議定書の発効が確定した<sup>75</sup>。また、中国は気候変動枠組条約の規定に基づき、温室効果ガスの発生源及び吸収源のインベントリ、条約を実施するためにとられた措置及びとられるべき措置に関する一般的な記述、ならびに締約国が提供することが適切であると考えるその他の情報を含む国別報告書である「中華人民共和国気候変動に関する初期国家報告書」を、国务院の承認を得て同年12月10日に提出した<sup>76</sup>。この報告書はCOP2で採択された非附属書I国別報告書作成のためのガイドラインに沿って、国内の関係部門や研究機関などの100近い組織から400人以上の専門家が携わり約3年間の歳月をかけて作成したものであった。

そして、2005年2月16日に京都議定書は発効した。議定書発効記念式典では、劉江国家発展改革委員会副主任が演説を行い、国際的な気候変動枠組みが議定書の発効により新段階へと突入することを称える一方、技術移転や資金メカニズム、キャパシティビルディングなどの枠組条約の重要な部分における交渉の進展の遅さや、先進国の削減行動が進んでいないこと、ある国家（アメリカ）が議定書の効果的な実施を妨げていることを指摘した<sup>77</sup>。また中国は気候変動の影響を受けやすい発展途上国として気候変動問題を高度に重視しているとし、中国の行っている取り組みとして以下の7点を紹介し、今後の気候変動問題への対処に関する中国の主張としてさらに5点を挙げた。

#### <気候変動への中国の対応>

- ①気候変動問題を調整する国家機構の設立
- ②気候変動に関する国際交渉への積極的な参加
- ③温室効果ガスの排出を抑制するための一連の政策の採用<sup>78</sup>
- ④枠組条約の下の具体的義務の真摯な履行

<sup>74</sup> 「朱鎔基在可持續發展世界首腦會議上講話指出：堅定不移地走可持續發展之路」人民日報，2002年9月4日。

<sup>75</sup> ロシアが批准に踏み切った理由は、批准と引き換えに、EUによるロシアのWTO加盟の支持を取り付けたためだと言われている。

<sup>76</sup> China. “China. National Communication (NC). NC 1.” UNFCCC, December 20, 2004. <https://unfccc.int/documents/71494>. Accessed September 13, 2021.

<sup>77</sup> 国家発改委気候弁「国家発展和改革委員会副主任劉江在慶祝京都議定書生效高層研討會上的講話(2005.02.16)」中国気候変化信息网，2005年2月16日，<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=6651&Tid=57>>（最終アクセス：2021年9月13日）。

<sup>78</sup> ①持続可能な開発戦略を策定・実施し、気候変動への対応を持続可能な開発戦略の重要な一部とする。②エネルギー使用効率の向上に努めること、高品質なエネルギーを積極的に開発し、エネルギー構造の改善に努めること、新・再生可能エネルギーの利用を促進し、農村部や遠隔地におけるバイオマス、太陽エネルギー、風力エネルギー、地熱エネルギーなどの新・再生可能エネルギーの開発・利用を支援すること。③大規模な植林活動の実施。

- ⑤気候変動に関する広報や教育活動の展開と気候変動に対する国民の意識を高めること
- ⑥気候変動に関する科学研究の展開
- ⑦議定書の実施に向けた準備作業（特に CDM の利用関連）

<今後の気候変動対処に関する主張>

- ①条約の指導的役割を堅持する。気候変動枠組条約により確立された基本原則，特に「共通だが差異ある責任」の原則を交渉の指導的基礎とすること。
- ②持続可能な開発の枠組みの下で行動を取る。持続可能な開発の枠組みの下で気候変動に対応することは「デリー閣僚宣言」により提示された要求であり，国際社会が気候変動に有効に対応する方法を長い間模索する過程で形成された共通認識である。持続可能な開発の枠組みの下で気候変動に対応する際に，経済を発展させ，貧困を撲滅し，持続不可能な消費スタイルを転換し，経済発展と環境保護を協調させた発展の道を進むことを要求する。
- ③気候変動の適応と緩和のバランスを正しく把握する。緩和とは，気候変動を防ぐことであるが，気候変動はすでに人類，特に発展途上国に悪影響を及ぼしている。そのため，気候変動への適応も気候変動対策の重要な要素である。緩和策と適応策は，条約が前進するための両輪であり，一方が他方を抜きにしては成り立たない。今後の交渉プロセスにおいて，適応に関するプロセスを加速させることを呼びかける。
- ④技術開発と技術移転の重要性を戦略的な観点から理解する必要がある。気候変動という課題への対応は，最終的には科学技術にかかっているということは紛れもない事実である。現在，開発途上国では大規模なインフラ開発が行われているが，気候システムの保護に有益な先進技術を採用しなければ，時代遅れの技術による温室効果ガスの大量排出という特性が数十年にわたって続くことになる。現在の状況は，技術がないのではなく，技術を普及・移転させるための仕組みが不足している。気候システムを保護する絶好の機会を失うことができないからこそ，イノベーションと改革の理念により技術開発と移転を促進する必要がある。
- ⑤今後の具体的な行動に焦点を当てる。すでに条約や京都議定書があり，多くの決定事項や行動計画がある。しかしながら，我々の行動は未だ人々の期待に届いていない。それぞれの国情に適した，かつ各国の積極性を十分結集させることのできる国際協力メカニズムを更に建設し，政府と民間セクターを気候変動に対処する行動に参加させる，特に CDM においての協力に参加させる必要がある<sup>79</sup>。

上記からは，中国が持続可能な発展と気候変動を強く関連させていることがわかる。1992 年の地球サミットで採択された持続可能な開発を実現するための行動計画「アジ

---

<sup>79</sup> 国家発改委気候弁「国家発展と改革委員会副主任劉江在慶祝京都議定書生效高層研討会上的講話(2005.02.16)」中国気候変化信息网，2005 年 2 月 16 日，<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=6651&Tid=57>>（最終アクセス：2021 年 9 月 13 日）。

エンダ 21」は、中国国内の政策にも反映され、持続可能な開発という概念は重要視されていく。1994年3月には「アジェンダ 21」を国内で実施していくための行動計画である「中国アジェンダ 21」が採択された<sup>80</sup>。「アジェンダ 21」を国内の政策として発展させたのは世界で中国が初めてであり、この中で規定された目標はその後の五カ年計画にも落とし込まれていった。また、2003年3月から本格始動した胡錦濤政権期では、国内における資源不足や環境悪化への懸念が高まり、2003年の中国共産党第17回全国代表大会では胡錦濤国家主席により「科学的発展観」という持続可能な発展方針が提起された。

そして上述の気候変動への中国の対応では、京都議定書の履行に関して特に CDM の利用を推進していることが明かされ、さらに中国の気候変動対処に関する主張の5点目では、CDM における協力の重要性についての言及があり、中国政府の CDM に対する高い関心も伺えた。このように中国は、京都議定書交渉当時には消極的であった CDM 等の柔軟性措置への態度も変化させていく。CDM プロジェクトを実施することにより、ホスト国は国内の排出削減を達成できる他にも、クレジットの獲得、事業への投資効果や技術移転などに期待できる。こうした経済的利益への認識が中国政府内で高まったことにより、CDM 事業を推進するための法整備が行われ<sup>81</sup>、その後中国は世界最大の CDM ホスト国となり、CDM 制度を利用して国内における再生可能エネルギー関連の開発を進めていく。

2005年11月28日から12月9日までモントリオールにおいて、第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）等が議定書発効後初の会議として開かれた。中国代表団団長の王金祥は閣僚級会議において、2005年に劉江が述べた中国の5つの主張を繰り返し、CDM の様な革新的で win-win な国際協力の重要性を述べ<sup>82</sup>、CDM を積極的に活用していきたい姿勢を見せた。最終的にこの会議では、京都議定書の運用細則の完全な確立や、アメリカや主要途上国を含む全ての国の参加による長期的協力のための行動に関する対話の開始が決定されるなど、比較的大きな成果をあげて閉幕した。

---

<sup>80</sup> 1992年7月の中国政府の決定により、国家計画委員会と国家科学技術委員会が、52の部門、機構、社会団体をから成る組織を指揮して立案し、国際連合開発計画（UNDP）の支援の下、完成したものである。これは全20章、78分野の計画から成る行動計画である。

<sup>81</sup> 2004年6月に「CDM プロジェクト実行管理暫定弁法」を發布、2005年6月に第1号の CDM プロジェクトが枠組条約事務局により登録され、更に同年10月には正式に「CDM プロジェクト実行管理弁法」が施行された。

<sup>82</sup> 項目弁「中国代表団団長王金祥在気候変化公約第十一次締約方会議暨京都議定書第一次締約方会議部長級会議的発言」中国気候変化信息网、2005年12月12日、<<http://www.cchina.cn/Detail.aspx?newsId=28165&Tid=61>>（最終アクセス：2021年9月13日）。

## 第4章 コペンハーゲン会議の教訓

### 第1節 コペンハーゲン会議までの中国の歩み

#### (1) 環境保護の重視

本章では2006年から2009年という短い時期の中国の対応について整理するが、環境対策や気候変動対策において大きな進展があった期間である。後で詳述するが、中国はこれまで長年拒否していた排出削減義務の表明を2009年に行うことになるが、2006年から2009年にかけて国内で行われた関連政策等の整備は、2009年に向けての準備段階であったと考えることもできる。

胡錦濤政権下における持続可能な発展方針である「科学的発展観」及び環境保護対策を重視する姿勢は、2006年頃から更に強化されていく。2006年3月14日に開催された第10期全国人民代表大会第4次会議で採択された「中華人民共和国国民経済と社会発展第11次五カ年計画（2006～2010年）」（以下「十一五」計画）<sup>1</sup>では、中国が目指す新しい「社会像」の一つとして「資源節約型・環境友好型社会」の建設が打ち出され、関連政策が数多く盛り込まれた。人口資源環境の分野での8つの目標のうち6つを拘束性のある目標として提示し、環境保護への取り組みを重視する姿勢を示した。気候変動問題に関わる具体的な目標としては次の2つ（拘束性あり）がある。1つ目はGDP当たりエネルギー消費量を2005年比で20%削減すること、2つ目は森林被覆率を2005年比で20%にすることである。また、主要な目標の一部に「温室効果ガスの排出抑制に成功すること」も規定され、五カ年計画において初めて気候変動問題への対応が明記された。

翌月の4月17、18日に北京にて開催された第6回環境保護会議では、温家宝國務院総理が環境保護への取り組みを更に強化し、「環境友好型社会」の建設を加速させる旨の演説<sup>2</sup>を行った。温家宝首相は、これまでも環境保護に力を入れてきたものの中国の環境破壊が依然として深刻である理由として、①環境保護への重視が不十分で、投資が不足し、環境保護事業の負債が多く、環境ガバナンスは経済発展政策に比べはるかに後れを取っていること、②産業構造が不合理で、経済成長方式が粗放型で、エネルギー資源の消費量が比較的高く、高投入・高消費・高排出であること、③環境保護法の執行や監督管理が厳格ではなく、法律が順守されず、また違法行為への不処罰が一般的となっていることを挙げ、環境保護は中国の発展における弱点となっていると指摘した。そして環境保護への取り組みを強化するためには、以下の「3つの転換」を実現しなければならないと強調した。

①環境保護よりも経済成長を重視していたのを改め、環境保護と経済成長を同等に重視し、環境保護の中で発展を目指す。

<sup>1</sup> 「中華人民共和国国民経済和社会発展第十一個五年規劃綱要」中華人民共和国中央人民政府，<[http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content\\_268766.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_268766.htm)>（最終アクセス：2021年6月8日）。

<sup>2</sup> 國務院弁公庁「温家宝主席第六次全国環境保護大会並作重要講話」中華人民共和国中央人民政府，2006年4月18日，<[http://www.gov.cn/ldhd/2006-04/18/content\\_256946.htm](http://www.gov.cn/ldhd/2006-04/18/content_256946.htm)>（最終アクセス：2021年6月8日）。

②環境保護が経済発展の二の次である状態を改め、環境保護と経済発展の歩調を合わせ、新たな環境汚染を防ぎ、これまでの環境汚染を解決することに努め、「先に汚染してから対処する」、「対処しながら汚染する」という現状を変える。

③環境保護を主に行政措置で行うことを改め、環境問題を解決するために法的・経済的・技術的手法と必要な行政措置を組み合わせ使用し、経済と自然の法則に意識的に従い、環境保護のレベルを向上させる<sup>3</sup>。

以上の温家宝首相による発言からは、これまで環境保護を重視する姿勢を打ち出しているながらも、実際には依然として経済成長至上主義或いは GDP 万能主義が信奉され、環境保護が疎かにされていた実情が伺える。首相自らこうした実情を認め、転換を促したことは、環境保護を本格的に重視する決意を表していたと考えられる。「十一五」計画と第六次全国環境保護会議の意向を受けて、環境保護や「節能減排（省エネ・排出削減）」政策の強化が加速されていった。

## (2) 気候変動対応の強化

2006 年に環境保護対策をさらに重視していく姿勢を見せた中国は、それに続いて気候変動問題への対応を強化させる動きを見せた。COP12 の翌月である 12 月には、中国版 IPCC 評価報告書と言える「気候変動国家評価報告」が、中国科学技術部、気象局、中国科学院から発表され、気候変動が中国に与える影響やその対応などが示された<sup>4</sup>。

2007 年 1 月には、叶篤正ら 8 人の院士が 2005 年に行なった気候変動に関する国家科学顧問団の設立提言が採用され、12 人の専門家からなる気候変化専門家委員会（第 1 期）が成立した<sup>5</sup>。これにより、専門家委員会は気候変動問題に関して政府に対し直接的に諮問や提言を提供できるようになった。

また 2007 年 5 月には「省エネ・排出削減に関する包括的作業方案<sup>6</sup>」が国務院により通達された。この文書では、「十一五」計画で示された省エネ目標と汚染物質の排出削減目標の実現を目指すための具体的な計画と措置が規定された。そして同年 6 月には、「中国気候変動対応国家方案<sup>7</sup>」が国務院により発表された。この国家方案は、気候変動

<sup>3</sup> 同上。

<sup>4</sup> 光明日報「我国首次發布《氣候變化國家評價報告》」中華人民共和國人民中央人民政府，2006 年 12 月 27 日，<[http://www.gov.cn/govweb/fwxx/kp/2006-12/27/content\\_480242.htm](http://www.gov.cn/govweb/fwxx/kp/2006-12/27/content_480242.htm)>（最終アクセス：2021 年 6 月 16 日）

<sup>5</sup> 東方早報「中國氣候智囊團成立始末：壓力之大不啻于入世」中國氣候變化信息網，2007 年 2 月 25 日，<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=8014&Tid=57>>（最終アクセス：2021 年 9 月 14 日）。

<sup>6</sup> 「國務院關於印發節能減排綜合性工作方案的通告（國發〔2007〕15 號）」中華人民共和國中央人民政府，<[http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content\\_5007.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content_5007.htm)>（最終アクセス：2021 年 6 月 10 日）。

<sup>7</sup> 「國務院關於印發中國應對氣候變化國家方案的通告（國發〔2007〕17 號）」中華人民共和國中央人民政府，<[http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content\\_5743.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content_5743.htm)>（最終アクセス：2021 年 6 月 10 日）。この気候変動対応国家方案の地方版を作成するために、2008 年 6 月に中国気候変動対応省レベル計画プロジェクトが開始された。このプロジェクトに

枠組条約の義務を履行するために国家発展改革委員会を初めとする複数の行政部門<sup>8</sup>と中国科学院などの研究機関の専門家が参加して数年をかけて作成したもので、中国初の総合的な気候変動対応政策文書であり、途上国初の気候変動についての国家計画であった。一方で、中国科学技術部や国家発展改革委員会、外交部など 14 の部門は合同で「中国の気候変動に対応するための科学技術に関する特別行動」を発表し、気候変動関連の国際的な技術協力の強化や技術移転の促進を図ることを示した<sup>9</sup>。

更に同月、国務院は「国家気候変動対応及び省エネ排出削減事業指導グループ成立に関する通知<sup>10</sup>」を発し、気候変動対応と「節能減排」事業の指導を同時に強化するための指導グループの設立を決定した。この指導グループは、グループ長を温家宝国務院総理が務め、関連部局の長が構成員となったことで、より影響力のある指導が行われるようになった。そして同年 8 月には「再生可能エネルギー中長期発展計画の通知<sup>11</sup>」が国家発展改革委員会により提出され、10 月の第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議で改正「省エネルギー法」が可決された。

同月に開催された中国共産党第 17 回全国代表大会において胡錦濤国家主席が行った活動報告の中でも、「気候変動に対処するためのキャパシティビルディングを強化し、地球の気候を守るために新たな貢献を行う」と述べられ<sup>12</sup>、国家主席により初めて気候変動への積極的な対応が表明された<sup>13</sup>。同年 11 月には「国家環境保護第 11 次 5 年計画」が国務院により発表され、その第 3 章「重点分野と主要任務」の第 2 節「二酸化硫黄排出量の削減、大気汚染の防止処理」の 6 項目目において温室効果ガス排出の抑制について以下のように記述された。

省エネルギーとエネルギー高効率利用という政策志向を強化し、法律に基づく省エネルギー管理の実施により力を入れ、省エネルギー技術の開発・実証・普及を加速し、市場ベースの新しい省エネルギーメカニズムを十分に活用し、温室効果ガスの排出量削減に努める。再生可能エネルギーの発展に力を入れ、原子力発電所の建設

---

は UNDP が 40 万米ドル、ノルウェーが 200 万米ドル、EU が約 200 万米ドルの資金を提供し、省レベルの計画策定の支援を行った。小柳秀明『環境問題のデパート中国』蒼蒼社、2010 年、106 頁。

<sup>8</sup> 外交部、科技部、氣象局、環境保護総局、財政部、商務部、農業部、建設部、交通部、水利部、国家林業局、国家海洋局和中国民航総局。

<sup>9</sup> 「中国対応気候変化科技専門行動」中華人民共和國科学技術部、<<http://www.most.gov.cn/tpxw/200706/W020130520579932815062.pdf>>（最終アクセス：2021 年 6 月 13 日）。

<sup>10</sup> 「国務院關於成立国家対応気候変化及節能減排工作領導小組的通知（国發〔2007〕18 号）」中国気候変化信息网、<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=28014&Tid=60>>（最終アクセス：2021 年 6 月 12 日）。

<sup>11</sup> 「国家発展改革委关于印發可再生能源中長期發展規劃的通知（發改能源〔2007〕2174 号）」中華人民共和國国家發展和改革委員会、<[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/200709/t20070904\\_965446.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/200709/t20070904_965446.html)>（最終アクセス：2021 年 6 月 12 日）。

<sup>12</sup> 新華社「胡錦濤在中共第十七次全國代表大會上的報告全文」中華人民共和國中央人民政府、2007 年 10 月 24 日、<[http://www.gov.cn/ldhd/2007-10/24/content\\_785431.htm](http://www.gov.cn/ldhd/2007-10/24/content_785431.htm)>（最終アクセス：2021 年 6 月 12 日）。

<sup>13</sup> 小柳秀明、前掲書、109 頁。

を積極的に推進し、炭層ガスの開発と利用を加速し、エネルギー消費構造を最適化する。冶金、建築材料、化学品に関する産業政策を強化し、資源利用率を向上させ、工業生産時の温室効果ガスの排出を抑制する。農村部ではメタンガス建設を、都市部では埋立ガスのリサイクルと利用を強化し、メタン排出量の増加率の抑制に努める。植林、天然林資源の保護等の重点生態建設プロジェクトを引き続き実施し、森林資源被覆率を高め、炭素吸収源を増加させ、気候変動への適応能力を高める。温室効果ガス排出量のモニタリングと統計分析を強化する。温室効果ガス排出量のモニタリングと統計分析を強化する<sup>14</sup>。

そして2008年3月に、国家発展改革委員会は「再生可能エネルギー法を実施し、再生可能エネルギーの発展を加速し、資源保護と環境保護を促進し、地球規模の気候変動に積極的に対応」するために、「再生可能エネルギー発展第11次5カ年計画」を公表した<sup>15</sup>。この計画の中では主要な発展指標として2010年までにエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を10%にし、全国の再生可能エネルギーの年間利用量を標準石炭換算で3億トンにすることなどが掲げられた。

同年8月には、国家発展改革委員会の内部構造や人員に関して調整が行われ、新しく気候変動対応を担う「気候変動対応司」が設置された。気候変動対応司の主な任務は、気候変動が経済・社会の発展に与える影響を総合的に分析し、気候変動に対処するための主要な戦略、計画、政策の策定を組織すること、国連気候変動枠組条約の国内実施に関連する業務を率先して行うこと、関係者と連携して気候変動に関する国際交渉を主導し参加すること、気候変動に対処するための国際協力やキャンペーンを調整すること、クリーン開発メカニズムの作業を組織・実施すること、及び「国家気候変動対応及び排出削減事業指導グループ」の日常的な業務を遂行することとなった<sup>16</sup>。

同年10月には、国務院新聞弁公室により初の気候変動白書である「中国気候変動対応に関する政策と行動」が発表された<sup>17</sup>。この気候変動白書は英語、日本語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、アラビア語への翻訳版も同時に発表されており、国際社会に向けて中国が積極的に気候変動問題に取り組んでいることをアピールする役割を持っていたと考えられる。この気候変動白書は、①気候変動と中国の国情、②中国に対する気候変動の影響、③気候変動に対応する戦略と目標、④気候変動緩和に関する政策と目

<sup>14</sup> 国務院弁公室「国務院關於印發国家環境保護“十一五”規劃的通知（国發〔2007〕37号）」中華人民共和國中央人民政府，2007年11月26日，<[http://www.gov.cn/zwggk/2007-11/26/content\\_815498.htm](http://www.gov.cn/zwggk/2007-11/26/content_815498.htm)>（最終アクセス：2021年6月11日）。

<sup>15</sup> 「国家発展改革委關於印發可再生能源發展“十一五”規劃的通知（發改能源〔2008〕610号）」中華人民共和國發展和改革委員會，<[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghwb/200803/t20080318\\_962084.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghwb/200803/t20080318_962084.html)>（最終アクセス：2021年6月13日）。

<sup>16</sup> 「国家発展改革委新“三定”方案獲批 增設應對氣候變化司」中国氣候變化信息网，2008年8月22日，<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=10121&TId=57>>（最終アクセス：2021年9月14日）。

<sup>17</sup> 「中国應對氣候變化的政策与行動」中華人民共和國国務院新聞弁公室，2008年10月29日，<<http://www.scio.gov.cn/zfbps/ndhf/2008/Document/307869/307869.htm>>（最終アクセス：2021年6月13日）。

標, ⑤気候変動適応に関する政策と行動, ⑥社会全体の気候変動対応意識の向上, ⑦気候変動領域の国際協力の強化, ⑧気候変化に対応する体制とメカニズムの建設, という8章から成っており, 中国の気候変動問題に対する主張が随所に織り込まれている。気候変動外交に関連する第7章では, 気候変動に関連する国際会議や技術協力プログラムに積極的に参加していることや, 京都議定書で採用された CDM を重視し, 244 件の CDM 協力プロジェクトを既に国連に登録し, これらのプロジェクトから予想される年間の排出削減量は, CO<sub>2</sub> 換算で1億1300万トンに達することが記載されている。この気候変動白書は, 以後毎年度作成され公表されることとなる。

### (3) COP12 から COP14

2005年に京都議定書が発効して以降, 国内において気候変動対策の整備を進めてきた中国であったが, 国際的には引き続きこれまでと同様の主張を続け, 国際的に拘束される削減義務や検証メカニズムの回避や, CDM の推進, 技術移転や資金の獲得などを目指していた。

2006年11月6日から17日にケニアのナイロビで開かれた第12回締約国会合(COP12)及び京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP2)等では, 京都議定書第9条<sup>18</sup>に基づく同議定書の見直しについて初めて議論された。また, 適応に関する具体的な活動内容である「ナイロビ作業計画<sup>19</sup>」に合意し, 途上国における適応対策を支援する「適応基金」の管理原則等を決定し, 更には国連機関<sup>20</sup>主導による途上国(特にアフリカ)のCDM参加支援イニシアティブ「ナイロビ・フレームワーク」計画を発表した。この会議では中国代表団のメンバーである高廣生が中国の気候関連災害による経済的損失や, 中国の一人当たりのGDP・エネルギー消費量・CO<sub>2</sub>排出量の低さなどを指摘し, 国際的な経済的技術的援助の必要性を訴えた。また前述の「十一五」計画における省エネ目標や森林整備などの中国の取り組みを紹介し, 中国が積極的に気候変動問題に取り組んでいることをアピールした。

2007年12月3日から12月14日にインドネシアのバリにて開催された第13回締約国会合(COP13)及び京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP3)等では, いわゆるポスト京都議定書という2013年以降の取組みが大きな焦点となり, ポスト京都の交渉の工程表の策定につき合意が目指された。結果として, 枠組条約の下に全ての締約国が参加する長期的協力の行動のための特別作業部会(新アドホック・ワーキング・グループ, AWG-LCA<sup>21</sup>)を設置し, 2009年までに次期枠組みについての議論を終えることで合意に至った(「バリ・ロードマップ」)。COP13での中国は, 「技術移転の緊急性と, 技術移

<sup>18</sup> 一回目の検討(見直し)を京都議定書第2回締約国会合にて行うことや, 以後定期的に検討する旨が規定されている。

<sup>19</sup> 適応に関する5カ年作業計画の前半期(2007年まで)の具体的な活動計画。

<sup>20</sup> 国連気候変動枠組条約事務局(UNFCCC), UNDP, UNEP, 世界銀行, アフリカ開発銀行など。

<sup>21</sup> 京都議定書の下に既に存在していたAWG-KPと並行して2トラック置かれることになった。

転基金、官民の協力、気候変動と知的所有権の双方を考慮する必要性を強調<sup>22</sup>して新たな技術移転基金を求めた一方、HFC23（フルオロカーボン）の段階的廃止を早めることを表明した<sup>23</sup>。また CDM については多くの代表と同じ様に、CDM 理事会と CDM に関する手続きには更なる改善が必要であると指摘した<sup>24</sup>。

京都議定書の第一約束期間が開始された 2008 年には、ポーランドのポズナンで 12 月 1 日から 12 日まで第 14 回締約国会議（COP14）及び京都議定書第 4 回締約国会合（COP/MOP4）等が開催され、2013 年以降の時期枠組みについて 2 つの特別作業部会（AWG-LCA 及び AWG-KP）において議論された。バリ・ロードマップにより 2009 年の COP15 にて 2013 年以降の枠組みについて合意することとされていたため、COP14 ではそのための論点整理が行われた。G77+中国は、適応基金が十分かつ予測可能な資金源とともに全面的に運用されるべきだと述べ<sup>25</sup>、また CDM プロジェクト実施のためのキャパシティ・ビルディング強化を求めた<sup>26</sup>。中国は歴史的責任を強調しながら、累積排出量を含む基準を概説し、先進国は途上国に発展の余地を残すために排出量を大幅に削減すべきだと述べた<sup>27</sup>。更に長期的な緩和目標を決定するための基礎として、先進国による中期的緩和目標を打ち出すことを支持し、また発展の権利を「根本的かつ不可侵の人権」として強調した<sup>28</sup>。他方中国は本会議において積極的に提案を行い、例えば技術の研究開発に関する AWG-LCA ワークショップにおいて、現在提案されている環境に優しい技術の開発と移転に関する気候変動枠組条約補助機関の下に、多国間技術基金と共に、研究開発における協力に関する特別パネルを設置することを提案した<sup>29</sup>。

このように、ポスト京都議定書の協議が重ねられていったが、交渉は困難を極めていった。バリ・ロードマップによって 2009 年に開催されるコペンハーゲン会議において

---

<sup>22</sup> “Report of main proceedings for 3 December 2007.” IISD Earth Negotiations Bulletin. <https://enb.iisd.org/events/bali-climate-change-conference-december-2007/report-main-proceedings-3-december-2007>. Accessed June 14, 2021.

<sup>23</sup> “Report of main proceedings for 5 December 2007.” IISD Earth Negotiations Bulletin. <https://enb.iisd.org/events/bali-climate-change-conference-december-2007/report-main-proceedings-5-december-2007>. Accessed June 14, 2021.

<sup>24</sup> *Ibid.*

<sup>25</sup> “Report of main proceedings for 1 December 2008: Poznań Climate Change Conference - December 2008.” IISD Earth Negotiations Bulletin. <https://enb.iisd.org/events/poznan-climate-change-conference-december-2008/report-main-proceedings-1-december-2008>. Accessed June 10, 2021.

<sup>26</sup> “Report of main proceedings for 2 December 2008: Poznań Climate Change Conference - December 2008.” IISD Earth Negotiations Bulletin. <https://enb.iisd.org/events/poznan-climate-change-conference-december-2008/report-main-proceedings-2-december-2008>. Accessed June 10, 2021.

<sup>27</sup> *Ibid.*

<sup>28</sup> “Report of main proceedings for 11 December 2008: Poznań Climate Change Conference - December 2008.” IISD Earth Negotiations Bulletin. <https://enb.iisd.org/events/poznan-climate-change-conference-december-2008/report-main-proceedings-11-december-2008>. Accessed June 10, 2021.

<sup>29</sup> “Report of main proceedings for 6 December 2008: Poznań Climate Change Conference - December 2008.” IISD Earth Negotiations Bulletin. <https://enb.iisd.org/events/poznan-climate-change-conference-december-2008/report-main-proceedings-6-december-2008>. Accessed June 10, 2021.

何らかの合意の締結が目指されていたが、諸問題が解決されぬまま 2009 年を迎えることになる。

#### (4) 削減目標の公表

中国国内で環境保護と気候変動対応が促進される中で、2009 年 8 月 27 日には、第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 10 回大会において「気候変動に積極的に対応することに関する全国人民代表大会常務委員会決議」が採択された<sup>30</sup>。この決議は、①気候変動への対応は、中国の経済的・社会的発展にとって重要な機会であり、課題でもある、②気候変動への対応には科学的発展観を徹底的に適用しなければならない、③気候変動に積極的に対処するための実践的な対策を講じる、④気候変動対応の法体系を強化する、⑤気候変動対応における社会全体の参加意識と能力の向上に努める、⑥気候変動分野における国際協力に積極的に参加する、という 6 つの内容からなっている。この決議により、気候変動対策の強化方針が全国に示された。

同年翌月の 9 月 22 日には、アメリカ・ニューヨークにおいて国連気候変動サミットが開催された。この気候変動サミットは、数か月後に開催予定の第 15 回締約国会議 (COP15) における合意締結を促す目的で、潘基文国連事務総長の強い呼びかけにより召集された会議である<sup>31</sup>。世界約 40 か国の首脳等が参加し、開会式ではアメリカや日本、中国をはじめとする 8 か国の首脳がスピーチを行った。アメリカのオバマ大統領は自国の強化された気候変動対策を紹介し、気候変動対応への意欲を表明しつつ、発展途上国の貢献を求めた<sup>32</sup>。日本の鳩山由紀夫首相は、2020 年までに温室効果ガスの排出を 1990 年比で 25%削減するという目標と途上国支援構想である「鳩山イニシアチブ」を発表した<sup>33</sup>。

一方、中国からは胡錦濤国家主席が出席してスピーチを行った<sup>34</sup>。胡錦濤主席は、今後中国が取る 4 つの措置を表明した。第一に、省エネルギーの強化とエネルギー効率の向上を図り、2020 年までに GDP 当たりの CO2 排出量を 2005 年比で顕著に削減することを目指す。第二に、再生可能エネルギーと原子力エネルギーの発展に力を入れ、2020 年までに一次エネルギー消費に占める非化石エネルギーの割合を 15%にする。第三に、

<sup>30</sup> 「全国人大常委会關於積極対応気候变化的決議」中国人大網、<[http://www.npc.gov.cn/wxz/l/gongbao/2009-10/28/content\\_1543804.htm](http://www.npc.gov.cn/wxz/l/gongbao/2009-10/28/content_1543804.htm)> (最終アクセス：2021 年 6 月 11 日)。

<sup>31</sup> 「気候変動サミット ～グリーン成長を促進し、地球を守る～ (2009 年 9 月 22 日、ニューヨーク国連本部)」国際連合広報センター、<[https://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/2764/](https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2764/)> (最終アクセス：2021 年 6 月 11 日)。

<sup>32</sup> “Remarks by the President at UN Secretary General Ban Ki moon's Climate Change Summit.” The White House, September 22, 2009. <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/remarks-president-un-secretary-general-ban-ki-moons-climate-change-summit>. Accessed September 14, 2021.

<sup>33</sup> 「国連気候変動首脳会合 概要と評価 (平成 21 年 9 月 22 日)」外務省、<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/64\\_kiko\\_gh.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/64_kiko_gh.html)> (最終アクセス：2021 年 6 月 11 日)。

<sup>34</sup> 新華社「胡錦濤在聯合國氣候變化峰會開幕式上講和」中華人民共和國中央人民政府、2009 年 9 月 23 日、<[http://www.gov.cn/ldhd/2009-09/23/content\\_1423825.htm](http://www.gov.cn/ldhd/2009-09/23/content_1423825.htm)> (最終アクセス：2021 年 6 月 11 日)。

森林の炭素吸収源を積極的に増やし、2020年までに2005年比で森林面積を4,000万ha、森林蓄積量を13億m<sup>3</sup>増加させるよう努力する。第四に、グリーン経済の発展に力を入れ、低炭素経済と循環型経済を積極的に展開し、気候に配慮した技術の研究・開発・普及を進める。これら4つの措置のうち、特にCO<sub>2</sub>の排出量削減について公の場で初めて言及したことは注目を集めた。

胡錦濤国家主席が上記の国連気候変動サミットで示した「2020年までにGDP当たりのCO<sub>2</sub>排出量を2005年比で顕著に削減する」との目標は、同年11月25日に開催された国務委員常務会議の決定を受けて、「顕著に削減」から「40～45%削減」という具体的な数値目標へと修正された<sup>35</sup>。そしてこの目標を5カ年計画に拘束性のある目標として組み入れ、国内の検証メカニズムを策定することが決定された。ただし、この目標は国内の削減目標であり、国際的に拘束される目標ではないことが強調された<sup>36</sup>。

コペンハーゲン会議を前に、中国とアメリカの双方が国内の排出削減目標を公表したことは、コペンハーゲン合意締結の呼び水になるかと思われた。アメリカ側の情報によれば、中国が具体的な数値目標を表明したことは、コペンハーゲン会議を何としても成功させようとしていたオバマ政権の交渉によるものが大きいという<sup>37</sup>。実際に、中国が具体的な数値目標を交渉する前の11月15日から18日には、オバマ大統領が中国を訪問し、コペンハーゲン会議に向けても話し合いがもたれた。17日に発表された米中共同声明にはコペンハーゲン会議の成功を目指すことや、「米国エネルギー省と中国の科学技術部及び国家エネルギー局との間のクリーンエネルギー研究センターに関する議定書」の締結などの気候変動関連で達成された多くの合意が並んでいる<sup>38</sup>。

## 第2節 コペンハーゲン会議：西側の視点と中国の視点

### (1) コペンハーゲン会議

2009年12月7日から19日（18日深夜）までデンマークのコペンハーゲンにおいて第15回締約国会議（COP15）及び京都議定書第5回締約国会合（CMP5）等が開催された。今回の会議の目的は、2012年に終了する京都議定書の第一約束期間以降の枠組みに関する交渉を完了させることであり、2007年に採択されたバリ行動計画では今回のコペンハーゲン会議でその枠組みに合意することになっていた。本会議は史上最大規模となり、各国交渉団以外にもメディアやNGOなど4万人以上が参加し、ハイレベル会

<sup>35</sup> 国務院弁公庁「国務院常務会研究決定我国控制温室气体排放目標」中華人民共和国国務院中央人民政府，2009年11月26日，<[http://www.gov.cn/ldhd/2009-11/26/content\\_1474016.htm](http://www.gov.cn/ldhd/2009-11/26/content_1474016.htm)>（最終アクセス：2021年6月14日）。

<sup>36</sup> 「単位GDP炭強度降低40-45%是我国自願，自主的行動」中華人民共和国国務院中央人民政府，2009年11月26日，<[http://www.gov.cn/wszb/zhibo356/content\\_1474280.htm](http://www.gov.cn/wszb/zhibo356/content_1474280.htm)>（最終アクセス：2021年6月14日）。

<sup>37</sup> ベーダー，ジェフリーA.（春原剛訳）『オバマと中国』東京大学出版会，2013年，126頁。

<sup>38</sup> “U.S.-China Joint Statement.” The White House, November 17, 2009. <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/us-china-joint-statement>. Accessed September 14, 2021.

合には世界約 115 の首脳が参加した<sup>39</sup>。中国は 100 人を超える代表団を組織し、会議終盤からは温家宝首相がハイレベル会合に参加した。

本会議に先駆けて国内における削減目標を提示し、積極的な態度を表明したことを武器に、中国は終始強気な態度で交渉に臨んだ。初日終了後の記者会見において、解振華中国代表団団長は以下のように述べて先進国の責任を強調した。

IPCC は、先進国はその GDP の 0.5～1%にあたる 3000 億ドルを拠出すべきだとしている。(中略)だが先進国は現在、年間わずか 100 億ドルの支援金を拠出できると表明している。両者の隔たりは非常に大きい。COP15 では、先進国が空手形を出し、結局は全く実行しないという、これまでのような事態を繰り返してはならない<sup>40</sup>。

また中国は、アルジェリア、ボリビア、ベネズエラの支持を受け、附属書 I 国による野心的なコミットメントの必要性や、先進国は率先して行動するべきであり、京都議定書の下での第二約束期間でも削減を約束することが義務付けられているということを主張した<sup>41</sup>。そして EU、アメリカ、日本などが示した中期目標案を名指しで批判するなどした<sup>42</sup>。他方中国は自国の国内目標や取り組みについて宣伝活動を展開し、海外の専門家から高い評価を引き出すように努めた<sup>43</sup>。

コペンハーゲン会議で起こった新たな動きとして、会議直前の 11 月に成立した BASIC グループ(ブラジル、南アフリカ共和国、インド、中国)が共同歩調を取ったことがある<sup>44</sup>。12 月 15 日、BASIC は共同記者会見を開いて共同声明を発表し、環境保護と温室効果ガスの排出削減において京都議定書に定める「共通だが差異ある責任」の原則を堅持することを主張した。声明について解振華中国代表団団長は、「先進国は歴史的義務を担っている。国連気候変動枠組条約と京都議定書を履行し、パリ・ロードマップを実行に移さなければならない。それとともに、『共通だが差異ある責任』の原則を守り、率先して大幅な削減を達成すべきである。また途上国に対する資金援助と技術移転を行うという約束を実行する必要がある<sup>45</sup>」と語り、国連気候変動サミットで胡錦濤

<sup>39</sup> “Copenhagen Climate Change Conference - December 2009.” UNFCCC.

<https://unfccc.int/process-and-meetings/conferences/past-conferences/copenhagen-climate-change-conference-december-2009/copenhagen-climate-change-conference-december-2009>. Accessed September 14, 2021.

<sup>40</sup> 「先進国は再び『空手形』を出してはならない」人民網日本語版，2009 年 12 月 9 日，<<http://j.people.com.cn/94474/6836831.html>> (最終アクセス：2021 年 6 月 14 日)。

<sup>41</sup> “Report of main proceedings for 9 December 2009.” IISD Earth Negotiations Bulletin. <https://enb.iisd.org/events/copenhagen-climate-change-conference-december-2009/report-main-proceedings-9-december-2009>. Accessed September 14, 2021.

<sup>42</sup> 小柳秀明，前掲書，138 頁。

<sup>43</sup> 同上。

<sup>44</sup> Wagner, Lynn M., et al. “Global Alliances to Strange Bedfellows: The Ebb and Flow of Negotiating Coalitions.” in Chasek, Pamela S., and L. M. Wagner, eds. *The Roads from Rio: Lessons Learned from Twenty Years of Multilateral Environmental Negotiations*. New York, NY: RFF Press, 2012, p. 99.

<sup>45</sup> 「COP15:中国，ブラジル，インド，南アが共同声明」人民網日本語版，2009 年 12 月 16

国家主席が述べた原則を繰り返した。

本会議は交渉自体が困難を極めただけでなく、手続きの透明性という観点からも争論が起これ、交渉を滞らせた。議長国デンマークのアナス・フォー・ラスムセン首相が独自に作成した合意草案について国連のプロセス外で他国と交渉を行っていたことが発覚し批判が上がった<sup>46</sup>。会議終盤には、交渉の決裂を回避すべく、会議に参加した28か国首脳<sup>47</sup>が集ってドラフトを検討し、その後さらにアメリカと BASIC 諸国での会議によってコペンハーゲン合意のアウトラインが出来上がった<sup>48</sup>。この過程で、2年以上の歳月をかけて検討されていた200ページ以上に及ぶドラフトが2ページ半になり、先進工業国による中期目標などの具体的な目標や措置が抜け落ちた<sup>49</sup>。会議最終日は、このように約30か国によって作成されたコペンハーゲン合意が全体会合において審議されたが、この合意案が少数の国によって密室で作成されたことや野心的な合意内容ではないことからツバル、ニカラグア、ボリビア、キューバ、ベネズエラ、スーダン、パキスタンの7か国から強い反発が起きた<sup>50</sup>。その結果、コペンハーゲン合意は採択されずに留意されるに止まった<sup>51</sup>。交渉の結果、内容量が減少したコペンハーゲン合意であったが、途上国を含めて削減行動を提出することや途上国の MRV に関する規定がなされ、途上国への資金提供に関して進展があった点では意義があると言える。合意の要点は以下の通りである。

- ①世界全体の気温の上昇が2度以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。
- ②附属書I国（先進国）は2020年の削減目標を、非附属書I国（途上国）は削減行動を、それぞれ付表I及びIIの様式により、2010年1月31日までに事務局に提出

---

日、<<http://j.people.com.cn/94474/6844832.html>>（最終アクセス：2021年6月14日）。

<sup>46</sup> 「2009年【COP15/CMP5】国連気候変動コペンハーゲン会議」WWF Japan, 2009年12月7日、<<https://www.wwf.or.jp/activities/activity/210.html>>（最終アクセス：2021年6月14日）。

<sup>47</sup> アルジェリア、オーストラリア、バングラデシュ、ブラジル、中国、コロンビア、デンマーク、エチオピア（アフリカ連合を代表して）、欧州連合（スウェーデンが議長国、欧州委員会を代表して）、フランス、ガボン、ドイツ、グレナダ（小島嶼国連合を代表して）、インド、インドネシア、日本、韓国、レソト（後発開発途上国を代表して）、モルデューブ、メキシコ、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア（石油輸出国機構加盟国を代表して）、南アフリカ、スペイン、スーダン（G77）、英国、米国。Bodansky, Daniel. “The Copenhagen Climate Change Conference: A Post-Mortem.” *American Journal of International Law*, Vol. 104, No. 2, 2010, pp. 234.

<sup>48</sup> *Ibid.*

<sup>49</sup> Dimitrov, Radoslav S. “Inside Copenhagen: The State of Climate Governance.” *Global Environmental Politics*, Vol. 10, No. 2, 2010, p. 20.

<sup>50</sup> *Ibid.*

<sup>51</sup> リアリズムの視点から、温室効果ガスの排出量の多さから派生するパワーの大きさに着目し、アメリカと中国が交渉過程において大きな力を持ち、有効なレジームが形成されなかった背景を説明した研究も存在する。高沢剛史「気候変動交渉を支配するパワー——COP15におけるレジーム形成過程を事例にして」『防衛学研究』第44号、2011年3月、23-44頁。

する。

③附属書 I 国の行動は MRV（測定/報告/検証）の対象となる。非附属書 I 国が自発的に行う削減行動は国内的な MRV を経た上で、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的な MRV の対象となる。

④先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012 年の間に 300 億ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020 年までには年間 1,000 億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。

⑤2015 年までに合意の実施に関する評価の完了を要請する<sup>52</sup>。

## (2) 西側の視点

コペンハーゲン会議が法的拘束力のある合意を締結できなかったことから、特にヨーロッパのメディアや政治指導者、NGO などから気候変動外交の「失敗」として語られ、その失敗の原因として中国が追及された。例えば英国紙のガーディアンは、コペンハーゲン会議終了翌日の 2009 年 12 月 20 日に、中国がアメリカの説得に抵抗して削減の国際的なモニタリングを拒否したことが原因で交渉が決裂したと伝えた<sup>53</sup>。また、スウェーデン環境保護局局長が拘束力のある削減目標の締結を妨害しているのは中国であり、「中国は数字が嫌いだ」と発言したことを紹介した<sup>54</sup>。そして同日、「エド・ミリバンド：中国がコペンハーゲンの気候変動交渉を乗っ取ろうとした」（Ed Miliband: China tried to hijack Copenhagen climate deal）というタイトルで、英国気候変動省のエド・ミリバンド大臣が中国などを法的拘束力のある合意の締結を妨げた国として批判していることを伝えた<sup>55</sup>。

その 2 日後の 12 月 22 日のガーディアン紙には、モルディブの代表団の一人として交渉に参加していた気候変動等を専門とするジャーナリストのマーク・ライナスの記事「中国がコペンハーゲン協定を台無しにしたことを私はなぜ知っているか？私はその部屋にいた」（How do I know China wrecked the Copenhagen deal? I was in the room）が掲載された。この記事の中では、各国首脳らが参加した非公開の会議において中国首脳は参加せずに<sup>56</sup>意思決定権限のない外交部の二級幹部（実際には外交部副部長）をオバマ米国大統領の隣に座らせ議論を滞らせたこと、そして中国が 2050 年までに 80%削減す

<sup>52</sup> 「気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）京都議定書第 5 回締約国会合（CMP 5）等の概要」外務省、<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15\\_g.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html)>（最終アクセス：2021 年 6 月 14 日）。

<sup>53</sup> Watts, Jonathan et al. “China blamed as anger mounts over climate deal.” The Guardian, December 20, 2009. <https://www.theguardian.com/environment/2009/dec/20/china-blamed-copenhagen-climate-failure>. Accessed September 14, 2021.

<sup>54</sup> 同上。

<sup>55</sup> Vidal, John. “Ed Miliband: China tried to hijack Copenhagen climate deal.” The Guardian, December 20, 2009. <https://www.theguardian.com/environment/2009/dec/20/ed-miliband-china-copenhagen-summit>. Accessed June 14, 2021.

<sup>56</sup> 後でも記載するが、中国側の説明では事前に会議の通知を受けていなかった。

ることで合意していた先進国の目標を合意内容から外すことを主張し、先進国が自らの目標を明記することを拒否したこと、具体的な数値目標を曖昧な目標に置き換えることを要求したこと、1.5°C目標を削除するよう主張したこと、水面下で交渉を妨害しながら公の場ではスーダンに合意の拒否を主張させたこと、そしてコペンハーゲン合意が意欲的なものにならなかった原因をオバマ大統領や西側諸国の責任にしようとしむけたことなどが書かれている<sup>57</sup>。

一方でアメリカのオバマ大統領はコペンハーゲン会議の結果を「意味のある、そして前例のない突破口を開くことができた<sup>58</sup>」と評価し、ヨーロッパよりも肯定的に捉える発言をした。アメリカ政府は、オバマ大統領の働きにより中国などの新興国と合意が形成され、事態の打開に一役買った点で「成功」と評価している。

オバマ政権期の2009年1月から2011年4月に国家安全保障会議（NSC）のアジア上級部長を務めたJ. A. ベーダーが2012年に出版した回顧録『オバマと中国』の中では、コペンハーゲン会議におけるオバマ大統領の動向が記載されている。J. A. ベーダーによれば、オバマ大統領は国際社会が気候変動に関する合意を達成するには中国の参加と譲歩が必要であると考え、大統領就任以降中国への積極的な働きかけを試みていた。しかし、コペンハーゲン会議における中国代表団の態度は「常に非協力的」であると感じ、「途上国対先進国の対立を煽り」、先進国による途上国への賠償を要求し、「検証措置と合意の法的措置を台なしにしようとした」と評価している<sup>59</sup>。その中で、米中交渉団、オバマ大統領と温家宝首相は数回の会談と交渉を繰り返したが合意に至らず、最後にもう一度温家宝首相との会談を試みたが、中国はBASIC諸国との会談を優先していたことがわかった。オバマ大統領は温家宝首相が参加するBASIC諸国首脳との会議に中国への断りなしに急遽参加し、検証メカニズムの受け入れや法的拘束力のある合意の締結を説いた。BASIC諸国の反発に合いつつも、温家宝首相からアメリカがG77を説得するよう示唆され、最終的にアメリカの交渉団はオバマ大統領とBASIC諸国首脳との合意内容を途上国グループに受け入れさせることに成功したという<sup>60</sup>。

より中立的な論評を見ると、アメリカの始めた中国への「責任のなすり付け」に中国が応戦した形で議論は膠着した。アメリカは国際社会の目をアメリカによる長期資金提供の約束から反らせるために、中国が国際的な排出義務を負うことや国際的な検証を受け入れることを拒否していることに焦点を当てることで、交渉の停滞の要因を中国に押し付けようとした。ヒラリー・クリントン国務長官は記者会見にて、すべての主要国が拘束力のある協定のもと排出削減を約束し、その削減を透明性のある検証にかけるのであれば、アメリカは2020年から1,000億ドルの資金提供を行うと発表した<sup>61</sup>。アメリカ

<sup>57</sup> Lynas, Mark. "How do I know China wrecked the Copenhagen deal? I was in the room." The Guardian, December 22, 2009. <https://www.theguardian.com/environment/2009/dec/22/copenhagen-climate-change-mark-lynas>. Accessed June 18, 2021.

<sup>58</sup> "Remarks by the President during press availability in Copenhagen." The White House, December 18, 2009. <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/remarks-president-during-press-availability-copenhagen>. Accessed June 14, 2021.

<sup>59</sup> ベーダー、ジェフリー・A、前掲書、127-128頁。

<sup>60</sup> ベーダー、ジェフリー・A、同書、126-135頁。

<sup>61</sup> Corn, David. "In Copenhagen, U.S. vs. China: With a superpower standoff dominating the climate

が先進国からの資金提供と中国の国際的な検証（約束の透明性の確保）の受け入れを結びつけて中国に譲歩を迫ったのに対し、中国は「中国の気候変動への取り組みが誠実であるかどうかを他人が心配する必要はない」と応酬し、妥協する余地がないことを示した<sup>62</sup>。また、アメリカの気候変動担当特使であるトッド・スターンがアメリカによる途上国への資金提供について中国を対象としないと明言したことが、中国の反感を買い、何亜非外交部副部長はトッド・スターン特使を糾弾した<sup>63</sup>。交渉決裂が予測される中で、中国は失敗の責任を温家宝首相が追うことのないように、土壇場で不利な合意に陥らないことを最優先事項とし、譲歩しない姿勢を貫いた<sup>64</sup>。この際に中国の交渉チームは、もともとの気候変動交渉の専門チームから、温家宝首相率いる気候変動問題に関して明るくなく裁量権も持ち合わせない外交官のチームに入れ替わったことにより、具体的な内容を詰めることができなかった<sup>65</sup>。このような米中による対立は交渉の進展を妨げた一因であると言える。

### (3) 中国の視点

中国は、国内における気候変動対応を強化し、コペンハーゲン会議前には炭素強度の目標でありながらも自国における排出削減目標を宣言するなど、これまでとは異なる態度で交渉に臨んだ。中国は、このような自身の変化を積極的に評価し、世界に向けて「率先垂範」の姿勢を見せていると感じ<sup>66</sup>、コペンハーゲン会議を通して自身の国際的なイメージの改善が図られることにも期待していた<sup>67</sup>。このように自信を持って交渉に臨んだものの、アメリカがメディアを巧みに利用しながら中国を標的に非難してきたために、中国は怒りを持って応戦した。

例えば、アメリカのトッド・ストーン気候変動担当特使が中国の将来の炭素排出量はアメリカをはるかに超過することを強調したのに対し、解振華中国代表団団長は「先進国が2020年までに40%排出削減し、途上国への資金援助に同意するなら、中国も喜んで協力し、2050年までに排出量を半減させる」と述べた<sup>68</sup>。また、先進国の資金提供に関し、蘇偉中国代表団副団長は、発展途上国で分け合った場合に一人当たりで換算すれば2ドル以下であり、デンマークではコーヒー1杯分の代金にも満たないと指摘し、先

---

summit, Hillary Clinton attempts a game-changer." *The Atlantic*, December 2009.  
<https://www.theatlantic.com/magazine/archive/2009/12/in-copenhagen-us-vs-china/307809/>.  
Accessed September 15, 2021.

<sup>62</sup> *Ibid.*

<sup>63</sup> Corn, David. "A China-US Smackdown at Copenhagen?". *Mother Jones*, December 11, 2009.  
<https://www.motherjones.com/politics/2009/12/china-us-smackdown-copenhagen/>. Accessed September 15, 2021.

<sup>64</sup> Conrad, Björn. "China in Copenhagen: Reconciling the "Beijing climate revolution" and the "Copenhagen climate obstinacy". *The China Quarterly*, no. 210, 2012, pp. 444.

<sup>65</sup> Conrad, Björn. *Ibid.*, pp. 442-445.

<sup>66</sup> 潘家華「哥本哈根気候会議の争議焦点と反思」『紅旗文稿』第5期，2010年，12頁。

<sup>67</sup> Conrad, Björn. *op.cit.*, p. 442.

<sup>68</sup> 「哥本哈根 中国不高興」『時代週報』2009年12月18日，<<http://www.time-weekly.com/wap-article/6327>>（最終アクセス：2021年6月14日）。

進国による責任の徹底的な履行を求めた<sup>69</sup>。

欧米側から見ると中国代表団の態度は強硬に映ったが、中国側から見ると、アメリカや EU、そして西側メディアが中国を一方的に非難して、中国を悪者に仕立て上げようとしていると感じていた。そしてアメリカなどが中国の無責任さを強調することで、途上国間の軋轢が強まり、中国は先進国からではなく一部の途上国からも非難されるようになったため、途上国間の意見の隔たりを利用されたと認識していた<sup>70</sup>。

中国の立場は、理不尽な排出削減義務を負うことを回避するために、途上国の削減義務を規定しない枠組条約や京都議定書などの気候制度を維持することを目指している。コペンハーゲン会議においても、「共通だが差異ある責任」の原則のもと、バリ・ロードマップに基づいて 2トラックアプローチ（京都議定書の第二約束期間における先進国の中期削減目標に関する議論と気候変動枠組条約下の長期行動の議論を分けて並行して行う）が維持されることを希望していた。そのため、先進国による「共通だが差異ある責任」の原則を否定し、2トラックのアプローチを統合して、新興国にも削減義務を課し、途上国への資金提供にも参加することを求める動きを警戒していた。また、先進国が主張している長期目標である 2050 年までに世界全体で 50%削減、先進国で 80%削減という目標は、潜在的に途上国の炭素排出権を制限するものであり、受け入れることはできないと考えていた。先進国の資金提供に関しては、金額が途上国の求めるものに到底達していないことに加え、約束の実行可能性を疑問視していた。そして、アメリカが強く求める削減行動の透明性の問題については、これまでと同様に国際的な MRV の受け入れを拒否し国内における検証のみで行うことを主張していたが、この点では BASIC 諸国間でも意見の隔たりがあり、最終的には妥協し、BASIC の主張として先進国が出資した削減行動については国際的な MRV を受けることを許容するが、途上国が独自で行う削減行動については国内における検証のみで済ますことに変更していた<sup>71</sup>。このように、多くの点で主要先進国と中国の主張は相容れないため、中国が自身の主張を貫くたびに交渉の妨害者というイメージが付けられてしまうことになった。また、コペンハーゲン会議で行われた各国の首脳同士が直接具体的な合意文章について作成し直し、技術的な問題の交渉にも参加して決定を行う交渉スタイルに対応できなかった<sup>72</sup>ことも、中国の評判を下げた。

中国代表団の一員として会議に参加していた王彬彬はその著書において、中国側から見た当時の状況を以下のように説明している<sup>73</sup>。中国側の原則は、コペンハーゲン会議前に公表した国内における削減目標については議論の余地がなく、それ以上の負担を拒

---

<sup>69</sup> 同上。

<sup>70</sup> 盧思騁、王之佳「哥本哈根:気候政治的新起点」『南風窗』第 1 期, 2010 年, 17 頁;「哥本哈根 中国不高興」『時代週報』2009 年 12 月 18 日, <<http://www.time-weekly.com/wap-article/6327>> (最終アクセス: 2021 年 6 月 14 日)。

<sup>71</sup> 高小升「試論基礎四国在後哥本哈根気候談判中的立場和作用」『当代亚太』第 2 期, 2011 年, 88-107 頁; 潘家華, 前掲書, 10 頁。

<sup>72</sup> 潘家華, 前掲書, 12 頁。

<sup>73</sup> 以下の内容は王彬彬 (2018) の 71-73 頁を参照して整理した。王彬彬『中国途径: 双層博弈視角下的気候伝播与治理』社会科学文献出版社, 2018 年, 71-73 頁。

否して発展途上国としての発展の権利を死守することであった。会議終盤に差し掛かると、何の成果物も出せずに会議が終了してしまうのではないかという雰囲気会場が包まれ始めたが、その一方で中国の代表団は、温家宝首相が代表として直接交渉に臨んでいたことから、会議の成果について楽観的で、期待と自信を持っていた。最終的にコペンハーゲン合意が法的拘束力を持たない形で留意されると、英紙ガーディアンから前述の記事が掲載され、またアメリカが責任を中国に擦りつけたことにより、中国は国際社会から非難的となった。その際、温家宝首相は既に帰国済みであり、中国代表団は意思決定の空白状態に陥り、その後 48 時間もの間沈黙を貫くこととなってしまう、国際社会の誤解を解消するような有効な対外発信を即座に実施することに失敗した、という経緯があった。

コペンハーゲン会議の失敗は、一般的には法的拘束力のある協定締結に至らなかったことを意味するが、中国側にとっては、対外発信や公共外交の失敗であり、コペンハーゲン会議により中国の国際的なイメージが著しく損傷したと認識された。そして、このような外交の失敗は中国にとって予想外の結果であった。

会議終了 2 日後の 12 月 21 日には、各種中国メディアは「温家宝首相、気候変動会議でオバマ大統領との面会を 2 度拒否 オバマ大統領はしかたなく押し入るしかなかった」というタイトルで、オバマ大統領が中国に国際的な検証メカニズムのもとで排出削減を行うように執拗に求めたことに温家宝首相が反発し、オバマ大統領は温家宝首相と会談の場を持ちたいがために BASIC 諸国首脳との会談に言い訳をして乱入してきたと伝えた<sup>74</sup>。また、西側の批判に対抗するように、コペンハーゲン会議に対する中国政府が果たした役割を強調した。翌日 22 日には、新華社は専門家の意見としてコペンハーゲン会議における中国の貢献を紹介し、中国が国内の排出削減目標を事前に表明したことで交渉を促進したこと、途上国と連携し途上国の利益を確保できたこと、一部主張を譲歩して柔軟な態度を見せたこと、BASIC などの主要途上国やアメリカなどの先進国と協議を重ね、議論を仲介することで合意の破綻を回避するのに貢献したことを伝えた<sup>75</sup>。

一方で、コペンハーゲン合意についての中国政府の意見は、拘束力はないものの、これまでの気候変動制度の枠組みと「共通だが差異ある責任の原則」が維持され、先進国による排出削減と途上国による自主的な行動についての進展や、長期的な目標、資金調達、行動の透明性については重要な合意が得られた点を主に評価している<sup>76</sup>。

---

<sup>74</sup> 「温家宝気候大会二度拒見奥巴马 逼其無奈硬闖」環球網，2009 年 12 月 21 日，  
<<https://world.huanqiu.com/article/9CaKrnJmNb0>>（最終アクセス：2021 年 6 月 14 日）。

<sup>75</sup> 新華社「中国專家：“哥本哈根協議”全球氣候合作的新起點」中華人民共和國中央人民政府，2009 年 12 月 22 日，<[http://www.gov.cn/jrzg/2009-12/22/content\\_1494225.htm](http://www.gov.cn/jrzg/2009-12/22/content_1494225.htm)>（最終アクセス：2021 年 6 月 14 日）。

<sup>76</sup> 新華社「發展改革委副主任：哥本哈根會議取得兩重要成果」中華人民共和國中央人民政府，2009 年 12 月 26 日，<[http://www.gov.cn/jrzg/2009-12/26/content\\_1497339.htm](http://www.gov.cn/jrzg/2009-12/26/content_1497339.htm)>（最終アクセス：2021 年 6 月 14 日）。

### 第3節 中国のジレンマ

#### (1) 交渉のアクターと意思決定

今回のコペンハーゲン会議には、中国代表団団長に国家発展改革委員会副主任の解振華が、副団長には国家発展改革委員会気候変動対応司の司長である蘇偉が、外交部の気候変動交渉特別代表には于慶泰が就いた。そして国家発展改革委員会の他にも、外交部、財政部、科学技術部、環境部、気象局などの官僚と、10数名の気候変動関連の専門家集団、関連研究機関の職員50名ほどからなる法務チームも参加し、中国の外交史上最大規模の交渉団が派遣された<sup>77</sup>。中国代表団は高度な専門知識と豊富な外交交渉経験を持ち、比較的広範な裁量権を有していた<sup>78</sup>。そして会議終盤の3日間は温家宝首相がベテランの外交官で構成された外交政策アドバイザーチームを同行してコペンハーゲンに到着し、ハイレベル会合に望んだ<sup>79</sup>。

このように気候変動交渉には複数の関係部局と関係者が参加しており、リンダ・ヤーコブソン (Linda Jakobson) とディーン・ノックス (Dean Knox) (2010) が指摘するように、外交交渉に参加するアクターの多様化が起きていることがわかる<sup>80</sup>。特に気候変動問題をはじめとする複雑なグローバル・イシューを扱う外交交渉に対応するためには、外交部に加えて専門行政機関が外交問題に携わる必要がある。外交政策に関与するアクターが増加したことで、外交部の外交政策決定における影響力が相対的に弱まり、外交交渉における主導的地位を有するのは必ずしも外交部ではなくなっている。

中国国内において気候変動問題は、2003年に国家発展計画委員会がエネルギーと経済分野の委員会を統合して成立した国家発展改革委員会の所管となり、同年新たに国務院により承認された国家気候変動対策協調グループのグループ長には、国家発展改革委員会主任の任馬凱が就任した。2007年、同グループは気候変動事業の指導を強化する目的で国家気候変動対応指導グループに改組され、グループ長には国務院総理の温家宝が就任し、関連部局や機関の代表が所属し、事務局は国家発展改革委員会の下に設置された。2008年には、国家発展改革委員会内部に気候変動問題を専門的に担う部署である気候変動対応司が成立した。こうして気候変動対応を全面的に司るようになった国家発展改革委員会は、国内における気候変動政策だけでなく気候変動交渉においても最も影響力を持つ行政組織となった。コペンハーゲン会議でも、中国代表団団長と副団長は国家発展改革委員会の幹部であり、国家発展改革委員会が全体的な調整を担当した。

つまり、気候変動問題に関しては、国家発展改革委員会が決定権を握っているため、外交部の交渉担当者は既に決定された見解を提示するか、裁量権が限られた範囲で対応するしかなく、各国と複雑な取引を行う能力を持ち合わせていない<sup>81</sup>。リンダ・ヤーコブソンとディーン・ノックス (2010) によれば、コペンハーゲン交渉の最終段階において、国家発展改革委員会は途上国に対する削減目標の設定に従来通り反対する立場であ

<sup>77</sup> 王彬彬, 前掲書, 71-72頁。

<sup>78</sup> Conrad, Björn. *op.cit.*, pp. 443-444.

<sup>79</sup> Conrad, Björn. *Ibid.*, p. 444.

<sup>80</sup> Jakobson, Linda and D. Knox. *New Foreign Policy Actors in China*. Solna, Sweden: SIPRI, 2010.

<sup>81</sup> Conrad, Björn. *op.cit.*, pp. 443.

った一方、外交部は中国が合意の妨害者と認識されることを避けるため妥協する方針へ傾いていた<sup>82</sup>。温家宝首相も外交部の立場を支持したが、国家発展改革委員会の上級代表らの反対にあい、結局妥協が為されることはなかった<sup>83</sup>。

J. A. ベーダーの回顧録でも、オバマ大統領が BASIC 諸国会合に乗り込み、温家宝首相と話し合いを持った際にも、温家宝首相よりも中国代表団団長である解振華国家発展改革委員会副主任の方が強硬な態度で交渉に臨んでいたことが記されている。J. A. ベーダーの言葉をそのまま引用すれば、解振華国家発展改革副主任は「不満で顔を赤らめながら、議論に割り込み、先進国と途上国に同等の確約を求めたオバマは間違っていると大声で中国語でわめき散らし」、さらには「立ち上がって、さらに強い口調でわめいた」という<sup>84</sup>。それに対し、温家宝首相は落ち着いた態度で、解振華国家発展改革副主任を席に戻させ、発言内容を通訳しないように命じた。そして温家宝首相は、オバマ大統領に対し「G77にこの合意を飲ませることができるか」と尋ね、他の参加国への説得役を任せようとした<sup>85</sup>。

他方でビョルン・コンラッド (Björn Conrad) (2012) によれば、コペンハーゲン会議前半においては、中国代表団団長である解振華国家発展改革委員会副主任が率いる専門性と裁量権の高い交渉チームが合意の締結を目指していたが、会議終盤になると到着した温家宝首相率いる外交官チームが交渉の主導権を持つようになった。しかし、この外交官チームは、気候変動に関する知識が乏しいため具体的な交渉を行うことができず、また不利な条件を飲まされることを回避することが第一目標であったため、中国側に交渉カードはなく、ただ現状の立場を維持するだけに終わった<sup>86</sup>。

いずれにせよ、気候変動交渉の現場において、具体的に交渉を行うことができるのは主に国家発展改革委員会の幹部であり、他の締約国の代表団は外交部とのみ協議しただけでは中国の立場の変化や妥協を引き出すことはできないことを示唆している。また、気候変動外交政策の決定において、国家発展改革委員会の持つ影響力は非常に大きいと言える。国内において気候変動対策を推進し、CO2の排出削減目標の提示を可能にさせた国家発展改革委員会ではあるが、コペンハーゲン時点では国際的に削減目標を約束することや国際的な検証メカニズムの受け入れは時期尚早と見ていた様である<sup>87</sup>。また、合意を締結するためには、首脳間の直接交渉も必要となってくるものの、温家宝首相にも絶対的な決定権限があるわけではなく、最終的には最高指導部である政治局常務委員の合意が必要である。つまり、中国の国内システムの影響で、国際交渉の場において中国の交渉チームはポジションを大きく調整する余地がほとんどない<sup>88</sup>。このように、アクターの多様化が進みつつも、トップダウン式的意思決定システムが保たれ、国際交渉の場では国内で既に決定された事項を超えた内容に合意することや立場の変更を打ち

<sup>82</sup> Jakobson, Linda and D. Knox. *Ibid.*, pp. 8-9.

<sup>83</sup> Jakobson, Linda and D. Knox. *Ibid.*, p. 9.

<sup>84</sup> ベーダー, ジェフリー・A, 前掲書, 132 頁。

<sup>85</sup> ベーダー, ジェフリー・A, 同書, 133 頁。

<sup>86</sup> Conrad, Björn. *Op.cit.*, pp. 444-445.

<sup>87</sup> 2009年の時点では、中国社会において気候変動問題を中国の台頭を封じ込めるための先進国(アメリカ)の陰謀だと考える風潮が存在していたと言われる。

<sup>88</sup> Conrad, Björn. *Ibid.*, pp. 443.

出すことは非常に困難となっている。このような柔軟性の欠如が、交渉の妨害者としての中国のイメージを強めてしまう原因ともなっている。また、中国の気候変動外交において削減義務を回避することだけに主眼が置かれている間は、裁量の余地の範囲は問題にならなかったが、交渉内容と目的が複雑化した現在では大きな制約となりうる<sup>89</sup>。ただし、中国が気候変動の様なグローバル・イシューに対しより大きな責任を負うべきだと考える積極派は、当時の政府内において依然として少数派であったため<sup>90</sup>、コペンハーゲン会議においては中国によって更なる譲歩が提示されることはなかった。

## (2) 国際社会の期待との不一致

今回のコペンハーゲン会議が成功しなければ、2大排出国であるアメリカと中国が責任を負うことになるという危機感は両国ともに共有していた認識と言える。特にオバマ政権は、気候変動問題を重視して国内において法整備を進めていたが、国内外に実績をアピールするためにもコペンハーゲン会議を成功させる必要があると考えていた。そしてその成功には、中国の積極的な貢献と譲歩が必要であると考え、中国側との交渉を繰り返していた。一方で中国も高い経済成長率を維持して発展を続けていることから、先進国やNGOだけでなく、同じ交渉グループであると認識していた一部の発展途上国からも積極的な関与を求められるようになり、一層の圧力を感じていたと考えられる<sup>91</sup>。

そこで、責任ある姿勢を示すために、2009年9月の国連気候変動サミットにおいて胡錦濤国家主席は、国内における排出削減に努力して気候変動対応における貢献をし、将来世代のより良い未来の創造のため、各国と手を携えながら共同で努力していく準備ができていることを表明し、初めて国内のCO<sub>2</sub>の排出削減目標に言及した。しかし、同年10月には、2007年に中国がアメリカを抜いてCO<sub>2</sub>排出量で世界第一位になったことが報道され<sup>92</sup>、中国への圧力や貢献への期待はさらに高まることが予想された。そのため、中国は国際的な圧力を回避し、自国の経済的利益を守るため、コペンハーゲン会議1か月前の11月に、同じく新興国であるインド、ブラジル、南アフリカ共和国と協同し、BASICグループとしての立場で交渉に臨む準備を進めていた。またアメリカからの圧力を受けながら、胡錦濤国家主席が9月に示した排出削減目標は11月に具体的な数値目標として決定された。数値化された削減目標には、アメリカ側が満足を示し、フランスなどからも評価された。そのため、中国としては、具体的な削減目標の提示という最大限の譲歩を行ったことで、世界に真摯な姿勢を見せることに成功し、十分な役割を果たしたと認識していた。

しかしながら、実際にコペンハーゲン会議が開始されると、先進国などからさらなる譲歩と貢献を求められ、「非協力的」な交渉態度を否定され、最終的にはコペンハーゲン

<sup>89</sup> *Ibid.*

<sup>90</sup> Jakobson, Linda and D. Knox. *Op.cit.*, p. 50.

<sup>91</sup> 特に2008年の金融危機以降、途上国間の格差が拡大し、意見の軋轢が大きくなった。孫学峰、李銀株「中国与77国集团气候变化合作机制研究」『国際政治研究』第34巻第1期、2013年、88-102頁。

<sup>92</sup> 「CO<sub>2</sub>排出量、中国が世界1位 07年に米国抜く」『朝日新聞』2009年10月7日、<<http://www.asahi.com/economy/news/200910060402.html>> (最終アクセス：2021年6月15日)。

ン合意の締結を妨げた国として批判されることになってしまう。BASIC 諸国として交渉に臨んだにも関わらず、BASIC の中でも特に中国に責任追求の矛先が向いた。このコペンハーゲン会議を契機として、経済発展を遂げた中国はその自己認識以上に国際社会から大きな役割を求められており、このままの外交態度を続けていると国際的なイメージを大きく損なうという現実が認識されるにいたった。また、途上国としてのアイデンティティを持ちながらも、小島嶼国連合（AOSIS）などの途上国とは同じ交渉立場を持つことが不可能になっている現実を改めて認識した。

当時、中国国内において、国際社会においてより積極的な役割を果たしていくべきだという認識が形成されつつあった。これまでは、中国の外交政策方針は「韜光養晦、有所作為」（「韜光養晦」とは才能を隠し、実力を蓄えるという意味であり<sup>93</sup>、国際社会において低姿勢を保ち、主導権を目指すことを避けるべきだという考え）を長らく堅持していた。もともとは鄧小平の言葉であるが、江沢民国家主席らが使用することにより定着し、「韜光養晦」の方針は胡錦濤政権にも継承された<sup>94</sup>。しかしながら、胡錦濤国家主席が 2009 年 7 月の第 11 回駐外使節会議において、「世界的な金融危機の影響への対応に“積極的に”参加する」、「他の国々との実務協力を“積極的に”推進する」、「多国間外交を“積極的に”展開する」、「多国間主義を“積極的に”唱導する」と「積極的に」という言葉を 4 回も用いて発言した<sup>95</sup>ことから、「韜光養晦、有所作為」は「堅持韜光養晦、積極有所作為」（低姿勢を保ちつつも、できる事を積極的になす）に転換されたと考えられるようになった<sup>96</sup>。これは胡錦濤国家主席、またはハイレベルの指導層の考える外交方針が、今までの様な低姿勢を続けるのではなく、国際社会において何事かを積極的に成し遂げるべきという方針に変わったことを示していると理解された。少なくともこのような変化は、「国際社会における制度作りに積極的にコミットすることにより国益を守るべきである」という認識が、外交政策決定者の間に存在していることが影響していると考えられる<sup>97</sup>。

コペンハーゲン会議開催前に上記のような積極的な外交方針が言及され、気候変動外交の方針も影響を受けた可能性が高い。実際に、気候変動問題において削減目標を公表したり、新たに BASIC グループやアメリカなどと事前に交渉を重ねたりするなど、気候変動外交において大きな転換がなされたと言える。しかしながら、中国による自己認識と国際的な期待や評価の隔たりは大きく、コペンハーゲン会議により、中国が自国の利益を第一に展開する積極的な外交と、国際社会が中国に求める積極的な対応が一致し

<sup>93</sup> 浅野亮「中国の対外政策方針の変化——その決定のメカニズムとプロセス」『国際問題』第 602 号、2011 年 6 月、36 頁。

<sup>94</sup> 川島真「『韜光養晦』と『大国外交』の間——胡錦濤政権の外交政策」『国際問題』第 610 号、2012 年 4 月、40 頁。

<sup>95</sup> 「第十一次駐外使節会議召開」中華人民共和國外交部、2009 年 7 月 20 日、<[https://www.fmprc.gov.cn/web/gjhdq\\_676201/gjhdqzz\\_681964/mzblwelm\\_683310/xgxw\\_683316/t574427.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/gjhdq_676201/gjhdqzz_681964/mzblwelm_683310/xgxw_683316/t574427.shtml)>（最終アクセス：2021 年 6 月 15 日）。

<sup>96</sup> 2006 年頃から外交の積極化方針の兆候が見られており、胡錦濤国家主席により「対外関係の主導権を掌握する」ことが提起されていた。趙宏偉『中国外交論』明石書店、2019 年、185 頁。

<sup>97</sup> Jakobson, Linda and D. Knox. *Op.cit.*, p. 50.

ていないという困難が浮き彫りになったと言える。

### (3) 非国家アクターとの協働

コペンハーゲン会議は史上最大規模の国際会議となり、政府関係者だけでなく、環境 NGO などからも多数交渉に参加し、積極的な役割を果たした<sup>98</sup>。また、国際交渉に関与するだけでなく、会議報告書の公開、イベントの開催、デモ活動や化石賞の授与など、多種多様な形で交渉の行方を監視し、合意の締結を促進している。

気候変動などの地球環境問題は、その越境性・脱国境性により、一国が国内における対策を実行しただけでは解決が困難であり、グローバルな取り組みが必要である。そのグローバルな取り組みには、国際組織やグローバル市民社会などの非国家アクターの働きが重要となっている。国際協力における非国家アクターの重要性から、国際政治の重心は国家から非国家アクターにシフトしているとも考えられている<sup>99</sup>。そして、今日の政府は地球環境問題などのグローバル・イシューに対応しきれなくなっており、国際社会のガバナンスにおいて政府は必ずしも最適者とは言えなくなっているとの考え方は、「グローバル・ガバナンス」という言葉が登場してきた一つの背景である。世界政府のないアナーキーな国際社会において有効なガバナンスが行われている政策領域もあれば、政府を備えていてもガバナンスが機能不全に陥っている国家もあり、政府はガバナンスの十分条件でも必要条件でもなくなっている<sup>100</sup>。このような立場からは、ガバナンスとは政府よりも広い概念であり、合意や自発性に基づいて共通の目標へ向かうインフォーマルで非政府的なメカニズムまで含むと考えられている<sup>101</sup>。グローバル・ガバナンスの担い手として、例えばグリーンピース、世界自然保護基金（WWF）、気候行動ネットワーク（CAN）などの国際環境 NGO は、環境問題への国際的な関心を喚起しているだけでなく、気候変動会議や地球サミットなどの国際交渉の場においても積極的な活動を行っている<sup>102</sup>。

このように国際社会において、特に環境領域において、市民社会の役割は非常に大きい一方で、中国では歴史的に国内の市民社会の自発的な発展と国際 NGO の国内での自由な活動を制限してきた側面がある。国内において、このように市民社会の活動と役割が制限されていることは、政府に対し気候変動に積極的に取り組むことを求める声が小さいことを意味し、このような状況は経済的利益を追求する中国政府にとって都合の良いことであった。

<sup>98</sup> ただし、会議後半では NGO の入場が制限されるなど活動が限定的になったとの報告もある。

<sup>99</sup> O'Neill, Kate, et al. "Actors, Norms and Impact: Recent International Cooperation Theory and the Influence of the Agent-Structure Debate." *Annual Review of Political Science* 7, 2004, pp.149-175.

<sup>100</sup> Rosenau, James N., and E.O. Czempiel, eds. *Governance without Government: Order and Change in World Politics*. Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1992.

<sup>101</sup> Rosenau, James N. "Governance, Order, and Change in World Politics." in Rosenau, James N., and E.O. Czempiel, eds. *Governance without Government: Order and Change in World Politics*. Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1992, pp. 4-5.

<sup>102</sup> Princen, Thomas, and M. Finger. *Environmental NGOs in World Politics: Linking the Local and the Global*. London: Routledge, 1994.

しかしながら、国際社会から求められる中国の責任が次第に大きくなる中、市民社会との協働を模索してこなかった中国にとって不利益となる事態が起るようになってきた。気候変動会議において、非国家アクターは数が多いだけでなく、よく組織化され、国際的な世論に対しても大きな影響力を有していたため、彼らによる中国への不理解や批判は中国にとって不利益に働いていた。これまで中国政府は、国際会議における NGO などの非国家アクターの役割や重要性を正しく認識していなかったため、積極的に接触を図ってこず、彼らから発信される情報も一方的に遮断していた<sup>103</sup>。そのため、コペンハーゲン会議においても、非国家アクターと交流を行なって理解を獲得したり、協働してポジティブなメッセージを発信したりすることはせず、否定的な国際世論に対抗することに失敗したのである。また情報発信が政府のみで、市民社会から発信される中国の現状に関する情報が不足していたことは、国際社会の中国への理解を限定的にした。

コペンハーゲン会議には 3 万近くの非政府アクターが参加していたが、中国からの NGO などの代表者は約 20 人（うち香港台湾からの 4, 5 人を含む）と少人数であり、会議での貢献は限定的であった<sup>104</sup>。王彬彬（2018）は、国際 NGO の職員は仕事に対して情熱があり、専門性に長けるだけでなく、友好的な態度で中国の立場や削減行動について西側の公衆に伝達することができる点で非常に重要なアクターであり、中国と西側諸国との理解や交流を促す上で大きな役割を担う可能性があるとは指摘している<sup>105</sup>。コペンハーゲン会議以降、中国政府もこれまで重視してこなかった国際 NGO などの非国家アクターとの交流や協働、調整にも乗り出すようになったため、コペンハーゲン会議が一種の教訓となった可能性がある。

#### （4）対外発信の失敗

気候変動交渉において、中国はしばしば非難の対象となり、否定的なイメージを持たれることが多かったが、コペンハーゲン会議と西側メディアの報道により、中国の強硬な交渉の妨害者としてのイメージが一層高まってしまった<sup>106</sup>。コペンハーゲン会議において法的拘束力を持つ合意が締結されなかった責任を中国に負わせようとする国際的な議論に対し、中国側が本格的に反論したのは会議が終了してから数日経った後であった。

12 月 24 日に、新華社と人民日報の記者が共同で執筆した「青山は遮りおおせず、ひっきょう東に流れゆく——温家宝首相、コペンハーゲン気候変動会議出席の記録」という文章が公表され、温家宝首相が交渉過程においていかに誠実に中国の義務を果たし、合意締結に向けて努力していたかが説明された<sup>107</sup>。この文章によると、西側メディアの

<sup>103</sup> 王彬彬，前掲書，77 頁。

<sup>104</sup> 黎星，黄慶「從哥本哈根氣候大会看中国伝播之不足」『公共外交通訊』第 1 期，2010 年，30 頁。

<sup>105</sup> 王彬彬，前掲書，81-82 頁。

<sup>106</sup> 毛艶，甘鈞先「中国在氣候領域的公共外交及手段創新」『國際論壇』第 1 期，2012 年，43 頁。

<sup>107</sup> 田帆，韋冬澤「青山遮不住 畢竟東流去——温家宝總理出席哥本哈根氣候變化會議紀實」中華人民共和國外交部，2009 年 12 月 24 日，

報道とは異なり、温家宝首相は小島嶼国の主張する 2°C 目標に理解と支持を示し、また自主的な緩和行動の透明性を高めるための協議に真摯に向き合う用意があり、そして温家宝首相が出席しなかったと非難された非公式会合については通知が届いていなかったことが伝えられた。また会議終盤となり法的拘束力のある合意を締結できないとする見方が大方になった際に、温家宝首相は「1%の希望がある限り、100%の努力をすべきであり、軽々しくあきらめてはいけない」と述べ、最後の努力として BASIC グループとの会合を取り付け、アメリカからの会合の申し入れを受諾したという<sup>108</sup>。オバマ大統領が BASIC グループの首脳会合に突如姿を表したことについては、温家宝首相は丁寧な態度でオバマ大統領を歓迎し、その態度にオバマ大統領は感動していたと記載されている。そして合意の破綻について中国を批判する声に対しては、コペンハーゲン会議は「国際社会の共同努力により、気候変動に対処するための国際協力が正しい方向に新たな一歩を踏み出し、世界に自信と希望をもたらした」ことは確かな事実であり、中国は「最大限の誠意を示し、最善の努力を払い、重要かつ建設的な役割を果たした」と主張している<sup>109</sup>。

これ以降、中国メディアや政府関係者、学者による反論の報道や文章は増えるものの、中国の国際イメージを回復し、国際社会の世論の流れを変更するには遅すぎる対応であったと言える。

もともと、中国メディアは、主要な国際メディアと比較して世界的な世論形成能力に欠ける上、記者らも気候変動問題に明るくなく、専門性を持ち合わせていなかった。また、コペンハーゲン会議に参加した中国メディアの記者のほとんどが、初めて会議に同行する者であった<sup>110</sup>。そして国際会議において、中国メディアの役割は政府から指導された内容や提供された情報を発信することであり、自発的な情報発信を行う習慣がなかった。そのため、中国が国際メディアから批判される中、上からの指示が伝達されるまで中国メディアは沈黙し、中国がコペンハーゲン会議を「乗っ取った」という主張を事実上黙認することになってしまった<sup>111</sup>。

中国国内での、政府とメディアの関係、情報の伝達方法についての習慣が国際会議の場で通用しない、或いは悪影響をもたらしていると考えられる点は他にも存在する。中国の政府関係者は、メディアに対して閉鎖的で、場外で私的に情報を公開したり、記者と交流したりすることは非常に少ない。そのため、中国についての情報を得るには、中国政府が公式に開催する記者会見等に参加するほかないが、国際メディアの参加は制限されており、参加したところで中国政府からの一方的な情報発信を聞くだけで、自由で活発な質問のやりとりができるわけではないため、海外メディアの中国に対する不満は大きかった<sup>112</sup>。また、国内で開催する記者会見の様式をそのまま海外で使用しても、国際

---

<[http://www.chinacommercialoffice.org/web/ziliao\\_674904/zt\\_674979/ywzt\\_675099/2009zt\\_675493/gebenhavn\\_675517/t647784.shtml](http://www.chinacommercialoffice.org/web/ziliao_674904/zt_674979/ywzt_675099/2009zt_675493/gebenhavn_675517/t647784.shtml)> (最終アクセス：2021年6月16日)。

<sup>108</sup> 同上。

<sup>109</sup> 同上。

<sup>110</sup> 王彬彬，前掲書，86頁。

<sup>111</sup> 王彬彬，同書，73，88頁。

<sup>112</sup> 王彬彬，同書，75-76頁。

メディアのニーズを満たすことはできず、結果として好ましい国際世論を形成することができないのである。

コペンハーゲン会議では、国際社会、特に欧米メディアからの非難に対して中国は有効に対応できず、対外発信の面でも消極的であったことにより、中国の国際イメージは大きく損傷した。中国にとってコペンハーゲン会議は、パブリック・ディプロマシー（公共外交，PD）や国際的な世論形成の不十分さを痛感させられた出来事になった<sup>113</sup>。

---

<sup>113</sup> 黎星，黄慶，前掲書，26-32 頁。

## 第5章 パリ会議に向けての自己変革

### 第1節 2010～2012年の気候変動交渉

#### (1) 天津会議：はじめての気候変動に関する国際会議を開催

コペンハーゲン会議から約1年後の2010年10月、中国は気候変動枠組条約下の国際会議を主催するという中国の気候変動外交史上初めての試みを実現した。2010年10月4日から9日まで、中国の天津市で同年11月にメキシコ・カンクンで開催される気候変動会議に向けた最終調整の会議として、「長期的協力の行動のための特別作業部会」第12回会合（条約 AWG12）及び「京都議定書の下での先進国の更なる約束に関する特別作業部会」第14回会合（議定書 AWG14）が行われた。条約及び議定書の締約国、オブザーバー国、国連の関連機関、政府機関、NGO、メディアなどの代表者約3,000人が天津市に集結した。この会合は、中国が初めて主催するUNFCCCの国際会議であり、中国が気候変動問題に一層コミットする姿勢を内外に示す目的があり、国際的な枠組みを形成する上での発言力を高めたい意欲、そしてコペンハーゲン会議で失墜した国際イメージを回復したい意向が感じられるものであった。

本会合は中国にとって格好の外交的機会であったが、交渉自体はかねてからの意見の対立構造に変化はなく、膠着状態が続いたため大きな進展はなかった。開催国中国の基本的立場もこれまでと同様に、「共通だが差異ある責任」の原則が堅持されること、途上国に排出削減義務を課さない気候変動枠組条約及び京都議定書のもとでの交渉が継続され、バリ・ロードマップに基づいて法的拘束力のある国際合意を締結することであった。そして、先進国に対し温室効果ガス排出量の大幅な削減を率先して行い、途上国に資金や技術を提供するという歴史的責任を果たすことを強く求めた。

会議中、国家発展改革委員会副主任の解振華は、「途上国の炭素排出量がピークに達する時期は、先進国による資金や技術の提供に依存しており、先進国からの資金や技術の提供が多ければ多いほど、ピークが早く訪れる」と述べるとともに、一部の先進国は自国で実行できていない行動を途上国に強要していると批判した<sup>1</sup>。また、中国が国内で行なっている気候変動対策についてもアピールを行い、例えば中国科学技術部は「中国2010年発展中のクリーンエネルギー科学技術」という報告書を提出し、太陽光発電や風力発電などのクリーン技術分野における現状や目標に関し紹介を行った。中でも、中国政府は新エネルギー自動車を戦略的新興産業の1つとして設定しており、2010年末までに、「10都市、1,000台」試験プロジェクトによって2万台以上の国産新エネルギー自動車は公共交通機関に投入され、一般市場で15万台以上の販売を促進し、2015年には新エネルギー自動車の保有台数が100万台以上になり、2020年には新エネルギー自動車の市場規模を1,000万台レベルに到達させる予定であることが紹介された<sup>2</sup>。

今回の気候変動会議を主催した目的について、中国気候変動交渉特別代表の黄恵康は、

<sup>1</sup> 「联合国气候变化谈判天津会议激烈交锋：解振華精彩解读引世界关注」『中国経済導報』2010年10月9日、C01版。

<sup>2</sup> 新華社「今年底我国将在公共交通领域应用2万辆新能源汽车」中華人民共和国中央人民政府、<[http://www.gov.cn/jrzg///2010-10/04/content\\_1715688.htm](http://www.gov.cn/jrzg///2010-10/04/content_1715688.htm)>（最終アクセス：2021年6月28日）。

中国政府の気候変動問題を重視する姿勢を示すことや気候変動枠組条約と京都議定書の2つの特別作業部会に基づく交渉（2トラックアプローチ）を促進することがあるとし、気候変動交渉の主導権を握ろうとしているわけではなく、交渉の場所を提供しているだけで交渉の結果について責任を感じる必要もないと語った<sup>3</sup>。そして中国メディアは、中国が交渉を阻害する要因であるとの批判や、アメリカやEUなどが中国に国際的なMRV（測定・報告・検証）の受け入れを強要していることに対抗して、アメリカが気候変動交渉を真に阻害している参加国であると報じたり<sup>4</sup>、アメリカやEUの交渉態度を批判したりした<sup>5</sup>。

## (2) カンクン会議（COP16）

天津会議で進展が得られないまま、2010年11月29日から12月10日まで第16回締約国会議（COP16）及び京都議定書第6回締約国会合（CMP6）等がメキシコのカンクンにおいて開催された。中国は、コペンハーゲン会議と同様に、インド、ブラジル、南アフリカのBASICグループと共同歩調を取る戦略で交渉に望んだ。ただし、BASICの共同会見において、解振華国家発展改革委員会副主任は、「我々4ヶ国はみな発展途上国であり、77ヶ国グループの一部でもある。過去と現在、それに将来も77ヶ国グループと同じ立場を取り、途上国の権利を守っていく<sup>6</sup>」と述べ、BASICがG77+中国の一部であり、途上国としての立場と途上国全体の利益を重視していることを示した。実際、中国代表団はG77+中国としての立場表明も継続しており、G77+中国として「気候変動緩和関連の教育・育成・認知度の問題」に関する提案を行い、COP16初の合意として採用された<sup>7</sup>。また、中国はBASICグループとして共通の意見を提示し、交渉を優位に運びたいと考える一方、BASICグループ内で共通の立場を形成する際の困難も経験していた。今回の会議では、中国はこれまでと同様に国際的なMRVを拒否する方針であったが、インドが「『京都議定書』の延長をめぐる合意、途上国への資金供与の前倒し、技術移転に関する基本的な合意<sup>8</sup>」という3つの条件を提示して一定の歩み寄りを見せ、潘基文国連事務総長の後押しもあったことにより、最終的に途上国のMRVについても具体的な決定がなされた<sup>9</sup>。

<sup>3</sup> 「専訪中国気候変化談判特別代表黄恵康：承弁天津会議并非主導気候談判」『第一財經日報』2010年9月8日、第C01版。

<sup>4</sup> 「解説联合国気候変化談判天津会議：誰在“阻碍”気候談判？」『第一財經日報』2010年10月11日、第A06版。

<sup>5</sup> 「硬骨頭留給了坎昆」『南方週末』2010年10月14日、第C15版。

<sup>6</sup> 「中国など4カ国、『公正かつ前向きな成果を期待』」人民網、2010年12月8日、<<http://j.people.com.cn/94474/7224517.html>>（最終アクセス：2021年7月3日）。

<sup>7</sup> 「中国、COP16に貢献」人民網、2010年12月13日、<<http://j.people.com.cn/94474/7229488.html>>（最終アクセス：2021年7月3日）。

<sup>8</sup> 「中国など4カ国、『公正かつ前向きな成果を期待』」人民網、2010年12月8日、<<http://j.people.com.cn/94474/7224517.html>>（最終アクセス：2021年7月3日）。

<sup>9</sup> 気候ネットワーク「COP16/CMP6（カンクン会議）の結果について」気候ネットワーク、2010年12月、<[http://www.kiconet.org/theme/archive/kokusai/COP16/COP16\\_CMP6result.pdf](http://www.kiconet.org/theme/archive/kokusai/COP16/COP16_CMP6result.pdf)>（最終アクセス：2021年7月3日）。

交渉は難航したが、インドの提案や、コペンハーゲン会議の反省を生かして開催国メキシコのパトリシア・エスピノーサ議長が交渉の透明性を確保しながらリーダーシップを発揮したことなどにより、最終的にカンクン合意が成立し、成果を出すことに成功した<sup>10</sup>。カンクン合意では、コペンハーゲン合意に基づき提出された各国の排出削減目標等を国連の文書としてまとめたものを留意した。途上国が任意に提出した削減（緩和）行動のリストについても留意されたことや、途上国のMRVや国際的な協議及び分析(IC)についても具体的に規定された<sup>11</sup>ことは、途上国を含むすべての参加国が参加する次期枠組みの形成に向けて一步前進したことを意味したが、中国にとっては先進国グループの望むレジームのあり方の形成を阻止できず、妥協を図ったことを意味した。そして、気温上昇を2°C以内に抑えるために、2050年までの世界規模の大幅な排出削減及び早期ピークアウトを共有のビジョンとすることが合意された。資金面では「緑の気候基金（GCF）」の創設が決定され、中国などの途上国が希望していた2012年までの短期資金300億ドル、2020年までに年間1000億ドルの途上国支援も文書に書き込まれた。

中国代表団は、今回のカンクン合意について、不十分な点があるものの締約国の見解を公平に反映していると述べ、またこの交渉でバリ・ロードマップと「共通だが差異ある責任」の原則が堅持されたことに満足の意を表したが<sup>12</sup>、実際には中国の主張するバリ・ロードマップに基づく2トラックアプローチはまた一步一本化される方向に動き、先進国と途上国の責任の差異も狭まっていく結果となった。

### (3) ダーバン会議（COP17）

2009年のコペンハーゲン会議を前に、中国政府は国内におけるCO<sub>2</sub>の排出削減行動等を公表し、五カ年計画において拘束性のある目標として組み入れることを約束したが、実際に2011年3月14日に第11期全国人民代表大会第4回会議において可決された「国民経済と発展第12次五カ年計画（2011～2015年）」（以下、「十二五」計画）には排

---

<sup>10</sup> コンストラクティヴィズムの視点から国際規範の役割に着目した研究によると、気候変動レジームを構築するのにあたり「国内削減」規範と「責任差異化」規範を重視するEUと、「国際効率性」規範と「責任共有」規範を主張するアメリカの間で、それぞれ片方の規範において譲歩することにより、「国内削減」規範と「責任共有」規範に基づくレジームの成立が可能となったとしている。削減方法の効率性において、自国内の削減に努める「国内削減」規範と最も費用対効果の高い場所で削減を行う「国際効率性」規範の対立があり、削減負担の公平性については、先進国が主たる責任を負うべきとする「責任差異化」規範と先進国と途上国を区別しない「責任共有」規範の対立があるとしている。そしてポスト京都交渉において、気候変動レジームは従来の「国内削減」規範と「責任差異化」規範に基づくものから、「国内削減」規範と「責任共有」規範に基づくものに移行しているとしている。山田高敬／逸見勉「地球環境——『ポスト京都』の交渉における国際規範の役割」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣、2013年、125-145頁。

<sup>11</sup> 具体的には、途上国は国際的な支援を受けた削減行動に関しては国際的なMRVを行い、そうでないものについては国内でのMRVを経てICを実施することになった。

<sup>12</sup> “Summary report, 29 November – 11 December 2010.” ISDD Earth Negotiations Bulletin. <https://enb.iisd.org/events/cancun-climate-change-conference-november-2010/summary-report-29-november-11-december-2010#analysis-heading>. Accessed July 3, 2021.

出削減目標が国家目標に初めて加えられた。

「十二五」計画では、以前よりも環境関連の政策が充実し、環境保護目標がより具体的になるなど、環境保護政策が格上げされた。具体的には、資源環境分野において7項目の目標が提示され、その中には拘束性のある目標として「2015年までにGDPあたりのCO<sub>2</sub>排出量を2010年比で17%削減」が含まれた。他にも、GDPあたりのエネルギー消費量を2010年と比較して16%減少させること、一次エネルギー消費量に占める非化石エネルギーの割合を11.4%にすること、森林面積を1,250万ha増加させること、森林被覆率を21.66%まで増加させ、森林ストックを6億m<sup>3</sup>増加させることが決定された。

また、「十二五」計画の第6編「グリーン発展 資源節約型、環境友好型社会の建設」の第21章は「地球規模の気候変動に積極的に対応する」という章名の下、気候変動問題に対する政策の紹介に充てられている。この章では、気候変動の緩和と適応を共に重視することを堅持し、技術の進歩の作用を十分に発揮し、制度的メカニズムと政策体系を改善し、気候変動への対応能力を高めることとし、①温室効果ガスの排出抑制、②気候変動対応能力の増強、③国際協力の広範な展開の3項目に関し規定している<sup>13</sup>。このように、CO<sub>2</sub>排出削減に関して拘束性のある数値目標が加えられたことや気候変動関連の記述が増加したことは、中国政府が気候変動問題に本格的に向き合い始め、地方においても気候変動政策の目標が振り分けられ、実施されていくことを意味した。そして、五カ年計画の目標を実現するために、「“十二五”省エネ・排出削減総合作業計画」や「“十二五”温室効果ガス排出抑制のための作業計画」などのより具体的な方策も後に成立した。

国際的には、2013年以降の時期枠組みに関する議論が進展せず、COP17において何らかの進展が為されなければ、京都議定書の第一約束期間と第二約束期間の間に空白が生じてしまうことが懸念されていた。COP17までに3回の準備会合を重ねたものの、各国、各グループの溝は埋まらず、更に第二約束期間には既に日本とロシア、カナダ<sup>14</sup>が不参加の方針を表明していたことで、次期枠組みに関する議論はさらに膠着状態が続いていた。

同年11月28日から12月11日まで南アフリカ共和国のダーバンにおいて開催された第17回締約国会議（COP17）及び京都議定書第7回締約国会合（CMP7）等では、会議初日、中国はBASICの立場として発言を行い、第二約束期間の確定を本会議の最優先事項にすべきと主張した<sup>15</sup>。また12月3日、BASICは「持続可能な開発への公平なアクセス（Equitable Access to Sustainable Development）」と題する技術報告書を共同で発表した。報告書では、途上国が公平な炭素予算（カーボン・バジェット）を獲得し、気候変動緩和の効果を公平に享受できるようにすることを訴えると共に、先進国は逃れられ

<sup>13</sup> 「国民経済と社会発展第十二個五年規劃綱要（全文）」中華人民共和國中央人民政府、[http://www.gov.cn/2011lh/content\\_1825838.htm](http://www.gov.cn/2011lh/content_1825838.htm)（最終アクセス：2013年1月10日）。

<sup>14</sup> COP17閉会直後、カナダは議定書からの離脱を表明する。

<sup>15</sup> “Report of main proceedings for 28 November 2011: Durban Climate Change Conference - November 2011.” IISD Earth Negotiations Bulletin. <http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12524e.pdf>. Accessed July 3, 2021.

ない歴史的責任を有しており、一層の排出削減と途上国への資金援助を約束する必要があると指摘した<sup>16</sup>。

一方、交渉が難航する中、中国が2020年以降の法的拘束力のある枠組みへの参加について言及したことで、行き詰った交渉に「一筋の希望の光」を照らしたかのように捉えられた<sup>17</sup>。具体的には、12月5日に中国代表団が開催した記者会見において、解振華中国代表団団長が2020年以降の法的拘束力のある気候変動枠組みに参加するための5つの条件を提示したのである。その5つの条件とは、第一に、京都議定書が維持され、第二約束期間が設定されること。第二に、先進国は「ファストスタート資金」として300億ドル、2020年までの長期資金として年間1,000億ドルを提供し、「グリーン気候基金」を立ち上げ、監視・実施メカニズムを確立すること。第三に、適応、技術移転、森林、透明性、キャパシティビルディングに関するコンセンサスが実行され、それに対応するメカニズムが構築されること。第四に、各国のコミットメントとその実施状況の評価を加速し、2015年までに科学的評価を完了すること。第五に、「共通だが差異ある責任」、公平性、各自の能力の原則が堅持されることであった。実際にはこのような条件がすべて満たされる可能性は低いと考えられ、中国が法的枠組みに参加する意志を示したと単純には言い切れないものであったが、締約国の間では高い関心を呼び、中国が枠組みに参加する用意があると楽観的に受け止められることもあった。しかし、その後の交渉において中国は先進国批判を繰り返すなど、交渉態度の軟化とは見られない態度も取っていた。

翌日6日にはBASICが共同で記者会見を行い、資金問題について「先進国は300億ドルの短期資金と2020年までの毎年1000億ドルの長期資金の約束を果たし、グリーン気候基金(GCF)を早急に設立し、監督・執行メカニズムを構築しなければならない<sup>18</sup>」と表明し、中国の提示した2番目の参加条件と同内容の発言を行った。更に解振華中国代表団団長は、中国参加の5条件を重ねて表明し、また、BASICグループは緊密に連携して、世界各国と協力して最善を尽くし、気候変動の影響に共同で対処していきたいと述べた<sup>19</sup>。このように、COP17では中国のBASICとしての立場とBASICグループの結束が強調された。

会議は2日間延長されるほど難航したが、次期枠組みの法的文書を作成するための新しいプロセスである「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)」を立ち上げ、可能な限り早く、遅くとも2015年中に作業を終えて、合意成

---

<sup>16</sup> 新華網「“基礎四国”專家為公平獲取可持續發展提出可行方案」環球網，2011年12月4日，<[http://jp.xinhuanet.com/2011-12/05/c\\_131288019.htm](http://jp.xinhuanet.com/2011-12/05/c_131288019.htm)>（最終アクセス：2021年7月3日）。

<sup>17</sup> “China Emerges as Rock Star at Durban Climate Summit.” *The Globe and Mail*, December 5, 2011. <http://www.theglobeandmail.com/news/world/china-emerges-as-rock-star-at-durban-climate-summit/article4180299/>. Accessed July 3, 2021.

<sup>18</sup> 『BASIC』4カ国，COP17に合意の実行を期待」人民網，2011年12月7日，<<http://j.people.com.cn/94474/7668433.html>>（最終アクセス：2021年7月4日）。

<sup>19</sup> 中華人民共和國國家發展和改革委員會「中国代表団団長，国家發展改革委副主任解振華出席“基礎四国”部長新聞发布会」中国気候信息网，<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=28377&TId=61>>（最終アクセス：2021年7月4日）。

果を 2020 年から発効させ実施に移すことが合意されて閉幕した。他にも、京都議定書の第二約束期間の設立、グリーン気候基金の本格運営、カンクン合意の実施のための更なる合意がダーバン・パッケージとして合意された。ダーバン・プラットフォームではすべての締約国に適用される次期枠組みの成立を目指した交渉が行われることとなり、2トラックアプローチの維持を主張していた中国は、今後の戦略の修正を余儀無くされることとなった。

#### (4) ドーハ会議 (COP18)

2012 年 11 月に開催された中国共産党第 18 回全国代表大会では、胡錦濤総書記の報告の中で、「科学的発展観」を共産党の重要な行動指針とするとともに、新たに「生態（エコ）文明の建設」も中国の特色ある社会主義建設の重要な柱として設定され、経済建設、政治建設、文化建設、社会建設に加えて生態文明の建設も「五位一体」として目指されることになった<sup>20</sup>。本党大会にて中国による環境保護や資源問題への重視姿勢が一層鮮明になる中、こうした路線は、会議中に新たに中国共産党中央総書記に選出された習近平や指導部にも受け継がれることになる。

2012 年 11 月 26 日から 12 月 8 日までカタールのドーハにおいて行われた第 18 回締約国会議 (COP18) 及び京都議定書第 8 回締約国会合 (CMP8) 等では、京都議定書の第一約束期間に終わりを告げ、第二約束期間を立ち上げることが目指された。中国は BASIC の立場で、京都議定書は国際気候レジームの重要な構成要素であり、ドーハ会議において法的拘束力のある十分批准可能な第二約束期間を達成すべきとし、京都議定書の締約国ではない先進国又は第二約束期間に参加する意志のない先進締約国は CDM へのアクセスを持つべきではないと述べた<sup>21</sup>。また、資金源の規模拡大に向けたロードマップの採択を支持するなど、BASIC として発言する機会が目立った。BASIC グループが会議中に共同で開催した 2 回目の記者会見では、BASIC の交渉立場のボトムライン（京都議定書の第二約束期間に法的拘束力を持たせることや、2013 年から 2015 年までの中期的な資金問題の解決、「共通だが差異ある責任」や各自の能力の原則を堅持することなど）が表明された<sup>22</sup>が、こうした主張は中国政府の主張と完全に一致するものであった。

ドーハ会議では最終的に、①新たな国際枠組みの構築等に向けた ADP の作業に関する決定、②京都議定書改正とそれに伴う AWG-KP の終了、③条約の下での長期的協力に関する決定とそれに伴う AWG-LCA の終了、④資金に関する決定及び⑤気候変動に

<sup>20</sup> 胡錦濤「堅定不移沿着中国特色社会主義道路前進 為全面建成小康社会而奮闘——胡錦濤同志代表第十七届中央委員会向大会作的報告摘登」中国人民代表大会、  
<[http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zggcddsbcqgdbdh/2012-11/09/content\\_1742519.htm](http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zggcddsbcqgdbdh/2012-11/09/content_1742519.htm)>（最終アクセス：2021 年 7 月 3 日）。

<sup>21</sup> “Report of main proceedings for 26 November 2012.” IISD Earth Negotiations Bulletin.  
<https://enb.iisd.org/events/doha-climate-change-conference-november-2012/report-main-proceedings-26-november-2012>. Accessed July 3, 2021.

<sup>22</sup> 中国新聞網「多哈談判衝刺 “基礎四国”亮出三大底牌」中国気候変化信息网、2012 年 12 月 7 日、<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=27658&TId=58>>（最終アクセス：2021 年 7 月 5 日）。

よる損失と被害（ロス&ダメージ）に関する COP 決定という 5 つの大きな成果を「ドーハ気候ゲートウェイ」として採択した。こうして第一約束期間と第二約束期間の間に空白が生じる事態は回避され、京都議定書の延長が決定されたものの、2020 年以降の枠組みに関して多くの問題が先送りされた。議定書の第二約束期間は 2013 年 1 月 1 日から 2020 年末までとされ、EU27 か国と、オーストラリア、ノルウェー、スイスなどの 10 か国が参加することとなった。

## 第 2 節 習近平政権下の気候変動交渉（2013～2015 年）

### (1) ワルシャワ会議（COP19）

2013 年 3 月から本格始動した習近平政権では、胡錦濤政権よりも領海問題などの面で強硬化したと考えられる一方で、気候変動領域においては国連プロセスを重視し、責任のある大国として平和的かつ模範的な中国像を示す努力が行われた。外交方針に関しては、胡錦濤政権では「韜光養晦」方針の修正が行われたと言及したが、習近平政権ではさらに積極的な態度変容を見せ、「韜光養晦」への言及を止め「奮発有為」（奮起して事をなす）という「攻め」の外交方針が採用された<sup>23</sup>。一方で、ウィンウィンな協力に基づく新型国際関係の構築や責任ある大国として途上国支援にも配慮する「正確義利観」の提起、グローバル・ガバナンス体系の改善といった言説もなされ<sup>24</sup>、こうした外交方針は気候変動領域とも関連性が高いものであった。

中国国内においては、国民の環境問題への意識の高まりとともに、気候変動対応及び気候変動交渉への関心が促され、気候変動問題の政治的重要性は一層上昇していく。2013 年 3 月に国務院総理に李克強が就任したことにより、同年 7 月に国家気候変動対応指導グループは李克強首相をグループ長とし、構成と人員の調整が行われた。また、深刻な大気汚染に対応するため、同年 9 月に「大気汚染防止行動計画」が公布され、粒子状物質濃度低減の目標が提示されるとともに、エネルギー構造改革の加速とクリーンエネルギー供給の拡大についても規定された<sup>25</sup>。このような大気汚染対策の実施が強化されることにより、結果として気候変動対策の実施が進展した。

同年 11 月 11 日から 23 日までは、気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）及び京都議定書第 9 回締約国会合（COP/MOP9）がポーランドのワルシャワで開催された。今回の気候変動交渉に参加する中国代表団のメンバーについては、政権移行と行政改革等により世代交代が始まっていたものの、基本的な交渉立場の内容には大きな変更はなかった。しかし、中国は新たにインドなどの近い交渉立場（特に先進国と途上国の区別

<sup>23</sup> 趙宏偉『中国外交論』明石書店、2019 年、185 頁。趙宏偉は「奮発有為」を「奮って行えよ」と訳している。

<sup>24</sup> 胡錦濤政権と習近平政権の外交の連続性と非連続性については以下を参照。川島真「第 3 章 習近平政権下の外交・政界秩序観と援助——胡錦濤政権期との比較を踏まえて」川島真等編『中国の外交戦略と世界秩序——理念・政策・現地の視線』昭和堂、2021 年、53-77 頁。

<sup>25</sup> 国務院弁公庁「国務院關於印發大気汚染防治行動計劃的通知（国発〔2013〕37 号）」中華人民共和国人民政府、2013 年 9 月 12 日、<[http://www.gov.cn/zwggk/2013-09/12/content\\_2486773.htm](http://www.gov.cn/zwggk/2013-09/12/content_2486773.htm)>（最終アクセス：2021 年 7 月 5 日）。

を主張)を持つ途上国とともに同志途上国 (Like-minded Developing Countries, LMDC)<sup>26</sup>という交渉グループを形成して主張を展開し、先進国の削減目標の低さを批判し、途上国については削減目標の国連への提示時期を明示する必要はない旨の主張を行うなどした。これにより、LMDCは他の途上国グループである後発開発途上国 (LDC) や独立中南米カリビアン諸国連合 (AILAC)、小島嶼国連合 (AOSIS) の提案や主張に反対するなどし、これまでの先進国対途上国という対立構造に加えて、途上国グループ間の意見の対立がより鮮明化した。先進国に対する厳しい姿勢を見せる一方で、中国国内で行なっている気候変動対応に関連する行動は積極的にアピールされた。例えば、会議中の18日には、中国が主催するサイドイベントで中国初の気候変動への「適応」に特化した戦略計画である「国家気候変動適応戦略」<sup>27</sup>を公表するなどした。

最終的に、ワルシャワ会議では、2020年以降の新たな枠組みに関連して、すべての国に対し自主的に決定する約束草案 (INDC) を COP21 に先立って示すための国内準備を進めることを要請すること、その際に提供する情報を COP20 で特定することが決定されるなどの進展があった。

## (2) リマ会議 (COP20)

2014年は、中国政府が国内において気候変動への対応をさらに重視する政策を打ち出した年でもあり、国際的には翌年の2015年のパリ会議 (COP21) においてすべての国を対象とする新しい国際枠組みを成立させる準備として非常に重要な年であった。

まず中国国内では、2014年5月に、国務院が「2014-2015年省エネ・排出削減・低炭素発展の行動計画」を発表し、8つの分野で省エネ、排出削減、炭素削減を推進するための30の具体的な施策が明記され、2014年と2015年の具体的な関連目標が設定された。その目標とは、単位GDPあたりのエネルギー消費量を3.9%、化学的酸素要求量を2%、二酸化硫黄排出量を2%、アンモニア性窒素排出量を2%、窒素酸化物排出量5%以上減少させ、GDPあたりのCO<sub>2</sub>排出量を2014年に4%、2015年に3.5%以上減少させることであり、省別の目標も提示された<sup>28</sup>。

また同年6月には、国務院弁公庁が「エネルギー発展戦略行動計画 (2014-2020年)」を発表し、グリーンかつ低炭素型の発展を目指してエネルギー構造の調整に努め、2020年までに一次エネルギー消費に占める非化石エネルギーの割合を15%、天然ガスの割合を10%以上、石炭消費の割合を62%以下に抑制することなどが目標として設定された<sup>29</sup>。

<sup>26</sup> 中国とインドを中心としたアジア、アフリカ、中南米の30近くの途上国 (メンバーに流動性があるため参加国数は一定ではない) のグループで、特に途上国と先進国の区別を主張する。

<sup>27</sup> 気候変動が中国に与える現在及び将来の影響を分析及び評価した上で、国家発展改革委員会、財政部、農業部などの9つの部門が2年をかけて編集したもの。

<sup>28</sup> 国務院弁公庁「国務院弁公庁關於印發2014-2015年節能減排低炭發展行動方案的通知 (国弁發〔2014〕23号)」中華人民共和國中央人民政府，2014年5月15日、<[http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-05/26/content\\_8824.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-05/26/content_8824.htm)> (最終アクセス：2021年7月5日)。

<sup>29</sup> 国務院弁公庁「国務院弁公庁關於印發能源發展戰略行動計劃 (2014-2020年) 的通知

同年9月には、国家発展改革委員会から「気候変動対応国家計画（2014-2020）」が発表され、2020年までの中国の気候変動対策の指導理念、主な目的、全体計画、重要課題、政策の方向性について示された<sup>30</sup>。本計画では、気候変動への積極的な対応は主要な国家戦略であり、生態文明建設のための重要な措置であることが明記された。

同年9月23日、アメリカのニューヨーク国連本部で気候サミットが開催され、翌年のパリ会議（COP21）で新たな枠組みに合意する政治的機運を高めるべく、潘基文国連事務総長のイニシアチブにより約180の国・地域から首脳及び閣僚、そして地方自治体や経済界、市民社会の代表者等が参加した。また現地では参加者約40万人という過去最大規模のデモ行進が行われ、市民社会が気候変動対策とサミットの進展を求めた<sup>31</sup>。サミットには中国からは習近平国家主席の特使で張高麗國務院副首相が出席してスピーチを行い、「中国は責任ある国として、自国の国情、発展段階、実際の能力に見合った国際的な義務を率先して引き受ける」と述べ、できるだけ早くCO2排出がピークアウトするよう努力し、気候変動対応の南南協力のために600万米ドルの資金を提供することを宣言した<sup>32</sup>。

そして同年11月に、中国はアメリカと共同声明を発表し、それぞれの2020年以降の行動目標を宣言した<sup>33</sup>。中国は、炭素排出量が2030年頃にピークに達する見込みであることと、一次エネルギーに占める非化石エネルギーの割合を2030年までに20%に引き上げることを初めて正式に提案した。対してアメリカは、2020年までに炭素排出量を2005年比で17%削減するという従来の公約を改め、2025年までに温室効果ガスの全体的な排出量を2005年比で26~28%削減することを表明した。こうした削減行動への言及は米中両国にとってこれまでよりも踏み込んだ内容のものであった。EUが同年10月に2030年までに1990年比で温室効果ガスの排出量を40%削減することで合意したのにつき、米中が協力して新たな枠組みの形成を促進していく政治的意思が示された点で大きな意義を持つものであった。

同年12月1日から14日まで、ペルーのリマにおいて、国連気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）及び京都議定書第10回締約国会合（CMP10）等が開催された。中国の基本的な交渉立場は、①枠組条約、「共通だが差異ある責任」の原則、公平性の原則、各自の能力の原則を堅持し、条約の包括的、効果的、持続的な実施を強化する、

---

（国弁発〔2014〕31号）中華人民共和国中央人民政府，2014年6月7日，<[http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/19/content\\_9222.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/19/content_9222.htm)>（最終アクセス：2021年7月5日）。

<sup>30</sup> 中華人民共和国發展和改革委員会「国家發展改革委關於印發国家対応気候変化規劃（2014-2020年）的通知（發改氣候[2014]2347号）」，2014年9月19日，<<https://zfxgk.ndrc.gov.cn/web/iteminfo.jsp?id=298>>（最終アクセス：2021年7月5日）。

<sup>31</sup> 『『温暖化対策を』40万人デモ NY、過去最大規模』日本經濟新聞，2014年9月22日，<[https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM2200M\\_S4A920C1EAF000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM2200M_S4A920C1EAF000/)>（最終アクセス：2021年7月5日）。

<sup>32</sup> 「張高麗出席聯合國氣候峰會並發表講話」人民網，2014年9月25日，<<http://cpc.people.com.cn/n/2014/0925/c64094-25729644.html>>（最終アクセス：2021年7月5日）。

<sup>33</sup> 中国日報「中美發布対応気候変化聯合声明(全文)」中華人民共和国中央人民政府，2014年11月24日，<<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/33978/35364/xgzc35370/Document/1514526/1514526.htm>>（最終アクセス：2021年7月5日）。

②成立したコンセンサスと約束した行動を実行し、先進国は排出削減努力を効果的にを行い、途上国への資金援助や技術移転の義務を果たすこと、③目標とする行動を強化し、気候変動に積極的に対処するための強力な手段を講じることであった<sup>34</sup>。そして BASIC や LMDC などと引き続き協議を続け、途上国の利益を積極的に確保することを目指した。中国代表団団長である解振華国家発展改革委員会副主任は、中国を代表してステートメントを発表し、先進国に早急に 2020 年以降の削減目標を提出し、資金提供や技術移転の面で貢献することで気候リーダーシップを発揮するように求めた。また、11 月の米中共同声明で公表したようにピークアウトに向けて努力することや、南南協力のために資金提供を行うことを示し、発展途上国として中国の目標は、国内での持続可能な開発の促進と国際的な義務の遂行という点で十分に強力なものであることを強調した<sup>35</sup>。

また、中国は本会議以外にも「中国角」（「中国パビリオン」の意、直訳では「中国コーナー」）で展開するイベントにも力を入れ数多くのテーマでイベントを開催した。例えば、科学技術部、中国気象局、中国科学院、中国工程院等が 3 年の歳月をかけて共同で作成した「第 3 次気候変動国家評価報告」を発表し、過去 100 年のデータから中国の気温、降水量、海面水位が気候変動の影響を大きく受けていることを示した。こうしたイベントは概ね好評で、毎回数多くの参加者や記者らが訪れた。中国代表団自身も国際社会の中国への注目度や影響力の向上を実感しており、人民日報によれば、解振華団長は「気候変動の分野における中国の発言力はますます高まり、様々な国や団体が中国の考えに耳を傾けようとしており、中国の態度が最終的な結果にも影響を与え、中国のソフトパワーが高まっていることを反映している」と発言している<sup>36</sup>。

会議は最終的に「気候行動のためのリマ声明」を採択し、2015 年のパリ会議（COP21）に十分先立って（準備のできる国は 2015 年 3 月末までに）提出する約束草案（INDC）について示すべき情報（事前情報）等を定める決定がなされた。また、途上国への資金供与を行う緑の気候基金に関して、初期拠出額が 100 億米ドルを超えたことを歓迎することなどについても合意された。このようにいくつかの点において最低限の合意が得られたが、先進国や途上国の立場に関わらずそれぞれの国の主張が入り乱れる困難な交渉であり、多くの論点がパリ会議（COP21）に先送りされた。

### (3) パリ会議（COP21）

2013 年頃から深刻な大気汚染が中国の市民から環境問題として強く認識されるようになり、中国政府が本格的な対応に乗り出して以降、「環境保護」は中国社会のホットワードになった。2014 年 11 月に北京で開催された APEC 会議期間中は、中国政府の強

<sup>34</sup> 中華人民共和国国家発展改革委員会「中国対応気候変動的政策与行動 2014 年度報告」2014 年 11 月、46 頁。

<sup>35</sup> 中華人民共和国国家発展改革委員会「解振華在聯合國氣候變化利馬會議高級別會議上作国別發言」中国氣候變化信息网，2014 年 12 月 11 日，<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=49997&Tid=180>>（最終アクセス：2021 年 7 月 3 日）。

<sup>36</sup> 「中国在氣候變化領域話語權越来越大」（第一現場）—— 在聯合國氣候大會現場感受中国影響力」人民網，2014 年 12 月 12 日，<<http://world.people.com.cn/n/2014/1212/c1002-26193083.html>>（最終アクセス：2020 年 7 月 3 日）。

制的な対策により一時的に空気の質が改善したことから、「APEC ブルー」という言葉が流行した。そして2015年1月には、史上最も厳しいと言われる環境保護法が正式に施行され、同年3月に開催された全国两会（全人代・全国政協）でも環境保護問題は主要な問題として社会の注目を集めた。このように中国市民の間で大気汚染が身近な環境問題として認識されるようになって以降、中国社会の環境保護への意識が深化し、環境問題解決に対する期待が高まっていた。国内において環境保護が盛り上がりを見せる中、国際的な気候変動交渉に関してもまた大きな関心が集まっていた。

2015年の3月末までを目安に、2013年のワルシャワ会議（COP19）の決定により各国に約束草案の提出が求められており、アメリカやEU、ロシアなどの先進国が削減目標を提出した。そして2015年6月30日、中国政府は世界で15番目に国連気候変動枠組条約事務局へ自国が決定する貢献（INDC）に関する文書を提出した。この文書では、CO<sub>2</sub>の排出量を2030年頃にピークアウトさせること、一次エネルギー消費に占める非化石エネルギーの割合を2030年までに約20%にすること、GDP当たりのCO<sub>2</sub>排出量を2030年までに2005年比で60～65%削減すること、森林ストックを2005年比で約45億m<sup>3</sup>増加させること、気候変動への適応能力を包括的に向上させることなどの行動目標が示された<sup>37</sup>。歴史的な排出量は少ないものの、現在では世界1位の排出国となった中国が、一部の先進国や途上国に先駆けて削減目標を提出したことはパリ会議成功に向けた機運を高めた。

また中国は、パリ会議に先立って、インド、ブラジル、EU、アメリカ、またパリ会議の開催国であるフランスなどと気候変動問題に関する共同声明を次々と発表した。9月にアメリカのワシントンで発表したアメリカとの共同声明の中では、アメリカからの途上国支援の資金提供を確認するだけでなく、中国自らも途上国支援のため、200億人民元を拠出して「中国気候変動南南協力基金」を設立することも宣言された<sup>38</sup>。パリ会議を前に、アメリカなどの主要国と協力姿勢を世界に示したことは新たな枠組み成立への推進力となるだけでなく、責任ある大国としてのイメージを内外に示す良い機会となった。

そして、11月30日から12月13日までフランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）及び京都議定書第11回締約国会合（CMP11）等が開催され<sup>39</sup>、すべての締約国（196か国）が参加する「パリ協定」が採択されることとなる。パリ協定は、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2℃未満に抑制すること、さらには1.5℃に抑える努力を追求することを目的とし、各締約国が自ら定めた削減目標（NDC）を提出し、5年ごとに更新して目標を引き上げること（ratchet-upメカニズム）、提出したNDCに基づく国内での削減行動の実施状況を報告しレビューを受けること（プレッ

<sup>37</sup> "China First NDC." NDC Registry, September 3, 2015. <https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/China%20First/China%27s%20First%20NDC%20Submission.pdf>. Accessed September 23, 2021. 中国語タイトルは「強化対応気候変化行動——中国国家自主貢献」。

<sup>38</sup> "U.S.-China Joint Presidential Statement on Climate Change." The White House, September 9, 2015. <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2015/09/25/us-china-joint-presidential-statement-climate-change>. Accessed July 3, 2021.

<sup>39</sup> 補足情報として、パリ会議開催中、北京は深刻な大気汚染状態であった。

ジ&レビュー)、5年ごとに世界全体の進捗状況を確認すること(グローバル・ストック・テイク)、2020年までに長期低排出開発戦略(LT-LEDS)を策定・提出に努めることが決定された<sup>40</sup>。パリ協定では、京都議定書とは異なり、各国が設定する自主的な削減目標を積み上げていくボトムアップ方式が採用され、附属書I国と非附属書I国という二分法ではなく、先進締約国(先進国)と開発途上締約国(途上国)という区分が採用された。中国の研究者からは、先進国と途上国という区分で「共通だが差異ある責任」の原則も規定されているものの、気候変動の影響を特に受けやすい途上国(後発開発途上国と小島嶼開発途上国)に対する特別な配慮が明記されており、実質的には先進国と気候変動の影響を特に受けやすい途上国、そしてその他の途上国という三分法になっており、中国などの新興国にさらなる貢献を求める構造になっていると指摘されている<sup>41</sup>。同様に、京都議定書が「歴史的な責任」と「経済能力」に基づく責任の履行を規定していたのに対し、パリ協定ではそれに加えて「現実の責任」が考慮されるようになり、新興国による削減行動が期待されている<sup>42</sup>。また、例えば途上国への資金供与に関する規定では、先進締約国の義務を定めた後に、「他の締約国は、任意に、提供すること又は引き続き提供することが推奨される<sup>43</sup>」(パリ協定第9条第2項)と規定され、先進国以外の国で資金拠出国として中国などの新興国が想定されている<sup>44</sup>。

国際社会がパリ協定の締結に成功することができた要因として、アメリカと中国の協力や、中国がかつてよりも問題の打開と合意の締結に積極的な役割を果たしたことが挙げられる<sup>45</sup>。有馬純(2016)は、パリ会議での中国の態度についてコペンハーゲン会議

---

<sup>40</sup> “FCCC/CP/2015/10/Add.1: Report of the Conference of the Parties on its twenty-first session, held in Paris from 30 November to 13 December 2015. Addendum. Part two: Action taken by the Conference of the Parties at its twenty-first session.” UNFCCC, January 29, 2016. <https://unfccc.int/documents/9097>. Accessed September 17, 2021.

<sup>41</sup> 曾文革, 馮帥「巴黎協定能力建設條款:成就, 不足与展望」『環境保護』第43卷第24期, 2015年, 41頁; 李海棠「新形勢下國際氣候治理体系的構建—以《巴黎協定》為視角」『中國政法大學學報』第3期, 2016年, 103頁; 李慧明, 李彥文「“共同但有區別的責任”原則在《巴黎協定》中的演變及其影響」『閩江學刊』第9卷第5期, 2017年, 33-34頁。

<sup>42</sup> 李慧明, 李彥文, 同書, 34-35頁。

<sup>43</sup> パリ協定の日本語訳は有斐閣発行の2021年版国際条約集に依拠する。「パリ協定(抄)」岩沢雄司/植木俊哉/中谷和弘編『国際条約集——2021年版』有斐閣, 2021年, 615-619頁。

<sup>44</sup> 鄭方婷「パリ協定: 気候変動交渉の転換点(特集『パリ協定』後の気候変動対応)」『アジア研ワールド・トレンド』22(4), 2016年4月, 4頁。

<sup>45</sup> レジーム論の観点からのシナリオ分析によれば、多国間主義の取り組みを希求した要因は中国の影響よりも「気候変動顕在化・科学的知見シナリオ」と「経済活動ドライブシナリオ」からの説明の妥当性が高いとした。気候変動顕在化・科学的知見シナリオとは気候変動の悪影響の顕在化が気候変動問題への認識を変更させることでレジームが多国間主義を志向すると想定するシナリオ。「経済活動ドライブシナリオ」とは、各国内の再生可能エネルギーなどの気候変動関連の産業が成長し、排出削減規制の拡大を志向する関連企業が政治力を持ち多国間主義レジームを目指す交渉を促進すると想定するシナリオ(参照: 亀山康子/田村堅太郎/田村ゆかり「パリ協定はなぜ合意に至ったか?—シナリオ分析の検証」『環境経済・政策研究』第9巻第1号, 2016年3月, 62-65頁。)。他方, 同様

と比較して「打って変わって前向き」であったと表現し、その背景には大気汚染問題への国民の不満があったとした<sup>46</sup>。また、米中の前向きな交渉姿勢に加えて、議長国フランスの采配やホスピタリティ、交渉担当者が合意の失敗を避けたかったこと、京都プロセスが破綻していたことなどを成功の理由に挙げた<sup>47</sup>。

中国代表団団長の解振華によれば、パリ会議の交渉が暗礁に乗り上げたとき<sup>48</sup>、中国が率先して、米中共同声明に基づき、中仏共同声明を考慮した、米中共同テキストをアメリカの交渉団と作成し共同で提出したことで、締約国間の意見対立が緩和され、交渉を成功に導いたとしている<sup>49</sup>。また中国は、議長国フランスとも事前協議を含めて何度も交渉を重ねており、議長であるローラン・ファビウス外相が米中共同テキストを受け入れ、透明性のあるプロセスを経て他のすべての締約国が受け入れ可能なテキスト案に生まれ変わらせたとしている<sup>50</sup>。

パリ会議には、中国から初めて最高指導者である習近平国家主席自らが参加してスピーチを行った。スピーチの中では、「過去数十年に亘り、中国は急速な経済発展と人々の生活の大きな変化を経験し、一方で資源や環境の面で犠牲を払ってきた」ため、現在は「過去から学び、生態文明の構築とグリーンで、循環型、低炭素型の開発を強力に推進」していると国内の状況が説明された。また、習近平国家主席は、提出済みの自主貢献の内容や「正確義利観」を堅持して途上国支援のための資金提供を行うことなどについて再度表明し、また中国が省エネルギーや再生可能エネルギーの方面で世界トップの国に成長し、今では中国の再生可能エネルギー設備容量は世界全体の 24%を占め、新規導入量は世界全体の増加量の 42%を占めるなど、世界の気候変動対策に積極的に貢献していることがアピールされた。また、各国の国情や途上国の特別な困難について配

---

にレジーム論の概念であるレジーム・コンプレックスの観点から検討した研究では、米中協力のパリ協定成立に与えた影響力を肯定している。競合関係が強く有効性の低い重複型のレジーム・コンプレックスを形成していても、各国による対処手法の規範を受け入れと大国間の決定的役割という 2つの条件が満たされた場合は相互補完関係が成立すると仮定され、実際にパリ会議前に米中の信頼醸成と協力が促進されたことにより条件が満たされ、相互補完関係が成立したと分析している（参照：鄭方婷『重複レジームと気候変動交渉：米中対立から協調、そして「パリ協定」へ』現代図書、2017年。）。

<sup>46</sup> 有馬純『精神論抜きの地球温暖化対策——パリ協定とその後』エネルギーフォーラム、2016年、51頁。

<sup>47</sup> 有馬純、同書、50-57頁。

<sup>48</sup> 解振華は主に①パリ会議の成果の法的拘束力、②各国の気候変動対応の強度、③資金問題、④パリ会議での合意と UNFCCC との関係において意見の軋轢があるとの認識を示した。法的拘束力に関して、中国の提案は「協定+決定」という形式（協定に2020年以降のグローバルな気候変動対応のための制度的な取り決めやルールを主要な部分として盛り込み、採択後に法的な拘束力を持たせる）を採用するというものであった。国際在線「解振華闡述有閣問題的中方立場和解決方案」中国気候変動信息网、2015年12月4日、<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=57487&TId=184>>（最終アクセス：2021年9月24日）。

<sup>49</sup> 解振華「堅持積極應對氣候變化戰略定力 繼續做全球生態文明建設的重要參與者，貢獻者和引領者——紀念《巴黎協定》達成五周年」『環境與可持續發展』第46卷第1期，2021年，3-10頁。

<sup>50</sup> 同上。

慮する必要性を訴え、先進国と途上国の区別について、歴史的な責任、発展段階、対処能力が異なるため、「共通だが差異ある責任」の原則は維持されるべきであることも言及された<sup>51</sup>。

パリ協定には米中共同声明で用いられた表現も正式に採用され、「共通だが差異ある責任及び各国の能力」(CBDRRC 或いは CBDR) の原則に「各国の異なる事情に照らした」という文言が付け加えられた(パリ協定第2条第2項)<sup>52</sup>。この各国の事情を考慮した「共通だが差異ある責任」の原則という新しい表現方法は、責任の差異を保ちたい中国と中国に削減の分担を負わせたいアメリカとの折衝により両者が受け入れ可能な表現として誕生した文言であった<sup>53</sup>。中国の習近平主席とアメリカのオバマ大統領は、会議終了後の12月14日に電話会談を行い、オバマ大統領はパリ協定締結における中国の果たした役割を評価し、引き続き米中が気候変動問題で協力していくことが重要であると述べた<sup>54</sup>。

### 第3節 コペンハーゲンからパリに向けての自己変革

#### (1) 公共外交の強化

前章でも述べたように、コペンハーゲン会議における合意締結失敗の責任を追求されてしまった中国は、その挫折を気候変動外交の失敗というよりは「公共外交」(パブリック・ディプロマシー、PD、中国語で「公共外交」)の失敗として認識した。

当時の外交部部長である楊潔篪が2009年の国際状況<sup>55</sup>と中国外交について回顧した文章では、気候変動などの「地球規模の問題をめぐる国際協力・競争の新たな展開は、国際関係の調整と進化、パワーの再分配」を引き起こしており、中国の国際的地位は向上し続け、「国際社会は、気候変動などの地球規模の問題や、主要な国際・地域問題において、中国が建設的な役割を果たしていることを高く評価」する一方で、「中国の発展レベルを過大評価し、中国がより大きな責任を負うことを求める国際的な声も高まり、中には『中国脅威論』や『中国責任論』などの議論を風聴する動きもある」との認識が示された<sup>56</sup>。

<sup>51</sup> 「習近平在気候変化巴黎大会开幕式上的讲话(全文)」新華網、2015年12月1日、<[http://www.xinhuanet.com/world/2015-12/01/c\\_1117309642.htm](http://www.xinhuanet.com/world/2015-12/01/c_1117309642.htm)> (最終アクセス:2021年7月6日)。

<sup>52</sup> 高村ゆかり「パリ協定における義務の差異化——共通に有しているが差異のある責任原則の動的適用への転換」松井芳郎他編『21世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、2016年、244頁。

<sup>53</sup> 張海浜『『中美気候変化連合声明』凸頭四大亮点』鳳凰網、2014年11月15日、<[http://news.ifeng.com/a/20141115/42478397\\_0.shtml](http://news.ifeng.com/a/20141115/42478397_0.shtml)> (最終アクセス:2021年7月31日)。

<sup>54</sup> “Obama calls Xi to praise China's role in climate talks: White House.” Reuters, December 15, 2015. <https://www.reuters.com/article/us-climatechange-usa-china-idUSKBN0TX1TY20151214>. Accessed July 3, 2021.

<sup>55</sup> 国際状況全般については金融危機の影響から国際システムの変革が起きており、世界のパワーバランスが変わり多極化の傾向が強まる中、新興国の台頭が続く一方で、西側諸国を優位とする国際システムの構造が続いているなどの認識を示した。

<sup>56</sup> 楊潔篪「大変革 大調整 大発展—2009年の国際形勢和中国外交」『求是』第1期、

コペンハーゲン会議では、このような中国の実際の国力や国情への国際社会による不理解や中国に能力以上の大きな責任を求める声の高まりを認識する最たる機会となり、コペンハーゲンでの教訓は中国の公共外交戦略を変更或いは深化させた。言い換えれば、コペンハーゲンの失敗を機に、気候変動外交の交渉立場を大幅に変更して国際イメージの向上を求めるのではなく、中国の立場や気候変動問題への取り組みに関する情報発信を強化し、国際社会の中国に対する理解を深め、中国への支持を取り付けることに重きが置かれるようになる。そして中国が「責任ある発展中の大国（途上国）」（「負責任的發展中大国」）であること、ウィンウィンの国際協力を追求していることがより強調されるようになる。

そもそもパブリック・ディプロマシー（PD）とは、他国の人々の自国のイメージを改善し、自国の政策に有利なように国際世論を変更させる外交戦略である。G. D. マローン（Gifford D. Malone）（1985）によれば、「外国の人々と直接コミュニケーションをとり、外国の人々の考え方、ひいては外国政府の考え方に影響を与えることを目的とした」政府または民間の活動であり、民間の活動の場合は多くが政府の資金援助や影響を受けているものであるとしている<sup>57</sup>。PDは、実践としては長い歴史があり、冷戦時代には重要な戦略的プロパガンダと考えられていたが、2001年の同時多発テロ以降、米国をはじめとする各国で改めて注目されるようになった。PDの概念により、各国の外交戦略として他国市民の「心をつかむ」、「自国に有利な国際世論を作る」ことの重要性が深く認識されるようになった。日本においては、ジョセフ・ナイ（Joseph Nye）によるソフトパワーの概念の普及<sup>58</sup>や、アメリカ人ジャーナリストのダグラス・マクグレイが2002年にフォーリン・ポリシー誌に寄稿した文章「日本のグロス・ナショナル・クール」（Japan's Gross National Cool）<sup>59</sup>の影響により、21世紀に入ってから注目されるようになった概念である。そして「クールジャパン」政策を打ち出すなど、日本の文化に着目した交流や対外広報が強化された。

中国においても、21世紀に入ってからPDやソフトパワー<sup>60</sup>の概念が普及するとともに、国際的な「中国脅威論」の高まりや人権問題への批判、気候変動交渉のように国際社会から中国の能力を超える大きな責任を追求される経験等により、中国に対する正しい認識の拡大や国際イメージの改善、そして好ましい国際世論環境を形成する必要性が強く認識されるようになっていく。張雪斌（2015）によれば、2000年以降、中国の政策決定者は自国の発展とともに自信を付け、国際社会の中での中国の影響力についての認識が高まり、国際世論における中国についての認識を変更することは対外政策の目標の

---

2010年、57-58頁。

<sup>57</sup> Malone, Gifford D. "Managing public diplomacy." *Washington Quarterly* 8.3, 1985, p. 199.

<sup>58</sup> ジョセフ・ナイ（2008）によると、現代の国家は文化、政治的価値、外交政策に由来するソフトパワーによって他国の人々を魅了して政策目標を達成する必要がある。パブリック・ディプロマシーはソフトパワーを利用するための有効な手段である。Nye Jr, Joseph S. "Public diplomacy and soft power." *The annals of the American academy of political and social science* 616.1, 2008, pp. 94-109.

<sup>59</sup> McGray, Douglas. "Japan's gross national cool." *Foreign policy* 130, 2002, pp. 44-54.

<sup>60</sup> ソフトパワーの向上が中国の国策に初めて取り入れられたのは2007年の中国共産党第17回全国代表大会である。

1つになった<sup>61</sup>。

一方で、近年の PD 研究では、PD は政府主導のものだけでなく、より多様なアクターが関与していると考え、非政府組織の果たす役割が強調される。また、ヤン・メリッセン (Jan Mellisen) (2005) が指摘するように、PD は一方向的な情報の流れではなく、海外の一般市民との対話という双方向のやり取りであり、グローバル化と通信技術の革新により、国内外の社会が相互に関連し合うようになったことで、パブリック・アフェアーズ (国内向け) とパブリック・ディプロマシー (海外向け) を切り離すことが難しくなっている現状もある<sup>62</sup>。

こうした研究の流れを受けて、中国の政界や学术界においても、PD における NGO などの民間セクターの役割を重視する見解 (黎星, 黄慶, 2010)<sup>63</sup>や、これまでのプロパガンダ色の強い一方的な発信方法を改めるべきであるという見解 (檀有志, 2012)<sup>64</sup>, また国際イメージを損なわないようにするために国民 (特に外国と接触する機会のある人) に対しても PD への理解や認識を強化する必要があるとの見解 (黄友義, 2011)<sup>65</sup>などが提起されている。

実際に中国政府は、コペンハーゲン会議以降、公共外交を強化するため、国内のメディア管理や対外発信の手法などにおいて改革を実行した。まず、中国政府が着手したのは情報発信者の養成と強化であった。前章でも述べたように、中国の国内メディアは気候変動問題に詳しい人材に欠ける上、習慣的に自主的な情報発信に制約をかけていたことから、国内外への発信が十分に行えていない現状があった。そこで、国内メディアに対し、気候変動問題に関連する研修を開催して記者の専門性の向上に努めたり、政府とメディアが分け隔てなく交流できる機会を増やしたり、積極的に中国政府の立場や現状を周知したり、気候変動会議開催中は記者らがよりフレキシブルな報道を行えるように配慮したりした<sup>66</sup>。そして、メディアを通じた情報発信だけではなく、NGO などの第三者の視点からの情報発信を強化するため、国内の NGO との交流や協力の機会を増やした。このようにして中国の発信力を強化することで、中国の好ましいイメージを内外に発信するだけでなく、国際社会の中国に対する誤解を解く役割を担うことが期待された。

次に中国政府が力を入れたのは、気候変動会議上での情報発信や、相互理解促進の強化である。具体的には、会場内に設置する中国パビリオンでの情報発信と開催するサイドイベントの強化、及び記者会見などでの情報発信方法の改善である。中国パビリオン

---

<sup>61</sup> 張雪斌「台頭する中国のパブリック・ディプロマシー (公共外交) 概念の変容を促す要因」『アジア研究』Vol. 61 No. 3, 2015年, 26頁。

<sup>62</sup> Melissen, Jan. "The New Public Diplomacy: Between Theory and Practice." In Melissen, Jan, ed. *The new public diplomacy*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2005, pp. 3-27.

<sup>63</sup> 黎星, 黄慶「從哥本哈根氣候大會看中國輿論傳播之不足」『公共外交通訊』第1期, 2010年, 26-32頁。

<sup>64</sup> 檀有志「公共外交中的國家形象建構—以中國國家形象宣傳片為例」『現代國際關係』第3期, 2012年, 54-60頁。

<sup>65</sup> 黄友義「出國人員的國家形象意識亟待提高」『公共外交季刊』第1期, 2011年, 17-21頁。

<sup>66</sup> 王彬彬, 『中國途徑: 雙層博弈視角下的氣候傳播與治理』社会科学文献出版社, 2018年, 84頁。

は、外観や展示物を通して、来訪者に中国文化を体験できるようにし、中国のソフトウェアを強化する場所として位置付けられるようになった<sup>67</sup>。そして多種多様なテーマでイベントを開催し、そこに中国政府関係者が積極的に参加し、また国際機関の代表、各国要人、NGOの代表者などを招いて活発な交流を行えるようにした。また、2010年以降、記者会見やサイドイベントにおいて重要な政策文書や報告書などを発表して世界の関心を集め、中国の積極的な気候変動対応をアピールしている。

イベントを数多く実施するだけでなく、これまでの閉鎖的な単一方向の情報発信をできる限り改め、中国代表団関係者と記者らのコミュニケーションを促進するために代表団のオフィスが開放されるなど交流方法も改善された<sup>68</sup>。プレスオフィスを設置し、交渉過程や発生した問題に応じて、国内外のジャーナリストと適時に情報交換し、世界の主要なNGOと率直な対話の場をアレンジするなど、誤解や不正確な報道の修正に努め、オープンで透明性の高い方法で相互理解の構築と国際社会からの理解と支持を求めることに努めた<sup>69</sup>。

2015年に開催されたパリ会議の中国パビリオンでは、環境保護や気候変動をテーマとしたドキュメンタリーが放映され、30のサイドイベントが開催され、また研究機関やNGO、企業などの民間アクターも数多くイベントに参加した。中国が開催したサイドイベントの一部を抜粋して以下で紹介する（表5-1を参照）。

表 5-1 パリ会議の中国パビリオンで開催されたサイドイベントの一部抜粋

日付	イベント名	主催者	参加者
12月1日	中国とアジア開発銀行の気候変動協力に関するハイレベルサイドイベント	国家発展改革委員会気候変動対応司・アジア開発銀行	解振華（中国代表団団長，中国気候変動事務特別代表），中尾武彦（アジア開発銀行総裁），楊英明（中国財政部国際財金合作司副司長），蘇偉（国家発展改革委員会気候変動対応司司長），青島市発改委，国家気候戦略中心，エネルギー基金会などの機関の官僚・職員・専門家
12月3日	「グリーンで持続可能な都市を共同で創造する」企業デーサイドイベント	万科集団・深圳市人民政府	解振華（中国代表団団長，中国気候変動事務特別代表），アル・ゴア（元米国副大統領），寧高寧（中粮集団会長），王石（万科集団取締役会会長），長唐杰（深圳市気候変動対応事務特別代表，元副市長）国内外の有名企業，国際機関，地方自治体の代表者，専門家
12月5日	「低炭素パイロット都市に	国家発展改革委員会気	解振華（中国代表団団長，中国気候変動事務特別代表），世界銀行局長，石井菜

<sup>67</sup> 王彬彬，同書，80頁。

<sup>68</sup> 王彬彬，同書，81頁。

<sup>69</sup> 解振華，前掲書，3-10頁。

	よる率先した ピークアウト」 に関するサイ ドイベント	候変動対応 司・世界銀 行	穂子(地球環境ファシリティ事務局長), 鎮江市市長, 蘭州市市長, 米国カリフォル ニア州高級顧問, 国家発展改革委員会 気候変動対応司副司長, 国際機関・地方 自治体・専門家・研究者の代表者
12月7日	中国-カリフォル ニア気候変 動協力サイド イベント	中国国家発 展改革委員 会・米国カ リフォルニ ア州	解振華(中国代表団団長, 中国気候変動事 務特別代表), ジェリー・ブラウン(米国 カリフォルニア州知事), 国家発展改革 委員会気候変動対応司副司長, 米国と中 国の政府関連部門, 研究機関, NGO の 代表者

(出典) 中国気候変動情報網の情報<sup>70</sup>を使用して筆者作成。

## (2) 非国家アクターの関与を促進

公共外交の重要な担い手として、NGO などの非国家アクターの役割を重視するようになった中国は、非国家アクターとの協働の道を模索し、一般市民の気候変動問題への認識を向上させ、削減行動への参加を促進することを目指すようになる。

いわゆる「市民参加」(public participation) は民主主義体制において重視される形式であり、長きに亘り中国政治においては共産党や各級政府による「群衆の動員」が行われることが一般的で、自発的で自由な市民の政治参加は重視されてこなかった。中国の気候変動政策も、いわゆる環境権威主義的な方法で少数の指導者やエリート、専門家によって形成され、市民や企業の参加は制限されてきた<sup>71</sup>。しかし、トップダウン式的意思決定と政策の実施では、多くの環境問題の根本的な解決は困難であった。そこで、中国での環境保護行政においても、環境民主主義が重視する説明責任や情報開示、透明性のなどを確保することに務め、管理された環境の下での NGO などの市民社会の活動を許可し、ボトムダウン型のガバナンス要素を取り入れようとする動きが出てきている<sup>72</sup>。

<sup>70</sup> 中国気候変動情報網で中国パビリオンでのサイドイベントの情報を検索した。参照 URL : <<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=57374&TId=184>>;<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=57501&TId=184>>;<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=57635&TId=93>>;<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=57635&TId=93>> (最終アクセス : 2021 年 9 月 30 日)。

<sup>71</sup> Gilley, Bruce. "Authoritarian environmentalism and China's response to climate change." *Environmental politics* 21.2, 2012, pp. 287-307.

<sup>72</sup> 中国の環境ガバナンスにおける環境 NGO の役割や市民参加の状況や効果に関しては、最新の研究により近年徐々に明らかになってきている。例えば、中国本土 NGO と国際 NGO が共同で公表している地方政府の環境情報の開示状況についての評価が、地方環境行政のコンプライアンス向上に繋がり、中央政府の監視コストを減少させていることが示されている (2014~2016 年のデータを用いた調査) (参照 : Anderson, Sarah E., et al. "Non-governmental monitoring of local governments increases compliance with central mandates: a national-scale field experiment in China." *American Journal of Political Science* 63.3, 2019, pp. 626-643.)。また、市民参加については、市民は地方政府による汚染企業への環境規制の実施を働きかけることで、間接的に環境ガバナンスに参加しており、バックエンドでの効果

ただし、市民社会の自由で自発的な発展に慎重な中国政府は、政府主導の気候変動対策に社会全体が広く参加するという「市民参加」を目指している。2007年に「中国気候変動対応国家方案」が成立するまでは、気候変動問題は中央政府が取り組むべき外交問題と考えられており、地方政府もこの問題にほとんど対応しておらず、一般市民は気候変動問題に関する知識も不足していた。そのため、中国政府は気候変動問題に対する一般市民の認識を高めることにまず注力した。「中国気候変動対応国家方案」では、「国民の意識と管理の向上」を目標に掲げ、気候変動に関する広報・教育・訓練を強化し、国民の参加を促進する措置を講じ、複数のセクターが参加する意思決定の調整メカニズムを改善し、気候変動に対応する行動に企業や国民が広く参加する体制を確立することを提案している。

2008年から毎年公表されている「中国気候変動対応に関する政策と行動」（以下「報告書」という）を見ると、気候変動に対処するために国民の意識を高めることは主要な項目の1つであり、中国の各級政府は、様々な形での広報・教育活動を通じて、気候変動に関する科学的知識を国民に普及させることを目指している。そして報告書には、民間の独自の活動等も紹介されるようになり、2013年度の報告書では「国家低炭素日」に、中国石油天然ガス、万科、緑旅基金会などの企業や市民団体が「中国低炭素連盟」を設立し、「中国低炭素連盟宣言」を発表したことが紹介されている。

そしてコペンハーゲン会議の教訓により、「市民参加」の持つ国際的な意義の大きさに注目した中国政府は、NGOなどの非国家アクターとの協働の道を模索し始める。2010年10月、中国が天津にて初めてUNFCCC関連の会議を開催した際には、気候変動交渉の代表団団長であり、国家発展改革委員会副主任の解振華が会場内のNGOのブースを訪問して、21のNGOの代表者と面会し、交流を持った<sup>73</sup>。こうした交流の場において、中国政府の目的は、中国の公式な交渉立場や状況などを非国家アクターに理解させ共通認識を形成することであったが、NGOにとっても意見表明を行える貴重な機会であり、政府官僚とNGO職員との個人的な関係が形成されるきっかけとなった。王彬彬(2018)によれば、こうした非国家アクターとの交流は後に常態化し、気候変動交渉会議が開かれる前には中国政府は非国家アクターの代表者を招き、意見交換が行われるようになった。そして、2011年のダーバン会議からはNGO等の開催するイベントに中国政府代表団のメンバーが参加したり、中国政府の開催する中国パビリオンのイベントにはNGO等の代表者が参加したりするなど、政府と民間アクターとの距離が縮まり、協力の道が開かれていった<sup>74</sup>。

中国政府と非国家アクターが協力することのメリットの1つとして、中国と西側諸国との対話がスムーズになることが期待された。実際に、中国本土のNGOであり、国際的にも活動している全球環境研究所(GEI)は、中国とアメリカの非公式対話を取り持

---

ではあるが環境ガバナンスを促進する勢力となっていることが指摘されている（参照：Guo, Jin, and Junhong Bai. "The Role of Public Participation in Environmental Governance: Empirical Evidence from China" *Sustainability* 11, no. 17: 4696, 2019. <https://doi.org/10.3390/su11174696>）。

<sup>73</sup> 王彬彬, 前掲書, 82頁。

<sup>74</sup> 同上。

ち、米中対話を促進する役割を果たし、米中共同声明の発表等に貢献したという<sup>75</sup>。また、GEI は米中の低炭素政策研究機関と共同で、「低炭素政策のための定量的分析ツール」パッケージを開発し、地方政府がより良い低炭素開発政策を策定できるように支援し、各レベルの地方政府関係者や政策専門家を対象とした学習会や技術講習会を実施して地方政府役員の能力向上に努めている<sup>76</sup>。つまり、GEI は地方政府の気候変動政策の策定、政策の実施、キャパシティビルディングの側面に影響を与えている。また、中国や海外の機関との連携を通じて、中国と海外の協力関係を促進している<sup>77</sup>。

中国においては市民社会の自由な活動と発展が開放されているわけではないものの、上述の通り、中国政府は市民の参加といった民主的な要素を気候変動問題への取り組みに取り入れ始めている。特に国際交渉においては、NGO の持つ非政府の視点からの情報発信や他国との交流の持つ意義は大きく、国内においても NGO の参加は地方での政策実施や地方官僚の研修、汚染企業の取り締まりなどといった限定的な領域において効果を発揮し出している。

### (3) 先進国との対立から協力へ

中国は初期の頃から、途上国グループの G77+中国に所属し、数で有利な途上国が丸となることで先進国との交渉で優位に立つことを目指してきた。「共通だが差異ある責任の原則」を堅持（「責任の差異性」を強調）し、先進国がまず削減行動を行なって義務を果たすことを主張し、先進国から技術移転や資金援助を獲得することが目標であった。言い換えれば、途上国対先進国という対立構造を意図的に利用してきたと言える。しかし、時代が進むにつれ、先進国などが「共通だが差異ある責任」の「責任の共通性」（或いは「共有責任」）を強調し、中国を含む主要排出国を枠組みに組み込む議論が高まっていった。参加国の多さや国情の違いからもともと意見の隔たりが大きい途上国グループの間でも、中国が経済成長を続けるに連れて、中国により大きな貢献を求める途上国も増えてきた<sup>78</sup>。

そこで、途上国グループとしての立場を重視しながらも、中国は 2009 年に BASIC グループという同じ新興国という身分を共有する小規模な交渉グループを形成し、統一された意見を表明することで影響力の拡大を目指した。しかしながら、BASIC という 4 か国のグループであっても意見の統一には困難があり、実際には一枚岩には程遠い勢力であった<sup>79</sup>。そして 2013 年からは、同志途上国（LMDC）というグループも形成し、「共

<sup>75</sup> 「能源与气候变化」GEI, <<http://www.geichina.org/program/ecc/>>（最終アクセス：2021 年 7 月 2 日）。

<sup>76</sup> 同上。

<sup>77</sup> Oxfam 香港などの国際 NGO や海外展開する GEI などの中国本土 NGO は、中国政府による途上国支援（南南協力）のプログラムに参加して、地域のニーズに即した国際支援の実施に貢献している。

<sup>78</sup> 孫学峰、李銀株「中国与 77 国集团气候变化合作机制研究」『国際政治研究』第 34 卷第 1 期、2013 年、88-102 頁。

<sup>79</sup> 高小升「試論基礎四国在後哥本哈根氣候談判中的立場和作用」『当代亞太』第 2 期、2011 年、89-109 頁；丁金光、管勇鑫「“基礎四国”机制与國際氣候談判」『國際論壇』第 18 卷第 6 期、2016 年、19-23+77 頁；趙斌「新興大国的集体身份迷思—以氣候政治為敘事

通だが差異ある責任」の原則が維持されることを目指し、反米的な主張や先進国対途上国の対立を煽るような主張を行なった。このように、中国は自身を途上国とみなし、G77+中国、BASIC、LMDC という 3 つの交渉立場に所属し、選択的に立場を利用しながら、先進国に対して削減行動の強化、資金や技術移転の提供を求め、途上国への義務や制約を斥けようと試みてきた。

しかし、パリ会議に向けて中国は途上国対先進国という対立構造に拘らず、先進国グループと協力することで中国の主張を通し、発言力を高め、交渉において主導的な役割を果たすことを目指すようになった。李慧明（2017）によれば「アメリカを引き込み、ヨーロッパと結びつき、発展途上国を支持する（拉美連欧支持発展中国家）」という全方位外交戦略を通じて国際的圧力の軽減に努めるようになった<sup>80</sup>。

先進国との協力で最も注目されるのは、アメリカとの協力である<sup>81</sup>。中国は、これまでアメリカが積極的な削減行動を行わず、法的拘束力のある枠組みに拘束されないことに批判的であり、アメリカの枠組みへの参加なしに中国が国際的な削減義務を負うことを拒否していたが、アメリカも同様に中国の枠組みへの参加を必須条件と見なしていた。アメリカは中国に削減行動や国際的な検証の受け入れ、途上国への資金供与など大きな負担を求めたため、中国はこれを拒否し、こうした米中の相容れない主張や非難合戦が気候変動交渉の進展を妨げる要因になっていた。

しかし、アメリカのオバマ政権が気候変動問題において中国との協力を意欲的であったことや、気候変動問題に関して対話を繰り返すことにより共通認識が次第に形成されていったこと、コペンハーゲン会議のように合意締結失敗の責任を負わされたくない両国<sup>82</sup>は次第に協調姿勢を見せていった。解振華によると、コペンハーゲン会議後、米中両国は「公に対立しないこと、非難し合わないこと、意見の相違がある際は話し合うこと、互いの核心的な関心事を尊重すること、互いの快適さに配慮すること」などで理解に達し、ケリー国務長官、ポデスタ大統領顧問、ディーズ大統領顧問、スターン気候特使、パーシング主席交渉官らと緊密な対話と協議を重ね、米中共同気候変動声明と協論文書の作成に尽力した<sup>83</sup>。

---

情境『西安交通大学学报(社会科学版)』第 38 卷第 1 期, 2018 年, 126-133 頁。

<sup>80</sup> 李慧明「全球气候治理新变化与中国的氣候外交」『南京工業大学学报(社会科学版)』第 16 卷第 1 期, 2017 年, 29-39 頁。

<sup>81</sup> 米中協力に関する研究としては例えば以下のものがある。李志東『『パリ協定』の合意形成における米中の『率先垂範』と COP21 後の課題』『環境経済・政策研究』第 9 卷第 1 号, 2016 年 3 月, 93-97 頁; 鄭方婷『重複レジームと気候変動交渉: 米中対立から協調, そして「パリ協定」へ』現代図書, 2017 年; 康暁「多元共生: 中美氣候合作的全球治理觀創新」『世界經濟与政治』第 7 期, 2016 年, 34-57 頁; 陳定定「合作, 衝突与過程建構主義—以中美新型大國關係的建立為例」『世界經濟与政治』第 10 期, 2016 年, 59-74 頁; 李強「中美氣候合作与《巴黎協定》」『理論視野』第 193 卷第 3 期, 2016 年, 69-72 頁; Cheng, Fang-Ting. “The Strategic Partnerships on Climate Change in Asia-Pacific Context: Dynamics of Sino-U.S. Cooperation.” in W. L. Filho, ed. *Climate Change in the Asia and Pacific Region*. Cham: Springer, 2015, pp. 227-244.

<sup>82</sup> 特にオバマ政権は政権末期であり、政治的業績（レガシー）を残すことを追求していた。

<sup>83</sup> 解振華, 前掲書, 3-10 頁。

オバマ政権時代には米中戦略経済対話が重ねられ、その中でも気候変動問題はアメリカとの協力を特に目指すことのできる重要分野であった。米中両国は、2013年、2014年、2015年と連続して気候変動問題に関する共同声明を発表し、特に2014年11月に発表された米中共同声明では、両国が初めて2020年以降の削減行動を公表したことでモメンタムを作り出し、気候変動交渉において重要な意義を持つことになった。また、気候変動分野における中国とアメリカの協力も数多く展開され、その中で信頼関係が醸成されていった。例えば、2013年には、米中気候変動作業部会を設置し、5つの協力分野（技術、研究、省エネルギー、代替エネルギー、再生可能エネルギー）において協力を模索することが決定した。2013年7月の第5回米中戦略経済対話を行なった際には、両国の特別代表が共同議長を務める気候変動に関する特別会合が開催され、中国とアメリカの気候変動関連の専門家による対話が行われ、気候変動政策や実務協力に関し交流を深めた<sup>84</sup>。

2014年7月に開催された第6回米中戦略経済対話でも、気候変動に関する特別合同会議が開催され、米中気候変動作業部会の作業進捗報告書が承認された<sup>85</sup>。同年11月に公表された共同声明では、米中気候変動作業部会の下に、自動車、スマートグリッド、炭素回収・利用・貯蔵、エネルギー効率、GHGデータ管理、林業、工業用ボイラーなどに関する行動計画が開始された<sup>86</sup>。また、クリーンエネルギーに関する共同研究開発の拡大、中国での炭素の回収・利用・貯蔵プログラムの実施、HFC削減に関する二国間協力の強化、気候スマート／低炭素都市イニシアチブの立ち上げ、グリーン製品の貿易促進、クリーンエネルギー関連のプログラムの実施などを決定し、協力を強化した<sup>87</sup>。

このように2大排出国であり、2大経済大国である中国とアメリカが対立するだけでなく協力の道を模索し、枠組みへの参加に積極的な姿勢を見せたことにより、交渉の最大の阻害要素であった米中の対立関係が緩和され、パリ協定の締結に向けた大きな推進力となった。パリ協定の内容は、実質的に新興国である中国に過去よりも大きな役割を求める内容となったが、事前に米中の折衝により両国が受け入れ可能な妥協点をすり合わせた結果、中国にとっても受け入れ可能な内容に基づく新たな国際的枠組みの形成に成功したと言える。

---

<sup>84</sup> 中華人民共和国国家發展和改革委員会「中国対応気候変動的政策与行動 2014年度報告」2014年11月、40頁。

<sup>85</sup> 同上、41頁。

<sup>86</sup> “U.S.-China Joint Announcement on Climate Change.” The White House, November 11, 2014. <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2014/11/11/us-china-joint-announcement-climate-change>. Accessed July 3, 2021.

<sup>87</sup> *Ibid.*

## 第6章 パリ会議後の気候リーダーシップの模索

### 第1節 パリ会議後の気候変動対応

#### (1) パリ協定の発効

2015年のパリ会議で採択されたパリ協定は、世界の温室効果ガス総排出量の少なくとも55%を占める55以上の条約締約国が批准書等を国連に寄託した日から30日後に発効することになっていた。2016年4月22日に、アメリカ・ニューヨークの国連本部でパリ協定のハイレベル署名式が行われ、175の国と地域が署名を行い、15か国が同時に批准書を寄託した。中国からは習近平国家主席の特使として張高麗国務院副総理が出席して署名を行なった。また張高麗国務院副総理は、中国が9月に中国・杭州で開催されるG20サミットまでに批准に向けた国内法的手続きを完了し、責任ある発展途上国としてパリ協定の早期発効を促進するために尽力する旨を表明した<sup>1</sup>。

実際に、G20杭州サミット開催前日の9月3日、全国人民代表大会の常務委員会において批准が完了し、習近平国家主席はアメリカのオバマ大統領とともにパリ協定の批准を共同発表した<sup>2</sup>。パリ協定の公式リストによると、中国とアメリカの世界全体に占める排出量は合計で約38%に達し<sup>3</sup>、2大排出国である米中両国の同時批准はパリ協定の早期発効を促進した。そして、EU等による批准によって10月5日に発効条件を満たし、パリ協定は採択から1年も満たない異例のスピードで11月4日に正式に発効した<sup>4</sup>。

パリ協定の採択から発効までの過程でアメリカと共に中国が推進力となった経験は、中国政府にとって大きな外交的勝利と認識された。公式ステートメントにおいても中国が果たした貢献として繰り返し強調され、メディアを通じて内外に発信された。新華社は、パリ協定の発効に際し、「中国は、パリ協定の提唱者、擁護者、確固たる実施者として、決意、誠意、忍耐をもって世界の気候変動対応に貢献し、成果を上げ、世界の尊敬を獲得した」と報じた<sup>5</sup>。

中国は、国際的な影響力や発言力の拡大に自信をつける一方で、国内においてもパリ協定を実施するために対応を進めていった。2016年10月には、国務院が「“十三五”温室効果ガス排出抑制5カ年計画」を発表し、パリ協定下の国が決定する貢献(NDC)を

<sup>1</sup> 「《巴黎協定》高級別簽署儀式開幕 中国宣布将在9月前批准協定」 联合国新聞網, 2016年4月22日, <<https://news.un.org/zh/story/2016/04/255702>> (最終アクセス: 2021年7月18日)。

<sup>2</sup> “China and US Bring Early Paris Entry into Force Big Step Closer.” United Nations, September 3, 2016. <https://newsroom.unfccc.int/news/china-and-us-bring-early-paris-entry-into-force-big-step-closer>. Accessed August 21, 2021.

<sup>3</sup> パリ協定附属書Iを参照。各国の温室効果ガスの排出量データは国別報告書に基づくもので、中国は2005年の排出量データに基づき世界の温室効果ガス排出量に占める割合は2.09%で、アメリカは2013年の排出量データに基づき17.89%である。

<sup>4</sup> “Paris Agreement - Status of Ratification.” United Nations. <https://unfccc.int/process/the-paris-agreement/status-of-ratification>. Accessed August 21, 2021.

<sup>5</sup> 「応対全球気候変化 中国擁有決心, 誠心和耐心」新華社, 2016年11月4日, <[http://www.xinhuanet.com/politics/2016-11/04/c\\_1119853698.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2016-11/04/c_1119853698.htm)> (最終アクセス: 2021年7月18日)。

実現すべく新たに 2020 年までの目標として GDP あたりの CO2 排出量を 2015 年比で 18%削減することなどが設定され、具体的な行動計画が示された<sup>6</sup>。また、2016 年 10 月に公表された「中国気候変動対応に関する政策と行動 2016 年度報告」では、「十二五」計画の気候変動関連の目標を事前に達成したことや排出権取引市場における取引量が拡大していること、発展途上国に向けた支援も積極的に行われていることなど、実際に行なっている気候変動対応の成果もアピールされた<sup>7</sup>。

2016 年の気候変動会議は、11 月 7 日から 18 日の間、モロッコのマラケシュにて開催された。パリ協定の発効を受けて、国連気候変動枠組条約第 22 回締約国会議 (COP22) 及び京都議定書第 12 回締約国会合 (CMP12) に加えて、パリ協定第 1 回締約国会合 (CMA1) も行われた。パリ協定が異例のスピードで発効したことから、本来ならばお祝いムードで交渉の機運が高まることが予想されたが、会議開始翌日の 11 月 8 日にアメリカ大統領選挙の結果が確定し、気候変動対応に懐疑的でありパリ協定からの離脱を明言していた共和党のドナルド・トランプが大統領に就任予定となったことにより、パリ協定の先行きが不安視される事態となった。会議参加者の間では、アメリカのパリ協定離脱が与える他国への影響が懸念され、特に最大排出国の中国の反応が注目された。それに対し、中国代表団は、アメリカを含む他の締約国と引き続き気候変動に関して協力を行う方針であり、自国の気候変動に関する政策や行動を変更せず、国際的な気候変動レジームを支持していく立場を表明し<sup>8</sup>、関係者を安心させた。結果的に、アメリカ大統領選挙の交渉への影響は小さく、マラケシュ会議ではパリ協定を実施に移すためのルールブックの策定に関する交渉が進められた。最終的に、作業スケジュール等に関して決定がなされ、2018 年の COP23 までに詳細なルールに関して合意することが目指されることとなった。

## (2) 持続可能な開発 2030 年アジェンダの重視

上記でも言及したように、2016 年 9 月 4 日から 5 日は中国の杭州において G20 サミット (金融・世界経済に関する首脳会合) が開催された。G20 サミットで議長国を務めるといふ国家的大イベントは、中国国内でも大々的に報道され大きな関心が集まった。採択された首脳コミュニケの中では、気候変動問題に関しても言及がなされ、パリ協定への加盟に向けたそれぞれの国内手続きを可能な限り早く完了させることにコミットし、2016 年末までの協定発効を可能にするための取り組みを歓迎することなどが記され、パリ協定の早期発効を促進した<sup>9</sup>。

<sup>6</sup> 国務院「国務院關於印發“十三五”控制温室氣體排放工作方案的通告 (国發〔2016〕61 号)」中華人民共和國中央人民政府、< [http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-11/04/content\\_5128619.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-11/04/content_5128619.htm)> (最終アクセス：2021 年 8 月 21 日)。

<sup>7</sup> 中華人民共和國國家發展和改革委員會「中國應對氣候變動的政務與行動 2016 年度報告」2016 年 10 月。

<sup>8</sup> 「中國代表團：期待與美國等各方繼續推動氣候變化合作」中國新聞網、2016 年 11 月 10 日、< <http://www.chinanews.com/gn/2016/11-10/8058370.shtml>> (最終アクセス：2021 年 7 月 18 日)。

<sup>9</sup> 「二十國集團領導人杭州峰會公報」新華社、2016 年 9 月 6 日、<<http://www.xinhuanet.com>

中国は、G20 杭州サミットの4つの主要テーマの1つの「包摂的で相互に連結された開発」に関する主要議題として、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の実施について取り上げた。この「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標の後身であり、先進国を含むすべての国に共通する2030年までの開発目標として2015年9月に開催された国連開発サミットで採択された。当アジェンダは、経済、社会、環境の3つの主要分野をカバーする17の目標と169のターゲットで構成されており、17の目標のうちの13個目には気候変動問題への対処に関して規定されている<sup>10</sup>。アジェンダが採択されたことを向けて、各国はその実施に向けた対応を取らなければならない、その対応は定期的にフォローアップされることになっている。

杭州サミットでは、アジェンダの実施に貢献するために、「持続可能な開発のための2030 アジェンダに関するG20 行動計画」を策定し、指針となる13のハイレベル原則とG20の開発に関する長期的な取り組みを反映した15の持続可能な開発セクターを提示した。その1つのセクターとして「気候資金とグリーンファイナンス」があり、G20が①気候変動とその影響に対処するために引き続き緊密に協力し、パリ協定の早期発効と実施を促進し、気候変動に対処するための追加的な資源の提供と動員を奨励し、温室効果ガスの排出量が少なく、気候変動レジリエンスのある開発への資金の流れを促進すること、②多国間開発銀行や開発金融機関に対し、気候変動に対処するための行動を開発戦略に組み込むことを求め、多国間開発銀行に気候変動に対応するアクションプランの提出を促すこと、③グリーン投資に民間資本を動員するための金融システムの能力を高めるための政策オプションを引き続き検討し、深めていくことが規定された<sup>11</sup>。グリーンファイナンスとは、杭州サミットで初めて議題に加えられ、首脳コミュニケにも初めて盛り込まれた概念であり、参加国の間でグリーン投資とグリーンファイナンスを拡大する必要性が確認された。

他にも杭州サミットでは、「構造改革の深化のためのG20 アジェンダ」が採択され、その中で構造改革の9つの優先分野の1つとして「環境の持続可能性の向上」が挙げられた。そして、環境の持続可能性を高めるためハイレベル原則として、①汚染を減らし資源効率を高めるための市場メカニズムを促進すること、②クリーンで再生可能なエネルギーと、気候変動レジリエンスの高いインフラ整備を促進すること、③環境関連のイノベーションの開発と応用を促進すること、④エネルギー効率を向上することが決定された。

以上のように、杭州サミットにおいては「パリ協定」と「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の実施に関しても議論が行われ、気候変動対応と持続可能な開発の実現を

---

//world/2016-09/06/c\_1119515149.htm > (最終アクセス：2021年8月21日)。

<sup>10</sup> “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development.” United Nations. [https://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E](https://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E). Accessed August 21, 2021.

<sup>11</sup> 「二十国集团領導人杭州峰会公報：二十国集团落實2030年可持續發展議程行動計劃」新華社、2016年9月6日、<[http://www.xinhuanet.com/world/2016-09/06/c\\_1119515149\\_6.htm](http://www.xinhuanet.com/world/2016-09/06/c_1119515149_6.htm)> (最終アクセス：2021年8月21日)。

促進する上でも大きな役割を果たした。

中国政府の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を重視する姿勢は、アジェンダを実施するための国別の行動プログラムの逸早い公表にも現れている。同年 9 月 19 日、アメリカ・ニューヨークの国連本部で中国は「持続可能な開発目標：我々の世界を変革するために共に努力する——中国の主張」と題したシンポジウムを開催し、李克強國務院総理が行なったスピーチの中で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に関する中国国別計画」を制定したことを発表した<sup>12</sup>。

当計画の前半部分には、ミレニアム開発目標への取り組みに関する総括があり、成果の 1 つとして環境保護と気候変動について挙げられ、2005 年と比較して、2014 年の GDP あたりの CO2 排出量は 33.8%減少し、一次エネルギー消費量に占める非化石エネルギーの割合は 11.2%となり、森林面積は 3,278 万 ha、森林ストックは 26 億 8,100 万 m<sup>3</sup> 増加し、砂漠化した土地のゼロ成長を前倒しで達成したことが示された。当計画の後半には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の 17 の開発目標を実施するための中国の取り組みについて紹介がなされている。13 個目の目標である気候変動対応の各ターゲットに関してもそれぞれ中国の取り組みについて定められた(以下の表 6.1 を参照)<sup>13</sup>。今後、パリ協定を実施していく過程では、これらの持続可能な開発に関連した気候変動対応に関する目標も考慮されることになる。

表 6-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（気候変動対応）と中国の取り組み

目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*	中国の取り組み
13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対するレジリエンス及び適応力を強化する。	気候変動に積極的に適応し、農業、林業、水資源などの主要分野や、都市、沿岸、生態系の脆弱な地域において、気候変動リスクに効果的に耐えうるメカニズムと能力を開発する。予測・早期警報、防災・減災のシステムを徐々に改善し、気象災害警報情報のフルカバー化を加速し、気候変動適応のためのレジリエンスビルディングを総合的に向上させる。
13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	国の決定する貢献(NDC)の実施を国家戦略・計画に組み込み、温室効果ガス排出抑制に関する第 13 次 5 ヶ年計画を策定し、気候変動への対応を経済成長と社会の消費パターンを変革する手段及び環境保護

<sup>12</sup> 「李克強在“可持續發展目標:共同努力改造我們的世界——中國主張”座談會上的講話」中華人民共和國外交部，2016 年 9 月 20 日，< <https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/t1399038.shtml> > (最終アクセス：2021 年 8 月 22 日)。

<sup>13</sup> 「中国落實 2030 年可持續發展議程國別方案」中華人民共和國外交部，<<https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/W020161012709956344295.pdf>> (最終アクセス：2021 年 8 月 22 日)。

	とエコロジー建設を強化する重要な新しい原動力とする。
13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	気候変動と環境保護に関する広報・教育を実施し、気候変動に関する知識や低炭素開発の概念を普及させ、すべての人々が気候変動に対処するための行動に積極的に参加するよう導く。外部とのコミュニケーションや広報・宣伝など様々な面で、参画している関係者や機関の能力を強化する。
3.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	先進国に対し、2020年までに年間1,000億ドルの気候変動対応資金を途上国に提供するという約束を果たすための明確なロードマップとスケジュールを策定し、実際に緑の気候基金に資金注入を行うことを要請する。
13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する	中国が設立した「気候変動南南協力基金」を通じて、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国が、対応策の全体的な計画と管理を含む、気候変動に対応するための能力構築の強化を支援する。気候変動への対応において、上記の国々の女性、若者、地域コミュニティ、周縁化されたコミュニティが抱える特別な困難に注意を払い、できる限りの支援を提供すること。
*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。	

（出典）『中国落实2030年可持续发展议程国别方案』，38-39頁。

### （3）気候変動対策の政治的重要度の向上

中国国内では、パリ協定の締結の影響で人々の気候変動問題への関心が高まるとともに、中国国内の大気汚染や水質汚染などの健康被害をもたらす環境問題への懸念も高まり、環境問題に関して議論が拡大していた。2017年3月5日に、李克強国務院総理が中華人民共和国第12期全国人民代表大会第5回会議で発表した「2017年政府活動報告」の中では、「青空防衛戦」という新しいキーワード（スローガン）が登場し、2017年に

政府が取り組むべき重要課題の 1 つとして大気汚染の改善等に真剣に取り組むことが報告された。

また、2017 年 10 月 18 日から 24 日にかけて北京で開催された中国共産党第 19 回全国代表大会でも、共産党として環境問題への対応を強化していく意向がより鮮明となった。18 日の開幕式において、習近平中国共産党中央委員会総書記が第 18 期中央委員会を代表し、「小康社会の全面的完成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう」<sup>14</sup>と題する報告を行った。この報告で習近平総書記は、中国の特色ある社会主義が新時代に入ったという判断を示し、過去 5 年間における執政の成果を振り返るとともに、新時代に向けた方針と目標を発表した。

本党大会報告において、環境保護対策に関しどのように叙述されているかを理解するには、「生態文明の建設」に着目する必要がある。「生態文明の建設」という概念は、2012 年 11 月に開催された中国共産党第 18 回全国代表大会の際に、胡錦濤前総書記が中国の特色ある社会主義事業の全体構成として「五位一体」の国家建設を提唱し、これまでの「四位一体」（経済建設、政治建設、文化建設、社会建設）に新たに加えられた概念で、環境保護の政治的位置付けが格上げされたことを意味した。今回習近平総書記が行った党大会報告では、生態文明建設の取り組みにおいて顕著な成果が得られており、今後も生態文明建設への取り組みを強化・加速させていく旨が述べられた。

具体的な報告内容を見てみると、過去 5 年間における生態文明建設の取り組みについては、「グリーン発展の理念を貫く全党・全国の自覚と主体性が著しく強まり、生態環境保護をおろそかにする状況が目に見えて改善され」、制度の整備や国立公園、資源節約、生態保護や修復、森林率などの点で成果があったと評価された<sup>15</sup>。また、気候変動政策については「気候変動対策の国際協力をリードし、地球規模の生態文明建設の重要な参与者・貢献者・先導者となった」と表明された<sup>16</sup>。そして今後の執政において生態文明の建設は重点分野の 1 つとして位置付けられ、「中華民族の永続的発展のための千年の大計」と称された。生態文明建設の具体的な方策としては、①グリーン発展を推進する、②際立った環境問題の解決に力を入れる、③生態系の保護を強化する、④生態環境の監督・管理体制の改革に取り組む、という 4 点が掲げられた。目標達成のロードマップとして、2020 年から 2035 年の段階においては、小康社会の全面的完成を土台に社会主義現代化を基本的に実現する予定であり、この時期には生態環境が根本的に改善をみせ、「美しい中国」の目標が基本的に達成されているとの予想が示された。さらに、2035 年から今世紀中葉までの段階では、現代化の基本的実現を土台に、富強・民主・文明・調和の美しい社会主義現代化強国を築き上げる時期であり、生態文明についても全面的な向上が見られるであろうと予想されている。

---

<sup>14</sup> 日本語タイトルは中国大手国営メディアの新華社による翻訳に依拠する。「習近平氏：小康社会の全面的完成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう——中国共産党第 19 回全国代表大会における報告」新華社、2017 年 10 月 28 日、<[http://jp.xinhuanet.com/2017-10/28/c\\_136711568.htm](http://jp.xinhuanet.com/2017-10/28/c_136711568.htm)>（最終アクセス：2021 年 8 月 21 日）。

<sup>15</sup> 同上。

<sup>16</sup> 同上。

第 19 回党大会報告では上記のように生態文明の建設について多くの言及がなされ<sup>17</sup>、環境保護への取り組み（生態文明の建設）が現在の中国にとって非常に重要な政策分野の 1 つとなっていることがわかる。

一方で、本報告の中では気候変動対策に関しても言及がなされたが、中国の自己認識或いは国際社会における位置付けを理解する上で重要な発言となっている。その発言とは、生態文明建設の成果の一部として、中国が「気候変動対策の国際協力をリードし、地球規模の生態文明建設の重要な参与者・貢献者・先導者となった」と説明されたことである。この一文により、グローバルな気候変動ガバナンスにおいて中国が自らを「参与者・貢献者・先導者」として評価・認識していることが明らかになった。気候変動ガバナンスの中で、中国が自らの参加者としてのアイデンティティに加えて、貢献者及び取り組みをリードする存在としての側面を強調するようになった背景には、パリ協定の形成や採択、発効過程での貢献に自信を付けたことがあるだろう。また、かつては気候変動分野においてリーダーとしての役割を果たしていくことに対し慎重な態度を見せていた中国であったが、現在は自己認識として自らを「先導者」（中国語：引領者、公式英語訳：torchbearer）と捉え、リーダーではないもののリーダーシップの発揮に取り組んできたという自負を持ち、それを公言するようになったという点で変化が窺える文言である。

また、ここでは気候変動政策が生態文明建設の一部として述べられているが、中国にとって気候変動政策は外交問題であり、そして経済発展の問題でもある。本党大会報告の外交政策に触れる部分においては、気候変動が非伝統的安全保障上の脅威の 1 つとして挙げられており、世界各国が一致協力して共通の課題に取り組み、「人類運命共同体」を築いていくことが提唱された。そして清く美しい世界を建設するために「環境と友好的につき合うことを堅持し、協同で気候変動に対応し、人類の生活・生命の拠り所である地球を守るべきである」<sup>18</sup>と呼び掛けている。また経済発展に関しては、中国共産党はこれからもグリーンな発展理念を堅持することが確認され、供給体系の質的向上に力を入れる一環としてグリーン・低炭素の分野においても新たな成長ポイントを育成し、新たな原動力を形成していく方針だと述べられた。総じてグリーン・低炭素型の発展は中国経済においても重点課題となっている。

以上の中国共産党第 19 回全国代表大会における習近平総書記の報告から確認できるのは、気候変動対策の政治的重要度の向上である。気候変動対策は、五位一体の国家建設の 1 つである生態文明建設に属する政策分野であり、外交政策上においても気候変動ガバナンスは重要度の高い領域であることが確認された。そして中国の経済は低炭素型の発展を目指しており、これは気候変動対策の一環でもある。

習近平総書記が気候変動対策を重視する姿勢は、関係する政府高官の発言からも見て取れる。党大会の約 1 週間後の 10 月 31 日に国務院新聞弁公室が開催した『中国気候変動対応に関する政策と行動 2017 年度報告』記者会見では、解振華中国気候変動事務特

<sup>17</sup> 報告全 13 章のうち第 9 章目は「生態文明体制改革を加速し、美しい中国を建設する」と題され、環境政策は重点分野の 1 つとして方策が説明されている

<sup>18</sup> 新華社の翻訳に依拠する。

別代表（以下「特別代表」に省略）が招かれ、年度報告に関する状況を説明した。その際に解振華特別代表は、「習近平総書記は我々にグリーン発展の促進、健全なグリーン・低炭素・循環型発展の経済システムの確立、クリーンかつ低炭素のエネルギーシステムの構築、グリーンで低炭素な生活方式の提唱、排出削減目標の達成、各方面と協力し気候変動に対処すること、人類が生存を依頼する地球の家を保護することへの取り組みを更に加速させることを要請している」と述べ、「我々は習近平総書記による気候変動に対応し人類運命共同体を構築することに関する重要な指示精神を真剣に徹底して実行し、ボン会議に積極的に参加してグローバルな気候変動ガバナンスに貢献する」<sup>19</sup>と述べた。習近平総書記が第19回党大会報告の中で中国が過去5年間において気候変動に対応するための国際協力をリードし、グローバルな生態文明建設の重要な参与者、貢献者、先導者となったと指摘したことに対しては、「過去5年間における中国の国際的な気候変動問題に対処するプロセスへの参加に対する1つの客観的な評価と総括であり、また今後我々がグローバルな気候変動ガバナンスのプロセスの中で果たしていく役割への期待と要求である」<sup>20</sup>との理解を示した。

この「中国気候変動対応に関する政策と行動 2017 年度報告」記者会見が開催されたのは党大会の約1週間後であり、その1週間後にはドイツのボンで国連気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）が開催されるという日程であった。そのため、記者会見ではボン会議での中国代表の立場と主張にも焦点が当てられた。記者の質問を受けて、解振華特別代表はボン会議に期待することを3点挙げた。まず第1に、各方面の要求を全面的に反映し、パリ協定の重要な要素をそれぞれバランスよく反映させた実施細則草案を来年の交渉に向けて準備できることである。第2に、各国が促進的対話（タラノア対話）の枠組み、原則、手続きに関する取り決めについて合意に達し、来年正式に対話を開始できることである。第3に、本大会で各国が2020年までの目標と行動を報告し、各国の行動に関し検査を実施し、かつ各国の目標の達成を促すことである。そして解振華特別代表は、ボン会議において「中国方案」（中国の提案）を提示し、また現在交渉上に存在する多くの意見の違いを処理する過程で橋渡しとなるような提案を行い、対立する立場の考えが同じ方向を向き問題を解決する方策を見つけ出せるようにしたいと語った<sup>21</sup>。

2017年11月6日から17日にかけて開催されたCOP23では、中国の交渉立場に大きな変化はなく、例えば「共通だが差異ある責任及び各国の能力」原則を堅持する立場を示した。会議の争点の1つであった資金問題について中国は、先進国が2020年までに率先して排出削減を実現し、発展途上国に毎年1000億米ドルの資金・技術支援を提供することを主張した。会議後半の16日、解振華特別代表は中国を代表して国別ステートメントを行い、「パリ協定は全世界が共同で手を携えて実行していく必要がある。中国は常に、地球規模の気候変動ガバナンスと持続可能な発展への参与者、貢献者、及び

<sup>19</sup> 「国新弁就《中国应对气候变化的政策与行动 2017 年度报告》等状况举行发布会」新华网，2017年10月31日，<<http://www.xinhuanet.com/talking/20171031z/index.htm>>（最終アクセス：2021年8月22日）。

<sup>20</sup> 同上。

<sup>21</sup> 同上。

多国間プロセスの擁護者であり、私たちは気候変動ガバナンスのプロセスのためにより多くの『中国の知恵』と『中国方案』を提案していきたいと考えており、世界各国が共に努力し、我々の共通の家である地球を守るために積極的な役割を果たすことを願っている<sup>22</sup>」と述べた。COP23では、中国が各交渉グループとの積極的な交渉を重ね、締約国間の意見の隔たりを解消して合意を促進するような仲介者或いはファシリテーターとしての役割を果たしたことが強調されており、中国がそうした「橋渡し」の役割を持つ提案<sup>23</sup>を行なったことは国際的にも評価されたと中国メディアは報じている<sup>24</sup>。

中国による国内での気候変動対応の重視姿勢やパリ協定の実施を支持する姿勢は、アメリカの政権交代によりトランプ大統領が就任してパリ協定の脱退を明示してからも、変化することはなかった。こうした一貫姿勢は国際社会から評価されるとともに、国内においても支持を獲得している。「気候変動と気候コミュニケーションに対する中国市民の認識に関する調査報告書（2017年）」によると、中国国民は中国政府の気候変動問題に対する積極的な取り組みを非常に支持しており、回答者の94%がアメリカのパリ協定離脱表明を踏まえて中国がパリ協定の枠組みに継続して参加することを支持し、96.8%は中国政府が気候変動関連の国際協力を通じて他の発展途上国を支援することを支持している<sup>25</sup>。

#### (4) 行政機構改革

2018年は、外交面ではアメリカとの貿易戦争が表面化し困難を迎える一方、中国国内では習近平国家主席への権力の集中がさらに進んだ。2018年3月11日に開催された第13期全国人民代表大会第3回全体会議では、「2期10年」として定められている国家主席の任期制限を撤廃する憲法修正案が可決され、習近平国家主席は10年を超えて国家主席を続投できることとなった<sup>26</sup>。

それに加え、同月17日の全人代第1回会議においては、国務院機構改革案が可決され、大規模な行政機構改革を行うことで行政の効率化が目指されることになった。3月

<sup>22</sup> 「中国気候変換事務特別代表、中国代表団団長解振華在聯合國気候変化波恩會議高級別會議上作国別發言」中華人民共和國国家發展和改革委員会，2017年11月17日，<[https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/xwfb/201711/t20171117\\_954735.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/xwfb/201711/t20171117_954735.html?code=&state=123)>（最終アクセス：2021年8月22日）。

<sup>23</sup> 中国の提出した「橋渡し案」とは大きな意見の隔たりが生じた際に、中国が率先して当事者間の最も対立する意見を抽出し、最大公約数を見つけ出し、すべての当事者の受け入れと譲歩を勝ち取るものであると説明されている。

<sup>24</sup> 人民日報「応対気候変化，中国展現引導力」中国気候信息网，2017年11月20日，<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=69914&Tid=249>>（最終アクセス：2021年9月28日）；中国新聞網「波恩気候大会進行時 德媒贊贊“中国行動”“中国方案”」新華網，2017年11月8日，<[http://www.xinhuanet.com/world/2017-11/08/c\\_129735439.htm](http://www.xinhuanet.com/world/2017-11/08/c_129735439.htm)>（最終アクセス：2021年9月28日）。

<sup>25</sup> 中国気候伝播項目中心「中国公衆気候変化与気候伝播認知状況調研報告（2017）」2017年11月1日，23-24頁。

<sup>26</sup> 「中国全人代，国家主席の任期撤廃 習氏3期目可能に」日経新聞，2018年3月11日，<<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO27980930R10C18A3MM8000/>>（最終アクセス：2021年8月22日）。

21日には、「共産党及び国家機構改革深化案」<sup>27</sup>が公表され、翌日22日には「中国共産党中央委員会の党と国家機関の改革深化に関する決定について」<sup>28</sup>も公表され、国務院以外の組織改革についても明らかになった。なお、2018年の国務院機構改革は1982年から数えて8回目となり、2013年以来であり、2013年時よりも大規模とされている。日本のメディアでは、尖閣諸島への関心の高さを背景に中国海警が軍の指揮下に配置されることなどに注目が集まったが<sup>29</sup>、気候変動問題に対応する行政機関に関しても大きな変更が行われた。

この国務院機構改革案では、環境保護を所管していた環境保護部が撤廃され、生態環境部が新設されることとなった。そしてこれまで気候変動対応を所管していた国家発展改革委員会気候変動司の機能は新設された生態環境部に移管されることとなった。生態環境部は、これまで他部門に分散していた環境保護関連の職責を統合することとなり、国家発展改革委員会の気候変動や炭素排出削減対応以外にも、国土資源部（地下水汚染の監督と防止）、水利部（水機能ゾーニングの作成、排水口の設定管理、河川流域の水環境保護）、農業部（農業表面汚染の監督と管理指導）、国家海洋局（海洋環境保護）、国務院（南水北調プロジェクト建設事務局の関連環境保護）の一部責務を統合することとなった<sup>30</sup>。そして生態環境部の主な任務は、生態環境政策・計画・基準の策定と実施、生態環境のモニタリングや測定と法執行の一元化管理、汚染の防止と対応、原子力・放射線安全の監督・管理、中央環境保護査察の組織と実施などとなった。

過去に当時の環境保護部長である周生賢が、中国の環境保護行政に関し「水と土地は同じ部門の管理下にはなく、一酸化炭素と二酸化炭素も同じ部門の管理下にはない」と語り「世界には最も厄介な部門が4つあると言うが中国の環境保護部はその1つだ」と発言したことが話題となった<sup>31</sup>。このように中国の環境保護行政の困難さに関する指摘は各方面からなされていた。著名な環境活動家であり公衆環境研究センター主任の馬軍によると、改革以前は多部門において環境保護関連の「管理責任が重複し、さらには相互に責任逃れをするような状況が形成されていた」という<sup>32</sup>。また国家林業局昆明勘察

<sup>27</sup> 新華社「中共中央印發《深化党和国家機構改革方案》」中華人民共和國人民政府，2018年3月21日，< [http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content\\_5276191.htm#1](http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#1) >（最終アクセス：2021年8月22日）。

<sup>28</sup> 新華社「中共中央關於深化党和国家機構改革的決定」中華人民共和國人民政府，2018年3月22日，< [http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/04/content\\_5270704.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/04/content_5270704.htm) >（最終アクセス：2021年8月22日）。

<sup>29</sup> 「中国海警，軍の影響下に 武警に編入 尖閣，緊張激化も」朝日新聞，2018年3月22日，< <https://www.asahi.com/articles/DA3S13414304.html> >（最終アクセス：2021年8月22日）。

<sup>30</sup> 新華社「中共中央印發《深化党和国家機構改革方案》」中華人民共和國人民政府，2018年3月21日，< [http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content\\_5276191.htm#1](http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#1) >（最終アクセス：2021年8月22日）。

<sup>31</sup> 「中国環保部長自嘲“世界四大尷尬部門”」BBC News 中文，2013年7月9日，< [https://www.bbc.com/zhongwen/simp/china/2013/07/130709\\_xinhua\\_choushengxian\\_vc](https://www.bbc.com/zhongwen/simp/china/2013/07/130709_xinhua_choushengxian_vc) >（最終アクセス：2021年8月30日）。

<sup>32</sup> Ma, Tianjie and Qin Liu. "China reshapes ministries to better protect environment." *China Dialogue*, March 14, 2018. <https://chinadialogue.net/en/pollution/10502-china-reshapes-ministrie>

設計院院長の唐芳林によれば、「国立公園システムのパイロットプログラムの導入には、国家発展改革委員会を含む 13 の委員会、部門、局の捺印が必要で、単純な問題が複雑になり、相互に制約があつて非効率になっていた」と指摘している<sup>33</sup>。

この改革により、気候変動問題に関連して言えば、これまでは CO2 の排出管理に関しては国家発展改革委員会が担当していたが、今後は生態環境部が大気汚染物質に加えて温室効果ガスの管理を担当することができる。このように改革前は複数の行政機関に跨って分断化されていた機能や重複して存在していた機能を統一することで、部門間の調整コストを軽減し、行政の効率化を図ることを目的とするものであり、制度設計の面で見れば、生態環境部は環境保護部時代よりも大きな権限を有することとなり、制約のないよりスムーズな環境保護行政が目指されている。

しかしながら、国务院の機関の中で最も権限のある国家発展改革委員会から新設の生態環境部（前身の環境保護部は権限の弱い部門として知られる）へと気候変動に関する政策決定権が移動したことが気候変動対応にどのような影響を与えるのかについては、改革当初から期待と危惧の両方の声があり<sup>34</sup>、未だその影響は不確かである<sup>35</sup>。異なる行政機関ごとに異なる利益を持つと考えられ、これまで気候変動問題に関しても環境保護部はより積極的な対応を支持する立場であり、古くから炭素税の導入等を検討していた。しかしながら、これまでは権限の強い国家発展改革委員会が気候変動を所管していたことから、炭素税は採用されずに、排出権市場の制度の発展が進められてきた。このように気候変動対応に対し隔たりのある部門が統合されたのち、より積極的な気候変動対応を行うことができるのかについては今後も観察が必要である。

気候変動外交に関連して、機構改革についてもう 1 つ注目すべき点は、アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID) やイギリス国際開発省 (DFID)、日本で言えば国際協力機構 (JICA) に相当する開発援助機関として「国家国際発展協力署」(CIDCA)<sup>36</sup>が新設されたことである。国際発展協力署は、商務省、外務省、財務省の対外援助機能を統合して設立された。2015 年に中国は「気候変動南南協力基金」の設立と 200 億人民元の拠出を宣言し、「10・100・1000 計画」(低炭素プロジェクト 10 件、気候変動緩和・適応プロジェクトを

---

s-to-better-protect-environment/. Accessed August 22, 2021.

<sup>33</sup> *Ibid.*

<sup>34</sup> “China’s new environment ministry unveiled, with huge staff boost.” Climate Home News, April 9, 2018. <https://www.climatechangenews.com/2018/04/09/chinas-new-environment-ministry-unveiled-huge-staff-boost/>. Accessed August 22, 2021.

<sup>35</sup> 2021 年 1 月に生態環境部は「気候変動と生態環境保護の関連業務の統一的計画と強化に関するガイダンス」を発表した。おそらく同じ生態環境部に属しながらも、これまで国家発展改革委員会で行っていた気候変動関連事業と旧環境保護部で行っていた環境保護事業は別々に行われていたことが伺われ、両事業の整合性を高める目的があると考えられる。今後、既存の生態環境関連法令の制定・改正に気候変動関連の内容を追加、両分野の基準制度の統合、環境影響評価に気候変動の影響を取り入れること、中央環境保護査察に気候変動とカーボンピーキングを含めることなどが行われると考えられる。「關於統籌和加強應對氣候變化與生態環境保護相關工作的指導意見」中華人民共和國生態環境部、< [http://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk03/202101/t20210113\\_817221.html](http://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk03/202101/t20210113_817221.html)> (最終アクセス：2021 年 8 月 22 日)。

<sup>36</sup> 国务院に直属する部の下のレベルに位置する新機構である。

100 件、途上国の気候変動対策のために 1,000 人分の研修を行う)の実施を進めてきた。しかしながら、国家発展改革委員会気候変動対応司は人員も小規模であり<sup>37</sup>、マンパワーや技術、経験不足、相手国との調整などが問題となり、通常の任務に加えて複雑な対外援助関連の業務を行うことが困難であった<sup>38</sup>。今回、国家国際発展協力署が成立したことにより、今後生態環境部が行う南南協力や一帯一路関連の対外援助の実効性が向上することが期待され、相手国としても窓口が統一され調整が容易になることが予想されている<sup>39</sup>。

#### (5) ボトムアップの可能性

2018 年は、パリ協定の実施指針の採択期限となっており、12 月 2 日から 15 日までポーランドのカトヴィツェで開催された気候変動枠組条約第 24 回締約国会議 (COP24)、京都議定書第 14 回締約国会議 (CMP14)、パリ協定締約国会議 (CMA1.3) で議論が行われた。その成果としてパリ協定の実施指針である「カトヴィツェ気候パッケージ」が採択され、2020 年以降のパリ協定の実施が可能となった。ただし、パリ協定第 6 条の国家間の市場メカニズムの利用等に関しては合意がなされなかったため、翌年 2019 年 12 月 2 日から 15 日まで、スペインのマドリードで開催された国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議 (COP25)、京都議定書第 15 回締約国会議 (CMP15) 及び第 2 回パリ協定締約国会合 (CMA2) においても継続して話し合いが行われた。しかし、第 6 条の市場メカニズムの利用に関しては、他国での削減を自国の削減分に当て削減目標を実現することに積極的な国と、市場メカニズムの過度な利用が結果として各国の積極的な削減行動を阻害することを懸念する国との間で意見が対立し、再び合意が先送りされることになった。中国は、京都議定書で採用された CDM を積極的に利用した経験もあり、国内でも市場メカニズムの運営を進めていることから、パリ協定においても市場メカニズムの利用に意欲的である。そのため、EU などと意見を対立させた。

トランプ米国大統領によるパリ協定離脱の正式通告により政治的な機運が上がらず、1.5°C 目標の取り扱いや各国の削減行動の引き上げに関しても合意が進まない中、各国政府に対応を求める世界の市民の声が高まっている<sup>40</sup>。COP24 と COP25、また 2019 年

<sup>37</sup> 2012 年に国家発展改革委員会の下に「国家気候変動対応戦略研究国際協力センター」が新設されて以降は、当該研究機関が気候変動関連の国際交流の窓口を担うこととなったが、気候変動関連の対外援助に関する職務に関しては模索段階にあり、他の部門との協調に問題があることが指摘されている。馮存万「南南合作框架下的中国气候援助」『国際展望』第 7 卷第 1 期、2015 年、46 頁。

<sup>38</sup> そのため、物資の寄付といった単純な援助が行われる場合が多く、低炭素プロジェクトの実施には困難があった。

<sup>39</sup> Wang, Binbin. “After China’s ministerial shake-up, what’s next for South-South climate cooperation?”. *China Dialogue*, June 19, 2018. <https://chinadialogue.net/en/climate/10685-after-china-s-ministerial-shake-up-what-s-next-for-south-south-climate-cooperation/>. Accessed August 22, 2021.

<sup>40</sup> 近年では異常気象の頻発等を背景に、「気候変動」の代わりに「気候危機」という表現が使用されることが多々ある。そして若者たちが政府に対し気候変動対応を求める行動を展開し、地方自治体が「気候非常事態宣言」を表明するなどしている。詳しくは以下の文献を参照：山本良一『気候危機』岩波書店、2020 年。

9月に開催された国連気候行動サミットでは、スウェーデンの環境活動家であるグレタ・トゥーンベリが招待されてスピーチを行なったことが、世界的に大きな関心を集めた<sup>41</sup>。また、国連の気候変動会議への非国家アクターの参加が増えており、サイドイベントを通じて交流を深めている<sup>42</sup>。

また、近年では世界的に脱炭素化の流れが進み、各国政府だけでなく産業界や自治体、市民社会もその流れを後押ししている。例えば、化石燃料関連企業からの世界的なダイベストメント運動が始まった2012年以降、1,300以上の組織が化石燃料産業関連の投資からの撤退を表明している<sup>43</sup>。2017年には、イギリス政府とカナダ政府のイニシアチブで脱炭素連盟「Powering Past Coal Alliance (PPCA)」が結成され、現在では41か国、40の自治体、55の組織が参加している<sup>44</sup>。石炭産業の縮小を求める大規模な世界キャンペーンに伴い、中国や日本などの石炭発電への投資を続ける国や企業への逆風が強まっていった。

非国家アクターの活動の高まりに関しては、中国も例外ではない。2009年のコペンハーゲン会議以降、中国政府とNGOや企業、シンクタンク、大学・研究機関、基金会などの非国家アクターは交流を深めている。中国政府としても、総合的かつ多元的な国際影響力の拡大や、民間の活力を利用して政府の取り組みを補完することを目指して、非国家アクターによる気候変動関連の活動を以前よりも支持しており、民間アクターの参加の空間が徐々に拡大している。

例えば、2018年9月12日から14日にアメリカ・カリフォルニア州で開催された「グローバル気候行動サミット (GCAS)」の期間中に実施された中国主催のイベントでは、中国の公益団体や財団（基金会）、研究機関など10団体が共同で「気候変動に関するグローバルアクション」の立ち上げを、20社以上の中国企業が共同で「中国企業気候行動」の立ち上げを宣言した<sup>45</sup>。グリーンファイナンスを促進する中で、民間資本の活用が重要になっている中、こうした企業や基金会の資金提供も活発になっている。

また、大学機関のアクションとしては、2019年の世界経済フォーラムの年次総会において、中国の清華大学が発起人となり、世界の主要な大学を招待して「世界大学気候

---

<sup>41</sup> 『子どもの未来、奪わないで』 15歳の活動家、COP24で演説」CNN, 2018年12月17日, <<https://www.cnn.co.jp/world/35130247.html>> (最終アクセス: 2021年8月22日); 「グレタさん『ほんのわずかな気温の上昇も問題』 COP25で演説」毎日新聞, 2019年12月11日, <<https://mainichi.jp/articles/20191211/k00/00m/030/319000c>> (最終アクセス: 2021年8月22日); 「大人への怒りで震えた声 反響呼んだ16歳の国連演説」朝日新聞, 2019年9月29日, <<https://www.asahi.com/articles/ASM9S3FDJM9SUHBI00W.html>> (最終アクセス: 2021年8月22日)。

<sup>42</sup> 亀山康子「COP24 (気候変動枠組条約第24回締約国会議) では何が決まった?」国立環境研究所社会システム領域, 2018年12月28日, <[http://www.nies.go.jp/social/navi/column/topics\\_cop24.html](http://www.nies.go.jp/social/navi/column/topics_cop24.html)> (最終アクセス: 2021年8月22日)。

<sup>43</sup> FOSSIL FREE : DIVESTMENT のウェブサイトを参照: FOSSIL FREE : DIVESTMENT. <https://gofossilfree.org/divestment/commitments/>. Accessed August 22, 2021.

<sup>44</sup> "PPCA Members." PPCA. [https://www.poweringpastcoal.org/members?/about/Powering\\_Past\\_Coal\\_Alliance\\_Members](https://www.poweringpastcoal.org/members?/about/Powering_Past_Coal_Alliance_Members). Accessed August 22, 2021.

<sup>45</sup> 「応対全球気候変化, 中国企業在行动」人民網, 2018年9月16日, <<http://world.people.com.cn/n1/2018/0916/c1002-30295522.html>> (最終アクセス: 2021年7月31日)。

変動連盟 (GAUC)」を共同で立ち上げ、世界の大学による気候変動問題へのコミットメントを推進する上で主導的な役割を果たしている<sup>46</sup>。

こうした非国家アクターの活動の盛り上がりや、政府と非国家アクターの協働が以前と比べて活発に行われている理由の1つには、長年環境保護行政に従事し、2007年から2018年までは気候変動交渉のトップを担当してきた解振華の影響も大きいとされている<sup>47</sup>。国家発展改革委員会の副主任を務めていた解振華は、コペンハーゲン会議以降、定期的に国内外の民間組織等と交流を持ち、政府との協働の道を開いた。実際に、交流を深めたオックスファムや全球環境研究所 (GEI) などの NGO が対外支援の実施や地方政府のキャパシティビルディングに参画している。解振華は、国家発展改革委員会副主任を退任後、2017年12月に清華大学に新設された清華大学気候変動と持続可能な開発研究院の院長を務めており、自然に基づく解決策 (NbS) やカーボンニュートラルを含む気候変動関連の研究の促進や、大学を中心とした気候コミュニティ形成などに尽力している<sup>48</sup>。解振華は、外交交渉においては国益の確保を目的とした強硬な態度で知られる場合もあるが、環境保護の実務家・専門家でもあり、気候変動問題においても中国が積極的な貢献を果たすべきであるとの考えを持っているという<sup>49</sup>。解振華は、2019年に気候変動特別代表の座を退き半引退状態にあったが、2021年に始動したアメリカのバイデン政権が、オバマ政権時代に交流のあったジョン・ケリーを気候変動担当大統領特使に指名して米中の気候対話を復活させたことから、交渉担当に返り咲いている<sup>50</sup>。

---

<sup>46</sup> 日本からは東京大学が参加している。

<sup>47</sup> Li, Jing. "Xie Zhenhua: China's top climate negotiator steps down." *China Dialogue*, December 9, 2019. <https://chinadialogue.net/en/climate/11717-xie-zhenhua-china-s-top-climate-negotiator-steps-down-2/>. Accessed August 22, 2021.

<sup>48</sup> 清華大学は理系の強い大学で気候変動領域において多くの科学者や官僚等を輩出し、国家の気候変動対応に貢献してきた。全国排出権取引市場の制度設計は清華大学核エネルギー・新エネルギー技術研究院の張希良教授が主導した。気候変動と持続可能な開発研究院の院長に解振華が就任して以降、清華大学の果たす役割はさらに向上しており、研究面だけでなく、社会全体の気候変動に関する議論を促進している。気候変動と持続可能な開発研究院は定期的に気候変動関連のシンポジウムを開催しており、訪中した気候変動関連の要人を招待して公演を行なっている。こうしたシンポジウムには、学生だけでなく、関係部門の幹部や、気候変動関連の専門家、NGO、企業、メディアなどが多数参加しており、中国社会の気候変動コミュニティの拡大も促進している。

<sup>49</sup> "The Secret Origins of China's 40-Year Plan to End Carbon Emissions." *Bloomberg*, December 22, 2020. <https://www.bloomberg.com/news/features/2020-11-22/china-s-2060-climate-pledge-inside-xi-jinping-s-secret-plan-to-end-emissions?srnd=green&sref=zQtH7y5q>. Accessed September 28, 2021.

<sup>50</sup> Tiezzi, Shannon. "China Brings Back Long-time Climate Czar." *The Diplomat*, February 5, 2021. <https://thediplomat.com/2021/02/china-brings-back-long-time-climate-czar/>. Accessed August 22, 2021; Tiezzi, Shannon and Ellen Knickmeyer. "Kerry Heads to China for Climate Talks." *The Diplomat*, April 15, 2021. <https://thediplomat.com/2021/04/kerry-heads-to-china-for-climate-talks/>. Accessed August 22, 2021; Tiezzi, Shannon. "Kerry Visits Renews China-US Climate Cooperation." *The Diplomat*, April 20, 2021. <https://thediplomat.com/2021/04/kerry-visits-renews-china-us-climate-cooperation/>. Accessed August 22, 2021.

## (6) グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延により、2020年初頭は中国各都市で数か月に渡りロックダウンや自主隔離、業務停止などが行われたため、大気汚染が改善され、CO<sub>2</sub>の排出が一時的に抑制された<sup>51</sup>。しかし、感染抑制に成功して以降、経済活動の再開に加え、低迷した景気を回復させるために石炭消費が拡大し<sup>52</sup>、気候変動問題への取り組みにブレーキがかかるのではないかと懸念されている<sup>53</sup>。

このような懸念に反し、習近平国家主席は引き続き積極的な気候変動対応を行なっていく旨を示している。2020年9月22日には、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響によりオンラインで開催された第75回国連総会一般討論において、習近平国家主席がビデオ演説の中で「国が決定する貢献（NDC）を引き上げ、より強力な政策と措置を採用し、2030年までにCO<sub>2</sub>排出量をピークアウトし、2060年までにカーボンニュートラルの達成を目指して努力する」<sup>54</sup>と表明し、始めてカーボンニュートラル目標に言及したことで国際社会を驚かせた<sup>55</sup>。また、世界経済の「グリーン・リカバリー」を促進することも呼びかけられた。このカーボンニュートラルの目標は、EUなどの先進国が2050年を目標年としていることから10年の猶予が設定されていることになるが、ピークアウトからカーボンニュートラルまでの期間は30年であり、この点で野心的な目標であることが強調されている。習近平国家主席の宣言後、中国の社会では「カーボンニュートラル」が一種の流行語となるなど、国内でも高い関心を呼んだ<sup>56</sup>。

2020年11月22日付けのブルームバーグの記事によると、2060年のカーボンニュートラル目標の提出は、前述した清華大学気候変動と持続可能な開発院院長の解振華が清華大学と十数の政府系シンクタンクと連携して行った調査結果をもとに関連部門や指導者に提言したものであり、緩やかな変革のあとに急速な変革を行う2段階アプローチ

<sup>51</sup> Tohjima, Yasunori, et al. "Detection of fossil-fuel CO<sub>2</sub> plummet in China due to COVID-19 by observation at Hateruma." *Scientific reports* 10.1, 2020, pp. 1-9.

<sup>52</sup> 「第1四半期の中国CO<sub>2</sub>排出、コロナ前を9%上回る 石炭消費拡大」ロイター、2021年5月21日、<<https://jp.reuters.com/article/climate-change-china-emissions-idJPKCN2D20CB>>（最終アクセス：2021年8月21日）。

<sup>53</sup> Wang, Yan. "China's economy is recovering quickly, as are its carbon emissions." *China Dialogue*, August 11, 2020. <https://chinadialogue.org.cn/en/climate/chinas-economy-is-recovering-quickly-as-are-its-carbon-emissions/>. Accessed August 22, 2021; Shi, Yi. "Is China's post-pandemic recovery off the green track?". *China Dialogue*, December 28, 2021. <https://chinadialogue.net/en/energy/is-chinas-post-pandemic-recovery-off-the-green-track>. Accessed August 22, 2021.

<sup>54</sup> 「習近平在第七十五届联合国大会一般性辩论上的讲话（全文）」新華網、2020年9月22日、<[http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-09/22/c\\_1126527652.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-09/22/c_1126527652.htm)>（最終アクセス：2021年7月31日）。

<sup>55</sup> Nordhaus, Ted and Seaver Wang. "China Breaks Decades of Climate Gridlock." *Foreign Policy*, January 11, 2021. <https://foreignpolicy.com/2021/01/11/china-climate-diplomacy-decarbonize-net-zero-separate-and-differentiated/>. Accessed September 29, 2021.

<sup>56</sup> カーボンニュートラルをテーマとするETF・投資信託が設立するなど、カーボンニュートラルや低炭素関連株への投資熱も高まっている。経済参考報「公募全面発力“碳中和” 低炭主題基金站上風口」新華網、2021年7月19日、<[http://www.xinhuanet.com/fortune/2021-07/19/c\\_1127668255.htm](http://www.xinhuanet.com/fortune/2021-07/19/c_1127668255.htm)>（最終アクセス：2021年8月22日）。

を採用したことから上層部の反発が少なく、カーボンニュートラルに言及することに慎重であった政府を動かした可能性があるという<sup>57</sup>。

また、同年12月12日に開催された気候野心サミットでは、同じくビデオ演説を行った習近平国家主席が「2030年までにGDPあたりのCO2排出量を2005年比で65%以上削減し、一次エネルギー消費量に占める非化石エネルギーの割合を約25%まで引き上げ、森林ストックを2005年比で60億m<sup>3</sup>増加させ、風力・太陽光発電の総設備容量を12億kW以上にすると表明した<sup>58</sup>。この新しい「30年目標」は、2015年に公表した目標を引き上げた内容となっており、削減行動の強化に貢献する姿勢を見せている。

また、2021年3月5日から11日まで開催された第13期全国人民代表大会第4回会議において発表された「国民経済第14次5カ年計画と2035年長期目標綱要」<sup>59</sup>の中には、気候変動に関連する「グリーン生態」項目の指標として、①GDP当たりのエネルギー消費量を13.5%削減すること、②GDP当たりのCO2排出量を18%削減すること、③森林被覆率を24.1%にすることが定められた。また、気候変動対応に関する言及としては、2030年までの国の決定する貢献と、カーボンピークアウト、2060年までのカーボンニュートラルの実現に関しても明記された。エネルギー関連ではエネルギー消費量に占める非化石エネルギーの割合を約20%に引き上げることも明記された。

第14次五カ年計画の中では、カーボンニュートラルに関する言及は1回のみであり、カーボンニュートラルに向けた具体的なロードマップはまだ提示されていない。現在、国務院により「カーボンピークアウト・カーボンニュートラル作業指導グループ」が組織され、ロードマップについての検討が行われている。2009年に国際的に宣言した「2020年目標」を達成している中国は、2030年のCO2排出量のピークアウトと2060年のカーボンニュートラルの目標の達成にも意欲的であると考えられる。また一部の地方政府では、国としての2030年目標を前倒しで達成することを目指しており、上海市では2025年にCO2排出量のピークアウトを目標として取り組みを進めている<sup>60</sup>。これまでに発表された中国の経済復興策や計画には、「グリーンさ」が不足しているという指摘もあるが、一連の炭素目標の公表や全国炭素排出権市場の起動は中国のグリーンリカバリーを象徴するものだと理解されている。

---

<sup>57</sup> “The Secret Origins of China’s 40-Year Plan to End Carbon Emissions.” Bloomberg, December 22, 2020. <https://www.bloomberg.com/news/features/2020-11-22/china-s-2060-climate-pledge-inside-xi-jinping-s-secret-plan-to-end-emissions?srnd=green&sref=zQtH7y5q>. Accessed August 19, 2021.

<sup>58</sup> 「習近平在気候雄心峰会上の講話（全文）」新華網，2020年12月12日，<[http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-12/12/c\\_1126853600.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2020-12/12/c_1126853600.htm)>（最終アクセス：2021年7月31日）。

<sup>59</sup> 新華社「中華人民共和國国民経済和社会発展第十四個五年規劃和2035年遠景目標綱要」中華人民共和國中央人民政府，2021年3月13日，<[http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content\\_5592681.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm)>（最終アクセス：2021年8月22日）。

<sup>60</sup> 「多省份提出在全国率先实现碳达峰，上海时间表较全国提前五年」澎湃新聞，2021年1月17日，<[https://www.thepaper.cn/newsDetail\\_forward\\_10827685](https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_10827685)>（最終アクセス：2021年7月31日）。

## 第2節 中国の気候リーダーシップ

パリ協定の形成、成立、発効過程における一連の経験は、国際社会におけるルールメイキングに深く関与した成功例として中国に大きな自信を与えるとともに、また国際社会からも中国の積極的関与とリーダーシップを期待する声が高まった<sup>61</sup>。特にアメリカの大統領選挙で共和党のドナルド・トランプが当選して以降、アメリカのパリ協定の脱退が確実となり、パリ協定実施の実効性が危ぶまれ、また気候変動レジームの推進力の一翼を失うこととなってしまったため、世界最大の排出国かつ第2位の経済大国である中国の動向には一層注目が集まった。そして国内外を問わず、中国が気候変動レジームに関連してどのような立場を取るか、リーダーになりうるのか、どのようなリーダーシップを発揮するのかなどに関して議論が盛んに行われるようになった<sup>62</sup>。

これまでの中国の気候変動外交は、国際的な義務や責任の負担を回避することに注力していたため、パリ協定締結前後の積極姿勢は政策の転換として認識される。このような気候変動問題への積極的な関与は、中国の外交方針の「韜光養晦」からの転換の一例としても考えられる。つまり、中国の大きな外交方針の転換という点から見れば、習近平政権が国際的な影響力の拡大を目指して、「一帯一路」(OBOR)や「人類運命共同体」、「生態文明」の建設といったイニシアチブの提唱及び関連した対外援助の提供(「正確義利観」)、国際金融機関の設立、またアメリカのトランプ政権との対比として国連プロセスの重視、グローバリゼーションや多国間主義を擁護する姿勢を打ち出していることなどに関連性が高いといえることができる。

それでは、中国が気候変動分野において追求している建設的な役割或いはリーダーシップ<sup>63</sup>の形とはどのようなものを以下で整理したい。なお筆者は、気候変動交渉において、議長国議長などの個人のリーダーシップを別として、厳格な意味でのリーダーシップを発揮する国やグループは存在しないか、すべてのリーダーシップは限定的であると現時点では考えている。また、リーダーシップの実証的研究は非常に複雑であるため、リーダーシップの類型化や中国の交渉行動への厳格な当てはめに関しては今後の研究

<sup>61</sup> “E.U. Looks to China for Climate Leadership.” *Scientific American*, February 2, 2017. <https://www.scientificamerican.com/article/e-u-looks-to-china-for-climate-leadership/>. Accessed August 15, 2021.

<sup>62</sup> 例えば以下を参照：“China Poised for Leadership on Climate Change After U.S. Reversal.” *National Geographic*, March 28, 2017. <https://www.nationalgeographic.com/science/article/china-takes-leadership-climate-change-trump-clean-power-plan-paris-agreement>. Accessed August 15, 2021.

<sup>63</sup> リーダーシップの種類や類型に関しては、オラン・ヤングはレジーム形成期に登場する3つのリーダーシップの形態(構造的、起業家的、知的リーダーシップ)を示した(参照：Young, Oran R. “Political Leadership and Regime Formation: On the Development of Institutions in International Society.” *International Organization* 45.3, 1991, pp. 281-308.)。対して劉宏松は、オラン・ヤングの示した起業家的リーダーシップと知的リーダーシップは同類のリーダーシップであると考え、国際レジームの交渉におけるリーダーシップを構造的、知的、社会的リーダーシップの3つに分類して気候変動レジームやヨーロッパのリーダーシップについて検討している(参照：劉宏松「為什麼冷戰後國際制度的形成不由美國所願」『世界經濟与政治』第8期，2013年，68-85頁；劉宏松，解單「再論歐盟在全球氣候治理中的領導力」『國際關係研究』第4期，2019年，94-116頁。)

課題とし、現時点で観察される中国による中国の視点での「リーダーシップ」の模索に関して記述する。

前述したように、中国政府と公式表現として中国は気候変動ガバナンスにおいて「参与者・貢献者・先導者」であるというアイデンティティを有し、かつてと比較して大きな役割を担っているという自負があり、国内に向けても国際的な貢献を喧伝しつつも、自身をリーダーであるとは呼称していない。公式の英語訳でも「leader」ではなく「torchbearer」<sup>64</sup>という表現を用いていることからわかるように、この「先導者」（中国語では「引領者」）という用語は、リーダーシップを発揮するというニュアンスも持ちながらもリーダーであることは意味しない。この用語の使用が示唆するところは、中国は公式に「リーダー」という表現を用いることを避けているということである。リーダーを自称するという事は、国際公共財を提供し、より大きな責任を約束することと同義であり、換言すればさらなる温室効果ガスの削減行動を実施する必要があることを意味する。そのため、中国はリーダーを自称するには時期尚早と考えているか、そもそもリーダーを担うことに消極的であるということである。

長年中国の気候変動外交の中国代表団団長を務めていた解振華は、「参与者・貢献者・先導者」という表現が習近平国家主席により提起された当初、この表現に関して「1つの客観的な評価と総括であり、また今後我々がグローバルな気候変動ガバナンスのプロセスの中で果たしていく役割への期待と要求である」<sup>65</sup>と述べ、「先導者」という役割には期待の意味も込められていることを示唆している。解振華は、その後も、中国は「常に積極的な参加者であり、積極的な貢献者であり、気候変動の全過程において積極かつ建設的な役割を果たしてきた」と評価する一方で、「リーダーになる能力はない」との発言をしている<sup>66</sup>。

中国が気候変動分野において世界のリーダーになる能力があるのか否かに関しては議論があるところである。リーダーを担うことができると主張する意見によれば、中国は低炭素開発を目指す国内政策により、エネルギー関連のCO<sub>2</sub>排出量や石炭消費量の減少にも一部期間成功し、太陽光システムの導入量ではトップに立ち、EUよりも大きな排出権取引市場を形成していることが理由に挙げられる<sup>67</sup>。特に、太陽光発電や風力発電といったクリーンエネルギー産業では世界をリードしており、こうした国内における関連の取り組みは中国がピークアウトやカーボンニュートラル宣言を行うことので

---

<sup>64</sup> Xi, Jinping. "Secure a Decisive Victory in Building a Moderately Prosperous Society in All Respects and Strive for the Great Success of Socialism with Chinese Characteristics for a New Era." Xinhua, October 18, 2017. [http://www.xinhuanet.com/english/download/Xi\\_Jinping's\\_report\\_at\\_19th\\_CPC\\_National\\_Congress.pdf](http://www.xinhuanet.com/english/download/Xi_Jinping's_report_at_19th_CPC_National_Congress.pdf). Accessed August 22, 2021.

<sup>65</sup> 「国新弁就《中国应对气候变化的政策与行动 2017 年度报告》等状况举行发布会」新華網，2017 年 10 月 31 日，<<http://www.xinhuanet.com/talking/20171031z/index.htm>>（最終アクセス：2021 年 8 月 22 日）。

<sup>66</sup> 覓雲「專訪解振華：中国真的“没能力領導”全球应对气候变化？」BBC 中文，2017 年 10 月 6 日，<<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-41510110>>（最終アクセス：2021 年 8 月 15 日）。

<sup>67</sup> Wang, Changjian, and Fei Wang. "China can lead on climate change." *Science* 357.6353, 2017, p. 764.

きる土台である。

一方で、中国は短期的にリーダーを担えない、または担う意欲がないと考える意見では、国内での政策の実施状況に関しての指摘が多い。中国では、エネルギーミックスが進む一方で未だに石炭に大きく依存したエネルギー構造を持ち、気候変動政策を実施する上での最大のネックとなっている。エネルギーと産業の構造転換は、大規模な失業を伴うことから社会不安をもたらす原因となるため急激な変革を行いにくい。また、石炭業界や経済至上主義思想を持つステークホルダーからの圧力は野心的な強化された削減行動の提示を困難にしている<sup>68</sup>。

また、脱炭素化に対する国際的な関心と意欲が高まる中で、中国が国外で行なっている投資や援助への風当たりは強く、リーダーシップの阻害要因になりうると考えられている<sup>69</sup>。例えば、海外へのエネルギー多消費産業関連の資金と技術の移転、石炭火力発電所の新設などの石炭投資、融資の際の環境基準等への批判も根強く、国外での排出量の増加を抑制できないのではないかと懸念がある。こうした海外での行動をより環境に配慮した形で行わない限り、真の意味で世界の脱炭素化をリードすることはできないであろう。

中国がリーダーになる能力があるか否か、好むか好まざるかを問わず、リーダーにならざるを得ないという見解もある<sup>70</sup>。過去においては温室効果ガスの一人当たりの排出量や累積排出量を盾に責任を逃れ、発展途上国として「発展の権利」を死守してきたが、現在では総排出量が第1位であるだけでなく、一人当たりのCO<sub>2</sub>排出量も一部の先進国よりも高い数値となり、1990年以降の累積でも最大の排出国となっている。そのため、後発開発途上国(LDC)や小島嶼開発途上国をはじめとする途上国からも中国の対応の強化を望む声が高まっている。そして、多くの途上国にとって中国は同じ利益を追求する代表者という存在ではなくなり、「必要とする開発援助を政治的条件なしで提供してくれる」<sup>71</sup>存在となっている。こうしたことから、これまで途上国というアイデンティティを強調して「共通だが差異ある責任」の原則の維持を主張し、削減行動の猶予と先進国からの技術移転や資金援助を享受してきた中国であったが、削減行動の表明や途上国として義務ではない途上国支援のための資金供与を行なっている。ただし、先進国が国連のレジーム内(緑の気候基金など)で資金提供しているのに対し、中国は自発的に独自のプラットフォームで途上国支援を行なっており、あくまでも途上国として国情と能力に合わせた貢献を道義的に行なっている姿勢を貫いている。そして、先進国の資金提供義務を補完するものではないことを強調している。

<sup>68</sup> “The Secret Origins of China’s 40-Year Plan to End Carbon Emissions.” *Bloomberg*, December 22, 2020. <https://www.bloomberg.com/news/features/2020-11-22/china-s-2060-climate-pledge-inside-xi-jinping-s-secret-plan-to-end-emissions?srnd=green&sref=zQtH7y5q>. Accessed August 19, 2021.

<sup>69</sup> Williams, Lisa. *China's Climate Change Policies: Actors and Drivers*. Lowy Institute, 2014. <https://www.lowyinstitute.org/publications/chinas-climate-change-policies-actors-and-drivers>. Accessed August 18, 2021.

<sup>70</sup> Chao, Zhang. “Why China Should Take the Lead on Climate Change.” *The Diplomat*, December 14, 2017. <https://thediplomat.com/2017/12/why-china-should-take-the-lead-on-climate-change/>. Accessed August 18, 2021.

<sup>71</sup> 龐中英「中国面臨的國際領導悖論及其克服」『探索与争鳴』第12期, 2017年, 119頁。

他方で、中国がリーダーであるか否か、リーダーとなる能力があるか否かは議論するに値しないとする指摘もある。責任ある大国としての行動を求められるようになった中国にとって、リーダーになるかどうかは問題なのではなく、リーダーとしての役割をどのように解釈し、どのようなリーダーシップを発揮するかということが主要な課題となっている<sup>72</sup>。そして、中国が自身の理解と戦略に基づいてリーダーシップを発揮すべく行動を取ったとしても、現状ではそれは中国がリーダーとしての地位を確立していることを意味しない<sup>73</sup>。

気候変動ガバナンスにおいて、中国は自身をリーダーではなく「先導者」と自称しているが、それは中国が想定するリーダーシップがより限定的な役割であると推測できるだろう。つまり、中国には単独でのリーダーシップを追求する意思も、自身の能力以上の大きな責任や負担を負う意図はないと考えられる。気候変動ガバナンスを含めた多くの場合、中国は国際的なルール作りにおいて積極的な役割を果たそうとしており、中国が想定する主なリーダーシップのあり方とは、単なる参加者を超えて、国際的なルールや規範の形成過程に深く関与することであると言える<sup>74</sup>。

中国が追求すべきリーダーシップに関して、陳志敏と周国榮（2017）は、中国がアメリカのような一国による全面的なリーダーシップの形を模倣することは難しく、また現代において古代の「朝貢」形式の支配を行うことには正統性がないため、複数のリーダーと共に協力しながら集団的にリーダーシップを発揮する形式を目指すべきだと主張する<sup>75</sup>。また、主導的地位を利用して自国の国益のみを追求するのではなく国際社会の共通の目標の実現に尽力し、経済協力といった経済的な利益を手段として他国を惹きつけ、他国の主権を尊重しながら参考となるような問題の解決策やアイデアを提示するようなリーダー像が理想的であるとした。

上記の指摘は、現在の中国の気候変動外交戦略と概ね一致している。中国は単独でのリーダーシップを追求するというよりも、協力相手を常に模索している<sup>76</sup>。パリ協定締結前後は、アメリカに後押しされる形でアメリカと共に交渉の推進力やルールメーカーとしての役割を果たしたが、オバマ大統領退任後はアメリカとの「共同リーダーシップ」の形は終了した。その後、中国は単独でのリーダーシップの追求を目指さず、EUと

---

<sup>72</sup> 陳志敏，周国榮「国際領導与中国協進型領導角色的構建」『世界經濟与政治』第3期，2017年，31頁。

<sup>73</sup> 龐中英，同掲書，119頁。

<sup>74</sup> 山口信治（2020）では、中国による自身の価値観を既存の制度に反映させる試みや、自国中心の新たな秩序形成を目指す動きが顕著であるとの懸念が示された（参照：山口信治「国際秩序をめぐる競争を激化させる中国：強硬化をもたらすその自己認識（先鋭化する米中対立）」『外交』62，2020年，114-119頁。）。これに関し筆者は、気候変動領域においては、既に存在している西側の価値観や概念を普及させることによってソフト・パワーや発言力を拡大しようとする動きもあると考える。

<sup>75</sup> 陳志敏，周国榮，同掲書。

<sup>76</sup> 2019年11月には、パリ会議の開催国であるフランスと、生物多様性条約締約国会議を開催予定の中国は、パリ協定の維持と履行促進などを目的に生物多様性の保全と気候変動に関する北京イニシアチブを発表した。

の協力を模索した<sup>77</sup>。結果として、EU との共同でのリーダーシップも有効に機能したわけではなく、トランプ大統領在任中のアメリカのリーダーシップの空白期間を中国が有効に補完できたとは言い難い。

しかし、2017 年 1 月にダボスで開催された世界経済フォーラムで、習近平国家主席がグローバリゼーション、自由貿易、自由主義経済機関を擁護し、またパリ協定への支持を表明したことは、空白になったリーダーシップを補完する試みと考えることもできるだろう。多国間プロセスであるパリ協定の実施が頓挫することがなかったのも中国の貢献とすることができる。そして、既存の秩序の擁護者として振る舞うのと同時に、国際会議の場などを利用してグリーンファイナンスやグリーンリカバリー、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」などの気候変動関連の概念や理念を普及・推進させる上で主導的役割（一種の規範起業家のような役割）を果たそうとしており、それによるソフトパワー或いは国際的影響力の拡大を目指している。また、近年の気候変動交渉の場では、先進国と途上国をつなぐ役割、締約国間の意見の対立を調整する役割（ファシリテーター）を志向しており、中国自身の言葉で言えば「橋渡し」（搭橋）の役割を担おうとしている。

さらに、中国は途上国支援といった経済力を活用し、また国内での気候変動対策の成功経験を「中国方案」（中国の提案）或いは「中国の知恵」として伝達することで、途上国のキャパシティビルディングの面で貢献することに力を入れている。また、「気候変動協力南南基金」だけでなく、アジアインフラ投資銀行、新開発銀行、シルクロード基金で行うプロジェクトの中でも気候変動関連のプロジェクトは重要な地位を占めている。こうした途上国支援の目的も、中国自身のソフトパワーや発言力拡大といった面が大きいと考えられる。

### 第 3 節 グリーン一帯一路の展開

中国の国際的なリーダーシップ発揮の代表的な実践例（実験）は、「一帯一路」（正式名称「シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロード」）の提起である。一帯一路の建設とは、習近平国家主席が 2013 年の外遊時に初めて提唱した中国とヨーロッパを繋ぐ広域経済圏構想であり、中国発の国際協力と共同体形成のイニシアチブである。2021 年 1 月現在、171 の国と国際組織が中国と一帯一路協力文書を結んでいる<sup>78</sup>。一帯

<sup>77</sup> Emmott, Robin and Robert-Jan Bartunek. "As U.S. retreats, EU and China seek climate leadership at summit." Reuters, June 1, 2017. <https://www.reuters.com/article/us-eu-china-idUSKBN18R3A4>. Accessed August 20, 2021. 中国と EU は、気候変動関連の協力に関する対話を継続して行っており、2016 年に「中国-EU エネルギー協力ロードマップ（2016-2020）」、2018 年に「気候変動とクリーンエネルギーに関する中国-EU 首脳共同声明」、2019 年に「中国と EU のエネルギー協力に関する共同声明の実施について」に署名するなど、関連分野での協力を進めている。しかしながら、中国と EU は海洋問題やダンピング問題、国境炭素税をめぐる対立が存在している。また、米国がパリ協定から離脱した後、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）のメカニズムが中止されたことを受け、中国、EU、カナダは共同で、MEF に代わる気候行動に関する閣僚会合（MOCA）を主催した。

<sup>78</sup> 「我国已簽署共建“一帯一路”合作文件 205 份」一帯一路官網，2021 年 1 月 30 日，<<http://www.191.cn/>>

一路政策の中でも、中国政府は環境協力に特化したものを「グリーン一帯一路」と呼称している。2015年3月に国家発展改革委員会、外交部、商務部が共同で公表した「シルクロード経済ベルトと21世紀の海上シルクロードの共同建設促進のためのビジョンと行動（英語名称：Vision and Actions on Jointly Building Silk Road Economic Belt and 21st-Century Maritime Silk Road）」では一帯一路の実施に関してガイダンスが示されたが、その中で「インフラの建設・運用管理のグリーン化・低炭素化を強化し、建設時に気候変動の影響を十分に考慮」し、また「投資と貿易において生態文明の理念を強調し、生態環境、生物多様性、気候変動対策に関する協力を強化し、『緑のシルクロード』を共同で構築する」こととされ、環境への配慮が言及された<sup>79</sup>。また、重点協力分野の中に環境保護産業や水力発電、原子力発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー関連の協力も含まれた。

そして2017年5月には、環境保護部、外交部、発展改革委員会、商務部から「グリーン“一帯一路”建設推進に関するガイダンス」が公表され、グリーン一帯一路についての実施指針が示された<sup>80</sup>。そして同月、環境保護部から上記のガイダンスを実施に移すための具体的な指針として「“一帯一路”生態環境保護協力計画」が公表され<sup>81</sup>、国家発展改革委員会と国家エネルギー局からはエネルギー関連の協力に特化した「シルクロード経済ベルトと21世紀の海上シルクロードにおけるエネルギー協力推進のためのビジョンと行動」が公表された<sup>82</sup>。これらのグリーン一帯一路に関する基本指針の中では、環境に配慮してインフラ整備を行い、グリーンファイナンスやグリーン貿易なども促進し、沿線諸国でグリーン、クリーン、低炭素、循環型の発展の促進を目指すことなどが強調され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とパリ協定の実施とも関連付けられた。

2017年5月に中国・北京市で開催された第1回「一帯一路」国際協力サミットにおいて、習近平国家主席は基調講演の中で「エコロジーと環境保護のビッグデータサービスプラットフォームを立ち上げ、“一帯一路”グリーン発展国際連盟の設立を提起し、関係国の気候変動への対応を支援する」<sup>83</sup>と表明した。円卓サミットで採択された共同コ

---

s://www.yidaiyilu.gov.cn/xwzx/gnxw/163241.htm>（最終アクセス：2021年8月21日）。

<sup>79</sup> 新華社「推動共建絲綢之路經濟帶和21世紀海上絲綢之路的願景与行動」“一帯一路”国際合作高峰論壇，2017年4月17日，<<http://2017.beltandroadforum.org/n100/2017/0407/c27-22.html>>（最終アクセス：2021年8月21日）。

<sup>80</sup> 「關於推進綠色“一帯一路”建設的指導意見」中華人民共和國生態環境部，<[https://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201705/t20170505\\_413602.htm](https://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201705/t20170505_413602.htm)>（最終アクセス：2021年8月21日）。

<sup>81</sup> 「關係于印發《“一帯一路”生態環境保護合作規劃》的通知」中華人民共和國生態環境部，<[https://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201705/t20170516\\_414102.htm](https://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201705/t20170516_414102.htm)>（最終アクセス：2021年8月21日）。

<sup>82</sup> 「推動絲綢之路經濟帶和21世紀海上絲綢之路能源合作願景与行動」国家能源局，<[http://www.nea.gov.cn/2017-05/12/c\\_136277473.htm](http://www.nea.gov.cn/2017-05/12/c_136277473.htm)>（最終アクセス：2021年8月21日）。

<sup>83</sup> 「習近平“一帯一路”国際合作高峰理論開幕式講話（全文）」“一帯一路”国際合作高峰論壇，2017年5月14日，<<http://2017.beltandroadforum.org/n100/2017/0514/c24-407.html>>，（最終アクセス：2021年8月21日）。

ミュニケの中では、「気候変動に対して直ちに行動を起こし、パリ協定のすべての締約国にその完全な実施を促す」ことが目標とされ、気候変動対策や再生可能エネルギー、エネルギー効率分野での協力を強化することが決定された<sup>84</sup>。

2019年4月に中国の北京市で開催された第2回「一带一路」国際協力サミットでは、国際世論による債務問題や石炭投資問題への懸念を受けて、質の高い発展を目指すことと、一带一路が「グリーン」であるべきことがさらに強調された。習近平国家主席のスピーチでは、一带一路の建設は環境面に配慮した形で行わなければならない、グリーンなインフラ開発、グリーン投資、グリーンファイナンスを推進すること、持続可能な開発の実現のために新たに「“一带一路”持続可能な都市連盟」の設立や「“一带一路”グリーン投資原則」の策定などが表明された<sup>85</sup>。また、第1回目のサミットで習近平国家主席により提起された“一带一路”グリーン発展国際連盟 (BRIGC) は、当サミットでの「グリーンシルクロード」サブフォーラムにおいて、中国生態環境部と UNEP によって正式な設立が公表された。

一带一路のイニシアチブの中で、「グリーン発展」や「低炭素発展」、「持続可能性」といった開発の方向性は非常に高い優先度を与えられている一方で、一带一路が掲げる理念と実際に行なっているプロジェクトの間に乖離が存在することが指摘されている。気候変動問題との関連では、国際世論に存在する大部分の懸念は、脱炭素化への悪影響に集中している。例えば、2014年から2017年にかけて、一带一路参加国へのエネルギー融資の91%が化石燃料部門に流れたこと、海外で建設中の石炭火力発電所の4分の1程度を中国の金融機関や企業が出資していること<sup>86</sup>などが指摘され、中国国内で厳格な環境基準を採用し、再生可能エネルギーへの転換を推し進める一方で、海外では石炭投資を継続していることが批判の的となっている。実際に海外への投資を行なっている中国の政策性銀行や企業には、環境面での社会的責任を果たすことが奨励されているのみで、厳格な環境基準の順守義務や強制措置がないため、ホスト国の低い環境基準での投資が行われている<sup>87</sup>。

2019年9月に発表された清華大学、Vivid Economics、ClimateWorks Foundation が共同で執筆した報告書によると、一带一路構想に参加している126の署名国の炭素排出量が世界の排出量に占める割合は、2015年の28%から2050年には66%になると予想され、これらの国々が従来の炭素集約型の開発路線を続けた場合、世界の他の国々が2°C目標を遵守したとしても、世界の平均気温は2.7°C上昇することが示された<sup>88</sup>。一带一路で行

<sup>84</sup> 「“一带一路”国際合作高峰論壇圓桌峰會聯合公報 (全文)」 “一带一路”国際合作高峰論壇, 2017年5月15日, <<http://2017.beltandroadforum.org/n100/2017/0514/c24-414.html>> (最終アクセス: 2021年8月21日)。

<sup>85</sup> 「習近平在第二屆“一带一路”国際合作高峰論壇開幕式上的主旨演講 (全文)」 第二屆“一带一路”国際合作高峰論壇, 2019年4月26日, <<http://www.beltandroadforum.org/n100/2019/0426/c26-1261.html>> (最終アクセス: 2021年8月21日)。

<sup>86</sup> Shearer, Christine et al. *China at a Crossroads: Continued Support for Coal Power Erodes Country's Clean Energy Leadership*. IEEFA, 2019.

<sup>87</sup> 李慧明「綠色“一带一路”建設与中国在全球氣候治理新形勢下的國際責任」『閩江学刊』第12卷第4期, 2020年, 20頁。

<sup>88</sup> "Decarbonizing the Belt and Road: A Green Finance Roadmap is a collaboration." Tsingh

われているエネルギー投資の多くが化石燃料のプロジェクトであることから、中国による一帯一路参加国の排出量増加への直接的な寄与度が高いことが示唆されている。

こうした懸念が存在する一方、中国は、世界におけるクリーンエネルギーの利用拡大に関しても、リーダーシップを発揮しようとしている。2015年9月の国連サミットにおいて習近平国家主席が「グローバルなエネルギーネットワーク」の構築を提起したことを受けて、2016年3月に中国の国家电网会社が発起人として国際非営利組織「グローバル・エネルギー・インターコネクション発展協力機構」(Global Energy Interconnection Development and Cooperation Organization, GEIDCO)を設立した。世界132か国から電力会社や関連企業、研究機関など1157の組織が加盟し、世界各地に7つの地域事務所と65の国家代表事務所を設置している<sup>89</sup>。GEIDCOは、「世界のエネルギーの相互接続」をキーワードに、クリーンでグリーンな方法で電力需要を満たす世界的な送電ネットワークを構築することを目的とした組織である。一帯一路政策との関連性が高く、一帯一路沿線諸国の送電ネットワーク事業や関連研究に取り組んでおり、「世界のエネルギーの相互接続」は一帯一路のイニシアチブにも組み込まれているため、相互補完的な存在となっている<sup>90</sup>。

中国が世界の緩和行動におけるリーダーシップを発揮する上で、最大の懸念点であった石炭投資に関連して、2021年9月21日の第76回国連総会一般演説において習近平国家主席はビデオ演説を行い、途上国のエネルギーのグリーン化と低炭素化を強力に支援し、海外での石炭火力発電所の新規建設を行わないことを宣言した<sup>91</sup>。加えて、2030年までにCO<sub>2</sub>の排出量のピークを迎え、2060年までにカーボンニュートラルを達成するという公約を繰り返した。また、習近平国家主席は、「ウィンウィンな協力に基づく新型国際関係」、「グローバル・ガバナンスの改善」などの自らの核となる外交方針についても言及し、「中国は常に、世界平和の構築者、世界の発展への貢献者、国際秩序の擁護者、公共財の提供者であり、今後も中国の新たな発展とともに世界に新たな機会を提供していく」と述べた<sup>92</sup>。関連報道を見ると、こうした声明は、カーボンニュートラル宣言時と同様に歓迎され、中国が気候変動領域におけるリーダーの役割を本格的に志向する意欲としても受け取られている。

海外での石炭火力発電所の建設中止の詳細や実行可能性については現時点で不明であるが、国際社会からの圧力と糾弾が集中していた海外での行動の問題点が「解消」されたこととなり、今後中国が国内において2つの炭素目標に向けて着実な気候変動対策

---

ua University Center for Finance and Development, Vivid Economics and the Climateworks Foundation, 2019. <https://www.vivideconomics.com/wp-content/uploads/2019/09/Decarbonizing-the-Belt-and-Road-%E2%80%93-Final-Report-English.pdf>. Accessed August 21, 2021.

<sup>89</sup> “Press Conference for the Fifth Anniversary of GEIDCO.” GEIDCO, April 6, 2021. <https://m.geidco.org.cn/article/2370?lang=en>. Accessed August 21, 2021.

<sup>90</sup> Tsung-Han, Tai, et al. “China’s Diplomatic Strategy towards Climate Change Negotiations in the Post-Paris Agreement Era.” *China: An International Journal* 18.2, 2020, pp.196-197.

<sup>91</sup> 「習近平在第七十六届联合国大会一般性辩论上的讲话 (全文)」中華人民共和國外交部, 2021年9月22日, <<https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/t1908642.shtml>> (最終アクセス: 2021年9月28日)。

<sup>92</sup> 同上。

を行うことができれば、気候変動領域においてリーダーとしての資格を備えることになるだろう。

## 第7章 結論

### 第1節 総括

#### (1) 各章（第3章から第6章）のまとめ

本論文では、第3章から第6章にかけて中国の気候変動外交の展開を4つの時期に分けて俯瞰的に整理と分析を行なってきた。各章で整理された中国気候変動外交の流れを以下で要約する。

第3章では、1972年にスウェーデン・ストックホルムで開催された「国際連合人間環境会議」(UNCHE)への参加から、2005年の京都議定書発効までの中国の動向を追った。UNCHEに代表団を派遣したことをきっかけに、中国の環境外交がスタートし、国内において環境保護に取り組む制度設計が行われるようになった。中国にとって環境外交とは、国際社会との関わり方を学ぶプラットフォームであり、外交的孤立を打開し、国際的なイメージを改善し、先進国から経済的な援助を獲得することを目指す場所であった。中国はこうした利益追求を遂行するために、「発展の権利」を共有する他の途上国と協調し、中国の主張を途上国の意見として反映し、提起することを目指した。環境外交の経験を積むにつれ、中国は交渉において自身が大きな影響力を行使し得ることや途上国連合の形成という外交戦略の有効性を実感した。また、グローバルな環境ガバナンスに参加することで、先進国から獲得した資金的・技術的支援を利用して自国の環境技術を向上させ、国内の環境問題を改善できることを学んだ。そのため、中国の関心は環境外交を通じ、先進国から無償または少ない支出で環境技術を獲得し、資金援助を受けて国内で環境保護プロジェクトを実施することへと移っていった。

中国は気候変動交渉に初期の頃から積極的に参加していたが、交渉の内容が科学的な問題から政治的な問題に移るにつれて、より慎重な態度を見せるようになった。中国は、自国の経済成長が制約を受けることや主権不干渉の原則が侵害されることを警戒し、途上国が何らかの義務を負うことのないよう「共通だが差異ある責任」の原則を強調した。「共通だが差異ある責任」の原則は、中国の環境外交の根幹的主張であり、他の途上国との連帯感を保つことのできる概念であった。気候変動交渉において、中国は、自身が発展途上国であり、歴史的な責任が小さく、一人当たりの排出量も少ないため、削減義務を負うことは妥当ではなく、地球温暖化を引き起こした先進工業国が率先して削減行動を担うべきであり、途上国に対し技術移転と資金供与を行うべきだと主張した。あらゆる義務や制度の強化を拒否する立場により、中国はしばしば非協力的な交渉者として認識されたが、自国の利益を確保することに成功し、実際に採択された気候変動枠組条約や京都議定書といった制度や各決定には「共通だが差異ある責任」の原則等が明記され、途上国に削減義務が課されることはなかった。

しばしば強硬な交渉態度を見せていた中国ではあったが、気候変動枠組条約に他国と共に署名し、早期に批准を行った。またアメリカが京都議定書を離脱して国際的非難を受ける一方で、京都議定書の批准を表明し、国際社会から歓迎された。そして、京都議定書交渉時には反対していた CDM などの市場メカニズムを積極的に利用して、経済的・技術的な利益を獲得することに興味を示すようになった。先進国の責任を追及し、途上国として発展する権利を主張する中国の態度は一見すると変化がないように思わ

れるが、京都議定書の批准や CDM の積極活用などは中国の気候変動外交の一つの転換点であった。

第 4 章では、中国国内での環境保護への取り組みが強化され始める 2006 年から、中国気候変動外交の重要な転換点となる 2009 年のコペンハーゲン会議までを対象とした。中国は、国内において環境保護や気候変動対策を、胡錦濤国家主席が提唱した「科学的発展観」と合致させる一方、経済とエネルギー問題を主管する国家発展改革委員会の主導により気候変動政策をできる限り経済的利益を確保する形で整備し、推進してきた。そのため、省エネルギー政策や再生可能エネルギー政策の整備が進み、エネルギー構造の転換に向けて舵が切られていく。この時期には、五カ年計画にも気候変動対応が明記され、国家気候変動対応及び省エネ排出削減事業指導グループが成立し、国家発展改革委員会内部には気候変動対応を扱う気候変動対応司という専門部門も設立された。また、中国版 IPCC 評価報告書と言える「気候変動国家評価報告」や、「『十一五』省エネ・汚染物質排出削減総合的作業計画に関する通知」、「中国気候変動対応国家計画」、「中国の気候変動に対応するための科学技術に関する特別行動」、「再生可能エネルギー中長期発展計画の通知」、「再生可能エネルギー発展第 11 次 5 年計画」、「中国の気候変動対応に関する政策と行動」などの気候変動関連の文書や政策が続々と発表され、改正「省エネルギー法」が可決されるなどした。また、2009 年 8 月 27 日の第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 10 回大会において「気候変動に積極的に対応することに関する全国人民代表大会常務委員会決議」が採択され、気候変動対応の強化方針が全国に示された。気候変動問題や省エネルギー政策の中央レベルでの重要度が高まったことにより、地方でも気候変動対応が本格的に開始された。

一方中国では、2008 年の金融危機を逸早く切り抜けたことなどを背景として自信をつけ、国際社会においてより大きな役割を果たそうとする認識が形成されるようになった。そのため、今まで消極的であった自国の削減目標の公表に踏み切り、2009 年に初めて CO2 排出削減に関連する国内目標を国際社会に向けて提示した。中国にとっては、気候変動問題に真摯に取り組む姿勢をアピールし、最大の途上国として率先垂範したつもりであった。しかしながら、基本的には国際社会において大きな義務を負担することに未だ消極的であり、国際的な義務の負担を先延ばしにしたいと考えていた中国にとって、国内における炭素強度の削減目標の提示は最大限の譲歩であり、コペンハーゲン会議開催中に更なる譲歩を提示することはできなかった。その結果、中国が最大限と考える貢献は先進国や一部の発展途上国が期待するレベルに到達せず、中国の消極的な交渉姿勢は西側メディアにより大々的に世界に発信され、中国は合意締結失敗の責任を押し付けられてしまった。コペンハーゲン会議により、中国の交渉の妨害者としてのイメージがより一層強固なものとなり、国際イメージが著しく損傷したのに対し、中国は即座に有効な反論やメディア対策を打ち出すことができなかった。こうした経験により、中国にとってコペンハーゲン会議の失敗は、外交交渉の失敗というよりは、対外発信や公共外交の失敗として認識された。コペンハーゲン会議は中国にとって大きな教訓となり、以後メディアや市民社会との関係の再調整、公共外交の強化に力を入れいくこととなり、国際イメージの改善という初期の環境外交の目的が再び重視されるようになった。

第 5 章ではコペンハーゲン会議以降の 2010 年から、2015 年のパリ会議開催までを対

象とし、主にコペンハーゲン会議からパリ会議までに行われた中国の自己変革について整理した。コペンハーゲン会議以降、中国の気候変動交渉の立場にはすぐさま大きな変更が見られたわけではなく、途上国が国際的な責任を負うことのないように、「共通だが差異ある責任」の原則を維持したレジームや交渉方法を支持し、先進国に対し率先して歴史的責務を果たすことや途上国への資金や技術移転の提供を求めた。気候変動交渉の困難は続き、先進国対途上国の対立構造だけでなく、途上国の中でも世界第1位の排出国となった中国により大きな責任の負担を求める声が高まり、先進国と途上国に関わらず各国の主張が入り乱れて交渉を複雑にした。中国は、途上国としてのアイデンティティを維持し、G77+中国という大きな交渉グループに属しながらも、より小規模で交渉立場の近い BASIC グループや LMDC としての発言や活動を増やしていった。しかしながら、アメリカに代わり世界第1位の CO2 排出国となっていた中国やその他の新興国への圧力は高まっていき、すべての締約国を参加させる次期枠組み成立への流れを阻止することはできず、途上国の MRV や 2トラックアプローチの一本化などの面で徐々に妥協を余儀なくされていった。

一方、習近平政権下では、国内における環境保護問題や気候変動問題の政治的、政策的位置付けはさらに上昇し、気候変動対応の具体的な目標や政策が示されていった。また、コペンハーゲン会議において、米中の対立が強調され、結果的に合意締結の失敗を中国に単独で負わせるような国際世論が形成されてしまった失敗を契機に、国際イメージを改善し、中国に有利な国際世論を形成するために、公共外交に力を入れ、市民社会の力を活用するように戦略を転換した。そして、先進国を批判し、対立の激化を利用するのではなく、先進国と協力する道も同時に模索し、交渉における影響力の強化と西側からの批判の軽減を目指した。特に、気候変動問題に関連してアメリカとの対話を重ね、協力関係を深化させたことは、2014年に米中両国が2020年以降の削減行動に関して共同で表明することに繋がり、パリ協定の成立に向けたモメンタムを作り出した。そして、2015年には、中国はCO2排出のピークアウトに関する目標にも言及し、途上国支援のために資金を拠出して中国気候変動南南協力基金を設立するなど、これまでの交渉立場を大きく調整し、気候変動問題に積極的に取り組んでいることを行動で示した。こうしてパリ協定成立に貢献した中国は、自らの影響力の拡大に自信を付けることとなった。

パリ協定では、各締約国が自ら定めた削減目標（NDC）を提出し、5年ごとに更新して目標を引き上げ、国内での削減行動の実施状況を報告しレビューを受けることが規定された。パリ協定は京都議定書とは異なり、各国が設定する自主的な削減目標を積み上げていくボトムアップ方式が採用され、附属書I国と非附属書I国という二分法から先進締約国と開発途上締約国という名称区分に変更された。「共通だが差異ある責任」の原則も明記されたが、「各国の異なる事情に照らした」という文言が新たに付け加えられ、また気候変動の影響を特に受けやすい途上国（後発開発途上国と小島嶼開発途上国）に対する特別な配慮が明記されていることから、実質的には中国などの新興国にさらなる貢献を求める構造になっていると指摘されている。

第6章ではパリ協定の発効が確定する2016年から2021年9月現在までの中国の取り組みを概観した。パリ協定は採択から発効までが1年未満という異例のスピードで発効することとなるが、パリ協定の採択から発効までの過程でアメリカと共に推進力とな

った経験は中国政府にとって大きな自信となった。他方、2016年のアメリカ大統領選挙で、パリ協定からの離脱を明言していた共和党のドナルド・トランプが当選すると、パリ協定履行の実効性に対する懸念が高まった。こうした懸念に対し、中国政府はこれまでと同様にパリ協定を支持することを表明し、国内での削減行動の達成に努めることを示したため、国際社会からは中国に対しリーダーシップの欠如を補完する役割を期待する声が高まった。中国政府も気候変動ガバナンスにおける自らの位置付けを再定義し、2017年の中国共産党第19回全国代表大会での習近平総書記による報告の中で、中国は「気候変動対策の国際協力をリードし、地球規模の生態文明建設の重要な参与者・貢献者・先導者となった」と表明された。かつては、削減義務の負担を懸念して大きな役割を果たしていくことに対し慎重な態度を見せていた中国であったが、現在では「リーダー」という言葉の使用を避けながらも自らを「先導者」（中国語：引領者、公式英語訳：torchbearer）と位置付けるようになった点は大きな変化と言える。

現在の中国は、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギー産業、電気自動車、排出権取引市場、グリーンファイナンスなどの気候変動関連の多分野で世界をリードする国に成長している。ただし、国際社会の求めるリーダーシップの発揮と、中国の追求するリーダーシップは必ずしも一致していない。国際社会は、中国が率先してより野心的な削減行動を表明・実行し、国際公共財を提供して、世界の削減行動を引き上げることを期待している。それに対し、中国はアメリカがパリ協定から離脱する中で、パリ協定が維持されることに尽力するが、単独でのリーダーシップを追求せず、EUとの協力を模索するなど、集団で気候変動レジームが維持されることを目指した。また、リーダーシップの発揮を中国自身のソフトパワーや影響力、発言力の拡大という視点から捉えている。多元的な国際影響力の拡大や、民間の活力を利用して政府の取り組みを補完することを目指して、NGOや企業、大学・研究機関などによる気候変動関連の活動を以前よりも支持しており、民間アクターの参加の空間が徐々に拡大している。

また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、グリーンファイナンスやグリーンリカバリー、カーボンニュートラルといった既に存在しているアイデアや概念の普及者となることを目指し、国連の専門機関等とも協力しながら、国際会議の主催や国際会議での演説、他国との共同声明などを利用している。そして、気候変動対応を他のアジェンダや国際協力と関連付けて、多層的に気候変動領域での国際影響力を高めようとしている。南南協力やグリーン一帯一路などの途上国支援の面では、途上国における実際の炭素排出削減の達成よりも自身の影響力の拡大を重視しているようにも観察されたが、2021年9月22日には、海外での石炭火力発電所の新設を中止することを宣言し、世界の脱炭素化の面でも責任を果たそうとしているようである。

## (2) 中国気候変動外交の駆動力

以上の気候変動外交のプロセスの整理を通して、中国が「遅参者」(laggard)から「先導者」(torchbearer)へと変貌する背景には、コペンハーゲンの失敗を契機とした中国の自己変革があったことが示された。さらに、中国にとって気候変動外交とは何であったかについて検討すると、削減義務の負担を先延ばしすることを目的としたゲームと、影

響力や発言力を拡大することを目的としたゲームであったと思われる。時代が進むにつれ、中国は削減義務の先延ばしのゲームに苦戦し、影響力拡大のゲームにより注力するようになる。こうした中国の気候変動外交の方針を変更させた具体的な原因や要素について以下で検討する。

まずは、国際レベルの構造に着目すれば、2008年頃を契機とする中国の台頭を背景としたパワーバランスの変化、特にそれによる途上国グループの分裂が与えた影響は非常に大きかったと言える。気候変動交渉のアリーナで、貧しい途上国とのパワーの差が一層拡大してしまった中国は、気候変動に最も脆弱な途上国と同じ主張を展開することが不可能となり、また他の途上国にとって中国は単なる途上国ではなくなり、対外援助の提供国と認識された。

次に、国際的な構造の変化を中国の国家指導者が「翻訳」した結果、胡錦濤政権下と習近平政権下ではそれぞれ外交方針に変化が生じる。胡錦濤政権下では、「韜光養晦、有所作為」が「堅持韜光養晦、積極有所作為」に転換され、かつてよりも積極的な外交が志向されるようになる。こうした背景下、2009年にはこれまで拒否していた国内における削減目標の公表に踏み切った。他の途上国の模範となるような、責任ある態度を見せたことにより、第4章で述べたように、中国の気候変動交渉担当者などはコペンハーゲン会議に際して非常に楽観的な態度で臨んだ。コペンハーゲン会議が決裂したことは、中国の当事者にとって予想外の出来事であり、国際社会の中国に対する期待或いは西側のメディア戦略を読み誤ったと言えるだろう。習近平政権下では、さらに積極的な「奮発有為」の外交方針が取られるとともに、「正確義利観」が提起される。中国政府が、これまでの先進国からの資金提供と技術移転を一方向的に要求する交渉態度から、可能な範囲で途上国に資金提供を行う方針へと変更したのも「正確義利観」が背景にあるだろう。他方、両政権が、G77+中国だけでなく、新興国グループである BASIC や、先進国の責任を主張する LMDC という交渉グループの使い分けと、多方面での外交活動を展開したことも、国際構造と中国の置かれた立ち位置を認識し直した結果であると言える。

国内の要素に目を向けると、国際社会の場で具体的な目標や行動の宣言を行う数年前には、国内においてそうした外交態度の表明に繋がる変化が起きていた<sup>1</sup>。第4章で観察されたように、2009年に削減目標を宣言する前に、中国国内では2006年頃から環境問題や気候変動問題への対応が本格化した。気候変動対応が積極化した原因を検討すると、まずは第1章の第2節で述べたように、中国では2002年から気候変動が中国に与える影響について科学的な把握作業が開始されていた。こうした研究成果が対外的に公表されるのは2006年であったが、数年にかけて中国のテクノクラートと国を代表する科学者らが気候変動に対する脆弱性について研究を行なったことは、国家指導者、官僚、

---

<sup>1</sup> 中国の国内気候変動政策の形成及び実施過程を研究した劉（2014）は、「内因性更新」（「現行レジームに対する外部の圧力がはっきりと唱えられるとき、現行レジーム内部のメンバー間での調整がよく行われながら対応する類型」）（168頁）で、中国政府が資源節約型・環境友好型の低炭素社会へのトランジション・マネジメントを実施することによって、気候変動対応が強化されたとしている。劉大煒「中国の気候変動政策の形成と実施：トランジション分析の視角から」東京大学博士論文（博士論文）、2014年。

科学者らといった中国の政策決定の中心に存在するアクターが気候変動問題を正しく理解することに貢献したと言える。また、京都議定書で採用された CDM 制度の利用により国内において再生可能エネルギーの開発プロジェクトを多数行なったことは、中国がエネルギー構造の転換に舵を切る足掛かりになったと言える。

2015 年のパリ会議前後に国際社会において削減行動に関してさらに積極的な表明を行う前には、中国国内では、2013 年頃から大気汚染の悪化と中国市民による汚染対策を望む圧力の高まりを背景として石炭からの転換に大きく舵を切っていた。地方政府が中央政府から割り当てられた大気汚染対策の数値目標を達成するために行動を開始したことが、結果として気候変動対策となり、また今後地方政府がさらなる CO2 の削減対策を実施可能となるような素地が出来上がり、中国政府は国際的にさらなる約束を宣言することが可能となった。或いは、2つのプロセスをつなぎ合わせて、2006 年頃からの気候変動関連の政策のアウトプットを経て、地方政府による政策実施が開始され、2013 年頃から大気汚染の悪化等を背景に国内の実施がブーストされたことにより、さらなる約束を表明する準備が整ったと説明できる。中国の環境対策や気候変動対策の最大のネックは地方での実施であることから、地方での準備がある程度整うことは重要である。国内での一連の過程で、経済成長と炭素削減、汚染削減、貧困削減、雇用創出などの目的が矛盾しないという認識も形成された。

また、個人に着目すれば、長年気候変動外交及び国内における対策に関与し、中国の気候コミュニティの中心人物である解振華の果たした役割は大きい。解振華は、非国家アクターとの協働の道を開き、国内における科学研究を指揮し、政府によるカーボンニュートラル宣言を促した。

最後に気候変動レジームの与えた影響について検討すると、中国政府がいかに外交努力を行なっても、責任の差異化を弱体化させるレジーム形成の流れを阻止することはできなかった。多国間交渉の結果、責任の差異化という規範は弱体化し、2トラックアプローチは一本化され、すべての締約国が参加する枠組みの成立が目指され、途上国の MRV についても中国の主張がそのまま反映されることはなかった。そのため、中国は「共通だが差異ある責任」の原則を堅持して抵抗を見せつつも、途上国ができる限り柔軟に削減目標の達成に取り組むことができるようなレジームの形成を目指すことになる。他方、パリ会議に際しては、同じく主要な排出国であるアメリカと合意の妥結点を事前に交渉することで、中国の主張が反映された、受け入れ可能な内容の国際制度を誕生させることに成功したと言える。

### (3) 中国の国際関係におけるアイデンティティ

中国の気候変動外交における立場に、積極性と非積極性、或いは矛盾が存在する背景は、中国のアイデンティティに対する中国自身の認識と国際社会の認識という観点から説明できる。

中国は気候変動外交を始動してから、最大の途上国グループである G77+中国として交渉に参加してきたが、2009 年からは BASIC グループを新たに形成して他の新興国との意見の統一を目指し、2013 年からは同志途上国 (LMDC) の立場から「共通だが差異

ある責任」の原則を堅持して先進国に責任の履行を求め、2015年のパリ会議前後はアメリカなどの先進国との協力も重視してパリ協定の締結に貢献した。このように、中国が所属する交渉グループを複数持ち、先進国との協力も模索して国際世論の圧力を軽減させることに尽力する必要があるのは、中国が複雑なアイデンティティを有しているためである。

気候変動外交の初期において、中国はすでに主要な温室効果ガスの排出国であったが、G77+中国という途上国連合に所属し、途上国の代表者として振る舞っていた。途上国の利益を守ることを強調し、中国は自身の意見を途上国グループ全体の意見として表明することで、交渉を有利に進めることが可能であった。途上国グループは規模の大きな緩やかな団体であり、それぞれの主張には大きな隔たりがあったものの、途上国の削減義務を回避、或いは先進国から技術や資金を獲得するという単純な目標のためであれば機能することが可能であった。中国は自身を歴史的な排出が少なく、一人当たりの排出も小さい途上国であると認識しており、気候正義の観点からも「共通だが差異ある責任」の原則の下、差異のある責任を当然享受できると考えていた。

21世紀に入り、中国が高い経済成長を続けるに連れて、特に2008年の金融危機を乗り越えたと、これまでも存在していた国際圧力が一層高まり、先進国や途上国内部からの中国への不満が大きくなる。また、中国自身の認識とは一致しない、「中国脅威論」や「G2」論<sup>2</sup>などの言説が国際世論の中で影響力を持つようになる。この頃から、中国の自身についての認識と国際社会の中国についての認識の間に存在する隔たりが拡大していく。中国は自身を依然として途上国と認識していたが、その内実は非常に複雑であり、国内の発展状況の不均衡から「大きくもあり小さくもある、強くもあり弱くもある、豊かでもあり貧しくもある」という「多重のアイデンティティ」を有していた<sup>3</sup>。しかしながら、一般的に国際社会（外部）が対象を認識する際には明確で単一のフレームワークを用いて対象を定義する傾向があり、中国は国際世論の中ではスーパーパワーに次ぐ大国であり、世界第2位の経済大国であり、世界第1位の温室効果ガス排出国として見なされる<sup>4</sup>。そのため、国際世論は「強国」である中国に対しさらなる義務の負担を要求するが、中国にとってこうした要求は自身の実際の能力を超えるものであり拒否するほかなかった。こうした外部からの評価は中国自身の認識とは大きな格差があり、このような隔たりが表面化したのが2009年のコペンハーゲン会議であったと言える。

G77+中国のグループ内部の格差も、2008年以降拡大する。途上国グループはそれぞれ異なる発展段階や産業構造の特徴を持つため、中国などの新興国や産油国、さらに貧しい途上国との間では獲得すべき補償や負担できる義務の大きさが大幅に異なる。加えて、気候変動の影響を最も受ける小島嶼開発途上国や後発開発途上国は、気候変動交渉の中でも最も野心的な削減行動を主張するアクターであり、中国などの新興国とは主

<sup>2</sup> Brzezinski, Zbigniew. "The Group of Two that could change the world." *Financial Times*, January 14, 2009. <https://www.ft.com/content/d99369b8-e178-11dd-afa0-0000779fd2ac>. Accessed September 23, 2021.

<sup>3</sup> 秦亜青「主体間認知差異と中国的外交決策」『外交評論(外交学院学報告)』第27巻第4期、2010年、4頁。

<sup>4</sup> 秦亜青、同書、4-5頁。

張や立場が相容れない。このような背景から、中国は途上国の代表者として自国の主張を展開することが不可能となり、同様なアイデンティティを持つ新興国に接近することとなる。

新興国は、経済成長と社会発展を成し遂げ、グローバリゼーションに比較的適応し、既存の国際秩序を否定しないが変更や調整、権力の再分配を希望しており、国際システムや秩序に大きな影響力を持つ。その一方、国内に貧富の格差や腐敗といったさまざまな問題を抱え、国際的なルール形成やアジェンダ設定の能力や国際的な義務を履行する能力などが限定的である<sup>5</sup>。中国が所属する新興国グループは、中国、インド、ブラジル、南アフリカの4か国で形成される BASIC と、中国、インド、ブラジル、南アフリカ、ロシアの5か国で形成される BRICS が存在するが、その違いはロシアを含むか否かとなっている。気候変動交渉は、中国とロシアが結託してアメリカや西側に対抗するといった現象がほとんど観察されない領域であり、ロシアは気候変動を楽観的に認識している上、もともとアンブレラグループに位置して他の先進国と主張を同じくすることがあるように、中国とロシアの立場の隔たりは大きい<sup>6</sup>。そのため、気候変動交渉の場において、中国は BASIC を自国の利益を反映する交渉グループとして選好している。

BASIC は、2009年以降、年に4回の閣僚会議を開催して交渉立場を統一し、気候変動会議では共同で記者会見を開催し、共同声明を発表するなど協力を深めている。BASIC は、途上国としての立場を主張し、先進国が率先して義務を履行すること、途上国に技術と資金を提供することを要求するという共通の意見を維持しているものの、その国情、エネルギーや産業構造などが異なり、当然立場や主張には違いが生じてくる。ブラジルは、途上国と先進国の厳格な区分を主張せず、すべての締約国が拘束力のある枠組みに参加することを主張し、南アフリカも拘束力のある削減目標を負担することを容認しており<sup>7</sup>、MRV に関しては4か国がそれぞれ異なる立場を有しており、他の参加国が中国よりも柔軟な立場を有する場合があった<sup>8</sup>。BASIC が一枚岩ではないことは交渉力や発言力が弱体化することに繋がり、また、中国以外の国が中国よりも寛容な立場を持つ問題では、中国は妥協を余儀なくされる場合があった。実際に、中国は長年拒否していた MRV に関しても譲歩を行なって BASIC の意見を統一することを優先した。また、あくまでも途上国としての立場を堅持する中国は、G77+中国との関係も維持しなければならず、BASIC と G77+中国との間の矛盾の解消にも努めなければならなかった。このように BASIC もまた、中国の意見を完全に反映できるグループではなく、先進国に対抗できる結束力と交渉力を持たなかったため、「共通だが差異ある責任」の原則は弱体化し、新興国に対しさらなる負担を求めるレジーム形勢の流れを阻止するこ

<sup>5</sup> 石斌「秩序転型、国際分配正義と新興大国的歴史責任」『世界経済と政治』第12期、2010年、92-93頁。

<sup>6</sup> 趙斌「新興大国的集体身份迷思——以气候政治为敘事情境」『西安交通大学学报(社会科学版)』第38卷第1期、2018年、127-128頁。

<sup>7</sup> 丁金光、管勇鑫「“基礎四国”机制与国際气候談判」『国際論壇』第18卷第6期、2016年、21-22頁。

<sup>8</sup> 高小升「試論基礎四国在后哥本哈根气候談判中的立場和作用」『当代亚太』第2期、2011年、101頁

とはできなかった。

その後、中国は同志途上国として「共通だが差異ある責任」の原則の堅持を主張するが、同志途上国はメンバーが流動的な緩やかなグループであり、先進国の責任を追求する以外の共通の意見を主張できず、複雑な交渉には不向きなグループであった。

このように、中国は途上国として3つの交渉グループに所属するに至るが、代表者として自国の意見を反映することができず、それぞれのグループに中国にとっての不利益があり、アイデンティティの困難に陥っている。そのため、アメリカやEUといった先進国とも協力の道を模索するが、先進国は「共通だが差異ある責任」の原則を否定或いは弱体化を志向し、中国などの新興国に先進国と同等の貢献を求めるため、基本的に対立構造が存在している。

国際社会において中国にさらなる貢献を求める声が高まって以降、中国は、「責任ある発展中の大国（途上国）」（或いは最大の途上国）として自らを位置付けて、責任ある態度をアピールし、圧力の軽減に努めている。国際的な地位と役割が拡大している新興国である一方、先進国とは様々な面で遅れをとる途上国であるため、このような認識は中国にとって自身の身の丈に合ったものと言える。気候変動交渉に関して、国際社会が中国の行動を積極的であると評価する側面は、中国が責任ある大国としての立場を示している場合であり、消極的であると判断する側面は途上国としての立場を堅持している場合が多いと言える。ただし、中国の責任ある大国という姿勢は国際社会の共通の利益を擁護することであるものの、既存の国際秩序に反映される西側の価値観や利益を全面的に肯定することではない<sup>9</sup>。現在、気候変動ガバナンスにおいて中国が新たに主張している「先導者」というアイデンティティも、西側が意図するところの国際的公共財を提供する責任ある大国として役割を発揮するというよりも、国内において気候変動対応に成功して世界に手本を示すことが主要な役割である。

また、負担する義務が先進国と同等になることを回避するために、途上国という最大のアイデンティティを失うことはできず、引き続き国情に照らした「共通だが差異ある責任」を堅持し、UNFCCC外での自発的な途上国支援を行うなど、責任の差異を明確化する行動を取ると考えられる。2060年のカーボンニュートラルという先進国と10年の差がある目標が認められるためにも、途上国というアイデンティティと歴史的責任の有無は今後も主張の根幹となるであろう。そして、中国が発展途上国であり、新興国の主要メンバーであり、先進国が戦略的に重視している非西側の大国であるという単純ではないアイデンティティを持つがために<sup>10</sup>、中国の気候変動外交は基本的な立場である途上国の利益を優先し、新興国と協力を拡大し、先進国と対話を強化するという三方向への配慮が引き続き必要となる。

#### (4) 気候変動問題と国益の追求

中国にとって気候変動問題とは、枠組条約交渉のアジェンダ設定の段階では科学的な問題であり、外交問題でもあったが、交渉の議論が削減義務をどのように分担するかと

---

<sup>9</sup> 石斌，前掲書，95-96頁。

<sup>10</sup> 石斌，同書，96頁。

いう問題に移るにつれて問題の性質が変わっていった。中国国内において、1990年代に気候変動対応を主管する部門が気象局から国家発展計画委員会へと変更されたことも、中国にとって気候変動問題の意味合いが変わったことを示している。中国の気候変動外交において、国益の向上、国家主権の維持、国際的イメージの向上といった目的は特に重視されるもので、国益の中では経済発展が最も重要な利益であった<sup>11</sup>。国家発展計画委員会（2003年から国家発展改革委員会）が気候変動外交及び国内の気候変動対応を主導することで、気候変動外交の主要な目的は国内の経済成長を制約する可能性のある決定を阻止することとなった。そのため、中国は削減義務や枠組み強化を拒否する立場を取り、その強硬な交渉姿勢からしばしば交渉の妨害者として認識された。この段階では、経済的利益が国際イメージの向上という環境外交の伝統的な目的よりも優先されており、国際イメージの向上という目的は、通常の交渉の場で追求されるというよりも、気候変動枠組条約の締結や京都議定書の批准といった側面で国際社会から評価される点で達成された。

胡錦濤政権下では、気候変動問題は持続可能な開発の問題となり、単に気候変動外交を通じて経済的利益を追求する（国際的義務の負担をできる限り先延ばしにすることや、先進国から技術移転や資金提供の獲得を目指す）だけではなく、国内における気候変動対応も開始された。2007年に公表された「中国気候変動対応国家方案」や2009年に可決された「気候変動に積極的に対応することに関する全国人民代表大会常務委員会決議」、気候変動関連の政治文書、胡錦濤国家主席や温家宝首相による各種演説、解振華国家発展改革委員会副主任による発言の中では、「気候変動は、環境問題であると同時に発展の問題であるが、最終的には発展の問題だ」<sup>12</sup>という決まった言い回しが度々使用された。気候変動交渉の結果によって、中国の経済と社会の発展が不当に制約されてはならないが、国内においては経済発展と環境保護との調和を目指す方針の重要性が向上した。

2009年のコペンハーゲン会議以降は、メディア戦略や公共外交の失敗の反省から、気候変動問題の外交的意味合いを重視する傾向が強まり、中国の国情に対する国際社会の理解促進や国際イメージの回復が経済的な利益と並んで追求されるようになる。2015年のパリ会議開催時には、コペンハーゲン会議とは異なり、国際イメージの向上という目的が達成されたと言える。そして、習近平政権下では、大気汚染対策の必要からエネルギーと産業構造の転換や電気自動車の推進等を実施し、低炭素発展を目指す発展方針にさらに舵を切ったことから、気候変動対応はこれまでよりも国内の問題として位置付けられるようになった。国内と国際社会の潮流が乖離することは中国にとって不利益であるので、国際社会の脱炭素化の歩みが停止することを回避するためにもパリ協定の履行を支持している。近年では、カーボンニュートラルや海外での石炭火力発電所の新設中止を宣言するなど、さらに責任ある大国としての姿を世界に示そうとしている。

気候変動外交における経済的利益の確保や国家主権の維持、国際イメージの向上とい

<sup>11</sup> Zhang, Zhihong, "The Forces behind China's Climate Change Policy," in P. G. Harris, ed., *Global Warming and East Asia: The Domestic and International Politics of Climate Change*, London: Routledge, 2003, pp. 66-85.

<sup>12</sup> 原語：「気候変化既是環境問題，又是發展問題，但歸根到底是發展問題」

った主要な目的を追求するための手段として、上述したように中国は交渉グループを形成して発言力や影響力を高めようとした。しかしながら、中国の複雑なアイデンティティや各国の実情や立場の格差などから、交渉グループ形成による交渉力の向上には限界が存在していた。また、21世紀に入り、先進国の相対的なパワーの低下、新興国の相対的なパワーの向上といった国際構造の変化を背景として、各国が経済力や軍事力といったパワーに基づくのではなく、ソフトパワーによる影響力の拡大を目指し、国際世論の支持を取り付け、交渉における主導的な地位及び発言権を獲得する競争が展開された<sup>13</sup>。そのため、中国は所属する交渉グループの結束を強化、或いは「朋友圈」の拡大を目指すだけでなく、自国のソフトパワーを増大し、総合的な影響力拡大を目指すようになっている。

パリ会議以降の中国は、引き続きソフトパワーを高め、気候変動交渉やその他の国際協力における発言力を高めることに尽力している。世界で市民社会や地方都市、企業などの気候変動対応への参加が注目される中で、中国においても、ソフトパワー或いは国際的影響力の拡大、公共外交の強化、民間資本の利用、グリーンファイナンスの活発化、地方都市の気候変動政策の実施の徹底や官僚のキャパシティビルディングの強化、海外での途上国支援プログラムの実施などの領域や目的において、非国家アクターや民間資本の役割が重視され始め、この点でボトムアップからの気候変動対応の強化が一定程度期待できる。特に米中協力の領域では、中央政府同士の対話だけでなく、地方都市同士やシンクタンクや研究機関同士、或いは半官の交流と交渉により多層的に協力が模索されている。気候変動対応に関与している中国の代表的な非国家アクターは、それぞれが世界的に主導的な役割を果たすことを期待されており、率先して気候行動のイニシアチブを提起し、他国を巻き込みながら国際協力・交流に努めている。

また、気候変動対応は、中国がリーダーシップの発揮において最も自信を付けてきている分野の1つとなり、外交政策全体の中でも重要度の高い問題となっている。現在では、気候変動対応は一帶一路といった国家戦略だけでなく、各国との国際協力や、他の問題領域での交渉とも関連付けられ、あらゆる領域に組み込まれている。例えば、2021年10月に中国が国内において初めて開催する生物多様性条約締約国会議でも、「気候変動対応（カーボンピークアウトとカーボンニュートラル）と生物多様性」は主要なテーマと1つとして設定され、関連フォーラムが主催される予定である。そして中国は、気候変動ガバナンスにおいてルール形成に深く関与することを目指すだけでなく、関連領域の概念や理念、制度の普及者・推進者となることで影響力の拡大を目指しており、グリーンファイナンスや自然に基づく解決策（NbS）などの検討を積極的に行なっている。こうした意味で、中国は気候変動ガバナンスにおけるリーダーシップを追求しているが、正確にはリーダーシップ追求のための影響力拡大段階にあると言え、実際の国力以上の責任や義務の負担には未だ慎重な姿勢を見せている。

## 第2節 中国の気候変動対応の展望：2つの炭素目標

中国政府は、2030年までにCO<sub>2</sub>の排出量をピークアウトさせると、2060年まで

---

<sup>13</sup> 石斌，同書，90頁。

にカーボンニュートラルを達成することを宣言したが、これらの目標はあくまでも中国政府が掲げる 21 世紀半ばまでの「社会主義現代化強国」建設<sup>14</sup>の目標と両立する形で達成される必要がある。言い換えれば、2 つの炭素目標は持続可能な発展を実現するための目標であり、経済成長が不当に制約されるのではなく、再生可能エネルギーの利用拡大による雇用創出やイノベーションの促進、大気汚染の改善による国民生活の質的向上、国際競争力や影響力の拡大といったプラスの効果が生み出される必要がある。

2015 年に宣言された 2030 年までの CO2 排出ピークアウト目標については、達成の見通しは比較的明るいと考えられる。2015 年以前より、一部研究では 2025 年前後のピークアウトが可能であることが示されており<sup>15</sup>、ピークアウト目標は十分に達成見込みのある目標として国際的に宣言されたものであると考えられる。現在では、カーボンニュートラルの実現に向けて、CO2 排出量を「2025 年にピークのプラト一期に入り、2030 年には質の高い安定したピークに到達し、2030 年以降は急速に減少し、2035 年のピーク年からの大幅な減少を達成」<sup>16</sup>することが目指されていると予想される。いわゆる「茅恒等式」<sup>17</sup>を参照すれば、CO2 排出量の削減を行うには、エネルギー供給の低炭素化などにより炭素強度を低下させ、省エネルギーへの取り組みなどでエネルギー強度を低下させることが重要であり、引き続きエネルギーと産業構造の高度化が促進されることが見込まれる。中国政府は、できるだけ早いピークアウトの実現を目指すことを明言しており、今後、削減行動の引き上げとして前倒しでのピークアウト達成を国際的に約束することも考えられる。

そして 2020 年に宣言した 2060 年までのカーボンニュートラル達成の目標に関しては、中国にとって難易度のある目標と考えられるが、達成に向けたロードマップは作成中であり、今後 40 年間をかけた長期目標でもあるために見通しは不確かである。最新の情報としては、2021 年 4 月 19 日の国家発展改革委員会の記者会見では、カーボンニュートラルに向けた今後の取り組みとして、①産業構造の最適化と高度化を推進し、産業のグリーン化と低炭素化のレベルを継続的に向上させる、②エネルギー構造を強力に調整し、再生可能エネルギーによる代替を実行する、③エネルギー消費のダブルコントロール（総エネルギー消費量と強度のコントロール）システムを堅持・改善し、重点分野での省エネに全力を尽くす、④科学技術研究の努力を高め、グリーン技術や低炭素技術を促進して大きなブレークスルーを達成する、⑤政府と市場の両方が力を発揮し、グリーン・低炭素政策システムと市場ベースのメカニズムを改善する、⑥生態系の保護と

---

<sup>14</sup> 新華社「習近平：決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主義偉大勝利——在中国共产党第十九次全国代表大会上的報告」中華人民共和國中央人民政府，2017 年 10 月 27 日，<[http://www.gov.cn/zhuanti/2017-10/27/content\\_5234876.htm](http://www.gov.cn/zhuanti/2017-10/27/content_5234876.htm)>（最終アクセス：2021 年 9 月 19 日）。

<sup>15</sup> 姜克隽，庄幸，賀晨旻「全球升温控制在 2°C 以内目標下中国能源与排放情景研究」『中国能源』第 34 卷第 2 期，2012 年，14-17 頁。

<sup>16</sup> 何建坤「碳达峰碳中和目標導向下能源和經濟的低碳轉型」『環境經濟研究』第 6 卷第 1 期，2021 年，3 頁。

<sup>17</sup> Kaya, Yoichi. “Impact of Carbon Dioxide Emission Control on GNP Growth: Interpretation of Proposed Scenarios.” IPCC Response Strategies Working Group Memorandum 1989. IPCC Energy and Industry Subgroup, Response Strategies Working Group, 1990.

回復を強化し、生態系の炭素吸収能力を高める、⑦全国民に省エネを推進し、グリーンで低炭素な生活の新しいトレンドを創造する、⑧国際的な交流と協力を強化し、緑のシルクロードの建設を促進し、世界の気候と環境のガバナンスに参加しリードする、という8点が挙げられた<sup>18</sup>。

また、同年7月27日には、中国気候変動事務特使である解振華がグローバルウェルスマネジメントフォーラムで行なった基調講演の中で、2つの炭素目標を達成するためのタイムテーブルとロードマップとして、主に10の具体的な側面を含む「1+N政策システム」を現在策定中であることを明かした。10の側面とは、①エネルギー構造の最適化、石炭などの化石エネルギー源の制御と削減、②産業・工業の最適化と高度化の推進、③省エネ低炭素建築と低炭素施設の推進、④グリーンで低炭素な交通輸送システムの構築、⑤循環型経済の発展と資源利用効率の向上、⑥グリーンで低炭素な技術革新の推進、⑦グリーンファイナンスの発展、⑧関連の経済政策と改革措置の導入、⑨炭素市場と炭素価格設定メカニズムの確立と改善、⑩自然に基づく解決策(NbS)を実施することである。また、中国のカーボンニュートラル目標を達成するためには、およそ136兆人民元の投資が必要であるとした<sup>19</sup>。

世界で一般的に言うカーボンニュートラルとは、EUや日本などと同様にすべての温室効果ガスの排出量をネットゼロにすることであり、パリ協定に規定されているように発生源による排出量と吸収源による除去量の均衡を実現することである。現時点でCO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスに関する言及はないが、中国が今後目指すカーボンニュートラルも恐らくCO<sub>2</sub>に限定されない設計がなされると考えられる。中国の年間温室効果ガス排出量は約140億tCO<sub>2</sub>eで、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量が温室効果ガス排出量全体の73%、工業起源のCO<sub>2</sub>排出量が約10%であり、農林業による吸収量の増加は年間約8~10億トンで排出量の約7%にしか相当しない<sup>20</sup>。中国がカーボンニュートラルを達成するには、吸収源による吸収量を拡大するだけでは不可能であるため、主要な取り組みは排出量の削減であり、特にエネルギー起源のCO<sub>2</sub>の排出削減とCO<sub>2</sub>回収・貯留(CCS)技術の利用拡大が重要となる<sup>21</sup>。

中国のカーボンニュートラル宣言に大きな影響を与えたとされる清華大学が主導した研究の提言によると、習近平国家主席が提起した「社会主義現代化強国」建設の段階に合致させて、2020年から2035年の社会主義現代化を基本的にも実現する段階では、国内の生態環境の抜本的な改善と排出量削減の国際約束の履行を同時に達成し、質の高い経済社会発展を促進し、2050年までに脱炭素化を達成するための技術的・産業的基盤、政策的保証、市場環境を構築することが必要である。そして社会主義現代化強国の建設

<sup>18</sup> 発展改革委網站「国家發展改革委舉行4月份新聞發布會 介紹宏觀經濟運行情況并回應熱點問題」中華人民共和國中央人民政府，2021年4月19日，< [http://www.gov.cn/xinwen/2021-04/19/content\\_5600566.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2021-04/19/content_5600566.htm) > (最終アクセス：2021年9月20日)。

<sup>19</sup> 中国財富管理50人論壇「全文|解振華詳解制定1+N政策體系作為實現雙碳目標的時間表、路線圖」中国氣候變化信息網，2021年7月27日，< <http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=73872&Tid=57> > (最終アクセス：2021年9月20日)。

<sup>20</sup> 何建坤，前掲書，4頁。

<sup>21</sup> 同上。

を実現する 2035 年から 2050 年までの段階では、2°C目標或いは 1.5°Cの努力目標の実現を目指した排出削減対策を行い、自発的に国際的な責任を果たし、2050 年にニアゼロ排出を達成する必要があるとしている<sup>22</sup>。そして、エネルギーシステムの脱炭素化については、2°C目標指向の推奨シナリオでは、一次エネルギー消費量は 2030 年頃にプラト一期に入り、2035 年頃にピークを迎え、2050 年には 2030 年に比べて 13.0%減少、エネルギー消費構成の石炭の割合は 2030 年には 45%、2050 年には 10%以下にまで低下し、非化石エネルギーの割合は 2030 年には 25%、2050 年には 73%まで上昇し、非化石電力が総発電量の 90%を占めるようになり、エネルギー消費量あたりの二酸化炭素強度は 68%削減され、基本的には新エネルギーや再生可能エネルギーを中心とした脱炭素化エネルギーシステムが形成されるとした<sup>23</sup>。

つまり、中国がカーボンニュートラルを達成するためには、エネルギー構造の脱炭素化を実行する必要があるとあり、石炭から転換して再生可能エネルギー（実際には主に風力と太陽光）の利用を拡大し、CCS 技術を併用することであると言える。中国の想定する非化石燃料のエネルギー源の内訳に関しては、「原子力発電を安全かつ効率的に発展、水力発電を地域の実情に合わせて発展、風力、太陽光、バイオマス、海洋エネルギー、地熱エネルギーを積極的に発展、グリーン水素エネルギーを発展」<sup>24</sup>させることとあり、積極的な活用が目指されるのは風力、太陽光、バイオマス、海洋エネルギー、地熱エネルギーであり、原子力もオプションの 1 つとなっているが、安全面などの懸念があり風力や太陽光と比較すれば整備は進んでいない。2020 年に稼働を開始した原発は 1 基のみであり、利用は急激に拡大しないとするのが大方の予想で、中国でも「『原発はペイしない』という認識が醸成されつつある」という<sup>25</sup>。他方、現在でも一部地域では石炭火力発電所の新設が計画及び実施されている現状もある<sup>26</sup>。また、カーボンニュートラルの実現のためには、技術革新が必要であり、脱炭素化技術の面で国際的競争力を高める必要性が認識されている<sup>27</sup>。

<sup>22</sup> 項目総合報告編写組「《中国長期低炭発展戦略与転型路径研究》総合報告」『中国人口・資源与環境』第 30 卷第 11 期，2020 年，24 頁。

<sup>23</sup> 項目総合報告編写組，前掲書，16 頁。

<sup>24</sup> 中国財富管理 50 人論壇「全文| 解振華詳解制定 1+N 政策体系作為實現双碳目標的時間表，路線図」中国気候変化信息网，2021 年 7 月 27 日，<<http://www.ccchina.org.cn/Detail.aspx?newsId=73872&TId=57>>（最終アクセス：2021 年 9 月 20 日）。

<sup>25</sup> 明日香壽川『グリーン・ニューディール——世界を動かすガバナリング・アジェンダ』岩波書店，2021 年，144-145 頁。

<sup>26</sup> 2060 年までにカーボンニュートラルを達成するには、今後 10 年間で石炭火力発電所を約 600 基停止する必要があるとする試算もある。Harvey, Fiona. "China 'must shut 600 coal-fired plants' to hit climate target." The Guardian, April 15, 2021. <https://www.theguardian.com/world/2021/apr/15/china-must-shut-600-coal-fired-plants-to-hit-climate-target>. Accessed September 28, 2021.

<sup>27</sup> 何建坤「全球気候治理形勢及我国对策」『環境経済研究』第 4 卷第 3 期，2019 年，1-9 頁；項目総合報告編写組「《中国長期低炭発展戦略与転型路径研究》総合報告」『中国人口・資源与環境』第 30 卷第 11 期，2020 年，1-25 頁；何建坤「碳达峰碳中和目標導向下能源和經濟的低炭轉型」『環境経済研究』第 6 卷第 1 期，2021 年，1-9 頁。

カーボンニュートラル目標が宣言されて以降、中国ではカーボンピークアウトやカーボンニュートラルが一種の流行語となり、社会で広く関心を集める中で、未だ中央政府からロードマップが公開されていないにも関わらず、既にさまざまな問題が生じている。関連の報道によると、一部地域や業界、企業で、内容の伴わないスローガンを打ち出して率先して行動していることをアピールしている、或いは自らの発展段階以上の高すぎる目標を設定して経済の健全な成長を阻害する可能性がある現象が起きている。例えば、一部地域では、高排出・高エネルギー消費プロジェクトの一律廃止や、太陽光発電建設のために森林を破壊、科学的な検討を経ずに揚水発電所を設置、一部金融機関では石炭発電プロジェクトへの融資を突如打ち切り、または闇雲に再生可能エネルギーに投資している状態がある<sup>28</sup>。また、2020年または2025年までのピークアウトを宣言している地域が60あるが、実際には目標を掲げるだけで行動が起こされていない場合がほとんどであると指摘されている<sup>29</sup>。さらに、2021年上半期では、9の省（区）でエネルギー強度が上昇しており、10の省でエネルギー強度の減少率が要求未満であることが発表された<sup>30</sup>。そして、ピークアウト達成の意味をピークアウトまで炭素排出を拡大してよいと曲解し、一部地域では高排出・高エネルギー消費のプロジェクトを計画している現象が起きている<sup>31</sup>。

以上のような状況に注意を促すため、2021年7月30日に開催された中国共産党中央政治局の会議では、キャンペーン的な「炭素削減」を是正し、準備ができてから実施することを促し、高排出・高エネルギー消費のプロジェクトの盲目的な開発を断固として抑制することが提起された。カーボンニュートラルの実施に向けて、気候変動対応が国内のアクターによる政策実施と深く関わるようになった現在では、環境権威主義体制の特徴である実施面での困難が今後も生じることが予想される。

---

<sup>28</sup> 林方舟「碳中和“冒進”，運動式“減碳”，应如何糾偏？」『南方週末』2021年9月2日。

<sup>29</sup> 同上。

<sup>30</sup> 发展改革委網站「国家发展改革委举行8月份新聞發布会 介紹宏觀經濟運行情況并回應熱点問題」中華人民共和國中央人民政府，2021年8月17日，<[http://www.gov.cn/xinwen/2021-08/17/content\\_5631747.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2021-08/17/content_5631747.htm)>（最終アクセス：2021年9月20日）。

<sup>31</sup> 「新華熱評：堅決糾正運動式“減碳”」新華社，2021年7月31日，<[http://www.xinhuanet.com/politics/2021-07/31/c\\_1127717063.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2021-07/31/c_1127717063.htm)>（最終アクセス：2021年9月20日）。

## 参考文献

### 【日本語文献】（五十音順）

- 青山周 『『環境調和型社会』へ動き出した中国』『東亜』第 467 号，2006 年 5 月，34-45 頁。
- 青山周 「地球温暖化問題——中国の視点から」『東亜』第 492 号，2008 年 6 月，10-19 頁。
- 青山周 『政策空間としての中国環境——中国環境政策研究』明德出版社，2011 年。
- 青山瑠妙 『現代中国の外交』慶應義塾大学出版会，2007 年。
- 青山瑠妙 『中国のアジア外交』東京大学出版会，2013 年。
- 青山瑠妙／天児慧 『超大国・中国のゆくえ 2 外交と国際秩序』東京大学出版会，2015 年。
- 阿古智子 「中国の『公民社会』と民主化の行方——曲折するソーシャルメディアと政治制度改革の関係」『国際政治』第 169 号，2012 年 6 月，45-59 頁。
- 浅野亮 「中国の対外政策方針の変化——その決定のメカニズムとプロセス」『国際問題』第 602 号，2011 年 6 月，36-47 頁。
- 明日香壽川 「環境問題のデパートから環境専制主義へ？ 最新中国環境エネルギー状況」Energy Democracy，2018 年 4 月 18 日，<<https://www.energy-democracy.jp/2336>>。
- 明日香壽川 「CO2 排出量ゼロにより「中国で大量の失業者が発生」する構造問題」『エコノミスト』99(3)，2021 年 1 月 19 日，40 頁。<<https://weekly-economist.mainichi.jp/articles/20210119/se1/00m/020/031000c>>。
- 明日香壽川 『グリーン・ニューディール——世界を動かすガバナング・アジェンダ』岩波書店，2021 年。
- 阿南友亮等 『シャープパワーの脅威』中央公論新社，2018 年。
- 有村純 『地球温暖化交渉の真実——国益をかけた経済戦争』中央公論新社，2015 年。
- 有馬純 『精神論抜きの地球温暖化対策——パリ協定とその後』エネルギーフォーラム，2016 年。
- 飯嶋佑美 「環境外交交渉へのアプローチ」『中央大学大学院研究年報』(43)，2013 年，291-308 頁。
- 飯嶋佑美 「中国における気候変動政治の研究（グローバル・エコロジー）」『中央大学社会科学研究所研究報告』(27)，2018 年 3 月，121-142 頁。
- 飯嶋佑美 「第 7 章 中国の気候変動政策に関する研究」星野智編著『グローバル・エコロジー（中央大学社会科学研究所研究叢書 37）』中央大学出版部，2019 年，169-197 頁。
- エコノミー，エリザベス（片岡夏実訳）『中国環境レポート』菊地書館，2005 年。（Economy, Elizabeth C., *The River Runs Black: The Environmental Challenge to China's Future*, 2<sup>nd</sup> ed., Ithaca, NY: Cornell University Press, 2011.）
- 王逸舟（天児慧／青山瑠妙編訳）『中国外交の新思考』東京大学出版会，2007 年。
- 大芝亮／山田敦 「グローバル・ガバナンスの理論的展開」『国際問題』第 438 号，1996 年 9 月，2-14 頁。
- 太田宏 「地球温暖化をめぐる国際政治経済——『国連気候変動枠組み条約』議定書交渉の背景」『外交時報』第 1343 号，1997 年，4-33 頁。
- 太田宏 「安全保障の概念と環境問題」『国際政治』第 177 号，1998 年 3 月，67-84 頁。
- 太田宏 「地球環境ガバナンスの現状と展望」『国際法外交雑誌』第 104 巻 3 号，2005 年 11 月，85-112 頁。
- 太田宏 「国際関係論と環境問題——気候変動問題に焦点を当てて」『国際政治』第 166 号，2011

- 年 8 月, 12-25 頁。
- 太田宏／毛利勝彦編『持続可能な地球環境を未来へ——リオからヨハネスブルグまで』大学教育出版, 2003 年。
- 大塚健司「中国の環境政策実施過程における監督検査体制の形成とその展開——政府, 人民代表大会, マスメディアの協調」『アジア経済』第 43 巻第 10 号, 2002 年 10 月, 26-57 頁。
- 大塚健司「中国における温暖化対策の 20 年——その原則と関心をめぐって」『アジア研ワールド・トレンド』第 160 号, 2009 年 1 月, 7-11 頁。
- 大塚健司「第 1 章 中国の初期環境外交と地球環境問題をめぐる国際交渉——「共通だが差異ある責任」原則の形成過程——」寺尾忠能編『「初期」資源環境政策の形成過程——「後発の公共政策」としての始動——』日本貿易振興機構アジア経済研究所, 2021 年, 23-44 頁。
- 沖村理史「パリ協定に至る気候変動交渉の成果と今後の課題」『環境経済・政策研究』第 9 巻第 1 号, 2016 年 3 月, 81-85 頁。
- 沖村理史「気候ガバナンスにおけるパリ協定の位置づけ」『総合政策論叢』第 33 号, 2017 年 3 月, 9-24 頁。
- オーバーテュアー, S/H. E. オット (国際比較環境法センター／地球環境戦略研究機関訳)『京都議定書——21 世紀の国際気候政策』シュプリンガー・フェアラーク東京, 2001 年。
- 郭四志「中国の電力需給逼迫及び原発を中心とする取り組み」『東亜』第 531 号, 2011 年 9 月, 24-36 頁。
- 郭四志「中国 原発大国への道」岩波書店, 2012 年。
- 片岡直樹『中国環境汚染防治法の研究』成文堂, 1997 年。
- 加納雄大『環境外交——気候変動交渉とグローバル・ガバナンス』信山社, 2013 年。
- 亀山康子『新・地球環境政策』昭和堂, 2010 年。
- 亀山康子「環境とグローバル・ポリティクス」『国際問題』第 166 号, 2012 年 8 月, 1-11 頁。
- 亀山康子「COP24 (気候変動枠組条約第 24 回締約国会議) では何が決まった?」国立環境研究所社会システム領域, 2018 年 12 月 28 日, <[http://www.nies.go.jp/social/navi/colum/topics\\_cop24.html](http://www.nies.go.jp/social/navi/colum/topics_cop24.html)>。
- 亀山康子／高村ゆかり編『気候変動と国際協調——京都議定書と多国間協調の行方』慈学社出版, 2011 年。
- 亀山康子／田村堅太郎／田村ゆかり「パリ協定はなぜ合意に至ったか?——シナリオ分析の検証」『環境経済・政策研究』第 9 巻第 1 号, 2016 年 3 月, 62-65 頁。
- 川島真「『韜光養晦』と『大国外交』の間——胡錦濤政権の外交政策」『国際問題』第 610 号, 2012 年 4 月, 38-48 頁。
- 川島真「第 3 章 習近平政権下の外交・政界秩序観と援助——胡錦濤政権期との比較を踏まえて」川島真等編『中国の外交戦略と世界秩序——理念・政策・現地の視線』昭和堂, 2021 年, 53-77 頁。
- 川島真等編『中国の外交戦略と世界秩序——理念・政策・現地の視線』昭和堂, 2021 年。
- 北川秀樹編『中国の環境問題と法・政策——東アジアの持続可能な発展に向けて』法律文化社, 2008 年。
- 北川秀樹編著『中国の環境法政策とガバナンス——執行の現状と課題』晃洋書房, 2012 年。
- 北川秀樹「中国の環境法政策の進展と今後の課題: 習近平政権下の動向を中心に」『人間と環境』

- 44 卷 3 号, 2018 年, 29-42 頁。
- 北野尚宏「中国の対外援助のとらえ方」川島真等編『中国の外交戦略と世界秩序——理念・政策・現地の視線』昭和堂, 2021 年, 25-52 頁。
- クラブ, マイケル/クリスティアン・フローレイク/ダンカン・ブラック (松尾直樹監訳)『京都議定書の評価と意味——歴史的国際合意への道』エネルギーセンター, 2000 年。
- 国分良成「中国の政治外交——天安門事件とその後」『国際政治』第 145 号, 2006 年, 8 月, 1-16 頁。
- 小島朋之編『中国の環境問題——研究と実践の日中関係』慶應義塾大学出版会, 2008 年。
- 小柳秀明「北京オリンピックと中国環境問題」『東亜』第 487 号, 2008 年 1 月, 2-35 頁。
- 小柳秀明「最近の中国の環境政策動向——『節能減排』(省エネ・排出削減)」『環境研究』第 149 号, 2008 年 5 月, 5-12 頁。
- 小柳秀明『環境問題のデパート中国』蒼蒼社, 2010 年。
- 齋藤さやか「気候変動問題におけるマス・メディアの役割——日・米・英における新聞報道の比較内容分析」明治大学博士論文 (政治学), 2016 年。
- 阪口功『地球環境ガバナンスとレジームの発展プロセス——ワシントン条約と NGO・国家』国際書院, 2006 年。
- 坂口功「日本の環境外交: ミドルパワー, NGO, 地方自治体」『国際問題』第 166 号, 2011 年 8 月, 26-41 頁。
- 佐藤仁『反転する環境国家——「持続可能性」の罫をこえて』名古屋大学出版会, 2021 年。
- 佐藤仁「第 3 章 アジアの環境権威主義——依存関係からみた環境政策と反転——」寺尾忠能編『「初期」資源環境政策の形成過程——「後発の公共政策」としての始動——』日本貿易振興機構アジア経済研究所, 2021 年, 75-96 頁。
- 佐橋亮『米中対立——アメリカの戦略的転換と分断される世界』中央公論新社, 2021 年。
- 信夫隆司編『地球環境レジームの形成と発展』国際書院, 2000 年。
- シャンボン, ディビッド (加藤裕子訳)『中国グローバル化の深層』朝日新聞出版, 2015 年。
- 周璋生「ポスト京都を巡る中国の動きと今後の見通し」『政策科学』第 44 号, 2010 年 3 月, 163-179 頁。
- 周璋生/銭学鵬/大家允文「中国における気候変動政策の歴史的変遷に関する研究——ローカル環境問題からグローバル環境問題へ」『政策科学』第 49 号, 2012 年 2 月, 15-27 頁。
- 住倉一郎『ポスト京都議定書を巡る多国間交渉——規範的アイデアの衝突と調整の政治力学』法律文化社, 2015 年。
- 関志雄「深刻化する環境問題——危機から商機へ——」経済産業研究所, 2015 年 5 月 13 日, <<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/150513kaikaku.html>>。
- 関志雄「カーボンニュートラルの実現を目指す中国—カギとなるエネルギー構造と産業構造の脱炭素化—」経済産業研究所, 2021 年 8 月 13 日, <<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/210813ssqs.html>>。
- 高沢剛史「気候変動交渉を支配するパワー——COP15 におけるレジーム形成過程を事例にして」『防衛学研究』第 44 号, 2011 年 3 月, 23-44 頁。
- 高原明生「第 1 章 中国の一带一路構想」川島真等編『中国の外交戦略と世界秩序——理念・政策・現地の視線』昭和堂, 2021 年, 15-24 頁。

- 高村ゆかり／亀山康子編『京都議定書の国際制度——地球温暖化交渉の到達点』信山社出版，2002年。
- 高村ゆかり「パリ協定における義務の差異化——共通に有しているが差異のある責任原則の動的適用への転換」松井敏郎他編『21世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂，2016年，228-248頁。
- 竹内敬二『地球温暖化の政治学』朝日新聞社，1998年。
- 田辺敏明『地球温暖化と環境外交——京都会議の攻防とその後の展開』時事通信社，1999年。
- 田村賢太郎「国際気候変動レジームにおける中国の交渉ポジションと国内政治」亀山康子／高村ゆかり編『気候変動と国際協調——京都議定書と多国間協調の行方』慈学社，2011年，278-309頁。
- 知足章宏『中国環境汚染の政治経済学』昭和堂，2015年。
- 鄭方婷「重複レジーム間における相互補完関係の形成：京都議定書後の気候変動交渉を中心に」東京大学博士論文（法学），2014年。
- 鄭方婷「パリ協定：気候変動交渉の転換点（特集『パリ協定』後の気候変動対応）」『アジア研ワールド・トレンド』22(4)，2016年4月，4-7頁。
- 鄭方婷『重複レジームと気候変動交渉：米中対立から協調，そして「パリ協定」へ』現代図書，2017年。
- 中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2007—2008年版』蒼蒼社，2007年。
- 中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2009—2010年版』蒼蒼社，2009年。
- 中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2011—2012年版』蒼蒼社，2011年。
- 趙全勝（真水康樹／黒田俊郎訳）『中国外交政策の研究——毛沢東，鄧小平から胡錦濤へ』法政大学出版社，2007年。
- 趙宏偉『中国外交論』明石書店，2019年。
- 新澤秀則編『環境ガバナンス叢書⑥ 温暖化防止のガバナンス』ミネルヴァ書房，2010年。
- 浜中裕徳編『京都議定書をめぐる国際交渉——COP3以降の交渉経緯』慶應義塾大学出版会，2009年。
- 范云涛「ポスト京都議定書以降の中国気候変動対応政策とその国内市場整備の動向分析」亜細亜大学アジア研究所編『ポスト京都議定書以降の日中環境協力メカニズムに関する研究』亜細亜大学アジア研究所，2012年，5-40頁。
- ベーダー，ジェフリー A.（春原剛訳）「オバマと中国——米国政府の内部からみたアジア政策」東京大学出版会，2013年。（Bader, Jeffrey A., *Obama and China's Rise: An Insider's Account of America's Asia Strategy*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2012.）
- 平野孝編『中国の環境と環境紛争——環境法，環境行政，環境政策，環境紛争の日中比較』日本評論社，2005年。
- ベネディック，リチャード E.（小田切力訳）『環境外交の攻防——オゾン層保護条約の誕生と展開』工業調査会，1999年。
- 包茂紅『中国の環境ガバナンスと東北アジアの環境協力』はる書房，2009年。
- 堀井信浩編『中国の持続可能な成長——資源・環境制約の克服は可能か？』アジア経済研究所，2010年。
- 星野智『環境政治とガバナンス』中央大学出版部，2009年。

- 星野智『ハイドロポリティクス』中央大学出版部，2017年。
- 星野智編著『グローバル・エコロジー（中央大学社会科学研究所研究叢書37）』中央大学出版部，2019年。
- 本郷尚「中国の気候変動対策と『一帯一路』 日本，アジアなどで協力を」『日経産業新聞』2018年1月19日。<<https://www.nikkei.com/article/DGXKZO25850950Y8A110C1X93000/>>。
- 舩方周一郎「気候変動政策の形成における政策ネットワークの役割：ブラジルとメキシコの比較分析」『イベロアメリカ研究』41(2)，2020年1月，19-36頁。
- 丸川知雄「地域的な高失業の発生要因と対策」『社会科学研究』66(1)，2014年，53-74頁。
- 毛里和子『現代中国外交』岩波書店，2018年。
- 森晶寿編『環境ガバナンス叢書② 東アジアの経済発展と環境政策』ミネルヴァ書房，2009年。
- 森晶寿／植田和弘／山本裕美編『中国の環境政策——現状分析・定量評価・環境円借款』京都大学学術出版会，2008年。
- 山口信治「中国の国際秩序認識の基礎と変化」『防衛研究所紀要』18(2)，2016年2月，45-63頁。
- 山口信治「中国の国際秩序観——選択的変容からルール設定をめぐる競争へ」『国際安全保障』第45巻第4号，2018年3月，48-67頁。
- 山口信治「国際秩序をめぐる競争を激化させる中国：強硬化をもたらすその自己認識（先鋭化する米中対立）」『外交』62，2020年，114-119頁。
- 山田高敬／逸見勉「地球環境——『ポスト京都』の交渉における国際規範の役割」大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』有斐閣，2013年，125-145頁。
- 山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣，2008年。
- 山本良一『気候危機』岩波書店，2020年。
- ヤーコブソン，リンダ／ディーン・ノックス（岡部達味監修／辻康吾訳）『中国の新しい対外政策——誰がどのように決定しているのか』岩波書店，2011年。（Jakobson, Linda, and Dean Knox. *New foreign policy actors in China*. Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), 2010.）
- 李志東「中国の環境保護システム」東洋経済新報社，1999年。
- 李志東「中国における低炭素社会構築の取り組み」『東亜』第512号，2010年2月，32-43頁。
- 李志東「『パリ協定』の合意形成における米中の「率先垂範」とCOP21後の課題」『環境経済・政策研究』第9巻第1号，2016年3月，93-97頁。
- 李妍焱『中国の市民社会——動き出す草の根NGO』岩波書店，2012年。
- リンス，ホアン・J（高橋進監訳）『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社，1995年。
- 劉大煒「中国の気候変動政策の形成と実施：トランジション分析の視角から」東京大学博士論文（博士論文），2014年。
- 渡辺靖『文化と外交——パブリック・ディプロマシーの時代』中央公論新社，2013年。

【英語文献】（アルファベット順）

- Ahlers, Anna L., and Yongdong Shen. "Breathe easy? Local nuances of authoritarian environmentalism in China's battle against air pollution." *The China Quarterly* 234, 2018, pp. 299-319.
- Albert, Eleanor. "China's Big Bet on Soft Power." Council on Foreign Relations, February 9, 2018. <https://www.cfr.org/backgrounder/chinas-big-bet-soft-power>.

- Allan, Jen Iris, and Jennifer Hadden. "Exploring the Framing Power of NGOs in Global Climate Politics." *Environmental Politics*, vol. 26, issue 4, 2017, pp. 600-620.
- Allison, Graham. "The Thucydides trap: are the US and China headed for war?." *The Atlantic* 24.9, 2015.
- Anderson, Sarah E., et al. "Non-governmental monitoring of local governments increases compliance with central mandates: a national-scale field experiment in China." *American Journal of Political Science* 63.3, 2019, pp. 626-643.
- Andresen, Steinar, and Shardul Agrawala. "Leaders, pushers and laggards in the making of the climate regime." *Global Environmental Change* 12.1, 2002, pp. 41-51.
- Arkin, Fatima. "China's Global Climate Battle." *Devex*, August 14, 2017. <https://www.devex.com/news/china-s-global-climate-battle-90680/amp>.
- Bals, Christoph and Katharina Hierl. *The Last Battle of the Fossil Lobby: An Analysis of Donald Trump's Speech in the White House*. Bonn: Germanwatch eV., 2017.
- Barkdull, John, and P. G. Harris. "Environmental Change and Foreign Policy: A Survey of Theory." *Global Environmental Politics* 2-2, 2002, pp. 63-91.
- Barkdull, John, and P. G. Harris. "Theories of Environmental Foreign Policy." in Harris, Paul G., ed. *Environmental Change and Foreign Policy*. Oxford: Routledge, 2009, pp. 19-56.
- Beeson, Mark. "The coming of environmental authoritarianism" *Environmental politics* 19.2, 2010, pp. 276-294.
- Bell, Daniel A. *The China Model: Political Meritocracy and the Limits of Democracy*. Princeton University Press, 2015.
- Bergsager, Henrik and Anna Korppoo. *China's State-Owned Enterprises as Climate Policy Actors: The Power and Steel Sectors*. TemaNord no. 527, Copenhagen: Nordic Council of Ministers, 2013.
- Biermann, Frank, et al. "The Fragmentation of Global Governance Architectures: A Framework for Analysis." *Global Environmental Politics* 9 (4), 2009, pp. 14-40.
- Bjørkum, Ida. *China in the International Politics of Climate Change: A Foreign Policy Analysis*. FNI Report 12/2005, Lysaker: Fridtjof Nansen Institute, 2005.
- Bo, Yan. "China's Role in Global Climate Governance and Causal Analysis." in Wang, Weiquang, and Yaming Liu eds. *Annual Report on China's Response to Climate Change (2017): Implementing the Paris Agreement*. Springer, 2020, pp. 27-38.
- Bodansky, Daniel. "The Copenhagen Climate Change Conference: A Post-Mortem." *American Journal of International Law*, Vol. 104, No. 2, 2010, pp. 230-240.
- Bodansky, Daniel, and Lavanya Rajamani. "The Evolution and Governance Architecture of the United Nations Climate Change Regime." in Luterbacher, Urs and Detlef F. Sprinz eds. *Global Climate Policy: Actors, Concepts, and Enduring Challenges*. The MIT Press, 2018, pp. 13-66.
- Brzezinski, Zbigniew. "The Group of Two that could change the world." *Financial Times*, January 14, 2009. <https://www.ft.com/content/d99369b8-e178-11dd-afa0-0000779fd2ac>.
- Burck, Jan, et al. *Climate Change Performance Index 2021*. Germanwatch, 2020.
- Cai, Wenjia, et al. "The 2020 China report of the Lancet Countdown on health and climate change." *The Lancet Public Health* 6.1, 2021, pp. e64-e81.
- Carafa, Luigi. "Is the US-China Climate Agreement a Game-changer?." *The International Spectator*, 50:1,

- 2015, pp. 8-14.
- Carlsnaes, Walter, et al., eds. *Handbook of International Relations*. Los Angeles: Sage Publications, 2002.
- Carter, Neil. *The Politics of Environment: Ideas, Activism, Policy*, 2<sup>nd</sup> ed. Cambridge: Cambridge University Press, 2007.
- Chao, Zhang. "Why China Should Take the Lead on Climate Change." *The Diplomat*, December 14, 2017. < <https://thediplomat.com/2017/12/why-china-should-take-the-lead-on-climate-change/>>.
- Chasek, Pamela S. *Earth Negotiations: Analyzing Thirty Years of Environmental Diplomacy*. Tokyo: United Nations University, 2001
- Chasek, Pamela S., et al. *Global Environmental Politics*, 5<sup>th</sup> ed. Boulder, CO: Westview Press, 2010.
- Chasek, Pamela S., and L. M. Wagner, eds. *The Roads from Rio: Lessons Learned from Twenty Years of Multilateral Environmental Negotiations*. New York, NY: RFF Press, 2012.
- Chen, Chi, et al. "China and India lead in greening of the world through land-use management." *Nature sustainability* 2.2, 2019, pp. 122-129.
- Cheng, Fang-Ting. "The Strategic Partnerships on Climate Change in Asia-Pacific Context: Dynamics of Sino-U.S. Cooperation." in W. L. Filho, ed. *Climate Change in the Asia and Pacific Region*. Cham: Springer, 2015, pp. 227-244.
- Conca, Ken. "Environmental Governance after Johannesburg: From Stalled Legalization to Environmental Human Rights?." *Journal of International Law & International Relations* 1. 1-2, 2005, pp. 121-138.
- Conca, Ken. "The Rise of the Region in Global Environmental Politics." *Global Environmental Politics* 12-3, 2012, pp. 127–133.
- Conrad, Björn. "Bureaucratic Land Rush." *Harvard Asia Quarterly* 12, 2010, pp. 52-64.
- Conrad, Björn. "China in Copenhagen: Reconciling the "Beijing climate revolution" and the "Copenhagen climate obstinacy"." *The China Quarterly*, no. 210, 2012, pp. 435-455.
- Corn, David. "In Copenhagen, U.S. vs. China: With a superpower standoff dominating the climate summit, Hillary Clinton attempts a game-changer." *The Atlantic*, December 2009. <https://www.theatlantic.com/magazine/archive/2009/12/in-copenhagen-us-vs-china/307809/>.
- Corn, David. "A China-US Smackdown at Copenhagen?". *Mother Jones*, December 11, 2009. <https://www.motherjones.com/politics/2009/12/china-us-smackdown-copenhagen/>.
- Cui, Ryna, et al. *A High Ambition Coal Phaseout in China: Feasible Strategies through a Comprehensive Plant-by-Plant Assessment*. The University of Maryland Center for Global Sustainability (CGS), 2020.
- Delmas, Magali A., and O. R. Young, eds. *Governance for the Environment: New Perspectives*. Cambridge: Cambridge University Press, 2009.
- DeSombre, Elizabeth R. *Domestic Sources of International Environmental Policy: Industry, Environmentalists, and U.S. Power*. Cambridge MA: MIT Press, 2000.
- Diamond, Larry, and Marc F. Plattner, eds. *Liberation technology: Social media and the struggle for democracy*. JHU Press, 2012.
- Dimitrov, Radoslav S. "Inside Copenhagen: The State of Climate Governance." *Global Environmental Politics*, Vol. 10, No. 2, 2010, pp. 18-24.
- Eaton, Sarah, and Genia Kostka. "Authoritarian Environmentalism Undermined? Local Leaders' Time Horizons and Environmental Policy Implementation in China." *The China Quarterly*, vol. 218, 2014,

pp. 359–380.

- Eaton, Sarah, and Genia Kostka. "Central protectionism in China: The "central SOE problem" in environmental governance." *The China Quarterly* 231, 2017, pp. 685-704.
- Economy, Elizabeth C. "Chinese Policy-making and Global Climate Change: Two-front Diplomacy and the International Community." in Schreurs, Miranda A., and E. Economy, eds. *The Internationalization of Environmental Protection*. Cambridge: Cambridge University Press, 1997, pp. 19-41.
- Economy, Elizabeth C. "China's Environmental Diplomacy." in Kim, Samuel S., ed. *China and the World: Chinese Foreign Policy Faces the New Millennium*. Boulder, CO: Westview Press, 1998, pp. 264-286.
- Economy, Elizabeth C. "The Game Changer: Coping With China's Foreign Policy Revolution." *Foreign Affairs*, vol. 89, no. 6, 2010, pp. 142–152.
- Economy, Elizabeth C. *The River Runs Black: The Environmental Challenge to China's Future*, 2<sup>nd</sup> ed. Ithaca, NY: Cornell University Press, 2011.
- Economy, Elizabeth C. "China's Environmental Enforcement Glitch." *The Diplomat*, January 21, 2015. <https://thediplomat.com/2015/01/chinas-environmental-enforcement-glitch/>.
- Economy, Elizabeth C. "Is China's Environmental Tide Turning? 4 Things to Watch." *The Diplomat*, March 23, 2015. <https://thediplomat.com/2015/05/is-chinas-environmental-tide-turning-4-things-to-watch/>.
- Economy, Elizabeth C. "The Environmental Problem China Can No Longer Overlook." *The Diplomat*, July 17, 2015-07-17. <https://thediplomat.com/2015/07/the-environmental-problem-china-can-no-longer-overlook/>.
- Economy, Elizabeth C. "An order aligned with Chinese values." Lowy Institute. <https://interactives.lowyinstitute.org/features/china-rules-based-order/articles/chinese-order/>.
- Economy, Elizabeth C. "Opinion: How China Challenges America's World Leadership." NPR, October 10, 2018. <https://www.npr.org/2018/10/10/649184642/opinion-how-china-challenges-americas-world-leadership>.
- Economy, Elizabeth C., and Adam Segal. "The G-2 Mirage: Why the United States and China Are Not Ready to Upgrade Ties." *Foreign Affairs*, vol. 88, no. 3, 2009, pp. 14-23.
- Emmott, Robin and Robert-Jan Bartunek. "As U.S. retreats, EU and China seek climate leadership at summit," Reuters, June 1, 2017. <https://www.reuters.com/article/us-eu-china-idUSKBN18R3A4>.
- Falkner, Robert. "The Paris Agreement and the new logic of international climate politics." *International Affairs* 92.5, 2016, pp. 1107-1125.
- Feinerman, J. "Chinese Participation in International Regal Order: Rogue Elephant or Team Player?." *China Quarterly* 141, 1995, pp. 186-210.
- Feng, Hao. "China softens approach to home heating switch." *China Dialogue*, December 6, 2018. <https://chinadialogue.net/en/energy/10964-china-softens-approach-to-home-heating-switch/>.
- Fialka, John, "Why China Is Dominating the Solar Industry," *Scientific American*, December 19, 2016. <https://www.scientificamerican.com/article/why-china-is-dominating-the-solar-industry/>.
- Finamore, Barbara. *Will China save the planet?*. Polity, 2018.
- Finnemore, Martha, and K. Sikkink. "International Norm Dynamics and Political Change." *International Organization* 52-4, 1998, pp. 887-917.
- Gallagher, Kelly S., and Xiaowei Xuan. *Titans of the Climate: Explaining Policy Process in the United*

- States and China*. Cambridge: The MIT Press, 2019.
- Gallagher, Kevin. "China Global Energy Finance: A New Interactive Database." *Global Economic Governance Initiative Policy Brief* 002, March 2017. <https://www.bu.edu/pardeeschool/files/2017/03/China-Global-Energy.-Gallagher.Finaldraft-1.pdf>.
- Gampfer, Robert. "Minilateralism or the UNFCCC?: The Political Feasibility of Climate Clubs." *Global Environmental Politics*, Volume 16, Number 3, August 2016, pp. 62-88.
- Geall, Sam. *Clear waters and green mountains: Will Xi Jinping take the lead on Climate Change?*. Lowy Institute for International Policy, 2017.
- Geall, Sam. "Climate-change journalism and "edgeball" politics in contemporary China." *Society & Natural Resources* 31.5, 2018, pp. 541-555.
- Geall, Sam, and Adrian Ely. "Narratives and pathways towards an ecological civilization in contemporary China." *The China Quarterly* 236, 2018, pp. 1175-1196.
- Giddens, Anthony. *The Politics of Climate Change*, 2<sup>nd</sup> ed. Cambridge: Polity, 2011.
- Gilley, Bruce. "China's Changing of the Guard: The Limits of Authoritarian Resilience." *Journal of Democracy* 14.1, 2003, pp. 18-26.
- Gilley, Bruce. "Authoritarian environmentalism and China's response to climate change." *Environmental politics* 21.2, 2012, pp. 287-307.
- Gippner, Olivia. *Creating China's Climate Change Policy: Internal Competition and External Diplomacy*. Edward Elgar Publishing, 2020.
- Glaser, Bonnie S., and Phillip C. Saunders. "China's International Relations Think Tanks: Evolving Structure and Process." *The China Quarterly*, No. 171, 2002, pp. 575-596.
- Greenstone, Michael. "Four Years After Declaring War on Pollution, China Is Winning." *New York Times*, March 12, 2018. <https://www.nytimes.com/2018/03/12/upshot/china-pollution-environment-longer-lives.html>.
- Grieger, Gisela. "One Belt, One Road (OBOR): China's Regional Integration Initiative." European Parliamentary Research Service Briefing, July 2016. [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/586608/EPRS\\_BRI\(2016\)586608\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/586608/EPRS_BRI(2016)586608_EN.pdf).
- Gries, Peter Hays, Derek Steiger, and Tao Wang. "Popular nationalism and China's Japan policy: the Diaoyu Islands protests, 2012-2013." *Journal of Contemporary China*, 25(98), 2016, pp. 264-276.
- Guo, Jin, and Junhong Bai. "The Role of Public Participation in Environmental Governance: Empirical Evidence from China" *Sustainability* 11, no. 17:4696, 2019. <https://doi.org/10.3390/su11174696>.
- Guttman, Dan, et al. "Environmental governance in China: Interactions between the state and "nonstate actors"." *Journal of environmental management* 220 (2018): 126-135.
- Haas, Peter M. "Obtaining Environmental Protection through Epistemic Consensus." *Millennium* 19-3, 1990, pp. 347-363.
- Haas, Peter M., "Epistemic Communities and International Policy Coordination," *International Organization* 46-1, 1992, pp. 1-35.
- Haas, Peter M., et al., eds., *Institutions for the Earth: Sources of Effective International Environmental Protection*, Cambridge, MA: MIT Press, 1993.
- Hafeez, Muhammad, et al. "Does finance affect environmental degradation: evidence from One Belt and

- One Road Initiative region?." *Environmental Science and Pollution Research* 25.10, 2018, pp. 9579-9592.
- Hale, Thomas. "Catalytic Cooperation." *Global Environmental Politics*, Vol. 20, No. 4, 2020, pp. 73–98.
- Hao, Yufan. "Environmental Protection in Chinese Foreign Policy." *Journal of Northeast Asian Studies* 11-3, 1992, pp. 25-46.
- Hardin, Garrett. "The Tragedy of the Commons." *Science*, Vol. 162, Issue 3859, 1968, pp. 1243-1248.
- Harrington, Jonathan. "'Panda Diplomacy': State Environmentalism, International Relations and Chinese Foreign Policy." in Paul G. Harris, ed. *Confronting Environmental Change in East and Southeast Asia: Eco-politics, Foreign Policy and Sustainable Development*. Tokyo: United Nations University Press, 2005, pp. 102-118.
- Harris, Paul G., ed. *International Environmental Cooperation: Politics and Diplomacy in Pacific Asia*. Boulder, CO: University Press of Colorado, 2002.
- Harris, Paul G., ed. *Global Warming and East Asia: The Domestic and International Politics of Climate Change*. London: Routledge, 2003.
- Harris, Paul G. "Environmental Politics and Foreign Policy in East Asia: A Survey of China and Japan." in Harris, Paul G., ed. *Confronting Environmental Change in East and Southeast Asia: Eco-politics, Foreign Policy and Sustainable Development*. Tokyo: United Nations University Press, 2005, pp. 17-40.
- Harris, Paul G., ed. *Confronting Environmental Change in East and Southeast Asia: Eco-politics, Foreign Policy and Sustainable Development*. Tokyo: United Nations University Press, 2005.
- Harris, Paul G., ed., *Environmental Change and Foreign Policy*, Oxford: Routledge, 2009.
- Harris, Paul G., ed. *China's Responsibility for Climate Change: Ethics, Fairness and Environmental Policy*. Bristol: The Policy Press, 2011.
- Harris, Paul G., and Hongyuan Yu. "Environmental Change and the Asia Pacific: China Responds to Global Warming." *Global Change, Peace & Security*, vol. 17, no. 1, 2005, pp. 45-58.
- Harrison, Kathryn and L. M. Sundstrom. "The Comparative Politics of Climate Change." *Global Environmental Politics* 7-4, 2007, pp. 1-18.
- Harvey, Fiona. "China 'must shut 600 coal-fired plants' to hit climate target." *The Guardian*, April 15, 2021. <https://www.theguardian.com/world/2021/apr/15/china-must-shut-600-coal-fired-plants-to-hit-climate-target>.
- Hatch, Michael T. "Chinese Politics, Energy Policy, and the International Climate Change Negotiations." in Harris, Paul G., ed., *Global Warming and East Asia: The Domestic and International Politics of Climate Change*, London: Routledge, 2003, pp. 43-65.
- He, Xiangbai, Hao Zhang, Alexander Zahar. *Climate Change Law in China in Global Context*, Routledge, 2020.
- Heggelund, Gørild. "China's Climate Change Policy: Domestic and International Developments." *Asian Perspective*, vol. 31, no. 2, 2007, pp. 155-191.
- Heggelund, Gørild M. "China's climate and energy policy: at a turning point?." *International Environmental Agreements: Politics, Law and Economics* 21.1, 2021, pp. 9-23.
- Heggelund, Gørild M., and Inga Fritzen Buan. "China in the Asia-Pacific Partnership: consequences for

- UN climate change mitigation efforts?." *International Environmental Agreements: Politics, Law and Economics*, vol. 9, issue 3, 2009, pp. 301-317.
- Heggelund, Gørild, et al. "Chinese Climate Policy: Domestic Priorities, Foreign Policy, and Emerging Implementation." in K. Harrison and M.S. Lisa. *Global Commons, Domestic Decisions: the Comparative Politics of Climate Change*. Cambridge: MIT Press, 2014, pp. 229-259.
- Held, David, et al. "A Green Revolution: China's Governance of Energy and Climate Change." in Held, David, et al., eds. *Climate Governance in the Developing World*. MA: Polity Press, 2013, pp. 29-52.
- Hilton, Isabel, and Oliver Kerr. "The Paris Agreement: China's 'New Normal' role in international climate negotiations." *Climate Policy* 17.1, 2017, pp. 48-58.
- Huang, Yanzhong. "Toxic Politics: China's environmental Health Crisis and Its Challenge to the Chinese State," Cambridge University Press, 2020.
- Hook, Leslie. "Climate change: how China moved from leader to laggard." *Financial Times*, November 25, 2019. <https://www.ft.com/content/be1250c6-0c4d-11ea-b2d6-9bf4d1957a67>.
- Hurrell, Andrew, and Sandeep Sengupta. "Emerging Powers, North—South Relations and Global Climate Politics." *International Affairs*, vol. 88, no. 3, 2012, pp. 463–484.
- Ikenberry, G. John. "The Future of International Leadership." *Political Science Quarterly*, vol. 111, no. 3, 1996, pp. 385–402.
- Isabel Esterman. "Southeast Asia's Coal Boom Could Cause 70,000 Deaths Per Year by 2030, Report Says." Mangabay, January 16 2017. <https://news.mongabay.com/2017/01/southeast-asias-coal-boom-could-cause-70000-deaths-per-year-by-2030-report-says/>.
- Jacobson, Harold K., and M. Oksenberg. *China's Participation in the IMF, the World Bank, and GATT: Toward a Global Economic Order*, Ann Arbor, MI: The University of Michigan Press, 1990.
- Jacobson, Linda, and Dean Knox. *New foreign policy actors in China*. Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), 2010.
- Jacobson, Linda, and Ryan Manuel. "How are foreign policy decisions made in China?." *Asia & the Pacific Policy Studies* 3.1, 2016, pp. 101-110.
- Jeon, Hyung-Kwon, and Seong-Suk Yoon. "From International Linkages to Internal Divisions in China: The Political Response to Climate Change Negotiations." *Asian Survey*, vol. 46, no. 6, 2006, pp. 846-866.
- Jin, Ling. "Synergies between the Belt and Road Initiative and the 2030 SDGs: from the perspective of development." *Economic and Political Studies* 6.3, 2018, pp. 278-292.
- Johnston, Alastair Iain. "Is China a status quo power?." *International security* 27.4, 2003, pp. 5-56.
- Johnston, Alastair Iain. "Is Chinese Nationalism Rising? Evidence from Beijing." *International Security* 41(3), 2017, pp. 7-43.
- Kalantzakos, Sophia. *The EU, US and China Tackling Climate Change Policies and Alliances for the Anthropocene*. Routledge, 2018.
- Kameyama, Yasuko. *Climate Change Policy in Japan: From the 1980s to 2015*. London: Routledge, 2017.
- Karlsson, Cristrer, et al. "Looking for Leaders: Perceptions of Climate Change Leadership among Climate Change Negotiation Participants." *Global Environmental Politics*, Vol. 11, Number 1, February 2011,

pp.89-107.

- Karlsson, Cristrer, et al. "The Legitimacy of Leadership in International Climate Change Negotiations." *Ambio*, No. 41, 2012, pp.46-55.
- Karlsson-Vinkhuyzen, Sylvia I., and Jeffrey McGee. "Legitimacy in an Era of Fragmentation: The Case of Global Climate Governance." *Global Environmental Politics*, Vol. 13, 2013, pp. 56-78.
- Kaya, Yoichi. "Impact of Carbon Dioxide Emission Control on GNP Growth: Interpretation of Proposed Scenarios." IPCC Response Strategies Working Group Memorandum 1989. IPCC Energy and Industry Subgroup, Response Strategies Working Group, 1990.
- Kellog, Thomas. "Xi's Davos Speech: Is China the New Champion for the Liberal International Order?." *The Diplomat*, January 24, 2017. <http://thediplomat.com/2017/01/xis-davos-speech-is-china-the-new-champion-for-the-liberal-international-order/>.
- Keohane, Robert O., J. S. Nye. *Power and Interdependence*, Boston: Little, Brown, 1977.
- Keohane, Robert O., and D.G. Victor. "The Regime Complex for Climate Change." *Perspectives on Politics*, Vol. 9, No. 1, 2011, pp. 7-23.
- Kim, Samuel S. "China's International Organizational Behaviour." in Robinson, Thomas W., and D. Shambaugh, eds. *Chinese Foreign Policy: Theory and Practice*. Oxford: Clarendon Press, 1994, pp. 401-434.
- Kim, Sung-Young, and Elizabeth Thurbon. "Developmental environmentalism: Explaining South Korea's ambitious pursuit of green growth." *Politics & Society* 43.2, 2015, pp. 213-240.
- Kim, Sung-Young, et al. "China succeeds in greening its economy not because, but in spite of, its authoritarian government." *The Conversation*, May 28, 2019. <https://theconversation.com/china-succeeds-in-greening-its-economy-not-because-but-in-spite-of-its-authoritarian-government-115568>.
- King, Gary, Jennifer Pan, and Margaret E. Roberts. "How censorship in China allows government criticism but silences collective expression." *American political science Review* 107(2), 2013, pp. 1-18.
- Kobayashi, Yuka. "Navigating between 'Luxury' and 'Survival' Emissions: Tensions in China's Multilateral and Bilateral Climate Change Diplomacy." in Paul G. Harris, ed. *Global Warming and East Asia: The Domestic and International Politics of Climate Change*. London: Routledge, 2003, pp. 86-108.
- Kobayashi, Yuka. "The 'Troubled Modernizer': Three Decades of Chinese Environmental Policy and Diplomacy." in Paul G. Harris, ed. *Confronting Environmental Change in East and Southeast Asia: Eco-politics, Foreign Policy and Sustainable Development*. Tokyo: United Nations University Press, 2005, pp. 87-101.
- Koehn, Peter H. *China Confronts Climate Change: A bottom-up perspective*. Routledge, 2016.
- Kostka, Genia. "Command without control: The case of China's environmental target system." *Regulations & Governance* 10(1), 2016, pp. 58-74.
- Kostka, Genia, and William Hobbs. "Local Energy Efficiency Policy Implementation in China: Bridging the Gap between National Priorities and Local Interests." *The China Quarterly*, vol. 211, 2012, pp. 765-785.
- Kostka, Genia, and Jonas Nahm. "Central-local relations: Recentralization and environmental governance in China." *The China Quarterly* 231, 2017, pp. 567-582.
- Kostka, Genia, and Chunman Zhang. "Tightening the grip: environmental governance under Xi Jinping."

- Environmental Politics* 27, 2018, pp. 769-781.
- Krasner, Stephen D., ed. *International Regimes*. Ithaca: Cornell University Press, 1983.
- Kreisberg, Paul H. "China's Negotiating Behaviour." in Robinson, Thomas W., and D. Shambaugh, eds. *Chinese Foreign Policy: Theory and Practice*. Oxford: Clarendon Press, 1994, pp. 453-477.
- Lee, Ho-Ching. "China and the Climate Change Agreements: Science, Development and Diplomacy." in Harris, Paul G., ed. *Confronting Environmental Change in East and Southeast Asia: Eco-politics, Foreign Policy and Sustainable Development*. Tokyo: United Nations University Press, 2005.
- Leibold, James. "Blogging alone: China, the internet, and the democratic illusion?." *The Journal of Asian Studies* 70(4), 2011, pp. 1023-1041.
- Li, Jing. "What caused China's squeeze on natural gas?." *China Dialogue*, December 22, 2017. <https://chinadialogue.net/en/energy/10322-what-caused-china-s-squeeze-on-natural-gas/>.
- Li, Quan, and Rafael Reuveny. "Democracy and environmental degradation." *International studies quarterly* 50(4), 2006, pp. 935-956.
- Li, Yifei, and Judith Shapiro. *China goes Green: coercive environmentalism for a troubled planet*. Polity, 2020.
- Lieberthal, Kenneth, and Michel Oksenberg. *Policy Making in China: Leaders, Structures, and Processes*. Princeton University Press, 1988.
- Lieberthal, Kenneth, and David M. Lampton, eds. *Bureaucracy, Politics, and Decision Making in Post-Mao China*, Berkeley: University of California Press, 1992.
- Lim, Louisa and Julia Bergin. "Inside China's audacious global propaganda campaign." *The Guardian*, December 7, 2018. <https://www.theguardian.com/news/2018/dec/07/china-plan-for-global-media-dominance-propaganda-xi-jinping>.
- Lin, Xu. "China takes extraordinary initiatives in South-South Cooperation." China.org.cn, April 29, 2019. [http://www.china.org.cn/china/2019-04/29/content\\_74736007.htm](http://www.china.org.cn/china/2019-04/29/content_74736007.htm).
- Liu, Qilin, et al. "China's energy revolution strategy into 2030." *Resources, Conservation and Recycling* 128, 2018, pp. 78-89.
- Lorentzen, Peter. "China's strategic censorship." *American Journal of political science* 58.2, 2014, pp. 402-414.
- Luterbacher, Urs and Detlef F. Sprinz eds. *Global Climate Policy: Actors, Concepts, and Enduring Challenges*. The MIT Press, 2018.
- Malone, Gifford D. "Managing public diplomacy." *Washington Quarterly* 8.3, 1985, pp. 199-213.
- Mao, KuoRay, and Qian Zhang. "Dilemmas of state-led environmental conservation in China: Environmental target enforcement and public participation in Minqin County." *Society & Natural Resources* 31.5, 2018, pp. 615-631.
- Marks, Danny. "China's Climate Change Policy Process: improved but still weak and fragmented." *Journal of Contemporary China* 19.67, 2010, pp. 971-986.
- Matthews, Ron, et al. "Learning From China's Foreign Aid Model." *The Diplomat*, August 25, 2016. <https://thediplomat.com/2016/08/learning-from-chinas-foreign-aid-model/>.
- McElroy, Michael B., et al., eds. *Energizing China: Reconciling Environmental Protection and Economic Growth: Studies of Phase I of the Harvard University Committee on Environment China Project (1995-*

- 1998). Cambridge, MA: Harvard University Committee on Environment, 1998.
- McGray, Douglas. "Japan's gross national cool." *Foreign policy* 130, 2002, pp. 44-54.
- Mead, Robert W., and Victor Brajer. "Environmental cleanup and health gains from Beijing's Green Olympics." *The China Quarterly* 194, 2008, pp. 275-293.
- Mearsheimer, John J. *The tragedy of great power politics*. WW Norton & Company, 2001.
- Melissen, Jan. "The New Public Diplomacy: Between Theory and Practice." Melissen, Jan, ed. *The new public diplomacy*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2005, pp. 3-27.
- Meng, Tianguang, Jennifer Pan, and Ping Yang. "Conditional receptivity to citizen participation: Evidence from a survey experiment in China." *Comparative Political Studies* 50(4), 2017, pp. 399-433.
- Mertha, Andrew. "'Fragmented authoritarianism 2.0': Political pluralization in the Chinese policy process." *The China Quarterly* 200 (2009): 995-1012.
- Midlarsky, Manus I. "Democracy and the Environment: An Empirical Assessment." *Journal of Peace Research*, vol. 35, no. 3, 1998, pp. 341-361.
- Mol, Arthur PJ, and Neil T. Carter. "China's environmental governance in transition." *Environmental politics* 15.02, 2006, pp. 149-170.
- Moore, Scott. "Strategic Imperative? Reading China's Climate Policy in Terms of Core Interests." *Global Change, Peace, and Security* 22(4), 2011, pp. 147-157.
- Najam, Adil. "Dynamics of the Southern Collective: Developing Countries in Desertification Negotiation." *Global Environmental Politics* 4.3, 2004, pp. 128-154.
- Nathan, Andrew J. "China's Changing of the Guard: Authoritarian Resilience." *Journal of Democracy* 14.1, 2003, pp. 6-17.
- Nordhous, Ted and Seaver Wang. "China Breaks Decades of Climate Gridlock." *Foreign Policy*, January 11, 2021. <https://foreignpolicy.com/2021/01/11/china-climate-diplomacy-decarbonize-net-zero-separate-and-differentiated/>.
- Nye Jr, Joseph S. "Public diplomacy and soft power." *The annals of the American academy of political and social science* 616.1, 2008, pp. 94-109.
- Oksenberg, Michel, and E. Economy. "China's Accession to and Implementation of International Environmental Accords 1978-1995." Occasional paper, Asia/Pacific Research Center, Stanford University, 1998.
- O'Neill, Kate. *The Environment and International Relations*. Cambridge: Cambridge University Press, 2009.
- Oreskes, Naomi, and Erik M. Conway. *The Collapse of Western Civilization: A View from the Future*. Columbia University Press, 2014.
- Otsuka, Kenji. "Shift in China's commitment to regional environmental governance in Northeast Asia?." *Journal of Contemporary East Asia Studies* 7, 2018, pp. 16-34.
- Oye, Kenneth A., ed. *Cooperation under Anarchy*. Princeton: Princeton University Press, 1986.
- Pan, Xunzhang, et al. "Exploring fair and ambitious mitigation contributions under the Paris Agreement goals." *Environmental Science & Policy* 74, 2017, pp. 49-56.
- Papa, Mihaela. "Environmental Foreign Policy: Towards a Conceptual framework." in Harris, Paul G., ed., *Environmental Change and Foreign Policy*, Oxford: Routledge, 2009, pp. 202-220.

- Parker, Charles, et al. "Fragmented Climate Change Leadership: Making Sense of the Ambiguous Outcome of COP-15." *Environmental Politics*, Vol. 21, No. 2, 2012, pp. 268-286.
- Payne, Rodger A. "Freedom and the Environment." *Journal of Democracy* 6(3), 1995, pp. 41-55.
- Pedersen-Macnab, Michaela. "Are Climate Reforms in China Evidence of Global Leadership?." *Policy Options*, October 18, 2017.
- Pink, Ross Michael. *The Climate Change Crisis: Solutions and Adaption for a Planet*. Palgrave Macmillan, 2018.
- Preston, Felix. "China Is Well Positioned to Take on the Green Mantle." *The World Today*, vol. 72, no. 6, 2016, pp. 20–21.
- Putnam, Robert D. "Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games." *International Organization* 42-3, 1988, pp. 345-366.
- Qi, Ye, et al. "Translating a Global Issue into Local Priority: China's Local Government Response to Climate Change." *The Journal of Environment & Development*, vol. 17, no. 4, 2008, pp. 379-400.
- Qi, Ye, and Tong Wu. "The politics of climate change in China." *Wiley Interdisciplinary Reviews: Climate Change* 4.4, 2013, pp. 301-313.
- Ran, Ran. "Perverse incentive structure and policy implementation gap in China's local environmental politics." *Journal of Environmental Policy & Planning* 15.1, 2013, pp.17-39.
- Raustiala, Kal, and David G. Victor. "The regime complex for plant genetic resources." *International organization* 58.2, 2004, pp. 277-309.
- Reilly, James. *Strong society, smart state: The rise of public opinion in China's Japan policy*. NY: Columbia University Press, 2011.
- Ren, Peng, Liu Chang, and Zhang Liwen. *China's involvement in coal-fired power projects along the Belt and Road*. Global Environmental Institute, 2017.
- Ripsman, Norrin M., Jeffrey W. Taliaferro, and Steven E. Lobell. *Neoclassical realist theory of international politics*. Oxford University Press, 2016.
- Roberts, J. Timmons, et al. "Who Ratifies Environmental Treaties and Why? Institutionalism, Structuralism and Participation by 192 Nations in 22 Treaties." *Global Environmental Politics* 4-3, pp. 22-63.
- Robinson, Williams I. "Social Theory and Globalization: The Rise of a Transnational State." *Theory and Society*, Vol. 30, No. 2, 2001, pp. 157-200.
- Romano, Giulia C. "The EU-China Partnership on Climate Change: Bilateralism Begetting Multilateralism in Promoting a Climate Change Regime?." *Mercury E-paper* No. 8 December 2010.
- Rose, Gideon. "Neoclassical realism and theories of foreign policy." *World politics* 51.1, 1998, pp. 144-172
- Rosenau, James N., and E. O. Czempiel, eds., *Governance without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1992.
- Rowlands, Ian H. "Classical Theories of International Relations." in Luterbacher, Urs, and D. F. Sprinz, eds. *International Relations and Global Climate Change*. Cambridge MA: MIT Press, 2001.
- Sabel, Charles F., and David G. Victor. "Governing global problems under uncertainty: making bottom-up climate policy work." *Climatic Change* 144.1, 2017, pp. 15-27.
- Sandalow, David. *Guide to Chinese climate policy 2019*. Columbia University SIPA Center on Global Energy Policy, 2019.

- Sassen, Saskia. *Losing Control?: Sovereignty in an Age of Globalization*. New York: Columbia University Press, 1996.
- Schultz, Cynthia B., and Tamara R. Crocket. "Economic development, democratization, and environmental protection in Eastern Europe." *Boston College Environmental Affairs Law Review* 18(1), 1990, pp. 53-83.
- Schweller, Randall L., and Xiaoyu Pu. "After Unipolarity: China's Visions of International Order in an Era of U.S. Decline." *International Security*, vol. 36, no. 1, 2011, pp. 41-72.
- Shahar, Dan Coby. "Rejecting Eco-Authoritarianism, Again." *Environmental Values*, vol. 24, no. 3, 2015, pp. 345-366.
- Shambaugh, David. "China's International Relations Think Tanks: Evolving Structure and Process." *The China Quarterly*, No. 171, 2002, pp. 575-596.
- Shambaugh, David. "China's soft-power push: The search for respect." *Foreign Affairs* 94.4, 2015, pp. 99-107.
- Shearman, David and Joseph Wayne Smith. *The Climate Change Challenge and the Failure of Democracy*. Praeger Pub Text, 2007.
- Shapiro, Judith. *Mao's war against nature: Politics and the environment in revolutionary China*. Cambridge University Press, 2001.
- Shearer, Christine et al. *China at a Crossroads: Continued Support for Coal Power Erodes Country's Clean Energy Leadership*. IEEFA, 2019.
- Shen, Fei, et al. "Online network size, efficacy, and opinion expression: Assessing the impacts of Internet use in China." *International Journal of Public Opinion Research* 21(4), 2009, pp. 451-476.
- Shen, Yongdong, and Yu Jianxing. "Local government and NGOs in China: Performance-based collaboration." *China: An International Journal* 15.2, 2017, pp. 177-191.
- Shen, Yongdong, and Benjamin, Steuer. "Conflict or cooperation: the patterns of interaction between state and non-state actors in China's environmental governance." *Journal of Chinese Governance*, 2017.
- Shen, Yongdong, and Anna Lisa Ahlers. "Local environmental governance innovation in China: Staging 'triangular dialogues' for industrial air pollution control." *Journal of Chinese Governance* 3.3, 2018, pp. 351-369.
- Shen, Yongdong, and Anna L. Ahlers. "Blue sky fabrication in China: Science-policy integration in air pollution regulation campaigns for mega-events." *Environmental Science & Policy* 9, 2019, pp. 135-142.
- Shin, Kyoung. "Environmental policy innovations in China: a critical analysis from a low-carbon city." *Environmental Politics* 27, 2018, pp. 830-851.
- Shirk, Susan L. *China: How China's Internal Politics Could Derail Its Peaceful Rise*. Oxford University Press, 2007.
- Spires, Anthony J. "Contingent symbiosis and civil society in an authoritarian state: Understanding the survival of China's grassroots NGOs." *American journal of sociology* 117.1, 2011, pp. 1-45.
- Sprinz, Detlef, and Tapani Vahtoranta. "The Interest-Based Explanation of International Environmental Policy." *International Organization*, vol. 48, no. 1, 1994, pp. 77-105.
- Sprinz, Detlef F., et al. "Major Countries." in Luterbacher, Urs and Detlef F. Sprinz eds. *Global Climate*

- Policy: Actors, Concepts, and Enduring Challenges*. The MIT Press, 2018, pp. 171-216.
- Stalley, Phillip. "Principled strategy: the role of equity norms in China's climate change diplomacy." *Global Environmental Politics* 13.1, 2013, pp. 1-8.
- Stanzel, Anglea et al. "China's Investment in Influence: The Future of 16+1 Cooperation." *China Analysis*, December 14, 2016. [https://ecfr.eu/publication/chinas\\_investment\\_in\\_influence\\_the\\_future\\_of\\_161\\_cooperation7204/](https://ecfr.eu/publication/chinas_investment_in_influence_the_future_of_161_cooperation7204/).
- Stensdal, Iselin. *China's Climate-Change Policy 1988-2011: From Zero to Hero?*. FNI-report 9/2012, Lysaker: Fridtjof Nansen Institute, 2012.
- Stensdal, Iselin. "Chinese Climate-Change Policy, 1988–2013: Moving On Up." *Asian Perspective*, vol. 38, no. 1, 2014, pp. 111-135.
- Sun, Ying, and Jia Guo. "The Operation Process and Genetic Mechanism of Chinese Campaign-Style Governance Model: The Case Study of APEC Blue." *American Journal of Industrial and Business Management* 7.4, 2017, pp. 372-385.
- Sweet, William. *Climate Diplomacy from Rio to Paris: The Effort to Contain Global Warming*. Yale University Press, 2016.
- Tamura, Kentaro and Eric Zusman. *The Politics of Climate Policy in China: Interests, Institutions and Ideas*, IGES Working Paper-CC-2011-07, Kanagawa: Institute for Global Environmental Strategies, 2011.
- Tangen, Kristian, et al. "CHINA'S CLIMATE CHANGE POSITIONS: AT A TURNING POINT?" *Energy & Environment*, vol. 12, no. 2/3, 2001, pp. 237–252.
- Teets, Jessica. "The power of policy networks in authoritarian regimes: Changing environmental policy in China." *Governance* 31, 2018, pp. 125–141.
- Tohjima, Yasunori, et al. "Detection of fossil-fuel CO<sub>2</sub> plummet in China due to COVID-19 by observation at Hateruma." *Scientific reports* 10.1, 2020, pp. 1-9.
- Tolba, Mostafa K., with I. Rummel-Bulska. *Global Environmental Diplomacy: Negotiating Environmental Agreements for the World, 1973-1992*. MA: MIT Press, 1998.
- Tiezzi, Shannon. "China Brings Back Long-time Climate Czar" *The Diplomat*, February 5, 2021. <https://thediplomat.com/2021/02/china-brings-back-long-time-climate-czar/>.
- Tiezzi, Shannon and Ellen Knickmeyer. "Kerry Heads to China for Climate Talks." *The Diplomat*, April 15, 2021. <https://thediplomat.com/2021/04/kerry-heads-to-china-for-climate-talks/>.
- Tiezzi, Shannon. "Kerry Visits Renews China-US Climate Cooperation." *The Diplomat*, April 20, 2021. <https://thediplomat.com/2021/04/kerry-visits-renews-china-us-climate-cooperation/>.
- Tilt, Bryan. "China's air pollution crisis: Science and policy perspectives." *Environmental Science & Policy* 92, 2019, pp. 275–280.
- Tracy, Elena F., et al. "China's new Eurasian ambitions: the environmental risks of the Silk Road Economic Belt." *Eurasian Geography and Economics* 58.1, 2017, pp. 56-88.
- Tsai, Lily L., and Yiqing Xu. "Outspoken insiders: Political connections and citizen participation in authoritarian China." *Political Behavior* 40.3, 2018, pp. 629-657.
- Tsung-Han, Tai, et al. "China's Diplomatic Strategy towards Climate Change Negotiations in the Post-Paris Agreement Era." *China: An International Journal* 18.2, 2020, pp.186-203.
- Tu, Meng, et al. "Mass media, information and demand for environmental quality: Evidence from the

- ‘Under the Dome’.” *Journal of Development Economics* 143, 2020, pp. 1-13.
- van Asselt, Harro. “From UN-ity to Diversity? The UNFCCC, the Asia-Pacific Partnership, and the Future of International Law on Climate Change.” *Carbon and Climate Law Review*, Vol. 1, No. 1, pp. 17-28, 2007.
- van der Kamp, Denise Sienli. "Clean Air at What Cost? The Rise of Blunt Force Pollution Regulation in China." PhD dissertation, UC Berkeley, 2017.
- van der Kamp, Denise Sienli. “Blunt force regulation and bureaucratic control: Understanding China's war on pollution.” *Governance* 34, pp. 191–209.
- Van Rooij, Benjamin, Rachel E. Stern, and Kathinka Fürst. "The authoritarian logic of regulatory pluralism: Understanding China's new environmental actors." *Regulation & Governance* 10.1, 2016, pp. 3-13.
- Van Rooij, Benjamin, et al. “Centralizing Trends and Pollution Law Enforcement in China.” *The China Quarterly*, vol. 231, 2017, pp. 583–606.
- Vidal, John. “Ed Miliband: China tried to hijack Copenhagen climate deal.” *The Guardian*, December 20, 2009. <https://www.theguardian.com/environment/2009/dec/20/ed-miliband-china-copenhagen-summit>.
- Vihma, Antto. “Friendly neighbor or Trojan Horse? Assessing the interaction of soft law initiatives and the UN climate regime.” *International Environmental Agreements: Politics, Law and Economics*, Volume 9, Issue 3, 2009, pp. 239-262.
- Walker, Beth. “China’s Climate Aid Flows into Myanmar.” *China Dialogue*, March 28, 2017. <https://www.chinadialogue.net/article/show/single/en/9701-China-s-climate-aid-flows-into-Myanmar>.
- Wang, Alex L. "The search for sustainable legitimacy: environmental law and bureaucracy in China." *Harvard Environmental Law Review* 37(2), 2013, pp. 365–440.
- Wang, Changjian, and Fei Wang. "China can lead on climate change." *Science* 357.6353, 2017, p. 764.
- Wang, Haikun, et al. "China’s CO 2 peak before 2030 implied from characteristics and growth of cities." *Nature Sustainability* 2.8, 2019, pp. 748-754.
- Wang, Hua, and Wenhua Di. *The Determinants of Government Environmental Performance: An Empirical Analysis of Chinese Townships*. Policy Research Working Paper No. 2937, World Bank, 2002. <https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/19197>.
- Wang, Weiquang, and Yaming Liu eds. *Annual Report on China’s Response to Climate Change (2017): Implementing the Paris Agreement*, Springer, 2020.
- Watts, Jonathan et al. “China blamed as anger mounts over climate deal.” *The Guardian*, December 20, 2009. <https://www.theguardian.com/environment/2009/dec/20/china-blamed-copenhagen-climate-failure>.
- Weiss, Linda. “GOVERNMENT-BUSINESS RELATIONS IN EAST ASIA: THE CHANGING BASIS OF STATE CAPACITY.” *Asian Perspective*, vol. 18, no. 2, 1994, pp. 85–118.
- Wike, Richard and Bridget Parker. “Corruption, Pollution, Inequality Are Top Concerns in China.” Pew Research Center, September 24, 2015. <http://www.pewglobal.org/2015/09/24/corruption-pollution-inequality-are-top-concerns-in-china/>.
- Williams, Lisa. *China's Climate Change Policies: Actors and Drivers*, Lowy Institute, July 24, 2014. <https://www.lowyinstitute.org/publications/chinas-climate-change-policies-actors-and-drivers>.

- Winter, Amanda K., et al. "From Black to Blue Skies: Civil Society Perceptions of Air Pollution in Shanghai." *The China Quarterly*, 2021, pp. 1–22.
- Wu, Fuzuo. "Shaping China's Climate Diplomacy: Wealth, Status, and Asymmetric Interdependence." *Journal of Chinese Political Science* 21, 2016, pp. 199–215.
- Wübbecke, Jost. *The Power of Advice: Experts in Chinese Climate Change Politics*. FNI report 15/2010, Lysaker: Fridtjof Nansen Institute, 2010.
- Wübbecke, Jost. "China's Climate Change Expert Community: Principles, Mechanisms and Influence." *Journal of Contemporary China*, vol. 82, issue 22, 2013, pp. 712-731.
- Yang, Guobin. "Environmental NGOs and Institutional Dynamics in China." *The China Quarterly*, No. 181, 2005, pp. 46-66.
- Yang, Guobin. *The power of the Internet in China: Citizen activism online*. Columbia University Press, 2009.
- Young, Oran R. "Political Leadership and Regime Formation: On the Development of Institutions in International Society." *International Organization* 45.3, 1991, pp. 281-308.
- Young, Oran, *International Governance: Protecting Environmental in a Stateless Society*, Ithaca: Cornell University Press, 1994.
- Young, Oran R., ed. *Global Governance: Drawing Insights from the Environmental Experience*. Cambridge, MA: MIT Press, 1997.
- Young, Oran R. *The Effectiveness of International Environmental Regimes: Causal Connections and Behavioral Mechanisms*. Cambridge, MA: MIT Press, 1999.
- Yu, Hongyuan. *Global Warming and China's Environmental Diplomacy*. New York: Nova Science Publishers, 2008.
- Yu, Jianxing, Yongdong Shen, and Yong Li. "Understanding the effect of central government funding on the service and advocacy roles of nonprofit organizations in China: A cross-regional comparison." *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly* 50.1, 2021, pp. 186-212.
- Zang, Dongsheng. "From Environment to Energy: China's Reconceptualization of Climate Change." *Wisconsin International Law Journal*, vol. 27, no. 3, 2009-2010, p. 543-574.
- Zelli, Fariborz, and Harro van Asselt. "Introduction: The Institutional Fragmentation of Global Environmental Governance: Causes, Consequences, and Responses." *Global Environmental Politics*, Vol. 13, 2013, pp. 1-13.
- Zhan, Xueyong, Tang, Shui-Yan. "Political Opportunities, Resource Constraints and Policy Advocacy of Environmental NGOs in China." *Public Administration* 91, 2013, pp. 381–399.
- Zhang, Haibin. "Climate Change Policies of the Trump Administration and China's response." in Wang, Weiquang, and Yaming Liu eds. *Annual Report on China's Response to Climate Change (2017): Implementing the Paris Agreement*. Springer, 2020, pp. 27-38.
- Zhang, Zhihong. "The Forces behind China's Climate Change Policy." in Harris, Paul G., ed. *Global Warming and East Asia: The Domestic and International Politics of Climate Change*. London: Routledge, 2003, pp. 66-85.
- Zhao, Suisheng. "Foreign Policy Implications of Chinese Nationalism Revisited: The Strident Turn." *Journal of Contemporary China* 22(82), 2013, pp. 535–53.

Zheng, Yongnian. *Technological empowerment: The Internet, state, and society in China*. Stanford University Press, 2007.

Zhu, Junming, and Marian R. Chertow. "Authoritarian but responsive: Local regulation of industrial energy efficiency in Jiangsu, China." *Regulation & Governance* 13.3 (2019): 384-404.

Zhu, Xufeng. "The Influence of Think Tanks in the Chinese Policy Process: Different Ways and Mechanisms." *Asian Survey*, vol. 49, no. 2, 2009, pp. 333-357.

Zhu, Xufeng. "Government advisors or public advocates? Roles of think tanks in China from the perspective of regional variations." *The China Quarterly* 207, 2011, pp. 668-686.

"The Secret Origins of China's 40-Year Plan to End Carbon Emissions." *Bloomberg*, December 2 2, 2020. <https://www.bloomberg.com/news/features/2020-11-22/china-s-2060-climate-pledge-inside-xi-jinping-s-secret-plan-to-end-emissions?srnd=green&sref=zQtH7y5q>.

#### 【中国語文献】（拼音順）

安国俊等編著『国内外綠色基金發展研究』中国金融出版社，2018年。

白宇楠等『中国青年氣候意識与行為調研報告 2020』青年應對氣候变化行動網絡（CYCAN），2020年。

薄燕「全球氣候变化問題上的中美欧三边關係」『現代國際關係』第4期，2010年，15-20頁。

薄燕「合作意願与合作能力：一种分析中国参与全球氣候变化治理的新框架」『世界經濟与政治』第1期，2013年，135-155頁。

薄燕「“共同但有区别的責任”原則与中国環境外交話語」『復旦國際關係評論』第1期，2013年，192-217頁。

薄燕「《巴黎協定》堅持的“共区原則”与国际氣候治理机制的變遷」『氣候变化研究進展』第12卷第3期，2016年，243-250頁。

薄燕「中美在全球氣候变化治理中的合作与分歧」『上海交通大学學報(哲学社会科学版)』第24卷第1期，2016年，17-27頁。

薄燕「全球氣候治理中的中美欧三边關係:新变化与連續性」『区域与全球發展』第2卷第2期，2018年，79-93頁。

薄燕「中国全球氣候治理觀的要義，基礎与实践」『当代世界』第12期，2019年，50-56頁。

薄燕，高翔「原則与規則：全球氣候变化治理机制的變遷」『世界經濟与政治』第2期，2014年，48-65頁。

薄燕，高翔「2015年全球氣候協議：中国与欧盟的分歧」『現代國際關係』第11期，2014年，45-51頁。

薄凡，庄貴陽「中国氣候变化政策演進及階段性特徵」『閩江學刊』第10卷第6期，2018年，14-24頁。

蔡博峰等「中国碳中和目標下的二氧化碳排放路径」『中国人口·資源与環境』第31卷第1期，2021年，7-14頁。

曹明德「中国参与國際氣候治理的法律立場和策略:以氣候正義為視角」『中国法學』第1期，2016年，29-48頁。

- 曾文革, 馮帥「巴黎協定能力建設條款:成就, 不足与展望」『環境保護』第 43 卷第 24 期, 2015 年, 39-42 頁。
- 柴麒敏「人類命運共同體理念引領全球氣候治理」『學習時報』第 2 面, 2020 年 1 月 17 日。
- 柴麒敏等「特朗普“去氣候化”政策对全球氣候治理的影响」『中國人口·資源与環境』第 27 卷第 8 期, 2017 年, 1-8 頁。
- 柴麒敏等「全球氣候变化与中国行動方案——“十四五”規劃期間中国氣候治理(筆談)」『閱江學刊』第 12 卷第 6 期, 2020 年, 36-58 頁。
- 常跟応, 黃夫朋, 李曼等「中国公眾对全球氣候变化認知与支持減緩氣候变化政策研究——基于全球調查数据和与美国比較視角」『地理科学』第 32 卷第 12 期, 2012 年, 1481-1487 頁。
- 巢清塵等「巴黎協定——全球氣候治理的新起点」『氣候变化研究進展』第 12 卷第 1 期, 2016 年, 61-67 頁。
- 陳德敏, 霍巫濤「我国節能減排中的公眾参与机制研究」『科技進步与对策』第 27 卷第 6 期, 2010 年, 86-90 頁。
- 陳定定「合作, 衝突与過程建構主義——以中美新型大国關係的建立為例」『世界經濟与政治』第 10 期, 2016 年, 59-74 頁。
- 陳迎「中国在氣候公約演化進程中的作用与戰略選抉」『世界經濟与政治』第 5 期, 2002 年, 15-20 頁。
- 陳迎「從波恩會議看國際氣候治理的新形勢及中国应对」『環境保護』第 46 卷第 Z1 期, 2018 年, 8-11 頁。
- 陳志敏, 周国荣「國際領導与中国協進型領導角色的構建」『世界經濟与政治』第 3 期, 2017 年 15-34 頁。
- 《第三次氣候变化国家評估報告》編写委員會『第三次氣候变化国家評估報告』科学出版社, 2015 年。
- 丁金光『國際環境外交』社会科学文献出版社, 2007 年。
- 丁金光「巴黎氣候变化大会与中国的貢獻」『公共外交季刊』第 1 期, 2016 年, 41-47 頁。
- 丁金光, 鮑慶祥「中国在氣候外交中的話語困境及提昇路径」『人民論壇』第 34 期, 2014 年, 236-238 頁。
- 丁金光, 管勇鑫「“基礎四国”机制与國際氣候談判」『國際論壇』第 18 卷第 6 期, 2016 年, 19-23 頁。
- 丁金光, 張超「“一帶一路”建設与國際氣候治理」『現代國際關係』第 9 期, 2018 年, 53-59 頁。
- 丁士能, 石峰「實施綠色絲路使者計劃 講述中国環保故事」『中国生態文明』第 3 期, 2017 年, 47-50 頁。
- 段茂盛, 鄧哲, 張海軍「碳排放權交易体系中市場調節的理論与实践」『社会科学輯刊』第 1 期, 2018 年, 92-100 頁。
- 馮存万「南南合作框架下的中国氣候援助」『國際展望』第 7 卷第 1 期, 2015 年, 34-51 頁。
- 馮帥「应对氣候变化能力建設行動的國際進展与中国策略——以前《巴黎協定》時期為中心」『中国科技論壇』第 5 期, 2017 年, 174-179 頁。
- 馮帥「特朗普時期美国氣候政策轉變与中美氣候外交出路」『東北亞論壇』第 27 卷第 5 期, 2018 年, 109-126 頁。
- 高風「《聯合國氣候变化框架公約》二十年与中国低碳發展進程」『國際展望』第 4 期, 2013 年, 1-

- 11 頁。
- 高翔「中国应对气候变化南南合作进展与展望」『上海交通大学学报(哲学社会科学版)』第 24 卷第 1 期, 2016 年, 38-49 頁。
- 高小升「試論基礎四国在後哥本哈根氣候談判中的立場和作用」『当代亚太』第 2 期, 2011 年, 88-107 頁。
- 高雲「巴黎气候变化大会後中国的氣候变化应对形勢」『氣候变化研究進展』第 13 卷第 1 期, 2017 年, 89-94 頁。
- 郭芳, 王燦, 張詩卉「中国城市碳達峰趨勢的聚類分析」『中国環境管理』第 13 卷第 1 期, 2021 年, 40-48 頁。
- 国家環境保護總局, 中共中央文献研究室編『新時期環境保護重要文献選編集』中央文献出版社/中国環境科学出版社, 2001 年。
- 韓紅星, 陳錦「中国"国家角色"變遷:從参与者到引領者:基于改革開放四十年来《人民日報》元旦社論的研究」『当代傳播』第 4 期, 2019 年, 20-24 頁。
- 韓家慧「煤改氣, 沒暖氣? 供不上暖的原因是它!」新華網, 2017 年 12 月 5 日, < [http://www.xinhuanet.com/politics/2017-12/05/c\\_129757398.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/2017-12/05/c_129757398.htm) >。
- 何建坤「發展低碳經濟, 關鍵在于低碳技術創新」『綠叶』第 1 期, 2009 年, 46-50 頁。
- 何建坤「中国的能源發展与应对氣候变化」『中国人口·資源与環境』第 21 卷第 10 期, 2011 年, 40-48 頁。
- 何建坤「CO2 排放峰值分析:中国的減排目標与对策」『中国人口·資源与環境』第 23 卷第 12 期, 2013 年, 1-9 頁。
- 何建坤「全球氣候治理形勢与我国低碳發展对策」『中国地質大学学报(社会科学版)』第 17 卷第 5 期, 2017 年, 1-9 頁。
- 何建坤「《巴黎協定》後全球氣候治理的形勢与中国的引領作用」『中国環境管理』第 10 卷第 1 期, 2018 年, 9-14 頁。
- 何建坤「新時代应对氣候变化和低碳發展長期戰略的新思考」『武漢大学学报(哲学社会科学版)』第 71 卷第 4 期, 2018 年, 13-21 頁。
- 何建坤, 盧蘭蘭, 王海林「經濟增長与二氧化碳減排的双贏路径分析」『中国人口·資源与環境』第 28 卷第 10 期, 2018 年, 9-17 頁。
- 何建坤「全球氣候治理形勢及我国对策」『環境經濟研究』第 4 卷第 3 期, 2019 年, 1-9 頁。
- 何建坤「碳達峰碳中和目標導向下能源和經濟的低碳轉型」『環境經濟研究』第 6 卷第 1 期, 2021 年, 1-9 頁。
- 洪大用, 範葉超「公衆環境風險認知与環保傾向的國際比較及其理論啓示」『社会科学研究』第 6 期, 2013 年, 85-93 頁。
- 胡鞍鋼, 管清友『中国应对全球氣候变化』清華大学出版社, 2009 年。
- 郇慶治「環境非政府組織与政府的关系:以自然之友為例」『江海学刊』第 2 期, 2008 年, 131-137 頁。
- 郇慶治「環境政治学研究在中国:回顧与展望」『鄱陽湖学刊』第 2 期, 2010 年, 46-57 頁。
- 郇慶治「論我国生態文明建設中的制度創新」『學習論壇』第 8 期, 2013 年, 48-54 頁。
- 黃全勝『環境外交總論』中国環境科学出版社, 2008 年。
- 黃友義「出国人員的国家形象意識亟待提高」『公共外交季刊』第 1 期, 2011 年, 17-21 頁。

- 姜歡歡等「从参与者 貢獻者到引領者——我国環保事業發展回顧」『紫光閣』第 11 期，2018 年，49-50 頁。
- 姜克隽，庄幸，賀晨旻「全球升温控制在 2°C 以內目標下中国能源与排放情景研究」『中国能源』第 34 卷第 2 期，2012 年，14-17 頁。
- 姜克隽等「我国能源活動 CO<sub>2</sub> 排放在 2020-2022 年之間達到峰值情景和可行性研究」『氣候变化研究進展』第 12 卷第 3 期，2016 年，167-171 頁。
- 金梦，施文律「中国領導力：从合作者躍為倡導者」『文匯報』第 12 面，2016 年 9 月 2 日。
- 景躍進「将政党帶進來——国家与社会關係範疇的反思与重構」『探索与争鳴』第 8 期，2019 年，85-100 頁。
- 康曉「國際氣候秩序建構与中国的氣候外交」『國際論壇』第 15 卷第 5 期，2013 年，31-36+80 頁。
- 康曉「多元共生:中美氣候合作的全球治理觀創新」『世界經濟与政治』第 7 期，2016 年，34-57 頁。
- 康曉「氣候变化全球治理的制度競爭——基於歐盟，美国，中国的比較」『國際展望』第 10 卷第 2 期，2018 年，91-111 年。
- 康曉「探索城市参与國際氣候治理体系的合理性」『綠叶』第 11 期，2018 年，35-42 頁。
- 李海棠「新形勢下國際氣候治理体系的構建——以《巴黎協定》為視角」『中国政法大学學報』第 3 期，2016 年，101-114 頁。
- 李慧明「秩序轉型,霸權式微与全球氣候政治:全球氣候治理制度碎片化与領導缺失的根源?」『南京政治學院學報』第 6 期，2014 年，56-65 頁。
- 李慧明「全球氣候治理制度碎片化時代的國際領導及中国的戰略選抉」『当代亚太』第 4 期，2015 年，128-156 頁。
- 李慧明「《巴黎協定》与全球氣候治理体系的轉型」『國際展望』第 8 卷第 2 期，2016 年，1-20+151-152 頁。
- 李慧明「全球氣候治理新变化与中国的氣候外交」南京工業大學學報（社会科学版）第 16 卷第 1 期，2017 年，29-39 頁。
- 李慧明「全球氣候治理与國際秩序轉型」『世界經濟与政治』第 3 期，2017 年，62-84+158 頁。
- 李慧明「構建人類命運共同体背景下的全球氣候治理新形勢及中国的戰略選擇」『國際關係研究』第 34 卷第 4 期，2018 年，5-22+154-155 頁。
- 李慧明「綠色“一帶一路”建設与中国在全球氣候治理新形勢下的國際責任」『閱江學刊』第 12 卷第 4 期，2020 年，16-26+121 頁。
- 李慧明「全球氣候治理的“行動轉向”与中国的戰略選抉」『國際觀察』第 3 期，2020 年，57-85 頁。
- 李慧明，李彥文「“共同但有区别的責任”原則在《巴黎協定》中的演變及其影響」『閱江學刊』第 9 卷第 5 期，2017 年，26-36+144-145 頁。
- 李婧「解振華和他留下的氣候外交資產」『中外對話』2019 年 12 月 9 日，<<https://chinadialogue.net/zh/3/44312/>>。
- 李樂，周波，鄭軍「“十四五”生態環境保護國際合作的趨勢分析与对策建議」『環境保護』第 48 卷第 11 期，2020 年，55-57 頁。
- 李強「中美氣候合作与《巴黎協定》」『理論視野』第 193 卷第 3 期，2016 年，69-72 頁。
- 李巍，宋亦明「特朗普政府的能源与氣候政策及其影響」『現代國際關係』第 11 期，2017 年，32-41+64-65 年。
- 李曉光，楊江華「青年群体对氣候变化的認知及其影響机制」『中国青年研究』第 8 期，2016 年，

- 20-27 頁。
- 李昕蕾「全球氣候治理領導權格局的變遷與中國的戰略選擇」『山東大學學報(哲學社會科學版)』第 1 期, 2017 年, 68-78 頁。
- 李昕蕾, 王彬彬「國際非政府組織與全球氣候治理」『國際展望』第 10 卷第 5 期, 2018 年, 136-156+162 頁。
- 黎星, 黃慶「從哥本哈根氣候大會看中國輿論傳播之不足」『公共外交通訊』第 1 期, 2010 年, 26-32 頁。
- 林婷, 譔仁俊「綠色政績考核與地方環境治理——來自環保一票否決制的經驗證據」『華中科技大學學報(社會科學版)』第 35 卷第 4 期, 2021 年, 74-84 頁。
- 劉宏松「為什麼冷戰後國際制度的形成不由美國所願」『世界經濟與政治』第 8 期, 2013 年, 68-85 頁。
- 劉宏松, 解單「再論歐盟在全球氣候治理中的領導力」『國際關係研究』第 4 期, 2019 年, 94-116 頁。
- 劉夢羽「氣候談判就是為國家爭取戰略機遇期——專訪多哈氣候大會中國代表團團長, 國家發改委副主任解振華」『中國報導』第 1 期, 2013 年, 52-53 頁。
- 劉文玲, 王燦「低碳城市發展實踐與發展模式」『中國人口·資源與環境』第 20 卷第 4 期, 2010 年, 17-22 頁。
- 劉元玲「巴黎氣候大會後的中美氣候合作」『國際展望』第 8 卷第 2 期, 2016 年, 40-58+153 頁。
- 劉兆征「中國環境治理失靈問題的思考」『環境保護』第 16 期, 2008 年, 64-67 頁。
- 盧思騁, 王之佳「哥本哈根:氣候政治的新起點」『南風窗』第 1 期, 2010 年, 16-18 頁。
- 馬建英「全球氣候外交的興起」『外交評論』第 26 卷第 6 期, 2009 年, 30-45 頁。
- 馬建英「國際氣候制度在中國的內化」『世界經濟與政治』第 6 期, 2011 年, 91-121+159 頁。
- 馬建英「國內結構與制度影響:國際氣候制度在中國, 美兩國的影響研究(1990-2010)」復旦大學, 國際關係博士論文, 2011 年。
- 毛艷, 甘鈞先「中國在氣候領域的公共外交及手段創新」『國際論壇』第 1 期, 2012 年, 43-48 頁。
- 奈, 約瑟夫, 王緝思, 趙明昊「中國軟實力的興起及其對美國的影響」『世界經濟與政治』第 6 期, 2009 年, 6-12+3 頁。
- 潘家華「哥本哈根之後的氣候走向」『外交評論(外交學院學報)』第 26 卷第 6 期, 1-4 頁。
- 潘家華「碳排放交易體系的構建, 挑戰與市場拓展」『中國人口·資源與環境』第 26 卷第 8 期, 2016 年, 1-5 頁。
- 潘家華「負面沖擊 正向效應——美國總統特朗普宣布退出《巴黎協定》的影響分析」『中國科學院院刊』第 32 卷第 9 期, 2017 年, 1014-1021 頁。
- 潘家華, 張榮「中國應對氣候變化的戰略進程與角色轉型:從防範"黑天鵝"災害到迎戰"灰犀牛"風險」『中國人口·資源與環境』第 28 卷第 10 期, 2018 年, 1-8 頁。
- 潘家華, 廖茂林, 陳素梅「碳中和:中國能走多快?」『改革』第 7 期, 2021 年, 1-13 頁。
- 龐中英「中國面臨的國際領導悖論及其克服」『探索與爭鳴』第 12 期, 2017 年, 119-124 頁。
- 采婷, 謝耘耕「環境群體性事件的發生, 傳播與應對:基於 2003~2014 年 150 起中國重大環境群體事件的實證分析」『新聞記者』第 6 期, 2015 年, 72-79 頁。
- 錢皓「奧巴馬政府"綠色新政"與中美關係——從《京都議定書》到後《京都議定書》」『國際觀察』第 4 期, 2010 年, 56-63 頁。

- 郝建榮「解振華 一輩子只乾一件事的部級幹部」『法制日報』2018年12月26日，第4面。
- 秦丕青「國家身份，戰略文化和安全利益——關於中國與國際社會關係的三個假設」『世界經濟與政治』第1期，2003年，10-15頁。
- 秦丕青「主體間認知差異與中國的外交決策」『外交評論(外交學院學報告)』第27卷第4期，2010年，3-7頁。
- 秦丕青「全球治理失靈與秩序理念的重建」『世界經濟與政治』第4期，2013年，4-18頁。
- 曲格平「新中國環境保護工作的開創者和奠基者——周恩來」『黨的文獻』第2期，2000年，84-88頁。
- 曲格平「從斯德哥爾摩到約翰內斯堡的道路——人類環境保護史上的三個路標」『環境保護』第6期，2002年，11-15頁。
- 曲格平『中國環境問題及對策／曲格平文集一』中國環境科學出版社，2007年a。
- 曲格平『中國的環境綜合分析與情景預測：2000年中國的環境／曲格平文集二』中國環境科學出版社，2007年b。
- 曲格平『中國的環境管理／曲格平文集四』中國環境科學出版社，2007年c。
- 曲格平『困境與選擇：中國環境與發展戰略研究／曲格平文集七』中國環境科學出版社，2007年d。
- 曲格平『夢想與期待：中國環境保護的過去與未來／曲格平文集九』中國環境科學出版社，2007年e。
- 冉冉「政體類型與環境治理績效：環境政治學的比較研究」『國外理論動態』第5期，2014年，48-53頁。
- 冉冉『中國地方環境政治：政策與執行之間的距離』中央編譯出版社，2015年。
- 冉冉，閻甜「協商民主與全球氣候治理的“吉登斯悖論”」『當代世界與社會主義』第4期，2016年，175-180頁。
- 石斌「秩序轉型，國際分配正義與新興大國的歷史責任」『世界經濟與政治』第12期，2010年，69-100頁。
- 宋蕾「氣候政策創新的演變：氣候減緩，適應和可持續發展的包容性發展路徑」『社會科學』第3期，2018年，29-40頁。
- 孫楠「全球氣候治理：中國能否成為引領者」『中國氣象報』第3面，2015年12月3日。
- 孫偉增，羅黨論，鄭思齋，萬廣華「環保考核，地方官員晉升與環境治理——基於2004—2009年中國86個重點城市的經驗證據」『清華大學學報(哲學社會科學版)』第29卷第4期，2014年，49-62+171頁。
- 孫學峰，李銀株「中國與77國集團氣候變化合作機制研究」『國際政治研究』第34卷第1期，2013年，88-102+2+1頁。
- 檀有志「公共外交中的國家形象建構——以中國國家形象宣傳片為例」『現代國際關係』第3期，2012年，54-60頁。
- 田晨，呂學都「保護氣候是全人類的責任——訪科學技術部全球環境辦公室副主任呂學都」『世界環境』第2期，2007年，34-41頁。
- 田丹宇「中國目前氣候治理組織機構評析」『中國政法大學學報』第1期，2013年，138-149頁。
- 王彬彬『中國途徑：雙層博弈視角下的氣候傳播與治理』社會科學文獻出版社，2018年。
- 王彬彬等『中國公眾氣候變化與氣候傳播認知狀況調查報告』中國氣候傳播項目中心，2017年。

- 王彬彬, 張海濱「全球氣候治理“雙過渡”新階段及中國的戰略選擇」『中國地質大學學報(社會科學版)』第 17 卷第 3 期, 2017 年, 1-11 頁。
- 王燦, 張雅欣「碳中和願景的實現路徑與政策體系」『中國環境管理』第 12 卷第 6 期, 2020 年, 58-64 頁。
- 王海林等「全球氣候治理若干關鍵問題及對策」『中國人口·資源與環境』第 30 卷第 11 期, 2020 年, 26-33 頁。
- 王紅建, 湯泰劼, 宋獻中「誰驅動了企業環境治理: 官員任期考核還是五年規劃目標考核」『財貿經濟』第 38 卷第 11 期, 2017 年, 147-161 頁。
- 王緝思「中國的國際定位問題與“韜光養晦, 有所作為”的戰略思想」『國際問題研究』第 2 期, 2011 年, 4-9+71 頁。
- 汪勁『環保法治三十年: 我們成功了嗎——中國環境法治藍皮書(1979-2010)』北京大學出版社, 2011 年。
- 王金南等「邁向美麗中國的生態文明建設戰略框架設計」『環境保護』第 23 期, 2012 年, 14-18 頁。
- 王金南, 秦昌波, 田超等「生態環境保護行政管理體制改革方案研究」『中國環境管理』第 5 期, 2015 年, 9-14 頁。
- 王金南等「新時代中國特色社會主義生態文明建設的方略與任務」『中國環境管理』第 9 卷第 6 期, 2017 年, 9-12 頁。
- 王強「重視環保的官員因何升遷難?」紐約時報中文網, 2013 年 4 月 15 日, <<https://cn.nytimes.com/china/20130415/cc15wangqiang/>>。
- 汪萬堯, 李宏濤, 于曉龍「全球氣候治理主體共同體化現狀, 問題與深化路徑」『中國環境管理』第 13 卷第 3 期, 2021 年, 79-85 頁。
- 汪偉全「風險放大, 集體行動和政策博弈——環境類群體事件暴力抗爭的演化路徑研究」『公共管理學報』第 12 卷第 1 期, 2015 年, 127-136+159 頁。
- 王小鋼「“共同但有區別的責任”原則的適用及其限制——《哥本哈根協議》和中國氣候變化法律與政策」『社會科學』第 7 期, 2010 年, 80-89+189 頁。
- 王逸舟「國家利益再思考」『中國社會科學』第 2 期, 2002 年, 160-170+208 頁。
- 王逸舟「中國外交十特色——兼論對外交研究的啟示」『世界經濟與政治』第 5 期, 2008 年, 6-18+3 頁。
- 王之佳『中國環境外交』中國環境科學出版社, 1999 年。
- 王之佳『對話與合作: 全球環境問題和中國環境外交』中國環境科學出版社, 2003 年。
- 王之佳『中國環境外交(上)』中國環境科學出版社, 2012 年。
- 王之佳『中國環境外交(下)』中國環境科學出版社, 2012 年。
- 吳建南, 徐萌萌, 馬芸源「環保考核, 公眾參與和治理效果: 來自 31 個省級行政區的證據」『中國行政管理』第 9 期, 2016 年, 75-81 頁。
- 奚旺, 莫菲菲「十四五」應對氣候變化南南合作形勢分析與對策建議」『環境保護』第 48 卷第 16 期, 2020 年, 65-67 頁。
- 項目綜合報告編寫組「《中國長期低碳發展戰略與轉型路徑研究》綜合報告」『中國人口·資源與環境』第 30 卷第 11 期, 2020 年, 1-25 頁。
- 謝克昌「讓煤炭利用清潔高效起來」『人民日報』第 20 面, 2020 年 9 月 22 日。
- 謝來輝「巴黎氣候大會的成功與國際氣候政治新秩序」『國外理論動態』第 7 期, 2017 年, 116-127

- 頁。
- 謝來輝「碳排放:一種新的權力來源——全球氣候治理中的排放權力」『世界經濟與政治』第9期, 2016年, 64-89頁。
- 謝來輝, 陳迎「中國對碳關稅問題過度擔憂了嗎?」『國際經濟評論』第4期, 2010年, 135-146頁。
- 謝喆平『中國與聯合國教科文組織的關係演進』教育科學出版社, 2010年。
- 解振華「國務院關於應對氣候變化工作情況的報告——2009年8月24日在第十一屆全國人民代表大會常務委員會第十次會議上」『中國經濟導報』第A07版, 2009年8月29日。
- 解振華「過早, 過急, 過激的絕對減排不可取——對氣候變化問題的認識和應對」『中國經濟導報』第B01版, 2010年4月8日。
- 解振華「堅持積極應對氣候變化戰略定力 繼續做全球生態文明建設的重要參與者, 貢獻者和引領者——紀念《巴黎協定》達成五周年」『環境與可持續發展』第46卷第1期, 2021年, 3-10頁。
- 顏德如, 張玉強「中國環境治理研究(1998—2020):理論, 主題與演進趨勢」『公共管理與政策評論』第10卷第3期, 2021年, 144-157頁。
- 嚴雙伍, 肖蘭蘭「中國參與國際氣候談判的立場演變」『當代亞太』第1期, 2010年, 79-90頁。
- 鄒一龍, 王紹光, 胡鞍鋼「中國中央政府決策模式演變——以五年計劃編制為例」『清華大學學報(哲學社會科學版)』第28卷第3期, 2013年, 114-122+160頁。
- 楊海生, 陳少凌, 周永章「地方政府競爭與環境政策——來自中國省份數據的証據」『南方經濟』第6期, 2008年, 15-30頁。
- 楊潔篪「大變革 大調整 大發展——2009年的國際形勢和中國外交」『求是』第1期, 2010年, 57-59頁。
- 楊潔篪「積極承擔國際責任和義務」『人民日報』第6面, 2015年11月23日。
- 余博聞「認知演化與全球氣候治理的變革」『世界經濟與政治』第12期, 2019年, 101-133+158-159頁。
- 楊文利「周恩來與中國環境保護工作的起步」『當代中國史研究』第3期, 2008年, 21-26+125頁。
- 于宏源「《聯合國氣候變化框架公約》與中國氣候變化政策協調的發展」『世界經濟與政治』第10期, 2005年, 64-69頁。
- 于宏源「國際環境合作中的集體行動邏輯」『世界經濟與政治』第5期, 2007年, 43-50頁。
- 于宏源「國際制度和中國氣候變化軟能力建設——基於兩次問卷調查的結果分析」『世界經濟與政治』第8期, 2008年, 16-23+3頁。
- 于宏源「中國和氣候變化國際制度:認知和塑造」『國際觀察』第4期, 2009年, 18-25頁。
- 于宏源「以綠色共贏為核心的中國能源環境外交」『國際展望』第4期, 2011年, 73-88頁。
- 于宏源「試析全球氣候變化談判格局的新變化」『現代國際關係』第6期, 2012年, 12-17頁。
- 于宏源「《巴黎協定》, 新的全球氣候治理與中國的戰略選擇」『太平洋學報』第24卷第11期, 2016年, 88-96頁。
- 于宏源「多利益攸關方參與全球氣候治理:進程, 動因與路徑選擇」『太平洋學報』第29卷第2期, 2021年, 1-14頁。
- 于宏源, 張瀟然, 汪萬發「拜登政府的全球氣候變化領導政策與中國應對」『國際展望』第13卷第2期, 2021年, 27-44頁。
- 于宏源, 汪萬發「綠色“一帶一路”建設:進展, 挑戰與深化路徑」『國際問題研究』第2期, 2021

- 年, 114-129 頁。
- 于建嶸「自媒體時代公眾參與的困境與破解路徑——以 2012 年重大群體性事件為例」『上海大學學報(社會科學版)』第 30 卷第 4 期, 2013 年, 1-8 頁。
- 于文超, 高楠, 龔強「公眾訴求, 官員激勵與地區環境治理」『浙江社會科學』第 5 期, 2014 年, 23-35+10+156-157 頁。
- 岳紅「走中國特色的低碳之路——訪國家氣候變化專家委員會副主任何建坤」『節能與環保』第 1 期, 2011 年, 20-23 頁。
- 趙斌, 高小升「新興大國氣候政治的變化機制——以中國和印度為比較案例」『南亞研究』第 1 期, 2014 年, 92-104 頁。
- 趙斌「新興大國氣候政治研究新進展: 理論與實踐」『當代世界與社會主義』第 1 期, 2017 年, 159-165 頁。
- 趙斌「群體化: 新興大國參與全球氣候治理的路徑選擇」『國際論壇』第 19 卷第 2 期, 2017 年, 8-15+79 頁。
- 趙斌「新興大國的集體身份迷思——以氣候政治為敘事情境」『西安交通大學學報(社會科學版)』第 38 卷第 1 期, 2018 年, 126-133 頁。
- 趙斌「霸權之後: 全球氣候治理“3.0 時代”的興起——以美國退出《巴黎協定》為例」『教學與研究』第 6 期, 2018 年, 66-76 頁。
- 趙斌「全球氣候治理困境及其化解之道——新時代中國外交理念視角」『北京理工大學學報(社會科學版)』第 20 卷第 4 期, 2018 年, 1-8 頁。
- 趙斌「新時代中國氣候外交: 挑戰, 風險與戰略應對」『當代世界』第 3 期, 2019 年, 30-35 頁。
- 趙斌「人類命運共同體理念與全球氣候治理創新」『西安交通大學學報(社會科學版)』第 41 卷第 2 期, 2021 年, 103-110 頁。
- 趙可金「建設性領導與中國外交轉型」『世界經濟與政治』第 5 期, 2012 年, 42-57+157 頁。
- 張海濱「中國在國際氣候變化談判中的立場: 連續性與變化及其原因探析」『世界經濟與政治』第 10 期, 2006 年, 36-43 頁。
- 張海濱「中國與國際氣候變化談判」『國際政治研究』第 1 期, 2007 年, 21-36 頁。
- 張海濱「應對氣候變化: 中日合作與中美合作比較研究」『世界經濟與政治』第 1 期, 2009 年, 38-48 頁。
- 張麗君「氣候變化與中國國家形象: 西方媒體與公眾的視角」『歐洲研究』第 6 期, 2010 年, 19-31 頁。
- 張麗君「聯合國氣候變化大會與中國國家形象的塑造」『山西師大學報(社會科學版)』第 41 卷第 4 期, 2014 年, 32-37 頁。
- 張麗君「氣候變化領域中的中國非政府組織」『公共外交季刊』第 1 期, 2016 年, 48-53+125 頁。
- 張歷歷「新時期中國外交決策領域的新變化」『當代世界』第 9 期, 2015 年, 47-51 頁。
- 張歷歷「新時代中國外交: 理論創新與實踐貢獻」『當代中國史研究』第 26 卷第 5 期, 2019 年, 165-176+254 頁。
- 張歷歷「中國外交: 從站起來到強起來」『今日中國』第 68 卷第 10 期, 2019 年, 24-27 頁。
- 張連輝「新中國環境保護事業的早期探索——第一次全國環保會議前中國政府的環保努力」『當代中國史研究』第 17 卷第 4 期, 2010 年, 40-47 頁。
- 張楠, 盧洪友「官員垂直交流與環境治理——來自中國 109 個城市市委書記(市長)的經驗證據」『公

- 共管理學報』第 13 卷第 1 期，2016 年，31-43+153-154 頁。
- 張萍，丁倩倩「環保組織在我國環境事件中的介入模式及角色定位——近 10 年來的典型案例分析」『思想戰線』第 40 卷第 4 期，92-95 頁。
- 張萍，楊祖嬋「近十年來我國環境群體性事件的特征簡析」『中國地質大學學報(社會科學版)』第 15 卷第 2 期，2015 年，53-61 頁。
- 張希良，張達，余潤心「中國特色全國碳市場設計理論與實踐」『管理世界』第 37 卷第 8 期，2021 年，80-95 頁。
- 張永生等「中國碳中和：引領全球氣候治理和綠色轉型」『國際經濟評論』第 3 期，2021 年，9-26+4 頁。
- 鄭曉雯「積極參與應對氣候變化行動：記 CYCAN 在中國氣候環境領域的推動與倡導作用」『綠葉』第 12 期，2018 年，61-64 頁。
- 中國環境保護行政二十年編委會『中國環境保護二十年』中國環境科學出版社，1994 年。
- 中華人民共和國國家發展和改革委員會『中國應對氣候變化的政策與行動——2009 年度報告』2009 年。
- 中華人民共和國國家發展和改革委員會『中國應對氣候變化的政策與行動——2010 年度報告』2010 年。
- 中華人民共和國國家發展和改革委員會『中國應對氣候變化的政策與行動——2011 年度報告』2011 年。
- 中華人民共和國國家發展和改革委員會『中國應對氣候變化的政策與行動——2012 年度報告』2012 年。
- 中華人民共和國國家發展和改革委員會『中國應對氣候變化的政策與行動——2013 年度報告』2013 年。
- 中華人民共和國國家發展和改革委員會『中國應對氣候變化的政策與行動——2014 年度報告』2014 年。
- 中華人民共和國國家發展和改革委員會『中國應對氣候變化的政策與行動——2015 年度報告』2015 年。
- 中華人民共和國國家發展和改革委員會『中國應對氣候變化的政策與行動——2016 年度報告』2016 年。
- 中華人民共和國國家發展和改革委員會『中國應對氣候變化的政策與行動——2017 年度報告』2017 年。
- 中華人民共和國國務院新聞辦公室『中國應對氣候變化的政策與行動(白皮書)(2008)』2008 年。
- 中華人民共和國生態環境部『中國應對氣候變化的政策與行動——2018 年度報告』2018 年。
- 中華人民共和國生態環境部『中國應對氣候變化的政策與行動——2019 年度報告』2019 年。
- 中華人民共和國生態環境部『中國應對氣候變化的政策與行動——2020 年度報告』2021 年。
- 周紹雪「中國應對氣候變化戰略與外交政策之關係研究」『當代世界與社會主義』第 3 期，2014 年，122-122 頁。
- 周紹雪「氣候外交將成為中美戰略合作新增長點」『國際關係學院學報』第 6 期，2010 年，37-42 頁。
- 周志家「環境保護，群體壓力還是利益波及——廈門居民 PX 環境運動參與行為的動機分析」『社會』第 31 卷第 1 期，2011 年，1-34 頁。

- 朱洪園「取暖期已開始 20 天，供暖改造工程仍未完工 河北曲陽多所鄉村小學至今未供暖」『中國青年報』2017 年 12 月 05 日，第 3 面。
- 朱磊，陳迎「“一帶一路”倡議對接 2030 年可持續發展議程——內涵，目標與路徑」『世界經濟與政治』第 4 期，2019 年，79-100+158 頁。
- 朱旭峰「中國社會政策變遷中的專家參與模式研究」『社會學研究』第 25 卷第 2 期，2011 年，1-27+243 頁。
- 朱旭峰「構建中國特色新型智庫研究的理論框架」『中國行政管理』第 5 期，2014 年，29-33 頁。
- 朱旭峰，吳冠生「中國特色的央地關係：演變與特點」『治理研究』第 34 卷第 2 期，2018 年 50-57 頁。
- 莊貴陽，周偉鐸「非國家行為體參與和全球氣候治理體系轉型——城市與城市網絡的角色」『外交評論(外交學院學報)』第 33 卷第 3 期，2016 年，133-156 頁。
- 莊貴陽，薄凡，張靖「中國在全球氣候治理中的角色定位與戰略選擇」『世界經濟與政治』第 4 期，2018 年，4-27 頁。